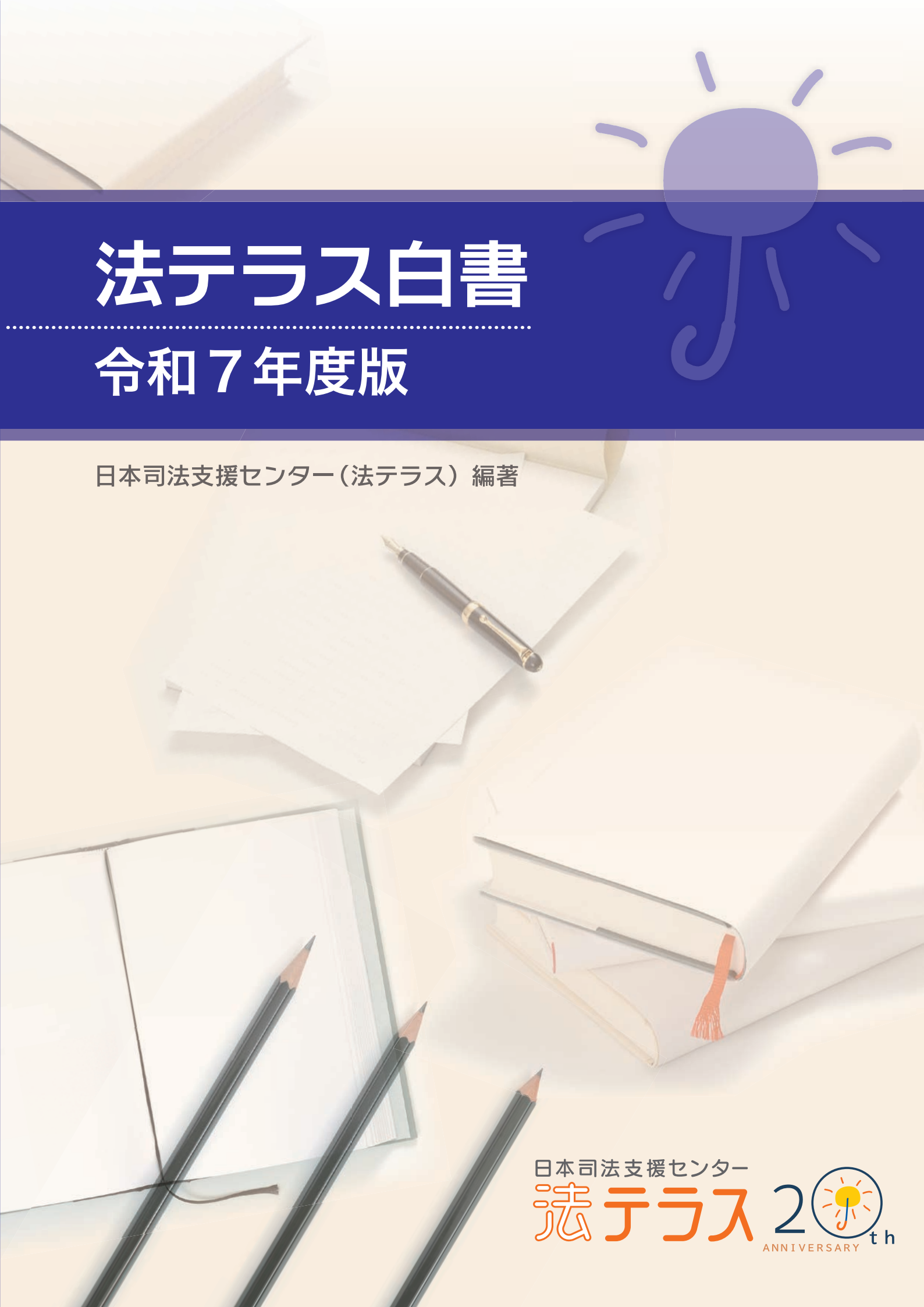
法テラス白書

令和７年度版

日本司法支援センター（法テラス）編著



日本司法支援センター
法テラス 20th ANNIVERSARY



法テラス白書
令和7年度版

日本司法支援センター　編著

法テラス運営理念

使　命

私たちは、司法が個人の尊重を基礎に自由で公正な社会を築くための礎であることを深く認識し、すべての人と司法を結ぶ架け橋として、誰もが、いつでも、どこでも、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指します。

心がまえ

私たちは、一人ひとりがお互いを尊重し、相手の気持ちを思いやる心をもって、「自律」「協働」「創造」の精神で、私たちの使命に向かって取り組みます。

行動指針

1. 私たちは、人間性豊かで質の高いサービスの提供と多様化する社会のニーズへの的確な対応に努めます。
1. 私たちは、関係機関・地域社会と連携し、法律専門家等の援助によって誰もが安心して暮らしていける社会づくりに貢献します。
1. 私たちは、日本社会と世界の動向にも関心を払い、広い視野をもって日々の業務に取り組みます。
1. 私たちは、効率的で適正な業務遂行を心がけ、より良いサービスが広くいきわたるよう努めます。
1. 私たちは、高い倫理観をもって、個人情報保護に関する規程をはじめ法令等の規範を遵守し、常に国民の信頼を確保するよう努めます。

法テラス白書（令和７年度版）の発刊に寄せて

日本司法支援センター（法テラス）は、「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現すること」を目指し、平成18年４月10日、総合法律支援法に基づき設立され、本年、20周年を迎えました。令和８年２月24日に開催した20周年記念式典においては、常勤弁護士がこれまでに切り開いてきた活動の報告を行い、常勤職員が法テラスのビジョン策定状況の報告を行いました。また、法テラスの歴代理事長などから、法テラスの使命が今後ますます重要になる旨のご指摘と、法テラスがその役割を果たすべくさらに充実した活動をすることを期待する旨のお言葉をいただいております。

法テラスは、設立以来、情報提供、民事法律扶助、国選弁護等関連、犯罪被害者支援、司法過疎対策といった基幹業務、及び日本弁護士連合会等からの受託業務の円滑な遂行に努めてまいりました。この20年間で、法テラスの業務は拡大・多様化し、震災・豪雨などの大規模自然災害の被災者、認知能力が十分でないために自己の権利の実現が容易でない高齢者・障がい者、霊感商法等の被害者、DV・ストーカー・児童虐待の被害者、ひとり親家庭、在留外国人などそれぞれの対象者に応じたきめ細かい支援を行ってきました。

法テラスでは、このような方々の権利擁護のため、地方公共団体、福祉機関などと連携しながら、自ら法的援助を求めることが難しい方々の下に出向くなど積極的に働きかけを行い、その方々が抱える様々な問題の総合的解決を図る取組（司法ソーシャルワーク）を行うとともに、令和７年度は、犯罪被害、ひとり親家庭、闇バイト、霊感商法等をテーマに、関係機関と連携したワンストップ相談会を開催する活動を各地で展開しました。

令和８年１月13日からは、犯罪被害者等法律援助業務（犯罪被害者等支援弁護士制度）を新たな業務として開始しました。同業務は、殺人、不同意性交などの犯罪の被害者の方が、一度の利用申込みで刑事・民事・行政そのほかの手続について、同じ弁護士による支援を原則として無料で受けることができるなど、被害者の負担を軽減し、支援する業務です。令和７年度は、年度内の運用開始に向けて、関係機関・団体等と連携を図りつつ、人的・物的体制の整備や担い手となる弁護士の確保、制度の周知・広報等の必要な準備を進めました。今後は、事件数の動向、運用状況などを見守りつつ、同業務が、犯罪被害者等に寄り添った充実したものとなるよう同業務の円滑な遂行に努めてまいります。

法テラスの令和７年度の利用件数は増加傾向にあり、特に、チャットボットを含む情報提供、国選弁護事件、犯罪被害者支援ダイヤルへの問合せなどにおいて、増加が目立っています。近年、厳しい国の財政状況の下、法テラスの財政運営も厳しく、また、職員の確保にも困難はありますが、「すべての人と司法を結ぶ架け橋」との理念のもと、さらなる司法アクセスの充実を目指してまいります。

20周年を迎えた本年は、これまでの20年を振り返り、法テラスの使命及び役割を果たすために、今後の社会情勢の変化にも対応できる組織基盤の強化に取り組みたいと考えています。取組の１つとして、すべての職員を対象としたアンケートを基に、「法テラスビジョン2035」を策定し、これまでの歩みを振り返り、次の10年を見据え、取り組むべき課題や目指す姿を確認しました。

このたび、令和７年度（令和７年４月１日～令和８年３月31日）の業務の概況をまとめた「法テラス白書（令和７年度版）」を発刊しました。この白書により、法テラスの事業と活動につき、皆様にご理解いただき、一層のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和８年10月
日本司法支援センター
理事長　白　石　史　子

目　次

法テラス運営理念 ……2
法テラス白書（令和7年度版）の発刊に寄せて ……3

■法テラスの概要

1. 概要 ……8
（1）設立 ……8
（2）組織 ……8
（3）主な業務 ……9
（4）事務所 ……10
（5）予算・決算の概要 ……12

■法テラスのあゆみ

1. これまでのあゆみ ……13
2. 令和7年度の主な出来事 ……16

特集1 20年を振り返って

第1　主な業務の概況 ……18
第2　法テラスに関わってこられた方々のインタビュー ……22
第3　「法テラスビジョン2035」の策定 ……25
1　ビジョン策定経緯 ……25
2　各ビジョンの趣旨について ……25
3　ビジョンロゴ ……26

特集2 犯罪被害者等法律援助業務（犯罪被害者等支援弁護士制度）の創設について

第1　新制度の創設 ……27
第2　新制度創設の背景 ……27
第3　新制度開始までの経緯 ……27
第4　制度概要 ……28
1　従来の制度（民事法律扶助、日弁連委託援助）からの変化 ……28
2　新制度の概要 ……29
（1）利用要件 ……29
（2）利用の流れ ……29
（3）弁護士による活動 ……30
（4）弁護士に支払う報酬等 ……30
第5　制度周知について ……32
第6　まとめ ……32

1. 情報提供業務

1-1 令和7年度における業務の概況 ……33
（1）利用者の利便性向上のための取組 ……33
（2）品質向上のための取組 ……34
（3）多言語での情報提供 ……34
（4）外国人在留支援センター（FRESC）における取組 ……34
（5）法教育の取組 ……35
1-2 業務の概要 ……36
1-3 問合せ件数 ……37
（1）サポートダイヤル ……37
（2）地方事務所 ……38
1-4 問合せの傾向 ……39
（1）サポートダイヤル ……39
（2）地方事務所 ……42
1-5 認知媒体 ……43
（1）サポートダイヤル ……43
（2）地方事務所 ……44
1-6 利用者の地域分布 ……45
（1）サポートダイヤル ……45
（2）地方事務所 ……46
1-7 紹介先関係機関 ……47
1-8 多言語情報提供サービス ……48
（1）サービスの概要 ……48
（2）サービスの仕組み ……48
（3）問合せ件数 ……49
（4）問合せの傾向 ……50
（5）認知媒体 ……50
（6）利用者の地域分布 ……51
1-9 外国人在留支援センター（FRESC）における取組 ……52
（1）国際室における問合せの傾向 ……52
（2）国際室における連携対応事例の紹介 ……53
（3）外国人支援者等向けセミナーの開催 ……54
1-10 法教育 ……55
1-11 霊感商法等対応ダイヤルの運用 ……58
（1）相談件数 ……58
（2）相談の傾向 ……59
（3）紹介先関係機関 ……60

2. 民事法律扶助業務

2-1 令和7年度における業務の概況 ……62
（1）業務開始以来の実績の累計 ……62
（2）令和6年奥能登豪雨の被災者法律相談援助 ……62
（3）法テラス口座登録受付サービスの開始 ……62
2-2 業務の概要 ……63
（1）一般法律相談援助と代理援助・書類作成援助 ……63
（2）特定援助対象者援助事業 ……65
（3）被災者法律相談援助 ……66
（4）特定被害者法律援助 ……66
2-3 契約弁護士・司法書士数の推移 ……67
2-4 法律相談援助 ……68
（1）実施状況 ……68
（2）法律相談援助利用者の属性 ……69
（3）特定援助対象者法律相談援助 ……70
（4）外国人向け法律相談 ……71
2-5 代理援助・書類作成援助 ……72
（1）実施状況 ……72
（2）代理援助・書類作成援助利用者の属性 ……73
（3）代理援助 ……75
（4）書類作成援助 ……77
2-6 立替金の償還（返済） ……78
（1）償還 ……78
（2）償還の免除 ……78
2-7 不服申立てと再審査申立て ……79

3. 国選弁護等関連業務

3-1 令和7年度における業務の概況 …… 91
3-2 国選弁護関連業務…… 92
(1) 業務の概要 …… 92
(2) 国選弁護制度…… 92
(3) 弁護士との国選弁護人契約の締結…… 94
(4) 国選弁護人候補の指名通知…… 95
(5) 国選弁護人に対する報酬及び費用の算定 …… 98
(6) 国選算定基準の改正 ……101
3-3 国選付添関連業務……102
(1) 業務の概要 ……102
(2) 国選付添人に対する報酬及び費用の算定 ……104

4. 司法過疎対策と常勤弁護士に関する業務

4-1 令和7年度における業務の概況 ……110
(1) 常勤弁護士 ……110
(2) 司法過疎対策業務……110
(3) 司法ソーシャルワークに関する業務……110
4-2 常勤弁護士の配置……111
4-3 司法過疎地域事務所の設置 ……113
4-4 各地の常勤弁護士の取組 ……114
(1) 関係機関、支援者への情報提供……114
(2) ケース会議への参加 ……115
(3) その他 ……115
4-5 常勤弁護士の確保……116
(1) 説明会等の活用 ……116
(2) 採用……117
4-6 常勤弁護士の活動のための環境整備 ….118
(1) 実務研修……118
(2) 裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室 ……122

5. 犯罪被害者支援業務

5-1 令和7年度における業務の概況 ……123
(1) 犯罪被害者支援業務におけるアクセス状況 ….123
(2) DV等被害者法律相談援助業務及び犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介業務の状況……123
(3) 犯罪被害者等法律援助業務（犯罪被害者等支援弁護士制度）の運用開始 …123
(4) 研修の実施 ……124
5-2 業務の概要 ……125
5-3 犯罪被害者支援に関する情報の提供等 …127
(1) 犯罪被害者支援ダイヤル……127
(2) 地方事務所 ……130
5-4 DV等被害者法律相談援助業務 ……136
(1) DV等被害者法律相談援助業務の概要 ……136
(2) 児童虐待に関する取組 ……139
5-5 被害者国選弁護関連業務……140
(1) 被害者参加制度と被害者参加人のための国選弁護制度の概要 ……140
(2) 被害者国選弁護関連業務の実施状況……141
5-6 被害者参加旅費等支給業務……143
(1) 被害者参加旅費等支給制度の概要 ……143
(2) 被害者参加旅費等支給業務の実績 ……143
5-7 犯罪被害者等法律援助業務（犯罪被害者等支援弁護士制度）……144

6. 災害対応

法テラスにおける災害対応……147
1 東日本大震災への対応 ……147
2 総合法律支援法改正と被災者法律相談援助 ……147
3 被災者への情報提供 ……148

7. 受託業務

7-1 業務の概要 ……151
7-2 日本弁護士連合会委託援助業務 ……151
(1) 業務内容……151
(2) 援助要件等 ……153
(3) 業務実績……153
(4) 援助費用……153

8. その他

8-1 組織 ……156
(1) 本部と地方事務所の組織……156
(2) 事務所 ……157
(3) 根拠法 ……161
(4) 主務大臣……161
(5) 資本金 ……161
(6) 役員の状況 ……161
(7) 職員の状況 ……161
8-2 法テラスの認知状況 ……162
(1) 認知状況の推移 ……162
(2) 令和7年度の主な取組 ……162
(3) 性別・年代別認知度……163
(4) 認知経路……164
8-3 法テラスに寄せられた皆様からの声 ……165
8-4 審査委員会 ……169
(1) 審査委員会とは……169
(2) 審査委員会の審議事項……170
8-5 顧問会議 ……171
(1) 設立の趣旨 ……171
(2) 顧問会議メンバー ……171
(3) 顧問会議の開催状況 ……171
8-6 地方協議会 ……172
開催の目的、状況 ……172

法テラス用語の解説 ……176

和暦西暦早見表 ……181

法テラスの刊行物 ……182

資　料　目　次

1．情報提供業務

資料1-1　情報提供業務の流れ…… 36
資料1-2　サポートダイヤル問合せ件数の推移 …… 37
資料1-3　地方事務所問合せ件数の推移…… 38
資料1-4　令和7年度にサポートダイヤルで情報提供を受けた利用者の性別、年代 …… 39
資料1-5　サポートダイヤル問合せ分野別内訳の推移 …… 40
資料1-6　令和7年度サポートダイヤル問合せ分野別内訳（男女別）…… 40
資料1-7　令和7年度サポートダイヤル問合せ分野別件数（男女別･上位30分野） …… 41
資料1-8　地方事務所問合せ分野別内訳の推移…… 42
資料1-9　サポートダイヤル認知媒体内訳の推移 …… 43
資料1-10　地方事務所認知媒体内訳の推移…… 44
資料1-11　令和7年度都道府県別サポートダイヤル問合せ件数（電話･メール･有人チャットの合計数） …… 45
資料1-12　人口1万人当たりの令和7年度サポートダイヤル問合せ件数（都道府県別）…… 45
資料1-13　令和7年度地方事務所別の問合せ件数（面談･電話の合計数） …… 46
資料1-14　人口1万人当たりの令和7年度都道府県別問合せ件数（面談･電話の合計数） …… 46
資料1-15　令和7年度サポートダイヤル紹介先関係機関内訳… 47
資料1-16　令和7年度地方事務所紹介先関係機関内訳 …… 47
資料1-17　多言語情報提供サービスの流れ …… 48
資料1-18　多言語情報提供サービス言語別問合せ件数の推移… 49
資料1-19　令和7年度多言語情報提供サービス問合せ分野別内訳…… 50
資料1-20　令和7年度多言語情報提供サービス認知媒体内訳… 50
資料1-21　令和7年度利用者居住地別多言語情報提供サービス問合せ件数（上位20都道府県） …… 51
資料1-22　令和7年度国際室における問合せ内容分野別内訳… 52
資料1-23　令和7年度国際室における言語別問合せ内訳…… 53
資料1-24　令和7年度外国人支援者等向けセミナー実施状況… 54
資料1-25　受付相談件数…… 58
資料1-26　相談者の年齢…… 59
資料1-27　相手方…… 59
資料1-28　相談者の性別…… 59
資料1-29　相談者の立場…… 59
資料1-30　宗教二世･三世に関する相談…… 59
資料1-31　相談内容…… 60
資料1-32　案内先…… 61

2．民事法律扶助業務

資料2-1　民事法律扶助の手続（全体の流れ）…… 64
資料2-2　特定援助対象者法律相談援助の利用の流れ…… 65
資料2-3　契約弁護士数の推移…… 67
資料2-4　契約司法書士数の推移…… 67
資料2-5　法律相談援助件数の推移…… 68
資料2-6　法律相談援助の事件別内訳の推移…… 68
資料2-7　法律相談費の推移…… 69
資料2-8　令和7年度法律相談援助利用者の性別、年代 …… 69
資料2-9　特定援助対象者法律相談援助件数の推移…… 70
資料2-10　令和7年度特定援助機関別相談実施件数 …… 70
資料2-11　令和7年度特定援助対象者の資力状況 …… 71
資料2-12　令和7年度特定援助対象者法律相談援助の事件別内訳（一般相談との比較）…… 71
資料2-13　令和7年度外国人専門相談実施件数 …… 71
資料2-14　代理援助･書類作成援助の開始決定件数の推移…… 72
資料2-15　令和7年度代理援助･書類作成援助利用者の性別、年代… 73
資料2-16　代理援助･書類作成援助利用者の世帯収入（月額）の推移…… 74
資料2-17　代理援助･書類作成援助利用者の公的給付受給状況の推移…… 74
資料2-18　代理援助の事件別内訳の推移…… 75
資料2-19　代理援助立替金実績の推移…… 75
資料2-20　代理援助の事件結果別内訳の推移…… 76
資料2-21　書類作成援助の事件別内訳の推移…… 77
資料2-22　書類作成援助立替金実績の推移…… 77
資料2-23　立替金償還実績の推移…… 78
資料2-24　立替金償還免除実績の推移…… 78
資料2-25　不服申立てと再審査申立ての件数の推移 …… 79
付表2-1　契約弁護士数･契約弁護士法人数の推移（地方事務所別）… 80
付表2-2　契約司法書士数･契約司法書士法人数の推移（地方事務所別）…… 82
付表2-3　法律相談援助件数の推移（地方事務所別）…… 84
付表2-4　令和7年度法律相談援助の事件別内訳（地方事務所別）… 86
付表2-5　代理援助･書類作成援助件数の推移（地方事務所別）… 87
付表2-6　令和7年度代理援助の事件別内訳（地方事務所別）… 88
付表2-7　令和7年度代理援助の事件結果別内訳（地方事務所別）… 89
付表2-8　令和7年度書類作成援助の事件別内訳（地方事務所別）… 90

3．国選弁護等関連業務

資料3-1　国選弁護等関連業務の概要…… 92
資料3-2　勾留状が発付された被疑事件のうち国選弁護人が選任された割合 …… 93
資料3-3　通常第一審事件のうち国選弁護人が選任された割合… 93
資料3-4　刑事事件の流れと国選弁護制度 …… 93
資料3-5　被疑者国選弁護事件の対象範囲…… 94
資料3-6　国選弁護人契約弁護士数･契約率の推移 …… 95
資料3-7　被疑者国選弁護事件のうち24時間以内に指名通知をした割合 …… 96
資料3-8　被疑者国選弁護事件受理件数の推移…… 97
資料3-9　被告人国選弁護事件受理件数の推移…… 97
資料3-10　被疑者国選弁護事件の基礎報酬及び多数回接見加算報酬…… 98
資料3-11　被告人国選弁護事件（裁判員裁判事件以外）の基礎報酬…… 99
資料3-12　裁判員裁判事件の基礎報酬…… 99
資料3-13　被告人国選弁護事件の公判加算報酬…… 99
資料3-14　少年事件の流れと国選付添制度 …… 102
資料3-15　国選付添人契約弁護士数･契約率の推移 …… 103

資料3-16　国選付添事件受理件数の推移…… 103
資料3-17　少年保護事件のうち国選付添人が付された割合 … 104
資料3-18　国選付添人の基礎報酬…… 105
資料3-19　実質審理期日に対する加算報酬 …… 105
付表3-1　国選弁護人契約弁護士数･契約率の推移（地方事務所別）…… 106
付表3-2　国選弁護事件受理件数の推移（地方事務所･支部別）… 107
付表3-3　国選付添人契約弁護士数･契約率の推移（地方事務所別）… 108
付表3-4　国選付添事件受理件数の推移（地方事務所･支部別）… 109

4．司法過疎対策と常勤弁護士に関する業務

資料4-1　常勤弁護士配置先一覧…… 111
資料4-2　常勤弁護士の配置数の推移…… 112
資料4-3　司法過疎地域事務所の設置数の推移…… 113
資料4-4　常勤弁護士に対する実務研修実施状況 …… 119

5．犯罪被害者支援業務

資料5-1　犯罪被害者支援ポスター …… 123
資料5-2　犯罪被害者等法律援助（犯罪被害者等支援弁護士制度）説明動画…… 124
資料5-3　犯罪被害者支援ポスター（被害者向け） …… 124
資料5-4　法テラスの犯罪被害者支援業務説明動画 …… 125
資料5-5　犯罪被害者支援業務の流れ…… 126
資料5-6　法テラス犯罪被害者支援専用Webページ …… 127
資料5-7　犯罪被害者支援ダイヤル問合せ件数の推移 …… 127
資料5-8　犯罪被害者支援ダイヤル問合せ分野別内訳の推移… 128
資料5-9　令和7年度犯罪被害者支援ダイヤル紹介先関係機関内訳… 129
資料5-10　犯罪被害者支援ダイヤルにおける認知媒体内訳の推移… 129
資料5-11　地方事務所問合せ件数の推移…… 130
資料5-12　地方事務所問合せ分野別内訳の推移…… 131
資料5-13　令和7年度地方事務所紹介先関係機関内訳 …… 132
資料5-14　犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移… 133
資料5-15　犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移（地方事務所別）…… 133
資料5-16　犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介件数の推移…… 134
資料5-17　犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介案件の被害種別内訳の推移…… 135
資料5-18　DV等被害者法律相談援助制度利用の流れ …… 136
資料5-19　DV等被害者法律相談援助件数の推移 …… 136
資料5-20　令和7年度DV等被害者法律相談援助利用者の性別 … 137
資料5-21　令和7年度DV等被害者法律相談援助利用者の年代　137
資料5-22　DV等被害者援助弁護士数の推移 …… 138
資料5-23　DV等被害者援助弁護士数の推移（地方事務所別）… 138
資料5-24　児童向けポスター及びポケットカード …… 139
資料5-25　制度周知用アニメーション動画 …… 139
資料5-26　国選被害者参加弁護士の選定請求手続の流れ…… 140
資料5-27　被害者参加弁護士契約弁護士数の推移…… 141
資料5-28　被害者参加弁護士契約弁護士数の推移（地方事務所別）…… 141
資料5-29　選定請求件数及び罪名内訳の推移…… 142
資料5-30　通常第一審事件のうち被害者参加を許可された人員数と国選被害者参加弁護士への委託人員数（司法統計による）…… 142
資料5-31　被害者参加旅費等の支給の流れ…… 143
資料5-32　被害者参加旅費等支給業務実績の推移…… 143
資料5-33　犯罪被害者等法律援助利用の流れ…… 144
資料5-34　令和7年度犯罪被害者等法律援助相談利用者の性別･年代 …… 145
資料5-35　令和7年度犯罪被害者等法律援助代理援助利用者の性別･年代 …… 145
資料5-36　犯罪被害者等法律援助契約弁護士数（地方事務所別）… 146

6．災害対応

資料6-1　法テラス災害対応年表 …… 149
資料6-2　災害時に利用できる制度の比較 …… 150

7．受託業務

資料7-1　日本弁護士連合会委託援助業務の対象者及び援助内容一覧…… 152
資料7-2　令和7年度申込受理件数（地方事務所別） …… 154
資料7-3　事業種別申込受理件数の推移…… 155
資料7-4　事業種別受託業務援助費用の推移…… 155

8．その他

資料8-1　本部及び地方事務所組織図…… 156
資料8-2　法テラス全国事務所所在地 …… 157
資料8-3　名称認知度及び業務認知度の推移…… 162
資料8-4　認知状況の推移…… 163
資料8-5　認知経路の内訳の推移…… 164
資料8-6　苦情等受付件数･対象別苦情内訳の推移 …… 165
資料8-7　令和7年度業務別苦情等内訳 …… 166
資料8-8　苦情等取扱結果の推移…… 166
資料8-9　令和7年度「皆様の声」に基づいた取組事例等の御紹介… 167
資料8-10　日本司法支援センター審査委員会委員名簿 …… 169
資料8-11　審査委員会議決の内訳…… 170
資料8-12　令和7年度地方協議会開催一覧 …… 172

注記1：平成30年度の統計から、構成比の表記において、四捨五入をしているため、実際の構成比の合計は100にならないことがある。

注記2：本書における災害名称の表記については、以下のとおりとしている。
「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)」は、「東日本大震災」
「平成28年（2016年）熊本地震」は、「平成28年熊本地震」
「平成30年7月豪雨（西日本豪雨）」は、「平成30年7月豪雨」
「令和元年台風第15号（令和元年房総半島台風）」は、「令和元年台風第15号」
「令和元年台風第19号（令和元年東日本台風）」は、「令和元年台風第19号」
「令和2年（2020年）7月豪雨」は、「令和2年7月豪雨」
「令和6年（2024年）能登半島地震」は、「令和6年能登半島地震」
「令和6年（2024年）奥能登豪雨」は、「令和6年奥能登豪雨」

1．概要

（1）設立

日本司法支援センター（法テラス）は、司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日）を受けて制定された総合法律支援法（平成16年法律第74号）に基づき、平成18年4月10日に設立された。

平成の初頭、国内外の社会経済情勢は大きく変化する時代を迎え、日本社会では、これに対応するべく政治・行政・地方分権・経済構造等を巡る諸々の改革の動きが始まることとなった。そして、これら諸改革は、憲法の基本理念の一つである「法の支配」の下に有機的に結び合わせられるべきものとして、その要となる司法制度改革の重要性が位置付けられた。

意見書は、司法機能の充実強化の一環として、司法へのアクセスを拡充するため、民事法律扶助の拡充と司法に関する総合的な情報提供を行うアクセス・ポイントの充実等を図ることや、被疑者段階と被告人段階とを通じ一貫した公的弁護体制を整備することなどを提言し、その運営主体等についての総合的な検討を求めた。

このような経過を経て、法テラスは、国等の責務に基づく総合法律支援の事業を適切に行い、「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会」を実現することを目指して設立されたものである。

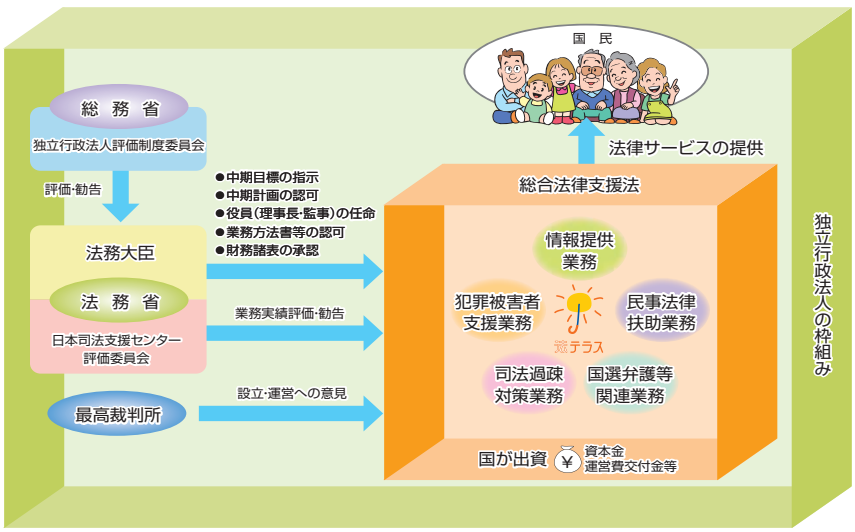
法テラスは、設立後半年の準備期間において、全国に事務所を設置して人的・物的体制を整えるとともに、業務の骨格となる業務方法書等の規程類を整備し、平成18年10月2日から全国各地の事務所とコールセンター（通称「法テラス・サポートダイヤル」）で業務を開始した。

（2）組織

法テラスは、政府全額出資により設立された公的な法人であり、公正中立で透明性の高い運営が求められるため、組織形態としては独立行政法人に準じた枠組みで作られている。独立行政法人とは、国民生活に欠かせない公的な事業のうち、国が直接実施する必要はないものの、民間に委ねると実施されないおそれがあるものを効率的・効果的に実施するため、独立行政法人通則法（独法通則法）及び各独立行政法人の個別法に基づいて設立される法人をいう。

法テラスは、法務省の所管法人であるが、その業務が司法と密接に関わり、最高裁判所が設立や運営に関与するため、三権分立の観点から、独立行政法人とはせず、独法通則法を準用する法人と規定されている。

業務の運営に関しては、独法通則法を準用し、主務大臣である法務大臣から中期目標を指示され、これを達成するための中期計画を策定した上で、それを達成すべく業務の質の向上や効率性に努めながら自律的に展開し、その結果については、第三者機関である日本司法支援センター評価委員会から毎年業務実績評価を受けることが総合法律支援法で義務付けられている。



通称「法テラス」の由来

利用者である国民に覚えやすく、親しみを感じていただけるよう、設立前年の平成17年９月、通称及びロゴを「日本司法支援センター 法テラス」と決定し、発表した。

「法テラス」には、法律によってトラブル解決へ進む道を指し示すことで、相談する方々のもやもやした心に光を「照らす」という意味と、悩みを抱えている方々にくつろいでいただける「テラス」のような場でありたいという意味が込められている。

（３）主な業務

法テラスの行う主な業務は、総合法律支援法第30条第１項及び第２項において次のように規定されている。

①　総合法律支援法第30条第1項の業務（主要業務）

ア　情報提供業務（33ページ：1．情報提供業務　参照）

法的問題の解決に役立つ制度や、適切な相談機関・団体に関する情報を収集・整理し、面談、電話、電子メール等による問合せに対して提供する業務。

イ　民事法律扶助業務（62ページ：2．民事法律扶助業務　参照）

(ｱ)　経済的に余裕のない方に対し、無料法律相談や民事裁判手続等に係る弁護士・司法書士費用等の立替えを行う業務。

(ｲ)　認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある高齢者、障がい者等に対する資力にかかわらず行う法律相談等の業務。

(ｳ)　大規模災害の被災者に対する資力を問わない無料法律相談の業務。

ウ　国選弁護等関連業務（91ページ：3．国選弁護等関連業務　参照）

(ｱ)　貧困等の理由で自分では弁護士を頼めない被疑者・被告人のため、裁判所等からの求めに応じて国選弁護人になろうとする弁護士との契約、国選弁護人候補の指名及び裁判所等への通知を行い、国選弁護人に対する報酬・費用の算定・支払などを行う業務。

(ｲ)　少年審判事件における国選付添人になろうとする弁護士との契約、国選付添人候補の指名及び裁判所への通知を行い、国選付添人に対する報酬・費用の算定・支払などを行う業務。

エ　司法過疎対策業務（110ページ：4．司法過疎対策と常勤弁護士に関する業務　参照）

身近に弁護士や司法書士がいないなど、法律サービスへのアクセスが容易でない地域に法律事務所を設置し、法テラスに勤務する常勤弁護士を常駐させ、有償での法律サービスを含む、法律サービス全般の提供を行う業務。

オ　犯罪被害者支援業務（123ページ：5．犯罪被害者支援業務　参照）

(ｱ)　犯罪の被害にあわれた方やその家族などに対し、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、損害の回復や苦痛の軽減を図るための制度に関する情報を提供するとともに、適切な相談窓口の紹介や関係機関・団体への取次ぎ、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介などを行う業務。

(ｲ)　刑事裁判に参加する犯罪被害者等のために、国選被害者参加弁護士候補の指名、裁判所への通知、報酬・費用の算定・支払及び被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方の旅費等の算定・送金などを行う業務。

(ｳ)　DV、ストーカー、児童虐待の被害者に対する資力にかかわらず行う法律相談業務。

㈦　殺人や性犯罪などの被害者やその家族などであって、被害に係る刑事手続への適切な関与又は損害若しくは苦痛の回復若しくは軽減を図るための訴訟その他の手続の準備及び追行に必要な費用の支払によりその生活の維持が困難となるおそれがあるものを、包括的かつ継続的に援助する業務。

司法ソーシャルワークに関する業務

法テラスでは、「司法ソーシャルワーク」を推進している。これは、地方公共団体・福祉機関等の職員と弁護士・司法書士とが協働しながら、高齢・障がい・生活困窮等の理由で自ら法的援助を求めることが難しい方々の下に出向くなど積極的に働きかけを行い、その方々が抱える様々な問題の総合的な解決を図る取組である。そのようなアプローチが可能となるように、地方公共団体・福祉機関等と連携しながら地域の体制整備も行っている。

（活動例）

- 福祉機関の職員等を対象とした法テラス業務の説明や法律講座の開催
- 福祉事務所、生活困窮者の自立相談支援機関、地域包括支援センター等における法律相談の実施
- 地方公共団体・福祉機関等からの申入れに基づく高齢者・障がい者に対する出張法律相談の実施

②　総合法律支援法第30条第2項の業務

受託業務（151ページ：7．受託業務　参照）

国、地方公共団体、公益法人等の委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる等の業務。

（4）事務所

本部（東京）、コールセンターのほか、全国103か所に事務所を設置（令和8年3月31日現在）。

①地方事務所、②支部、③出張所、④地域事務所の4種類があり、それぞれの設置の目的により、扱う業務の範囲が異なる。

①　地方事務所

地方裁判所の本庁所在地と同じ全国50か所（県庁所在地47か所と北海道は札幌以外に3か所（函館・旭川・釧路））に設置。当該都道府県の支部・出張所・地域事務所を管轄する役割を持つ。他の事務所と区別するため、本所（ほんしょ）と呼ぶこともある。法テラスの全ての業務を行う。

②　支部

人口や裁判事件数が多い都市など、本所だけではカバーしきれない地域の事件を管轄するため、全国11か所に設置。法テラスの5つの主要業務を行う。

③　出張所

東京に2か所（上野、八王子）、大阪に1か所（堺）設置。民事法律扶助業務を中心に、情報提供業務も行う。

この他、被災地支援のため被災地出張所2か所（岩手に1か所（気仙）、福島に1か所（ふたば））を設置。

④　地域事務所

弁護士・司法書士の数が少ないなどの理由で法律サービスが行き届かない地域に設置する。令和8年3月31日現在で37か所あり、法テラスに勤務する常勤弁護士が常駐する。

地域事務所には更に2つの種類がある。

1つは、司法過疎地域と呼ばれる弁護士へのアクセスが困難な場所に設置する事務所で、一般の開業弁護士と同様の有償による法律相談や事件の受任を含む、法律サービス全般の提供を行う（34か所）。

もう1つは、司法過疎地域ではないものの、民事法律扶助事件や被疑者・被告人の国選弁護事件、国選被害者参加事件を取り扱う弁護士が少ない地域で、主にこれらの事件を扱うために設置する事務所である（3か所）。

事務所の種類	①地方事務所（本所）	②支部	③出張所	④地域事務所	
				司法過疎地域事務所	扶助・国選地域事務所
正式名称	日本司法支援センター ○○地方事務所	日本司法支援センター ○○地方事務所 △△支部	日本司法支援センター ○○地方事務所 △△出張所	日本司法支援センター ○○地方事務所 △△地域事務所	
通称	法テラス○○ 例：法テラス東京	法テラス△△ 例：法テラス多摩	法テラス△△ 例：法テラス上野	法テラス△△ 例：法テラス佐渡	
扱う業務	法テラスが行う全ての業務	法テラスが行う５つの主要業務	民事法律扶助業務等	法律サービス全般（有償による法律相談・事件の受任も含む）	民事法律扶助・国選弁護等関連業務
設置場所	全国に50か所 都道府県庁所在地(47か所)のほか、北海道に3か所(函館、旭川、釧路)	全国に11か所 川越（埼玉）、松戸（千葉）、多摩（東京立川）、川崎・小田原（神奈川）、浜松・沼津（静岡）、三河（愛知）、姫路・阪神（兵庫）、北九州（福岡）	全国に5か所 上野・八王子（東京）、堺（大阪） （震災対応） 気仙（岩手）、ふたば（福島）	34か所 八雲・江差（函館）、むつ・鰺ヶ沢（青森）、宮古（岩手）、鹿角（秋田）、会津若松（福島）、牛久（茨城）、秩父（埼玉）、佐渡（新潟）、魚津（富山）、中津川・可児（岐阜）、下田（静岡）、福知山（京都）、南和（奈良）、倉吉（鳥取）、浜田・西郷（島根）、安芸・須崎・中村（高知）、平戸・対馬・壱岐・五島・雲仙（長崎）、高森（熊本）、延岡（宮崎）、鹿屋・指宿・奄美・徳之島（鹿児島）、宮古島（沖縄）	3か所 下妻（茨城）、熊谷（埼玉）、佐世保（長崎）

（注）地方事務所、支部には法律事務所が併設されている事務所もある。

（5）予算・決算の概要

法テラスは民事法律扶助業務や国選弁護等関連業務など国民の権利･利益に関わる重要な業務を行っているため、業務運営に係る予算の大半が国費で賄われている。

他方、国費に依存するばかりではなく、民事法律扶助業務の償還金や一般の方からの寄附金などの自己収入の確保に努めている。

なお、経費節減等を図る観点から、各種契約手続においては、その内容、必要性、緊急性等を十分精査するとともに、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札等の競争的手法によることとしている。

法テラスに係る政府予算の推移

（単位：百万円、%）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
運営費交付金	(17,666) 15,664	(17,142) 16,623	(17,016) 16,010	(18,788) 15,984	16,460
国選弁護人確保業務等委託費	(16,792) 16,792	(17,169) 16,391	(18,782) 16,526	(18,784) 17,125	17,101
合計	(34,458) 32,455	(34,311) 33,014	(35,797) 32,536	(37,573) 33,110	33,561
対前年伸び率	(7.23) 0.99	(△0.43) 1.72	(4.33) △ 1.45	(4.96) 1.76	1.36

（注1）上段のかっこ書き内の予算額は、補正予算等の金額を含む。
（注2）各欄予算額と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。
（注3）昨年度までの白書から記載方法を改め、当初予算額を明記することとした。

法テラス決算の推移

（単位：百万円）

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収　入					
運営費交付金	15,191	17,666	17,142	17,016	18,788
事業収入（民事法律扶助償還金等）	11,707	10,808	10,565	10,348	10,221
補助金等収入	62	116	61	48	72
受託事業収入	16,987	16,878	18,244	18,840	19,696
その他収入	3,203	547	1,998	1,670	1,476
計	47,149	46,015	48,009	47,921	50,253
支　出					
事業経費	30,918	30,414	34,768	34,534	37,714
一般管理費	3,786	5,052	2,566	2,623	2,168
人件費	9,073	8,796	8,488	9,339	9,343
計	43,777	44,262	45,822	46,497	49,224

（注）各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

収入	運営費交付金	独立行政法人等の業務運営の財源として国から交付されるもの	**支出**	事業経費	民事法律扶助業務の立替金、国選弁護人確保業務の契約弁護士報酬など
	事業収入	民事法律扶助業務の償還金や、常勤弁護士担当事件の報酬金など		一般管理費	事務所賃借料、広報周知費など
	補助金等収入	国民からの寄附金など		人件費	給与、賞与及び法定福利費など
	受託事業収入	国選弁護等関連業務及び受託業務に使用するため、委託元から支払われるもの			
	その他収入	運営費交付金の繰越分など			

1.これまでのあゆみ

平成11年	7月	司法制度改革審議会を内閣に設置
平成13年	6月	司法制度改革審議会最終意見書を内閣に提出
	12月	司法制度改革推進本部を内閣に設置
平成14年	3月	司法制度改革推進計画を閣議決定
平成16年	6月	総合法律支援法公布
平成17年	9月	日本司法支援センターの通称を「法テラス」とすると発表
平成18年	4月10日	日本司法支援センター設立（本部・東京） 金平輝子理事長就任
	4月28日	法務大臣、第１期中期計画を認可
	5月25日	法務大臣、業務方法書、法律事務取扱規程、国選弁護人の事務に関する契約約款を認可
	10月2日	業務開始（東京でコールセンター始動、常勤弁護士１期生が各地に赴任） 法務大臣、（財）法律扶助協会からの権利及び義務の承継を認可
平成19年	3月30日	総合法律支援法第30条第２項に規定する業務（受託業務）の委託者として日本弁護士連合会（日弁連）、中国残留孤児援護基金と契約締結
	4月1日	中国残留孤児援護基金委託援助業務開始
	10月1日	日本弁護士連合会委託援助業務開始
	10月30日	法務大臣、国選付添人の事務に関する契約約款を認可
	11月1日	国選付添人に関する業務開始
平成20年	4月10日	寺井一弘理事長就任 顧問会議を設置
	11月13日	法務大臣、国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款を認可
	12月1日	被害者参加人のための国選弁護制度に関する業務開始
平成21年	5月1日	法テラス本部移転（千代田区九段北から中野区本町へ）
	5月21日	裁判員制度スタート 被疑者国選弁護制度対象事件の拡大
平成22年	2月25日	コールセンターへの問合せ件数が業務開始から累計で100万件を突破
	3月30日	法務大臣、第２期中期計画を認可
	12月1日	仙台コールセンターが受電業務を開始
平成23年	3月11日	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）発生 仙台コールセンターの受電を打ち切り、東京コールセンターのみで受電業務を実施
	4月4日	仙台コールセンターの通称を「法テラス・サポートダイヤル」とし、受電業務を再開
	4月10日	梶谷剛理事長就任
	7月1日	仙台コールセンターに受電業務を完全移行
	10月2日	東日本大震災被災地出張所「法テラス南三陸」を宮城県南三陸町に開所
	11月1日	法テラス災害ダイヤル（震災法テラスダイヤル、被災者専用フリーダイヤル）開始



▲法テラス設立記者会見の様子



▲東京地方事務所開設式の様子

法テラスのあゆみ

	12月1日	被災地出張所「法テラス山元」を宮城県山元町に開所
平成24年	2月5日	被災地出張所「法テラス東松島」を宮城県東松島市に開所
	3月10日	被災地出張所「法テラス大槌」を岩手県大槌町に開所
	4月1日	東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（法テラス震災特例法）が施行
	9月30日	被災地出張所「法テラス二本松」を福島県二本松市に開所
平成25年	1月7日	コールセンターへの問合せ件数が累計で200万件を突破
	3月17日	被災地出張所「法テラスふたば」を福島県広野町に開所
	3月24日	被災地出張所「法テラス気仙」を岩手県大船渡市に開所
	4月1日	多言語情報提供サービスを開始
	10月1日	7か所の被災地出張所における相談件数が累計で1万件を突破
	12月1日	被害者参加旅費等支給業務を開始
平成26年	3月28日	法務大臣、第3期中期計画を認可
	4月1日	ハーグ条約適用事件が新たな援助対象に
	4月10日	宮﨑誠理事長就任
	6月18日	国選付添人制度対象事件の拡大
平成27年	3月31日	法テラス震災特例法の延長が決定（平成30年3月31日まで）
平成28年	2月18日	コールセンターへの問合せ件数が累計で300万件を突破
	4月14日	平成28年熊本地震発生
	6月3日	「総合法律支援法の一部を改正する法律」公布
	7月1日	「総合法律支援法の一部を改正する法律」の一部先行施行により、平成28年熊本地震被災者に対する「被災者法律相談援助」開始（平成29年4月13日まで）
平成29年	1月	民事法律扶助援助件数（代理援助・書類作成援助）が累計で100万件突破
平成30年	1月24日	「総合法律支援法の一部を改正する法律」の全面施行により、「特定援助対象者法律相談援助」及び「DV等被害者法律相談援助」開始
	3月29日	法務大臣、第4期中期計画を認可
	3月30日	法テラス震災特例法の2度目の延長が決定（令和3年3月31日まで）
	4月10日	板東久美子理事長就任
	6月1日	被疑者国選弁護の対象が勾留事件全件に拡大
	6月28日～7月8日	平成30年7月豪雨（西日本豪雨）発生
	7月14日	平成30年7月豪雨被災者に対する「被災者法律相談援助」開始（令和元年6月27日まで）
平成31年	1月5日	コールセンターへの問合せ件数が累計で400万件を突破
令和元年	10月12日	令和元年台風第19号（令和元年東日本台風）日本上陸（伊豆半島）
	10月18日	令和元年台風第19号被災者に対する「被災者法律相談援助」開始（令和2年10月9日まで）
令和2年	3月31日	中国残留孤児援護基金委託援助業務終了
	5月11日	新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応として、「電話等法律相談援助」開始



▲法テラス南三陸開所式の様子



▲多言語情報提供サービスのチラシ

	7月3日～31日	令和２年７月豪雨発生
	7月14日	令和２年７月豪雨被災者に対する「被災者法律相談援助」開始（令和３年７月２日まで）
	7月6日	「外国人在留支援センター（FRESC／フレスク）」にて、法テラス本部国際室が業務を開始
令和３年	2月19日	Web会議システム等を利用した多言語法律相談通訳サービス業務を開始
	3月31日	「法テラス震災特例法」の失効により、震災法律援助の新規申込受付終了
	9月3日	コールセンターへの問合せ件数が累計で500万件を突破
令和４年	3月29日	法務大臣、第５期中期計画を認可
	3月31日	新型コロナウイルス感染症の感染拡大対応としての電話等を活用した相談のうち、DV等被害者電話等相談援助が終了
	4月1日	丸島俊介理事長就任 高齢者や障がい者など、既設の相談場所に赴いて相談することが困難な方を対象とする「通常電話等相談援助」開始 平常時も利用可能な「DV等被害者電話等相談援助」開始 犯罪被害者支援ダイヤルにフリーダイヤルを導入
	11月11日	特定施策推進室新設
	11月14日	霊感商法等対応ダイヤル開設
令和５年	1月11日	全国統一教会被害対策弁護団との連携協定締結
	3月31日	「新型コロナウイルス感染症の感染拡大対応としての電話等相談」及び「通常電話等相談援助」が終了
	4月1日	電話等相談援助開始
	10月2日	法テラス法律相談Web予約サービスの全国実施
令和６年	1月1日	令和６年能登半島地震発生
	1月11日	令和６年能登半島地震被災者に対する「被災者法律相談援助」開始（令和６年12月31日まで）
	3月6日	コールセンターへの問合せ件数が累計で600万件を突破
	3月19日	「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律」の全面施行により、「特定被害者法律援助業務」開始
	4月24日	「総合法律支援法の一部を改正する法律」公布
	9月20日～23日	令和６年奥能登豪雨発生
	12月16日	法テラスで初めてクラウドファンディングを実施（令和７年２月14日まで）
	12月25日	令和６年奥能登豪雨の被災者に対する「被災者法律相談援助」開始（令和７年９月19日まで）



▲令和６年能登半島地震及び令和６年奥能登豪雨被災者支援として「法テラス号」を活用した相談を実施



▲クラウドファンディングホームページ

2.令和７年度の主な出来事

令和７年　４月１日

東京都と連携した若年者支援の取組

東京都が設置した悩みを抱える若年者等を支援するための総合相談窓口「きみまも＠歌舞伎町」に、常勤弁護士を派遣し、情報提供業務の一環として、法制度の説明や適切な相談窓口を案内する取組を本格開始した。



令和７年　４月５日
～令和８年 ３月14日

ワンストップ相談会を全国各地で実施

令和７年度も令和６年度に引き続き、「霊感商法等」「犯罪被害等」「ひとり親家庭等」「闇バイト脱出」などをテーマとし、弁護士、心理専門職、社会福祉士、警察官等多様な専門家が相談に応じるワンストップ相談会を開催した。

令和８年 １月13日

犯罪被害者等法律援助（犯罪被害者等支援弁護士制度）の開始

「犯罪被害者等支援弁護士制度」の創設を内容とする改正総合法律支援法の施行を受け、殺人や性被害などの犯罪被害にあわれた方やその家族などが、刑事・民事・行政その他の様々な手続について、弁護士による包括的・継続的な支援を受けられる援助を開始した。

２月24日

日本司法支援センター20周年記念式典を開催

令和８年４月10日に設立20年を迎えるに当たり、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会と共催で記念式典を開催した。

20th ANNIVERSARY

３月31日

東京三弁護士会と連携した若年者支援の取組

「きみまも＠歌舞伎町」利用者を適切な法律支援につなげるため、東京弁護士会、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会との間で連携に関する覚書を締結した。

特集１　20年を振り返って

第１　主な業務の概況

第２　法テラスに関わってこられた方々のインタビュー

第３　「法テラスビジョン 2035」の策定

１　ビジョン策定経緯

２　各ビジョンの趣旨について

３　ビジョンロゴ

特集２　犯罪被害者等法律援助業務（犯罪被害者等支援弁護士制度）の創設について

第１　新制度の創設

第２　新制度創設の背景

第３　新制度開始までの経緯

第４　制度概要

１　従来の制度（民事法律扶助、日弁連委託援助）からの変化

２　新制度の概要

第５　制度周知について

第６　まとめ

（注）画像及び写真の無断使用・転載・複写等を禁止します。

特集 1　20年を振り返って

第１　主な業務の概況

平成１８年度以降の各事業年度における業務の概況は次のとおりである。

業　務		平成18年度（10月～3月）	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
情報提供業務						
	サポートダイヤル問合せ件数（電話）	127,951件	214,885件	271,610件	377,267件	350,654件
	サポートダイヤル問合せ件数（メール）	790件	5,842件	16,287件	24,574件	19,470件
	サポートダイヤル問合せ件数（合計）	128,741件	220,727件	287,897件	401,841件	370,124件
	地方事務所問合せ件数 (注1)	－	－	188,661件	247,172件	234,614件
民事法律扶助業務						
	法律相談援助件数	64,837件	147,430件	179,546件	237,306件	256,719件
	代理援助開始決定件数	32,768件	68,910件	80,442件	101,222件	110,217件
	書類作成援助開始決定件数	2,024件	4,197件	5,101件	6,769件	7,366件
	契約弁護士数 (注2)	8,523人	10,318人	11,802人	13,401人	15,037人
	契約司法書士数 (注2)	3,463人	4,174人	4,670人	5,090人	5,617人
国選弁護等関連業務						
	被疑者国選弁護事件受理件数	3,436件	6,775件	7,415件	61,857件	70,917件
	被告人国選弁護事件受理件数	37,717件	71,305件	69,756件	74,658件	69,634件
	国選弁護人契約弁護士数	10,733人	13,427人	15,556人	17,620人	19,566人
	国選付添事件受理件数 (注3)	－	210件	533件	552件	423件
	国選付添人契約弁護士数 (注3)	－	2,922人	4,473人	5,675人	6,564人
常勤弁護士に関する業務						
	常勤弁護士の配置数	24人	96人	151人	200人	217人
	司法過疎地域事務所の設置数	6か所	15か所	22か所	26か所	29か所
犯罪被害者支援業務						
	犯罪被害者支援ダイヤル問合せ件数	3,679件	6,296件	8,541件	10,429件	10,482件
	地方事務所問合せ件数	715件	8,301件	11,403件	15,616件	14,089件
	犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介件数	97件	590件	696件	898件	929件
	犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士登録数	1,135人	1,185人	1,570人	1,839人	2,028人
	国選被害者参加弁護士選定請求件数 (注4)	－	－	29件	204件	231件
	被害者参加弁護士契約弁護士数 (注4)	－	－	1,844人	2,219人	2,476人
受託業務						
	中国・サハリン残留孤児日本人国籍取得支援業務援助申込件数 (注5)	－	0件	10件	5件	2件
	日本弁護士連合会委託援助業務申込件数 (注5)	－	7,194件	18,816件	18,164件	17,587件

（注1）平成19年度以前は、地方事務所で使用していた情報提供システムが異なっており、正確な集計比較が難しいため、地方事務所についての統計は平成20年度から掲載している。
（注2）平成28年度以前は、契約弁護士数は「受任予定契約弁護士数」、契約司法書士数は「受託予定契約司法書士数」である。
（注3）国選付添関連業務は平成19年11月開始
（注4）被害者国選弁護関連業務は平成20年12月開始
（注5）中国･サハリン残留孤児日本人国籍取得支援業務は平成19年4月から、日本弁護士連合会委託援助業務は平成19年10月からそれぞれ開始

業　務		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
情報提供業務						
	サポートダイヤル問合せ件数（電話）	321,781件	308,825件	298,889件	307,756件	295,600件
	サポートダイヤル問合せ件数（メール）	17,553件	18,934件	14,599件	22,982件	22,920件
	サポートダイヤル問合せ件数（合計）	339,334件	327,759件	313,488件	330,738件	318,520件
	地方事務所問合せ件数	198,963件	210,432件	209,093件	198,692件	202,987件
民事法律扶助業務						
	法律相談援助件数	280,389件	271,554件	273,594件	282,369件	286,602件
	代理援助開始決定件数	103,751件	105,019件	104,489件	103,214件	107,358件
	書類作成援助開始決定件数	6,164件	5,441件	4,620件	3,982件	3,993件
	契約弁護士数	16,570人	17,863人	19,159人	20,176人	21,033人
	契約司法書士数	6,065人	6,355人	6,714人	6,897人	7,128人
国選弁護等関連業務						
	被疑者国選弁護事件受理件数	73,209件	73,664件	72,118件	70,939件	70,393件
	被告人国選弁護事件受理件数	67,374件	63,695件	60,269件	59,816件	59,504件
	国選弁護人契約弁護士数	21,259人	22,550人	24,055人	25,218人	26,370人
	国選付添事件受理件数	469件	419件	445件	2,955件	3,698件
	国選付添人契約弁護士数	7,701人	8,703人	9,637人	12,512人	13,409人
常勤弁護士に関する業務						
	常勤弁護士の配置数	220人	239人	246人	252人	250人
	司法過疎地域事務所の設置数	31か所	32か所	33か所	34か所	35か所
犯罪被害者支援業務						
	犯罪被害者支援ダイヤル問合せ件数	9,780件	11,048件	11,321件	13,137件	13,056件
	地方事務所問合せ件数	13,096件	15,582件	14,081件	12,695件	13,380件
	犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介件数	877件	1,013件	1,330件	1,491件	1,603件
	犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士登録数	2,364人	2,454人	2,705人	3,008人	3,441人
	国選被害者参加弁護士選定請求件数	282件	302件	383件	451件	521件
	被害者参加弁護士契約弁護士数	3,014人	3,335人	3,700人	4,122人	4,449人
震災法律援助業務(注6)						
	震災法律相談援助件数	－	42,981件	48,418件	51,542件	54,575件
	震災代理援助開始決定件数	－	2,699件	2,267件	1,802件	2,126件
	震災書類作成援助開始決定件数	－	8件	13件	9件	43件
	震災法律援助契約弁護士数	－	2,387人	2,681人	3,173人	3,043人
	震災法律援助契約司法書士数	－	1,017人	1,124人	1,168人	1,192人
受託業務						
	中国・サハリン残留孤児日本人国籍取得支援業務援助申込件数	10件	5件	4件	0件	0件
	日本弁護士連合会委託援助業務申込件数	19,826件	23,160件	25,313件	24,096件	22,316件

(注6)東日本大震災を受けて制定された法テラス特例法に基づき、平成24年4月に開始

業　務	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
情報提供業務					
サポートダイヤル問合せ件数（電話）	322,595件	305,130件	322,150件	345,623件	291,194件
サポートダイヤル問合せ件数（メール）	27,004件	34,214件	40,559件	49,477件	58,339件
サポートダイヤル問合せ件数（合計）	349,599件	339,344件	362,709件	395,100件	349,533件
地方事務所問合せ件数	204,837件	196,135件	206,269件	200,333件	202,211件
民事法律扶助業務					
法律相談援助件数	298,220件	302,410件	314,614件	315,085件	290,860件
代理援助開始決定件数	108,583件	114,770件	115,830件	112,237件	105,630件
書類作成援助開始決定件数	3,877件	4,278件	3,522件	3,309件	3,476件
契約弁護士数	21,885人	22,346人	23,371人	23,740人	24,028人
契約司法書士数	7,193人	7,294人	7,440人	7,453人	7,500人
国選弁護等関連業務					
被疑者国選弁護事件受理件数	66,579件	63,839件	78,780件	80,145件	76,073件
被告人国選弁護事件受理件数	56,388件	53,655件	53,862件	53,010件	50,076件
国選弁護人契約弁護士数	27,667人	28,585人	29,297人	30,160人	30,897人
国選付添事件受理件数	3,427件	3,417件	3,489件	3,325件	2,941件
国選付添人契約弁護士数	14,272人	14,867人	15,177人	15,501人	15,886人
常勤弁護士に関する業務					
常勤弁護士の配置数	232人	215人	198人	201人	194人
司法過疎地域事務所の設置数	35か所	35か所	35か所	34か所	34か所
犯罪被害者支援業務					
犯罪被害者支援ダイヤル問合せ件数	12,014件	13,461件	15,145件	15,343件	14,309件
地方事務所問合せ件数	13,825件	12,717件	14,035件	11,262件	10,768件
犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介件数	1,677件	1,705件	1,795件	1,355件	1,252件
犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士登録数	3,663人	3,736人	3,723人	3,781人	3,869人
DV等被害者法律相談援助件数 (注7)	－	141件	809件	832件	983件
DV等被害者援助弁護士数 (注7)	－	1,716人	1,882人	1,953人	2,097人
国選被害者参加弁護士選定請求件数	511件	561件	635件	595件	691件
被害者参加弁護士契約弁護士数	4,709人	5,038人	5,250人	5,440人	5,570人
震災法律援助業務					
震災法律相談援助件数	52,995件	53,433件	54,765件	50,944件	47,101件
震災代理援助開始決定件数	471件	219件	216件	100件	678件
震災書類作成援助開始決定件数	31件	29件	0件	36件	4件
震災法律援助契約弁護士数	3,134人	3,197人	3,231人	3,259人	3,260人
震災法律援助契約司法書士数	1,205人	1,224人	1,219人	1,236人	1,237人
受託業務					
中国・サハリン残留孤児日本人国籍取得支援業務援助申込件数 (注8)	0件	1件	0件	0件	－
日本弁護士連合会委託援助業務申込件数	22,444件	22,206件	15,158件	12,374件	10,688件

(注7)ＤＶ等被害者法律相談援助は平成30年１月24日開始
(注8)中国･サハリン残留孤児日本人国籍取得支援業務は令和２年３月末で終了

業　務		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
情報提供業務						
	サポートダイヤル問合せ件数（電話）	317,999件	328,525件	345,812件	355,317件	397,618件
	サポートダイヤル問合せ件数（メール）	59,754件	71,287件	73,591件	62,099件	38,276件
	サポートダイヤル問合せ件数（有人チャット）(注9)	－	－	－	515件	6,558件
	サポートダイヤル問合せ件数（合計）	377,753件	399,812件	419,403件	417,931件	442,452件
	地方事務所問合せ件数	216,639件	226,110件	217,037件	210,600件	246,939件
	チャットボット利用件数 (注10)	－	－	－	30,732件	117,088件
民事法律扶助業務						
	法律相談援助件数	312,770件	309,762件	312,146件	299,899件	307,136件
	代理援助開始決定件数	103,478件	101,594件	105,076件	102,754件	110,821件
	書類作成援助開始決定件数	3,393件	3,258件	3,526件	3,423件	4,045件
	契約弁護士数	24,056人	24,293人	24,418人	24,408人	24,362人
	契約司法書士数	7,525人	7,555人	7,571人	7,566人	7,598人
国選弁護等関連業務						
	被疑者国選弁護事件受理件数	72,308件	73,775件	80,514件	81,893件	85,628件
	被告人国選弁護事件受理件数	46,594件	44,046件	47,365件	50,664件	51,983件
	国選弁護人契約弁護士数	30,950人	31,958人	32,274人	32,049人	32,608人
	国選付添事件受理件数	2,604件	2,996件	3,631件	3,952件	4,674件
	国選付添人契約弁護士数	15,909人	16,353人	16,500人	16,348人	16,493人
常勤弁護士に関する業務						
	常勤弁護士の配置数	183人	204人	205人	190人	190人
	司法過疎地域事務所の設置数	34か所	34か所	34か所	34か所	34か所
犯罪被害者支援業務						
	犯罪被害者支援ダイヤル問合せ件数	15,908件	20,889件	23,363件	23,155件	31,640件
	地方事務所問合せ件数	12,108件	14,644件	15,481件	14,252件	15,671件
	犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介件数	1,181件	1,529件	2,516件	2,711件	3,717件
	犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士登録数	3,925人	3,963人	4,019人	4,073人	4,095人
	DV等被害者法律相談援助件数	972件	1,292件	1,570件	1,758件	2,382件
	DV等被害者援助弁護士数	2,198人	2,263件	2,333件	2,382件	2,441人
	国選被害者参加弁護士選定請求件数	661件	691件	726件	805件	855件
	被害者参加弁護士契約弁護士数	5,631人	5,756人	5,837人	5,897人	5,991人
	犯罪被害者等法律相談援助件数 (注11)	－	－	－	－	93件
	犯罪被害者等代理援助件数 (注11)	－	－	－	－	51件
	犯罪被害者等法律援助契約弁護士数 (注11)	－	－	－	－	1,362人
震災法律援助業務 (注12)						
	震災法律相談援助件数	490件	0件	0件	0件	0件
	震災代理援助開始決定件数	786件	496件	617件	5件	0件
	震災書類作成援助開始決定件数	1件	0件	0件	0件	0件
	震災法律援助契約弁護士数	3,217人	3,174人	3,160人	3,114人	3,052人
	震災法律援助契約司法書士数	1,225人	1,190人	1,164人	1,146人	1,109人
受託業務						
	日本弁護士連合会委託援助業務申込件数	10,364件	10,898件	12,160件	12,506件	13,006件

（注9）有人チャットによる情報提供は令和6年8月開始　（注10）チャットボットによる情報提供は令和6年5月開始
（注11）犯罪被害者等法律相談援助及び犯罪被害者等代理援助は令和8年1月13日開始
（注12）震災法律援助業務は、法テラス震災特例法の失効に伴い、令和3年3月末で新規申込受付を終了。令和3年度以降の震災法律相談援助の件数は、失効前に援助申込みがなされ令和3年4月以降に実施された件数、震災代理援助及び震災書類作成援助の件数は、震災代理援助・震災書類作成援助を決定した事件の控訴審等の件数である。

第2　法テラスに関わってこられた方々のインタビュー

法テラスは、令和8年4月10日に設立から20年、同年10月2日に業務開始から20年を迎えた。この節目に、これまでの歩みを振り返り、司法サービスの一層の充実を目指して、同年2月24日に記念式典を開催した。

式典では、常勤弁護士による活動報告、法的ニーズ調査の中間報告、次の10年を見据えた「法テラスビジョン2035」の中間報告等を行った。

あわせて、法テラスのこれまでの活動等を紹介する写真や新聞記事、業務の現況説明、法テラスに関わってこられた方々のインタビュー記事や寄稿文からなる冊子を配布した。今回、その中からインタビュー記事部分の抜粋・要約を掲載する。



20周年式典の様子


会場に設置した地域事務所の紹介パネル

法テラス第3代理事長
梶谷 剛（かじたに ごう）　弁護士



私は、日本弁護士連合会事務次長、副会長、会長として司法制度改革や法テラス設立に関わり、その後、法テラス理事長として初代金平輝子理事長、第2代寺井一弘理事長のあとを受けて法テラスの運営に携わってきました。

理事長としては、何よりも「人」を重視しました。法テラスは困っている人を「救済してあげる」というより、一人ひとりが本来持つ権利を実現するための支援機関です。その理念を共有し、市民に寄り添える職員集団をつくることが不可欠だと考えました。また、私が理事長に就任したのは東日本大震災発生直後であり、法テラス全体で被災者支援に取り組む必要があると考えました。震災により業務を中断していた仙台のコールセンターの再開や「法テラス災害ダイヤル」の開設、被災地への出張所の設置などを進め、多職種と連携したワンストップ相談体制を整備しました。通常業務に加え、膨大な震災支援をやり遂げた職員の力には深く感銘を受けました。

この間、法テラスは社会にとって必要不可欠な組織として定着しました。しかし、司法とは派手な成果を誇る分野ではなく、一つひとつの事案に誠実に向き合うことの積み重ねが信頼につながる世界です。20年の濃密な歴史を経て、これから更なる成長期に入ります。役職員一人ひとりが「今すぐ結果が出なくても、必ず信頼は累積していく」という気持ちで取り組むことが、法テラスの未来を創るのだと思います。また、法テラスの仕事は単独では成立しません。関係団体や自治体、多くの人の信頼と協力がなければ、支援を届けることはできません。力は足し算ではなく、協働によって何倍にも広がります。そのような連携がこれからますます必要になると考えています。

法テラス第4代理事長
宮崎 誠（みやざき まこと） 弁護士



私は、日本弁護士連合会の副会長、日本司法支援センター推進本部長代行、そして会長として、司法制度改革や法テラス設立に関わってきました。

その後、法テラス理事長として、多くの業務拡大に携わりました。国選付添対象事件の拡大や、特定援助対象者法律相談援助、被災者法律相談援助、DV等被害者への法律相談援助など、新しい業務はいずれも社会的に必要なものであり、誇りを持って取り組みましたが、予算・人員・研修など課題は非常に大きなものでした。平成28年熊本地震の際には早期に現地入りし、被災した職員やスタッフ弁護士を励ましながら、弁護士会や司法書士会と連携して支援の道筋を整えました。

また、司法ソーシャルワークの取組も推進しました。これは、志のあるスタッフ弁護士が福祉機関と連携し、司法にアクセスできない方々の所に積極的に出向いてニーズを掘り起こす活動として発展してきたものであり、法テラスにとって極めて重要な取組だと考えています。

理事長として重視したのは、人材の確保と育成、そして何より国民からの信頼です。職員やスタッフ弁護士は、未成熟だった組織を次第に高いレベルへ引き上げ、業務を確実に遂行してくれました。その姿勢には深く感心しています。私自身は振り返れば反省の連続でしたが、「何かあれば法テラスに相談しよう」と言ってもらえる組織へ成長していったことには、やわらかな満足感を覚えています。

今後も困難はあるかもしれませんが、法テラスには国民目線で丁寧に支援を続け、各地の司法ソーシャルワークも更に強化し、活動を磨き続けてほしいと思います。

法テラス第5代理事長
板東 久美子（ばんどう くみこ） 日本赤十字社常任理事



私は、文部科学省で法科大学院制度の受け皿となる「専門職大学院」の制度設計に携わりました。その後、高等教育局長として法務省とも協力しながら、志願者減少などの課題に直面する法科大学院の「正常化」に向けた議論を重ね、その中で、日本弁護士連合会の方々や、後に法テラスに携わる方々とのつながりが生まれました。

ただ、理事長就任前は、法テラスに深い馴染みがあったわけではありませんでした。民事法律扶助のイメージが強く、国選弁護や犯罪被害者支援など、司法アクセスの中心的役割を果たしている組織であることを十分には理解していなかったのです。しかし、被疑者国選弁護の対象拡大なども、法テラスという受け皿がなければ成り立たない仕組みであり、国民にとって不可欠な存在であることを、就任後に改めて認識しました。

理事長として最も重視したのは、「国民の視点」を組織に取り入れることでした。利用者の立場から見て、本当に必要な支援が届いているのか検証し続けることが役割と考え、全国の事務所を訪ね、現場の声を直接聞き、多様な人材が力を発揮できる体制づくりに取り組みました。コロナ禍では、電話・オンライン相談への転換を進めるなど、法テラスが変化に対応できる組織であることを示せました。また、西日本豪雨や令和元年台風19号などの災害対応、司法ソーシャルワークの取組を通じて、多くの機関と継続的に連携できる枠組みを築いていくことが不可欠だと痛感しました。

法テラスの役職員は、今、時代の転換期にあることを前向きに捉え、「必要な変化には積極的に声を上げる」という姿勢を大切にしてほしいと思います。

元検事総長
但木 敬一（ただき けいいち） 弁護士



私は、司法制度改革審議会が内閣に設置された当時、法務省の官房長を務めていました。当初、審議会では民事事件に関する議論が中心になると思っていました。しかし実際には、刑事事件への国民参加をはじめ、司法の在り方そのものに踏み込む大きな議論へと発展しました。制度の根幹に関わる問題が次々と提起され、当初想定していた以上の迫力と広がりを生んだ。そこに改革の意義があったと思います。

日本では、司法は生活から遠く、特に経済的に厳しい人ほど司法にアクセスしにくい状況がありました。しかし一連の改革を経て、司法の存在が社会の中で可視化され、紛争をルールに基づいて解決するという意識が広がりました。人権をめぐる様々な課題が表に出てきたのも、国民の意識の変化によるものだと思います。

その後、法務事務次官として、総合法律支援法の立法や法テラスの設立にも関わりました。法律扶助制度は、「支援が必要な人を助ける制度」から「国民が当然に享受すべき権利としての制度」へと再構築されました。法テラスは、誰もが公平に司法支援を受けられる仕組みを全国で整備し、司法制度改革の理念を具体的なサービスとして社会に届ける役割を担ってきたと思います。

今後も、国民の声を最前線で受け止め、司法への「正しい入口」を示す役割を果たすことによって、司法をもっと人々の生活に身近に寄り添う存在にしてほしいと思います。

元最高裁判所長官
寺田 逸郎（てらだ いつろう） 法務省特別顧問



私は、法務省の司法法制部長という立場で、総合法律支援法の立法作業や法テラスの設立に関わりました。法テラス構想の最大のメリットは、情報提供、相談、訴訟支援などを一体として機能させることで、問題の総合的な解決が見込める点にありました。民事法律扶助から公的刑事弁護までを一つの組織で担う例は世界的に見ても珍しく、実現への不安は大きいものでしたが、様々な組織から集まった関係者が、悩みや不安を抱えながら努力を重ねてくれました。

法テラスは設立後も、犯罪被害者支援の拡充や災害時対応など、社会的弱者をめぐる多くの分野に取り組み、役割を大きく広げてきました。これは組織として非常に望ましいことですが、その分、現場は大変で精神的負担も大きいため、「自分の仕事がどう社会に生きているのか」を実感できる仕組みが必要だと思います。

組織が安定期に入り、「水平飛行」に入った後、さらに発展させるのは容易ではありません。しかし、社会の変化を最も早く察知できる機関の一つが法テラスです。多くの相談が集まる、いわば「情報の宝庫」です。そこで得られた課題や声を、次の社会の見直しにつなげることができれば、法テラスの価値はさらに高まるのではないでしょうか。新しい課題が次々に現れる時代ですが、ぜひ挑戦を続けてほしいと思っています。

第３　「法テラスビジョン 2035」の策定

１　ビジョン策定経緯

法テラスが設立されて20年という節目を機に、「法テラスビジョン2035」を策定した。この「法テラスビジョン2035」は、法テラスの現状と将来について全ての職員を対象にアンケートを実施し、その回答を基に職員の想いを結集して作り上げたものであり、これまでの歩みを振り返った上で、次の10年を見据えて取り組むべき課題や目指す姿を示している。

２　各ビジョンの趣旨について

全体テーマを設定した上で、４つのビジョンにまとめ、それぞれのビジョンにおいて以下の取組例を作成した。これら４つのビジョンに優位性や重要性の順序はない。

全体テーマ　あなたと司法の架け橋

全体テーマとして、「あなたと司法の架け橋」という、広報活動でも広く使用している言葉を採用した。法テラス運営理念にある「すべての人と司法を結ぶ架け橋」を、自身のこととして体現していくために考えたものが今回のビジョンである。

法を身近に、一人ひとりの安心を支えていきます

- トラブルを未然に防ぐことができるよう法的なものの見方や考え方を広げていく。
- 必要な情報を提供することにより、一人ひとりが解決に向かって進めるようサポートしていく。

今後10年の間で、人口減少・少子高齢化に伴う社会構造の変化が生じ、様々な問題が複雑化・困難化していくことが考えられる。そのような中でも、「一人ひとり」が大切な人生を安心して暮らしていくことのできる社会となるように、法的なものの見方や考え方を広げていき、トラブルに対する未然の防止や、お困りの方が必要としている情報を適切に提供して、解決に向けたサポートをしていく。

誰も取り残さないようなネットワークを築いていきます

- 幅広い分野の関係機関と専門性の高いネットワークを構築・拡大し、ワンストップ型の支援を目指す。
- 地域の困りごとや法的ニーズに積極的にアプローチしていく。
- 災害時においても正しい情報や必要な支援が届く仕組みや体制を平時から整える。
- 「支え手」を法の力で支える取組を進めていく。

都市部への人口集中が一層進むなどの人口動態の変化により、地域間で格差を伴う司法アクセス障害が広がるおそれがあるところ、そのような状況下であっても誰も取り残さないような支援を実現していくために、平時から司法のみならず幅広い分野の関係機関と専門性の高い連携を構築し、法テラス単独では対応困難な課題にも関係機関と協働することで隙間のない支援の実現を図る。そのような関係性が構築できるよう、多くの「支え手」を法の力で支える取組を進めていく。

もっと利用しやすく、もっと便利なサービスにしていきます

- すべての人にわかりやすく、利用しやすいサービスを届けていく。
- 対面での対応の充実と、オンライン手続の拡大を目指す。
- 進化するデジタル技術を活用したデータ分析を行うなどして、主体的に企画立案を行う。

法テラスがこれまで担ってきた業務についても、もっと利用しやすく、もっと便利なサービスにしていくために、引き続き、現場における人と人との密なコミュニケーションを大事にするとともに、オンライン手続の拡大や利便性の向上に努めていく。さらには、進化するデジタル技術を活用し、法テラスの有する各種のデータについて分析を行うなどして、多様化する法的ニーズに的確に対応できるよう主体的な企画立案を行っていく。

すべての人に「あってよかった」を広げていきます

- 社会からさらに理解され、信頼されるよう、業務や取組の重要性を発信する。
- 職員が誇りをもって活き活きと働き、途切れることなくサービスを提供できる組織体制を維持・強化する。

地域における支援のネットワーク構築に努め、更なる利便性の向上等を通じて、司法アクセス向上を目指す。全ての人から「あってよかった」と思われる組織になるために、今後も、必要とされる法的支援を届け続け、法テラスの存在意義や取組の重要性が伝わる事例等を積極的に発信し、認知度と信頼性の向上につなげ、国民等の理解を得ていく。また、外部だけではなく職員に対しても適切に発信していくことで、誇りをもって活き活きと働くことのできる組織体制を維持・強化していく。

3　ビジョンロゴ

「法テラスビジョン2035」の策定にあたり、このビジョンを象徴するロゴについて、全役職員から案を募集し、投票により決定した。

このビジョンロゴは、「心のリボン」をイメージしており、「リボンのように結ぶ・つなぐ、そして、温かさ・やさしさで丸く包み込むような法テラスでありたい」「お困りの方がこのロゴをパッと見た時に、少しでも明るい気持ちになってほしい」という想いを込めている。



特集２　犯罪被害者等法律援助業務（犯罪被害者等支援弁護士制度）の創設について

第１　新制度の創設

犯罪の被害にあわれた方やその家族など（以下「犯罪被害者等」という。）は、被害直後から身体的にも精神的にも大きなダメージを負っている。そのような状況下で、例えば、警察の事情聴取や加害者側の弁護士からの接触、マスコミの取材や裁判への対応など、様々な負担がのしかかってくる。これらの対応を法律の専門家である弁護士に依頼したくても、被害が原因で仕事ができなくなり、経済的に困窮するなどして弁護士による援助が受けられない場合がある。

このような犯罪被害者等のため、令和８年１月13日から、法テラスの犯罪被害者支援業務に、新たに「犯罪被害者等法律援助業務（犯罪被害者等支援弁護士制度。以下「新制度」という。）」が加わることとなった。

第２　新制度創設の背景

これまで法テラスでは、犯罪被害者等からアクセスがあった場合、被害回復のための手段が民事手続であれば民事法律扶助を、刑事手続などに関しては日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）から委託を受けて実施する援助制度（以下「日弁連委託援助」という。）を用いて法的支援を行ってきた。

しかし、それぞれ援助の内容が異なるため、犯罪被害者等のニーズに応じてこれらを使い分ける必要があり、全体を一貫してカバーできる制度が存在しなかった。また、民事法律扶助は弁護士費用等の立替えを行うものであり、立替金の償還を要するなど経済的負担を伴うこととなる。加えて、日弁連委託援助は日弁連が会員から徴収した会費を原資としており、国庫から支出されるものではない。

このため、新たな援助制度の必要性が指摘されていた。

また、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）は、その前文において「安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務」であるとし、第3条において「犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。」と定め、第４条では「国は、（中略）、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」と「国の責務」を定めている。

このような背景を踏まえ、法務省において、新制度の創設に向けた検討が進められた。

第３　新制度開始までの経緯

① 令和2年7月～令和3年4月	犯罪被害者支援弁護士制度検討会
② 令和3年10月～令和5年4月	犯罪被害者支援弁護士制度・実務者協議会
③ 令和5年6月6日	犯罪被害者等施策推進会議決定
④ 令和6年4月24日	総合法律支援法の一部を改正する法律公布
⑤ 令和7年9月10日	総合法律支援法施行令の一部を改正する政令公布
⑥ 令和7年9月19日	業務方法書変更に係る大臣認可
⑦ 令和7年11月～	契約弁護士の募集を開始
⑧ 令和8年1月13日	運用開始

法務省は、犯罪被害者の支援を充実させる観点から、①令和２年７月に「犯罪被害者支援弁護士制度検討会」を設置し、支援の対象とすべき犯罪被害者の範囲や支援の在り方等について広く課題を検討し、論点整理を行った。同検討会は全５回開催され、法テラスはオブザーバーとして出席した。

②令和３年10月には、上記論点整理の結果等を踏まえて更に検討を進めるため、「犯罪被害者支援弁護士制度・実務者協議会」が設置された。同協議会では、法務省・日弁連・法テラスの三者が、真に援助が必要な犯罪被害者に対する法的支援の方策・在り方について、実務的な観点から検討を行い、運用面における改善・見直し事項を洗い出すとともに、法制度化に向けた課題等を協議した。同協議会は全14回にわたり開催され、令和５年４月に、「被害発生の早期の段階における弁護士による継続的かつ包括的支援及びこれに対する経済的援助を可能とする制度（＝「犯罪被害者等支援弁護士制度」）の導入を求める」とする取りまとめが公表された。

③上記のような取りまとめや自民党政務調査会司法制度調査会提言等を受け、同年６月６日、政府は、犯罪被害者等施策推進会議において「犯罪被害者等施策の一層の推進について」を決定し、その中で「犯罪被害者等支援弁護士制度の創設」が掲げられ、法務省において所要の法整備等が進められた。

そして、令和６年の第213回通常国会に総合法律支援法の改正法案が提出され、④令和６年４月18日に「総合法律支援法の一部を改正する法律」が成立（同年４月24日公布）し、「犯罪被害者等支援弁護士制度」は法テラスの正式業務の一つとして法律に明記された。さらに、⑤令和７年９月５日に「総合法律支援法施行令の一部を改正する政令」等が閣議決定され、新制度の運用開始日が令和８年１月13日とされた。法務省、日弁連との意見交換等も経て、⑥同年９月19日には、新制度の枠組み、報酬体系、業務上の手続等を定める業務方法書の変更について大臣認可がなされた。

また、新制度の運用に当たっては、担い手となる弁護士の存在が欠かせないため、⑦同年11月から契約弁護士の募集を開始した。さらに、弁護士との契約条項や「弁護士向け業務解説」の作成、手続の細目を定める関連規程類の整備を進め、日弁連や各地の弁護士会の協力を得て全国の地方事務所で担い手確保に努めた。

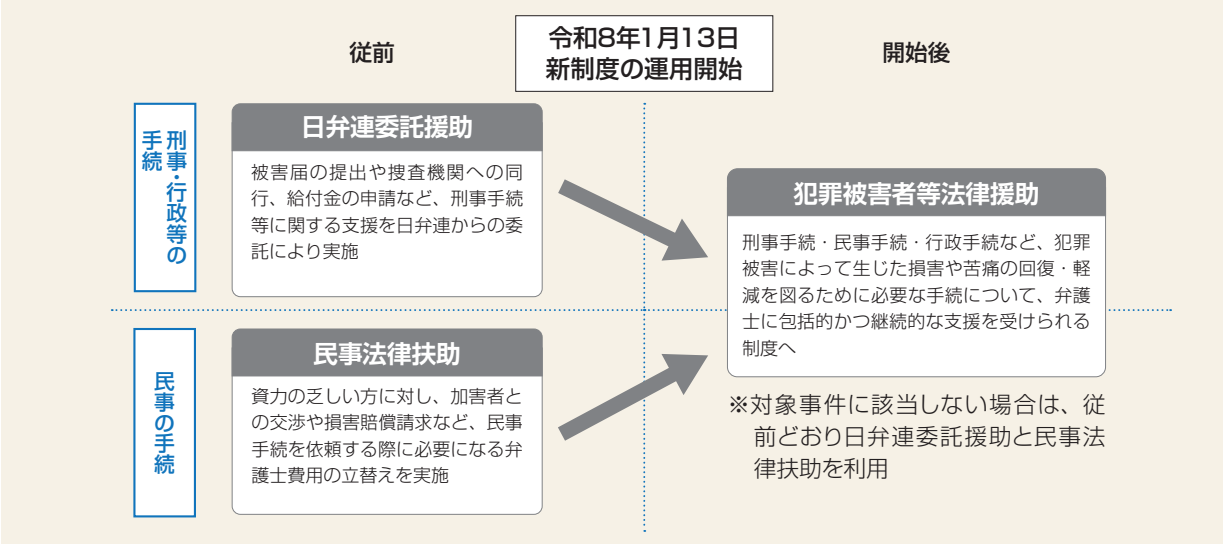
以上のような経過をたどり、新制度は⑧令和８年１月13日からその運用が開始された。

第４　制度概要

１　従来の制度（民事法律扶助、日弁連委託援助）からの変化

新制度ができるまでは、次のページの図のように、例えば、性被害にあわれた方が被害届の提出や捜査機関への対応など刑事手続に関することを弁護士に依頼するときは日弁連委託援助を利用し、加害者に対する損害賠償請求等の民事手続を依頼するときは民事法律扶助を利用するなど、弁護士の活動（依頼する内容）に応じて制度を使い分けなければならず、それぞれの制度で異なる利用要件を満たす必要があった。

新制度では、一度の利用申込みで、刑事・民事・行政その他の様々な手続について、同一の弁護士から包括的かつ継続的に支援を受けることができるようになった。これにより、必要な書類の準備や受付時の被害申告などの手続上の負担が減り、弁護士費用も自らが経済的な負担をする立替制ではなく原則として法テラス負担となったため、経済的な負担も小さくなった。



2　新制度の概要

（1）　利用要件

この制度を利用するには、㋐対象犯罪の被害者等であること、㋑制度を利用する方の資力が一定以下であることの各要件を満たす必要がある。

㋐対象犯罪については、次の３つの類型が定められており、新制度の運用が始まった令和８年１月13日以降にこれらの犯罪行為の被害にあった犯罪被害者等が対象となる。

- 殺人や傷害致死、強盗殺人、危険運転致死などの故意の犯罪行為により人を死亡させた罪（未遂を含む）
- 不同意性交等や不同意わいせつなどの刑法に定められる一定の性犯罪（未遂を含む）
- 傷害や危険運転致傷などの故意の犯罪行為により人を負傷させた罪により治療期間が３か月以上又は一定の後遺障害が残る被害を受けた場合

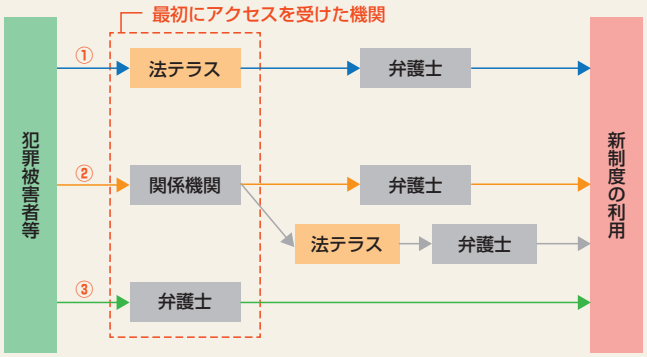
なお、被害直後の段階では、対象罪名に該当するか分からない場合が多いが、弁護士が、犯罪被害者等から被害状況を聴き取り、対象罪名に当てはまると判断したときは、原則として援助の対象となる。

㋑資力要件については、申込者とその配偶者が有する現金・預貯金等から一定の療養費等を控除した額が300万円以下である必要がある（民事法律扶助には月々の収入額の要件があるが、新制度ではこの要件はない）。

（2）　利用の流れ

犯罪被害者等が法テラスの「犯罪被害者支援ダイヤル0120-079714（なくことないよ）」や地方事務所に連絡すると、法テラスにおいて、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介する。犯罪被害者等は、紹介を受けた弁護士に相談し、新制度を利用した継続的な支援を希望する場合には、同弁護士を通じて法テラス地方事務所へ新制度の利用を申し込むこととなる。

法テラス以外の支援機関等から弁護士を紹介されたり、自身で探して依頼したりした場合でも、その弁護士が法テラスと契約していれば、同様に弁護士を通じてこの制度の利用を申し込むことができる。



① 法テラスにアクセスした場合
法テラスから犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を受けて制度を利用する

② 関係機関にアクセスした場合
・関係機関とつながりがある弁護士を経由して制度を利用する
・関係機関から法テラスにつながり、上記①の紹介を受けて制度を利用する

③ 弁護士にアクセスした場合
直接弁護士につながることで制度を利用する

（3） 弁護士による活動

新制度では、弁護士に以下の図に掲げた活動を包括的に依頼できる。ただし、ここに掲げた活動を全ての事案で行うわけではなく、事案に応じて必要となる活動は異なることから、個々の活動の要否は、利用者の要望や状況等を踏まえ、最終的には法律の専門家である弁護士が判断することとなる。

犯罪被害者等法律援助

対象被害に関する**法律相談**

民事に関する手続（例）
・和解の交渉
・損害賠償請求訴訟
・民事調停
・損害賠償命令
・民事執行

刑事に関する手続（例）
・被害の届出、告訴又は告発
・捜査機関や裁判所への対応
・加害者やその代理人との交渉
・証人尋問の準備又は打合せ
・刑事裁判や少年審判における意見の申述の申出
・刑事裁判や少年審判の傍聴
・裁判所への同行

行政その他の手続（例）
・犯罪被害者等給付金等の申請
・行政機関への対応
・行政機関への同行
・報道機関への対応

※ 犯罪被害者等の要望を踏まえ、弁護士において必要な活動を判断します。

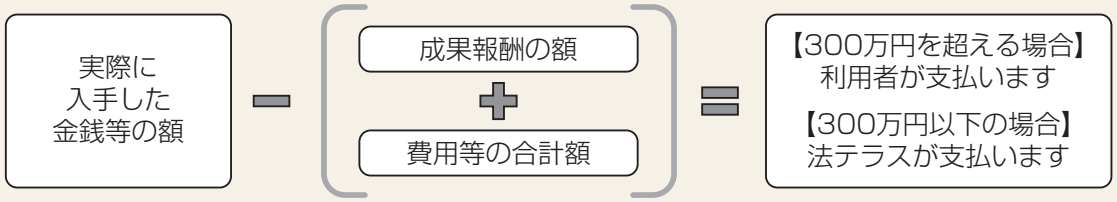
（4） 弁護士に支払う報酬等

弁護士報酬等については原則として法テラスが負担することとなっており、利用者の費用負担はない。ただし、以下のㇰからㇴの場合には、例外的に利用者に費用負担を求めることがある。

ㇰ 相手方から金銭等を受領した場合、その受領額の10%（税別。その額が3000万円を超えるときは、その超える部分は6%（税別）として算出する。）を弁護士に対する「成果報酬」として利用者が直接弁護士に支払う。

ㇱ 相手方から多額の金銭等を受領し、その受領額から治療に要する費用や上記「成果報酬」を差し引いても300万円を超える金額が残る場合には、300万円を超えた金額の範囲内で弁護士の報酬や実費が利用者の負担となる（下記の図のとおり）。

【利用者負担となる基準ㇱ】



ㇴ 事件処理に必要となる実費が一定額を超えた場合には、超えた部分について利用者の負担となる。

関係団体の方へのインタビュー

日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会副委員長
弁護士
山本（やまもと） 剛（ごう）



私は、大学時代に犯罪被害者学の授業を受けてから犯罪被害者支援に興味を持ち、弁護士登録をした2002年から実際に被害者支援に関わるようになりました。弁護士登録後、第二東京弁護士会の犯罪被害者支援委員会に参加し、その後、日弁連の犯罪被害者支援委員会にも関わるようになり、その中で、法テラスの犯罪被害者支援の業務内容を形づくることにも携わりました。現在の「犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介」業務の流れもその頃に検討したものです。法テラスが業務を開始する直前の2006年8月から2009年3月までは、法テラスの職員としても勤務し、法テラスの業務が円滑に進むように、様々な実務に幅広く携わりました。

今回創設された犯罪被害者等支援弁護士制度は、全く新しい制度というよりも、法テラスで実施している日弁連委託援助業務の犯罪被害者支援（以下「委託援助」という。）の一部と民事法律扶助の一部を特定の被害者のために一つの制度に切り出したもので、国費による支援として拡充したものといえます。

もともと委託援助は、法テラスが設立される前の財団法人法律扶助協会時代から同協会の自主事業として運営されていたところ、法テラス設立により同協会が閉鎖されるに伴い、日弁連が委託援助業務としてその運営を法テラスに委託することになりましたが、その財源は日弁連が会員から徴収した特別会費でした。しかし、被害者支援に関する制度は国の責務として運営するべきと考えますので、日弁連では長年様々な形で国費化の必要性を継続的に求めてきました。法務大臣への要望活動や、法務省の検討会・実務者協議会等を通じて議論も重ねてきました。私自身も実務者協議会の構成員として参加し、その制度設計に関わりました。新制度が創設されたことにより、被害者に必要な制度がようやく国費化という形で実現したことには、大きな感慨があります。被害にあわれた方々の声が世の中に浸透していって、支援の必要性が広まった表れだとも感じました。

もっとも、新制度の創設に当たっては様々な課題もありました。被害者の負担を抑えながら制度として適切に運営する必要がありますし、一方で弁護士自治との関係も慎重に考えなければなりません。弁護士は国と対立する立場に立つこともあるため、国費化によってその活動が制約されることがあってはならないからです。そのため、弁護士の活動が制限されることがないよう、法テラスにおける判断の一定の場面に弁護士が関与することとなる制度となりました。

そして、被害者にどれだけ寄り添った制度にできるか、これはもちろん大きな論点でした。今回の制度は、資力要件が設けられているほか、対象となる犯罪も限定されています。しかし、被害者は、被害を受けたことで精神的に大きな負担を抱える中で、弁護士に相談すべきか、相談する場合にこの制度の対象となるかなど判断が付かないことも多いと思われますので、まずは相談を受けた弁護士において新制度の対象犯罪に該当するかについて判断する仕組みとなっています。被害直後の早い段階から弁護士による支援につなげられることから、大変意義があると思っています。

新制度により、これまで民事と刑事で別々だった申込手続や資力確認等が一本化されると同時に、金銭的な部分からも被害者の負担はかなり軽減され、切れ目のない支援を受けられるようになりました。そのため、警察や検察、被害者支援団体等でも、今までより弁護士を紹介しやすくなったのではないでしょうか。法テラスにおいては、制度がより浸透するよう、犯罪被害者やそのご家族、そして支援者となる弁護士の双方に継続してこの制度を周知していってもらいたいです。

犯罪被害にあわれた方には、「まずはためらわずに相談してほしい」とお伝えしたいです。新制度の対象でなくても、既存の制度を利用できる可能性があります。悩みを抱え込まず、まずは法テラスに連絡していただきたいですね。

第５　制度周知について

新制度の利用は、令和８年１月１３日の運用開始日以降に犯罪の被害にあわれた方やその家族などが対象とされているため、運用開始日前に被害にあわれた方も利用できるのではといった誤解を招くおそれがあることから、事前の制度周知に際して難しさがあった。そこで、法テラスでは、まず、犯罪被害者支援を行っている関係機関・団体への新制度の周知を行い、各相談窓口において案内してもらうように依頼することから周知を始めた。

全国の地方事務所では、各地で協議会等を開催し、関係機関等との連携強化に取り組んだ。

以下の資料は、新制度の運用開始前に作成した制度周知チラシである。



制度周知チラシ

リーフレットやポスターを全国の裁判所、検察庁、警察署に送付したほか、関係機関・団体に対し相談窓口に備え置くことなどを依頼した。周知用動画コンテンツも制作して、法テラス公式YouTubeで配信した。

運用開始直前には記者会見を行い、新聞各紙やニュース等で取り上げられるなど、多様な方法により制度周知を図った。

第６　まとめ

これまでは、被害直後の疲弊した状態で自ら動けない方、弁護士に依頼したくても経済的な事情で法律サービスの利用を断念された方も一定数いたものと考えられるが、そのような方が一人でも少なくなるよう、新制度の情報を届けていく必要がある。

新制度は、多方面からの求めにより創設された犯罪被害者等の負担を軽減する制度であり、国費で賄われるものであることから、これが整備されたことは犯罪被害者支援にとって、また社会的にも大きな一歩といえる。法テラスでは、今後も引き続き担い手確保に努めつつ、より利用しやすい制度となるよう取り組んでいく。

「あの時、一歩を踏み出して良かった。」と感じていただけるよう、弁護士や関係機関の皆様の協力を得ながら新制度を運用していきたい。

1．情報提供業務

1－1 令和７年度における業務の概況

（１）利用者の利便性向上のための取組
―サポートダイヤルの活用、チャットボットの改善―

法テラスの情報提供業務は、全国統一窓口であるコールセンター（通称「法テラス・サポートダイヤル」、以下「サポートダイヤル」という。）と地方事務所において実施し、日々多数の問合せに対応している。

令和6年5月から、若年層や聴覚障がい者等への電話以外の方法による情報提供の機会を拡充するため、チャットボット（ホームページ上に設けたチャット機能によって、自動応答で法制度・相談窓口情報の案内を行うもの）による情報提供を開始した。続いて、同年８月からは、更に利用者の希望に沿った関係機関相談窓口を案内するために有人チャット（ホームページ上に設けたチャット機能を通じて、オペレーターによる法制度・相談窓口情報の案内を行うもの）による情報提供をサポートダイヤルで開始した。そして、利用者の利便性の更なる向上のため、従前、ホームページのトップページのみに配置していたチャットボットのフローティングアイコン（入口）を、令和８年１月からは地方事務所別のトップページを含むほぼすべてのページに配置し、チャットボットをより利用できるように改善した。その結果、利用者がチャットボットへアクセスできる機会が大きく増加し、令和７年度のチャットボット利用件数は117,088件（令和６年度利用実績30,732件）、有人チャットの利用件数は6,558件（令和６年度利用実績515件）にそれぞれ増加した。

サポートダイヤルについては、令和７年度に累計情報提供件数（電話・メール・有人チャットの合計）が689万件に達した。なお、平成28年度にスマートフォン及び携帯電話用ホームページに専用のメール問合せフォームを設置して以降、メールによる情報提供件数は増え続けていたが、チャットによる情報提供サービスを導入した令和６年度以降は減少傾向にある。

サポートダイヤルでは、利用者の利便性向上の一環として平成27年10月から開始した、各地方事務所における話中電話（話中で応答できない電話）及び無応答電話（着信から一定時間内に応答できない電話）をサポートダイヤルに自動転送して問合せに対応する取組を継続しながら、令和元年６月に追加したナビダイヤルによる振分機能（利用者が架電時に地方事務所又はサポートダイヤルを選択できる機能）を段階的に導入し、話中転送及び無応答転送を減らしていく取組を行ってきた。そして、令和５年度に全ての地方事務所への振分機能の導入を完了し、これをもって話中転送及び無応答転送を終了した。さらに、ワンストップサービス（１か所で必要な案内や手続が完了できること）を目指し、平成25年３月からサポートダイヤルにおいて、法律相談を希望する利用者に対し、法律相談援助を利用する要件となる収入や資産状況を確認し、スムーズに予約等につなげる取組を始めた。この取組は、平成29年10月から全国の地方事務所の利用者に範囲を拡大しており、令和７年度も継続することで、法律相談への橋渡しを行っている。

また、令和６年度に引き続き、令和６年奥能登豪雨の被災者支援として、法テラス災害ダイヤルでの受付を継続し、被災者の生活再建に役立つ法制度や各種手続、相談窓口などの情報提供を行った。併せて、ホームページには令和６年奥能登豪雨に関する法律問題Ｑ＆Ａを掲載し、被災者が必要とする情報の提供に努めた。

（2）品質向上のための取組 ―データの拡充と最新化、研修等―

法テラスでは、様々な問合せに対し的確な情報提供が行えるよう、法制度情報を「よくある質問と答え」（FAQ）として整備している。令和７年度は、よく利用されるFAQ1,232件をホームページで継続公開するとともに、265件を更新し、12件を新規作成した。また、関係機関データベース（全国の相談窓口情報をデータベース化したもの）のデータ拡充と最新化に努めており、令和７年度は既存の相談窓口情報約2,800件を更新し、新たに約80件を追加した。

トラブルを抱えた利用者の心情に配慮しつつ、適切な情報提供を行うためには、利用者の主訴（最も重要な訴え）の的確な把握やそのための会話技術が必要である。サポートダイヤルでは、第三者による客観的評価（実際に対応した通話音声記録（コールログ）を専門業者が評価したもの）の結果を踏まえ、オペレーター（サポートダイヤルにおいて情報提供業務を専門に行う職員）に対し個別に指導を行い、情報提供業務における対応の質の向上を図っている。

また、オペレーター等の知識向上のため、各分野における関係機関・団体の協力を得て、民事事件や刑事事件、犯罪被害者支援及び福祉支援等に関する研修を実施し、情報提供に必要な知識の習得を行っている。

さらに、複数の地方事務所とサポートダイヤル間をオンラインで結び、地方事務所における対応困難なケースに関する検討や、地方事務所独自の取組等を共有する意見交換の機会を設け、法テラス全体の情報提供業務の質の向上に向けた取組を行った。加えて、令和８年度に始まる共同親権制度や民事訴訟手続のデジタル化・本人サポート等の新制度等についての研修を実施し、今後増加が見込まれる問合せに対して、適切に情報提供を行うための知識習得に向けた取組を行った。

（3）多言語での情報提供 ―外国語話者の司法アクセス向上に向けた取組―

日本の法制度や相談窓口情報に関する外国語話者のニーズに適切に対応するため、法テラスでは平成25年度から通訳サービス業者を介した多言語情報提供サービスを実施している。多言語情報提供サービスは「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(注)の一つであり、外国語話者の司法アクセス向上のための取組として、英語など10言語でリーフレットを作成した。また、多言語情報提供サービスの利用者（10言語全て）に対するアンケートを実施し、外国語話者のニーズ把握に努めた。

令和７年度の対応言語は、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、タイ語、インドネシア語の計10言語であり、問合せ件数は、過去最多の10,270件であった。

（注）政府により決定。外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すもの。外国人に対する情報発信及び相談体制充実の具体的施策の一つとして当サービスが掲載されている。

（4）外国人在留支援センター（FRESC）における取組

令和２年度、外国人在留支援センター（Foreign Residents Support Center 通称：FRESC／フレスク）内に法テラス本部国際室を設置し、各機関と連携・協力しながら法的支援を引き続き行っている。

令和７年度の具体的な取組としては、問合せ対応のほか、外国人支援機関・団体の職員や個人支援者を対象としたセミナーを開催した。

（５）法教育の取組　― 一般市民に向けた法教育事業を全国の法テラスで実施 ―

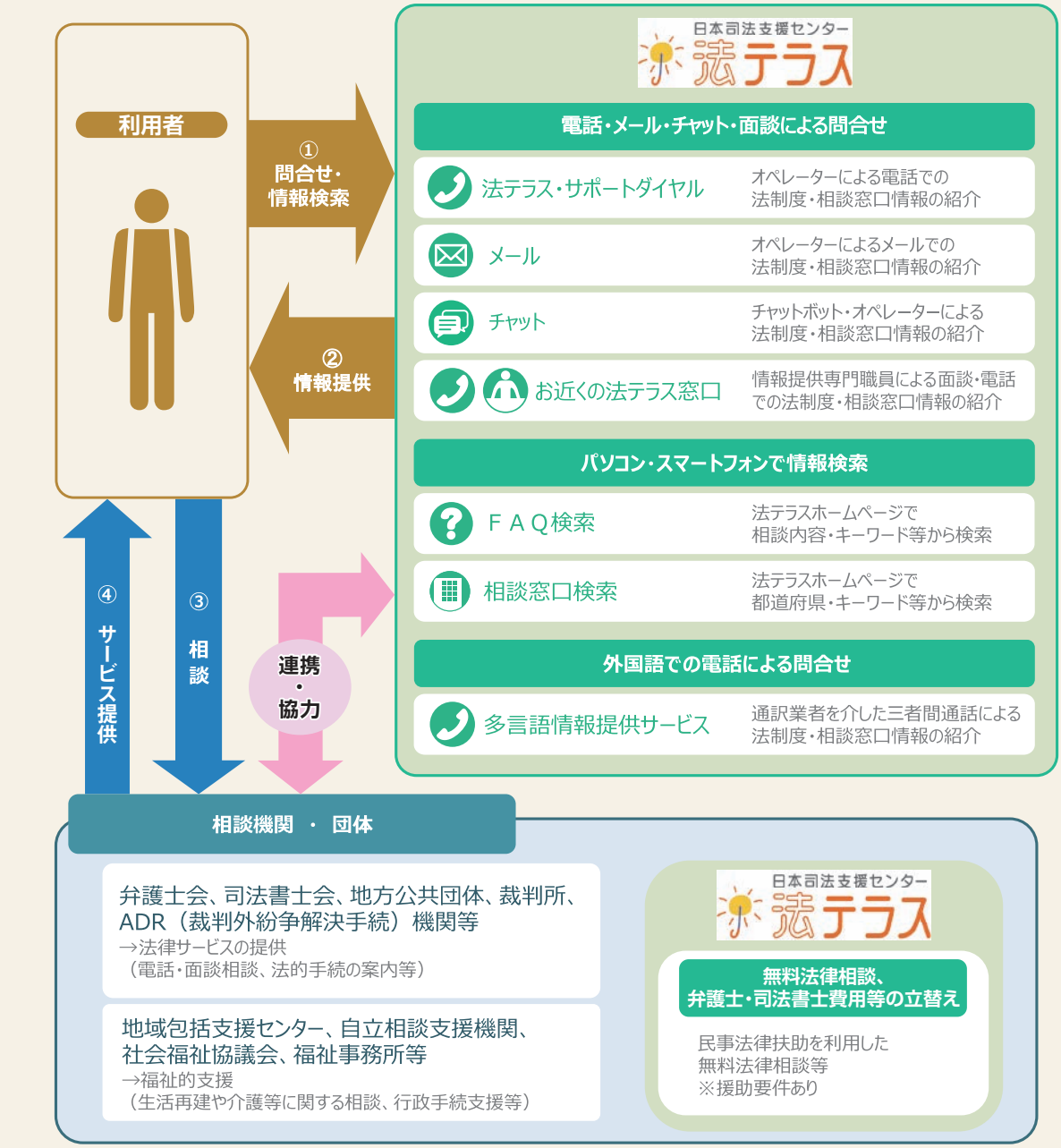
総合法律支援法の基本理念である「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現」するためには、利用者である国民等が、法が社会の中で持つ機能・役割や、なぜ法が社会に必要なのかなどについて理解することが必要との観点から、平成22年度以降、法テラスでは情報提供業務の一環として法教育に取り組んでいる。

令和４年度からは、一般市民を対象に法的問題への対応能力を高めることを目的とした法教育事業と、関係機関職員等を対象に一般市民の支援に資することを目的とした法教育関連事業の二つを法テラスの法教育の取組として位置付け、全国の地方事務所において、講演会、意見交換会、常勤弁護士を中心とした学校における出前授業等を行ってきた。令和７年度も引き続き、法的トラブルの具体的事例を取り入れるなど、地域住民等の法的問題に関する対応能力の向上につながるような取組を実施したほか、子ども食堂での親子を対象としたイベントや、高校等と連携し、借金や犯罪被害、消費者被害といったトラブルにあわないための新成人向けの講義を行うなど、若年層へ向けた法教育にも取り組んだ。実施に当たっては、現地開催とオンライン参加を併用するなど、社会のデジタル化の流れに対応した取組を行った。

1－2　業務の概要

情報提供業務は、法的トラブルを抱えながらも、どこに、誰に、相談したらいいかわからない方々に対し、①裁判その他の法的紛争解決のための制度を有効に利用するための情報（法制度情報）及び②弁護士及び隣接法律専門職（司法書士など）の業務に関する情報（関係機関・団体の相談窓口情報）を提供するものである。利用資格などの制限はないため、広く国民等に開かれた、司法サービスの玄関口といえる。上記関係機関・団体との連携を図りながら、サポートダイヤルにおいては電話とメールと有人チャットで、各地方事務所においては面談と電話で個別の問合せに対応している（資料1-1）が、それ以外にも、ホームページやチャットボット、リーフレットなどを活用した情報提供も行っている。

資料 1-1　情報提供業務の流れ



1－3　問合せ件数

（1）サポートダイヤル

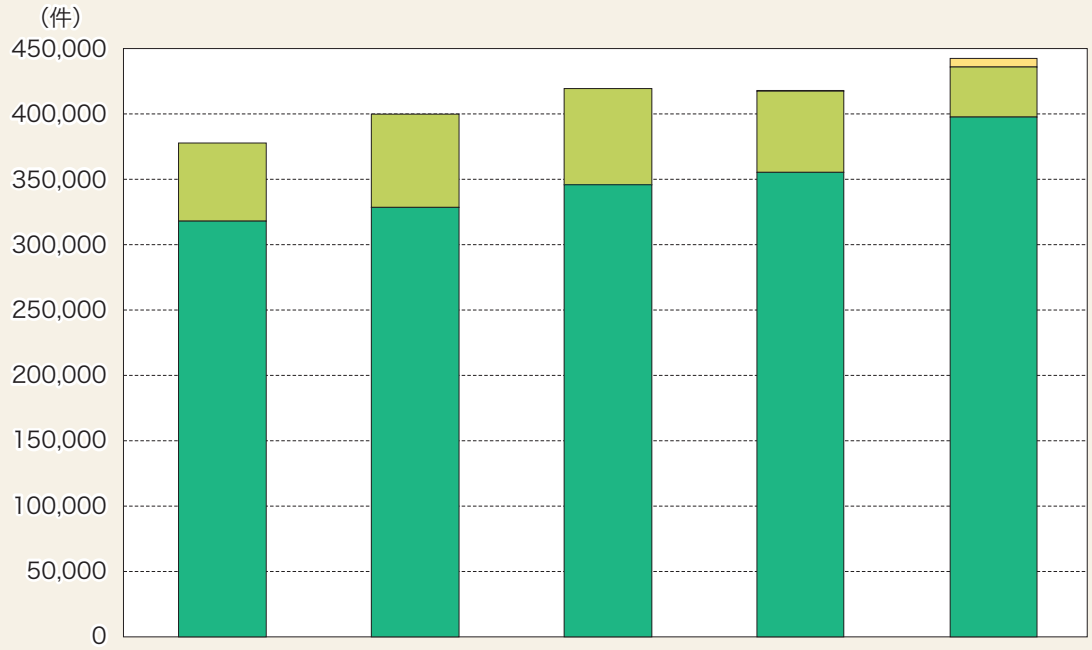
平成18年10月の法テラスの業務開始に合わせて、全国からの問合せに応じるコールセンターを設け、情報提供を行っている。コールセンターは、当初、専門業者に業務を委託していたが、平成23年4月から自主運営に切り替え、これを契機に、より親しみを持てるよう、通称を「法テラス・サポートダイヤル」とした。

電話受付時間については、平日は午前9時から午後9時まで、土曜日は午前9時から午後5時までとし、平日の日中に仕事・その他の事情で電話できない方も利用しやすいように体制を整えており、法的問題や電話対応の研修を積んだオペレーターが対応している。また、サポートダイヤルに寄せられた問合せ等を集計・分析し、関係機関への情報提供及びホームページからの情報発信などに活用している。

令和3年度以降にサポートダイヤルに寄せられた問合せ件数の推移は、資料1-2のとおりである。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う業務縮小のため電話による問合せ件数は減少していたが、令和3年度以降は増加傾向に転じ、令和7年度は前年度より大幅に増加した。

また、平成19年1月から開始したメールによる情報提供は、平成28年9月にスマートフォン及び携帯電話用ホームページに専用のメール問合せフォームを設置して以降増え続けていたが、令和6年5月からホームページ上に設置したチャットボット（令和7年度の利用件数117,088件）を導入したことにより、常に情報提供が対応可能になったことや、同年8月からサポートダイヤルにて対応を開始した有人チャットの導入により、前年度と比べ減少した。一方で、有人チャット対応件数は大幅に増加した。電話、メール及び有人チャットによる累計情報提供件数は、689万件に達した。

資料 1-2　**サポートダイヤル問合せ件数の推移**



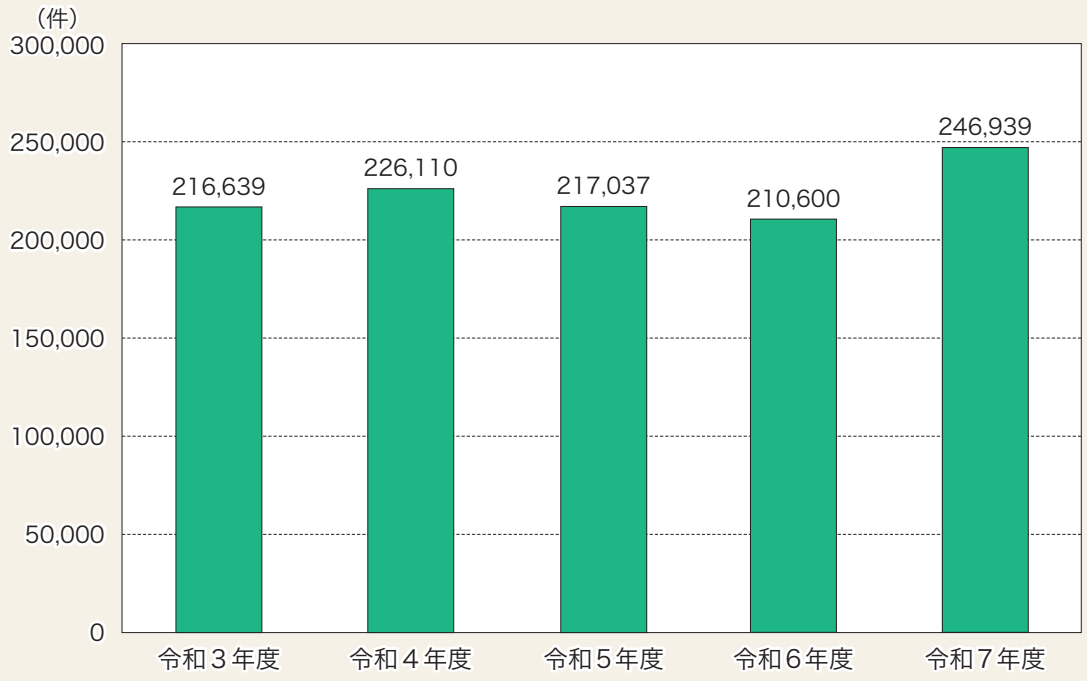
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
合　計	377,753	399,812	419,403	417,931	442,452
有人チャット	－	－	－	515	6,558
メール	59,754	71,287	73,591	62,099	38,276
電話	317,999	328,525	345,812	355,317	397,618

（注）令和6年8月よりサポートダイヤルにて有人チャットによる対応を開始している。

（2）地方事務所

地方事務所では、支部も含め全国61か所に情報提供専門職員（地方事務所において情報提供業務を専門に行う職員）を配置し、面談と電話による問合せに対応している。情報提供専門職員は、行政機関等の相談員経験者、社会福祉士、消費生活相談関係の有資格者、司法書士などが担当している。令和３年度以降の地方事務所全体の問合せ件数の推移は、資料1-3のとおりである。令和７年度における地方事務所問合せ件数は、前年度と比べ大幅に増加した。

資料 1-3　地方事務所問合せ件数の推移



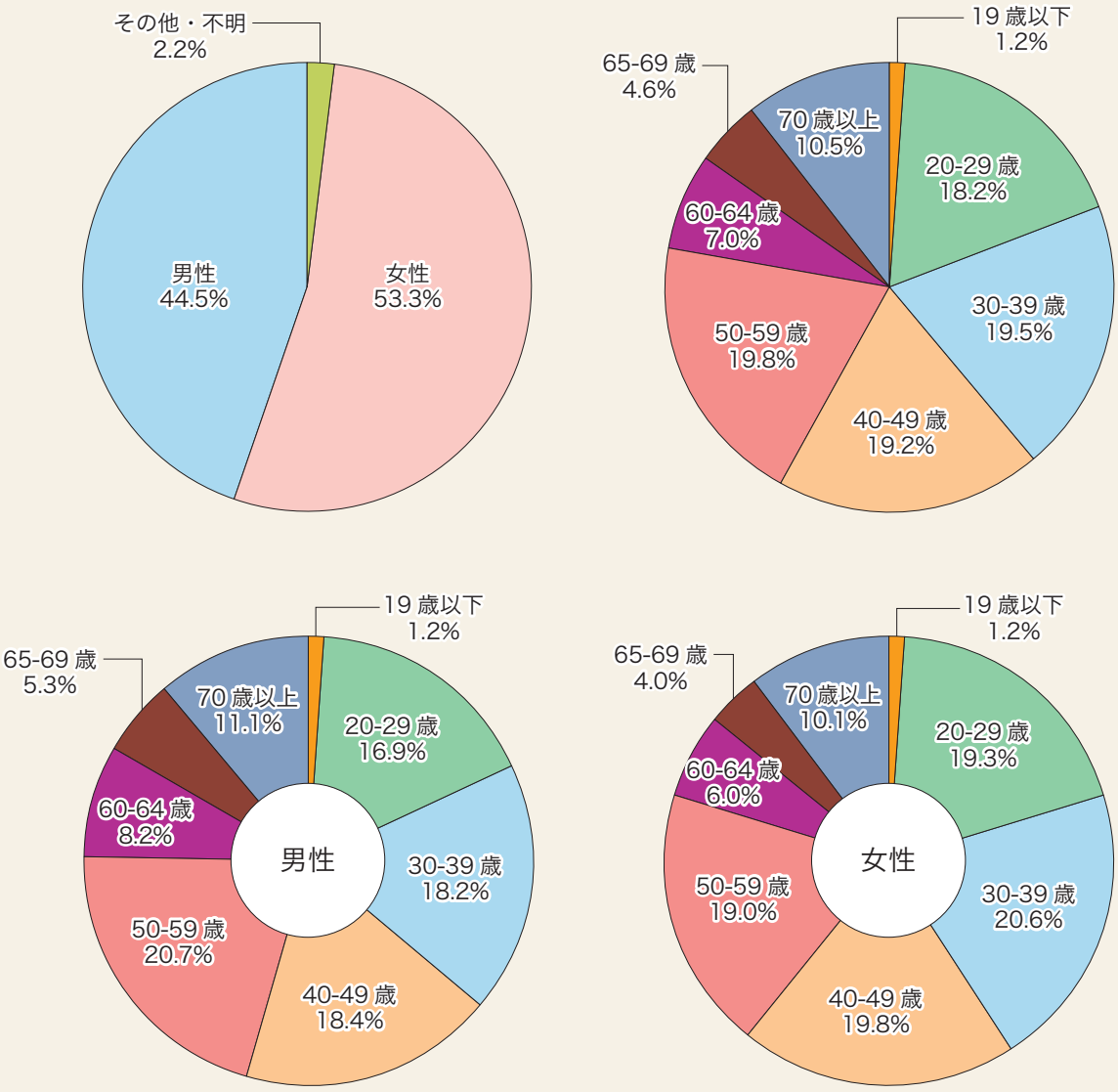
1－4　問合せの傾向

（1）サポートダイヤル

令和7年度にサポートダイヤルで情報提供を受けた利用者の性別及び年代は、資料1-4のとおりである。利用者は女性の比率が高くなっており、年代別にみると、20代、30代、40代及び50代のいずれの年代もおおよそ2割ずつを占めている。

資料 1-4　**令和７年度にサポートダイヤルで情報提供を受けた利用者の性別、年代**

総件数：442,452件

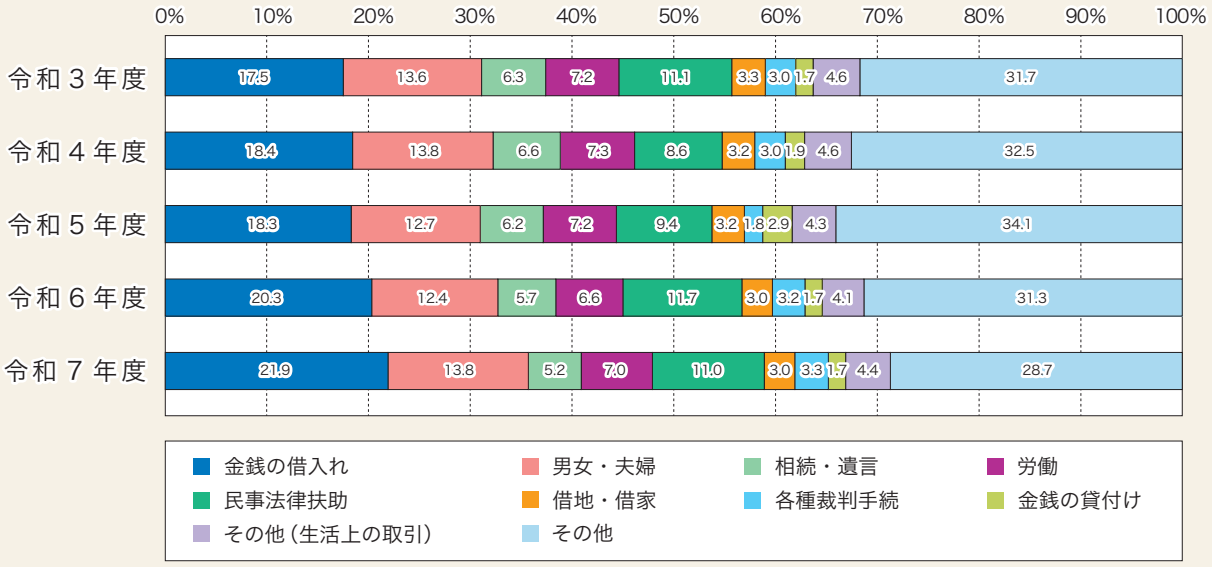


（注）年代が記載されているグラフは、不明・回答拒否を除いた割合を表示している。

令和３年度以降のサポートダイヤルにおける問合せ分野別内訳は、資料1-5のとおりである。問合せが多い内容は、金銭の借入れ、男女・夫婦、民事法律扶助である。

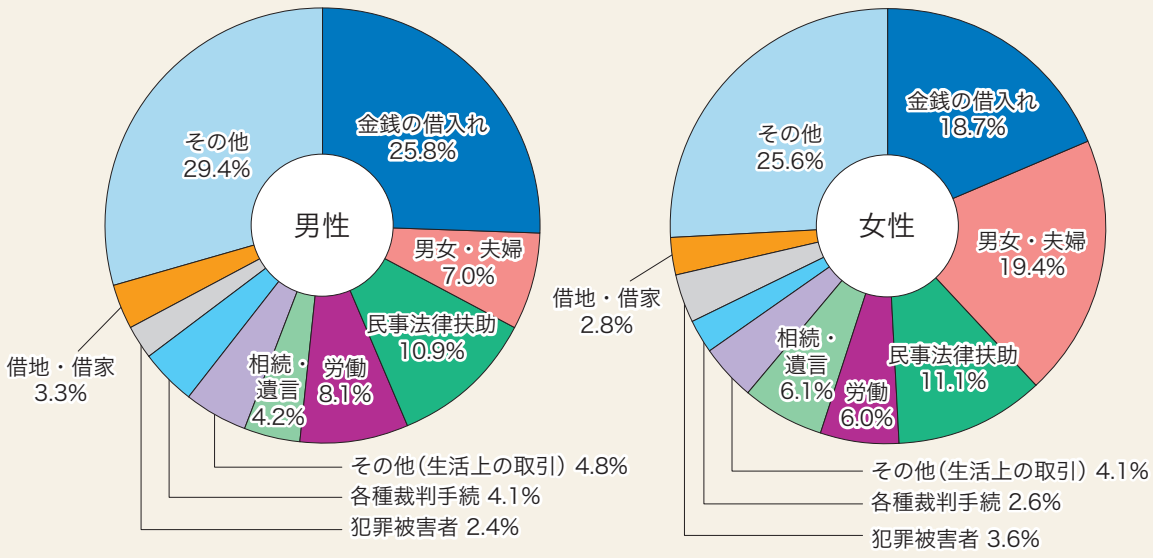
男女別の問合せ分野は、資料1-6のとおりである。男性からの問合せは金銭の借入れが多く、女性からの問合せは男女・夫婦が多い傾向にある。

資料1-5　サポートダイヤル問合せ分野別内訳の推移



（注）「その他」には、「高齢者・障がい者」、「犯罪被害者」、「損害賠償」などが含まれる。

資料1-6　令和７年度サポートダイヤル問合せ分野別内訳（男女別）



（注）「その他」には「金銭の貸付け」、「高齢者・障がい者」、「損害賠償」などが含まれる。

問合せ分野ごとの男女件数は、資料1-7のとおりである。女性からの問合せ比率が特に高い分野は、男女・夫婦、子ども、家族、犯罪被害者などである。一方、男性からの問合せ比率が特に高い分野は、会社、犯罪の成否、賃金・退職金、犯罪・刑事事件などである。男女で問合せ分野の傾向に違いが見られる。

資料 1-7　令和７年度サポートダイヤル問合せ分野別件数（男女別・上位30分野）

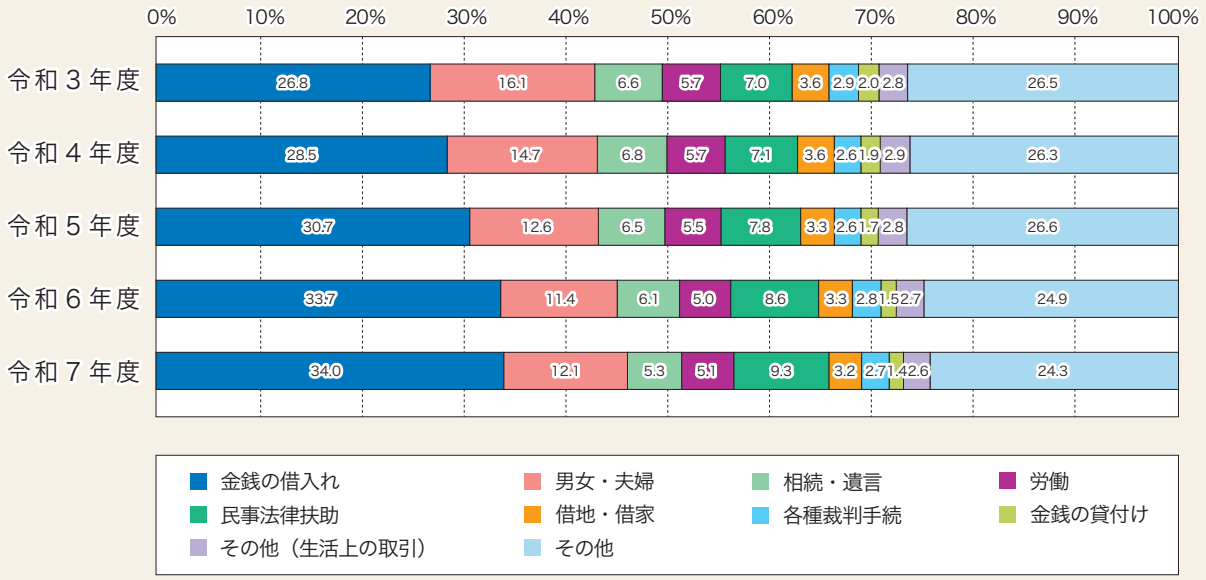
順位	問合せ分野	件数			
		合計	分野別男女件数		
			男性	女性	その他・回答なし
1	金銭の借入れ	95,028	50,827	44,026	175
2	男女・夫婦	59,738	13,869	45,824	45
3	民事法律扶助	47,842	21,524	26,235	83
4	【参考】労働に関する相談合計（注1）	30,215	15,872	14,221	122
5	相続・遺言	22,592	8,187	14,376	29
6	その他（生活上の取引）	19,214	9,529	9,629	56
7	各種裁判手続	14,213	8,147	6,052	14
8	犯罪被害者	13,331	4,743	8,574	14
9	借地・借家	13,109	6,413	6,645	51
10	その他（職場）	7,730	4,348	3,348	34
11	いじめ・嫌がらせ	7,394	3,536	3,823	35
12	金銭の貸付け	7,354	3,757	3,578	19
13	その他（家族）	6,768	2,268	4,476	24
14	高齢者・障がい者	6,652	2,510	4,129	13
15	損害賠償	5,936	3,157	2,768	11
16	定年・退職・解雇	5,859	3,078	2,765	16
17	子ども	5,208	1,458	3,735	15
18	情報提供	4,389	2,104	2,272	13
19	名誉毀損	4,255	1,916	2,312	27
20	その他の法律事務	4,063	2,073	1,977	13
21	賃金・退職金	3,912	2,339	1,561	12
22	その他（犯罪・刑事事件）	3,878	2,234	1,627	17
23	その他（会社）	3,825	2,613	1,206	6
24	その他（法テラス）	3,751	1,860	1,879	12
25	刑事手続のしくみ	3,667	2,107	1,553	7
26	弁護士	3,485	1,545	1,929	11
27	生活福祉	3,108	1,687	1,400	21
28	民事上の問題	2,529	1,369	1,148	12
29	犯罪の成否	2,465	1,517	941	7
30	その他（医療）	2,271	980	1,285	6

（注１）「労働」は、表中の「いじめ・嫌がらせ」「定年・退職・解雇」「賃金・退職金」等の職場に関する問合せの件数に加え、“福祉”“保険”といった問合せ分野の中で労働に関連した件数も含む。
（注２）資料1-4に示した利用者の男女比（男性44.5%、女性53.3%）と比較して、男性からの問合せが10ポイント以上多い（54.5%以上）分野を青色、女性からの問合せが10ポイント以上多い分野（63.3%以上）を赤色で表示した。

（2）地方事務所

令和３年度以降の地方事務所における問合せ分野別内訳は、資料1-8のとおりである。いずれの年度も金銭の借入れが最も多い。

資料1-8　地方事務所問合せ分野別内訳の推移



（注）「その他」には、「高齢者・障がい者」、「犯罪被害者」、「損害賠償」などが含まれる。

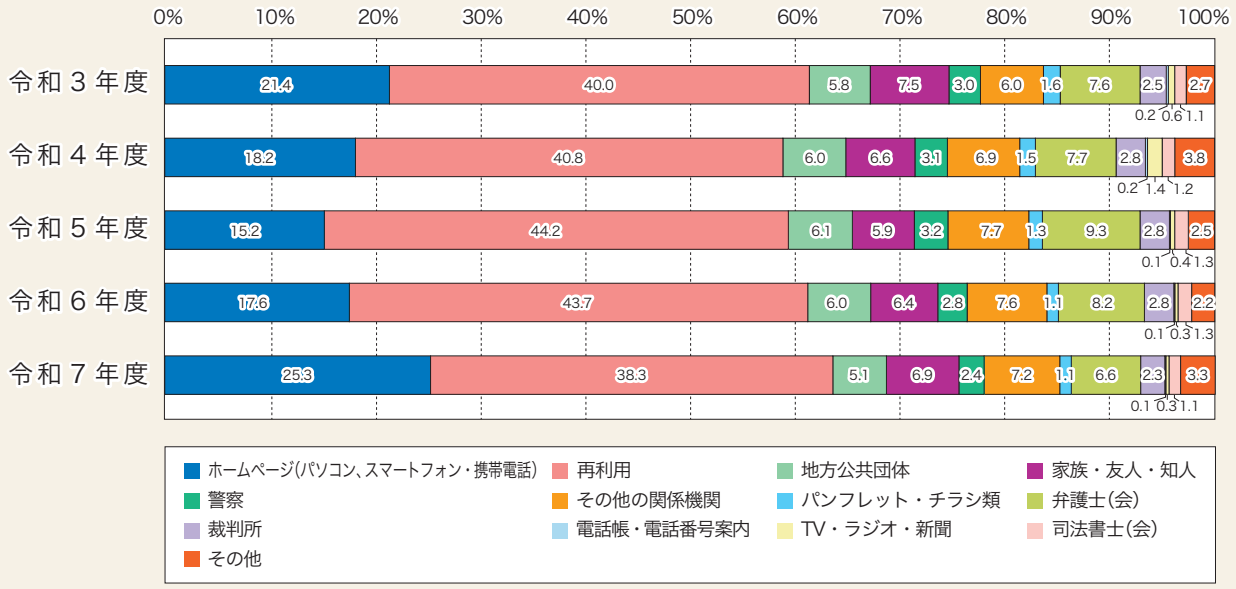
1－5　認知媒体

（1）サポートダイヤル

令和３年度以降のサポートダイヤルにおける法テラスの認知媒体(注)の内訳は、資料1-9のとおりである。再利用の割合が最も高く、次いでホームページ（パソコン、スマートフォン・携帯電話の合計）となっている。その他には、令和7年9月1日から新たに認知媒体として追加したチャット型生成AI（1.3%）が含まれている。

（注）認知媒体：利用者が法テラスを知った媒体のこと

資料1-9　サポートダイヤル認知媒体内訳の推移

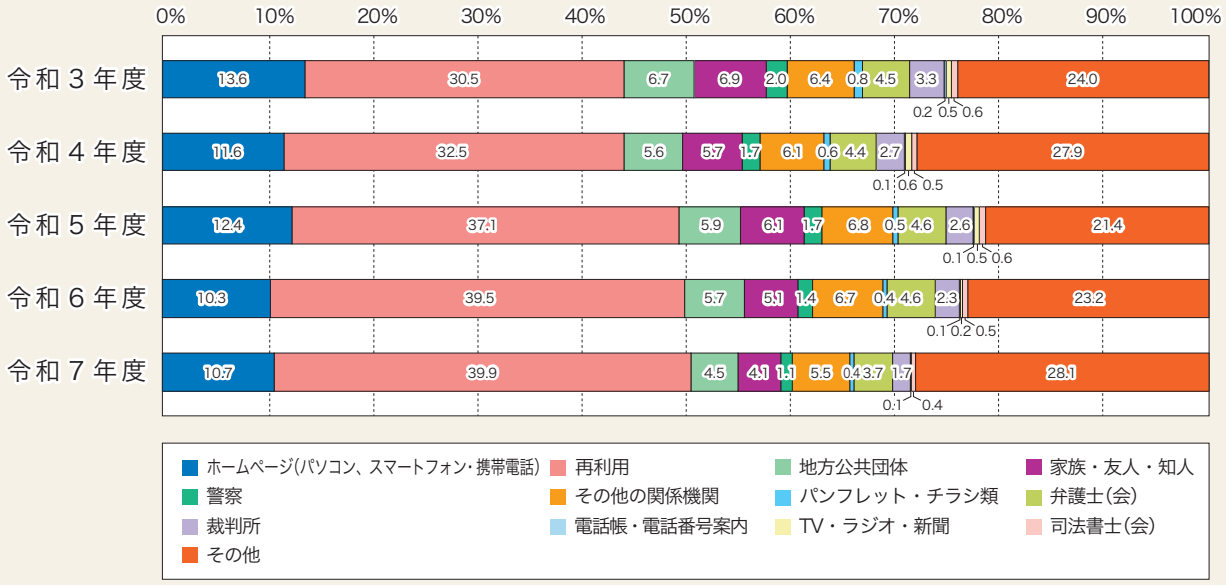


（注）認知媒体は、任意で回答を得られたものを基に算出

（2）地方事務所

令和3年度以降の地方事務所における法テラスの認知媒体の内訳は、資料1-10のとおりである。サポートダイヤルと同様に、再利用の割合が最も高く、次いでホームページ（パソコン、スマートフォン・携帯電話の合計）となっている。

資料1-10　地方事務所認知媒体内訳の推移



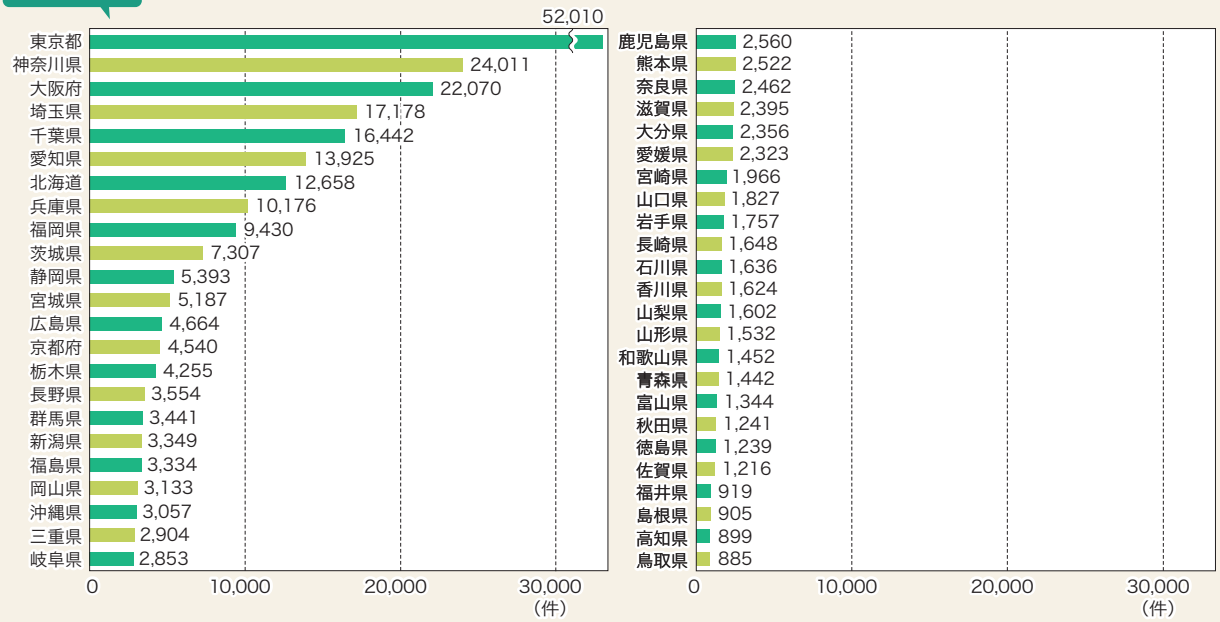
（注）認知媒体は、任意で回答を得られたものを基に算出

1－6　利用者の地域分布

（1）サポートダイヤル

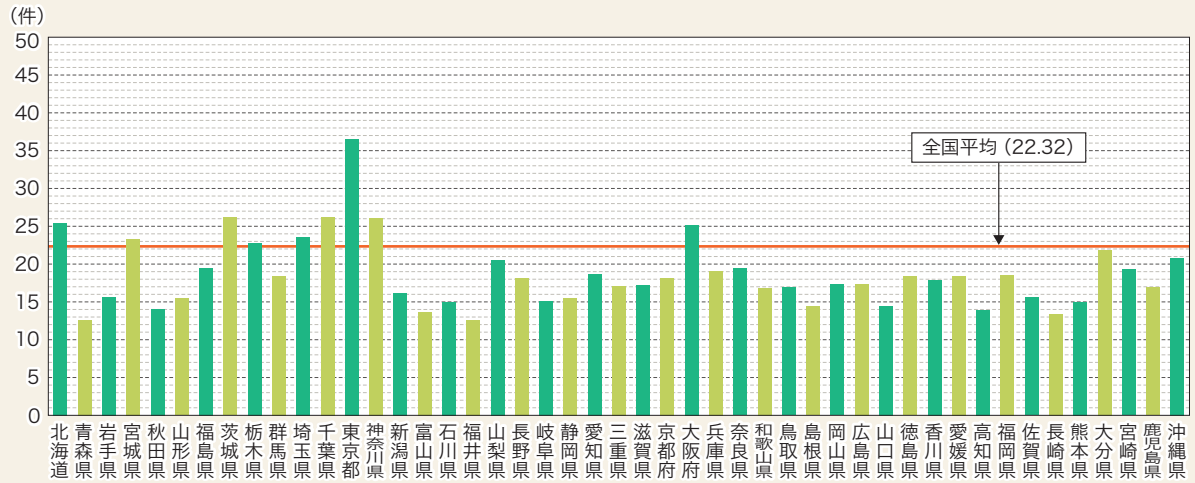
令和７年度の都道府県別サポートダイヤル問合せ件数は、資料1-11のとおりである。東京、神奈川、大阪をはじめとする大都市圏からの利用が多い。また、人口１万人当たりの問合せ件数（都道府県別）は、資料1-12のとおりである。東京が最も多く、次いで千葉、茨城の順となっている。

資料 1-11　令和７年度都道府県別サポートダイヤル問合せ件数（電話・メール・有人チャットの合計数）



（注）法テラスの情報提供業務では、最寄りの相談機関を紹介する際に居住地域を確認している。

資料 1-12　人口１万人当たりの令和７年度サポートダイヤル問合せ件数（都道府県別）

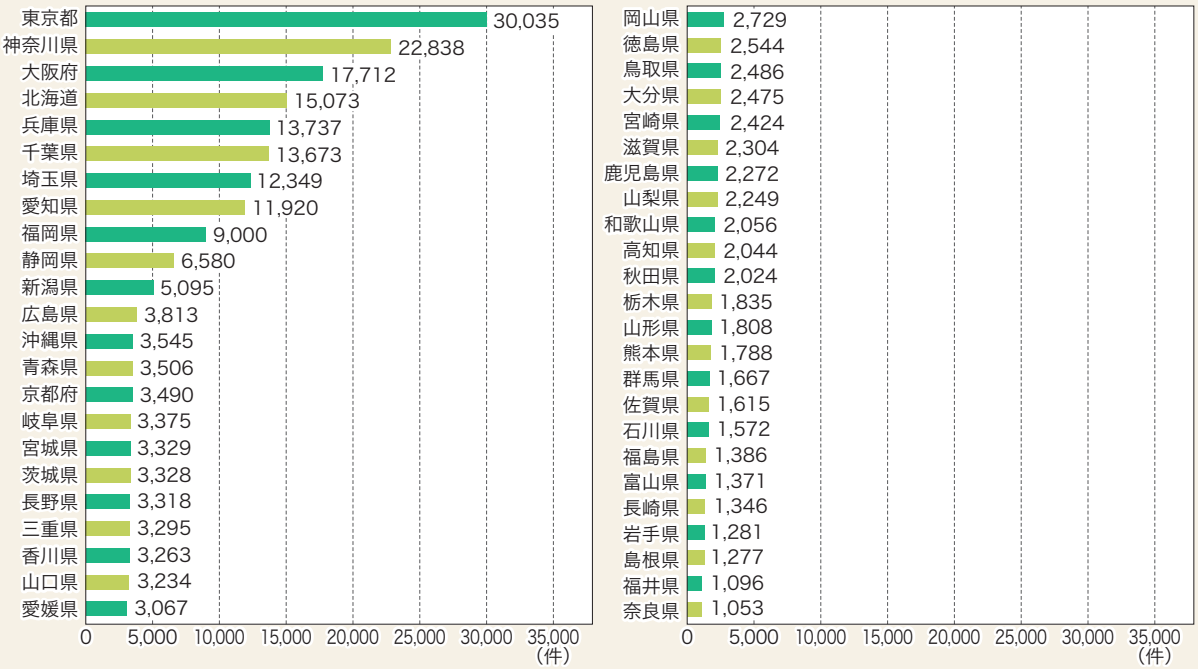


（注）人口は、総務省統計局の「令和７年国勢調査人口速報集計」データを参照した。

（2）地方事務所

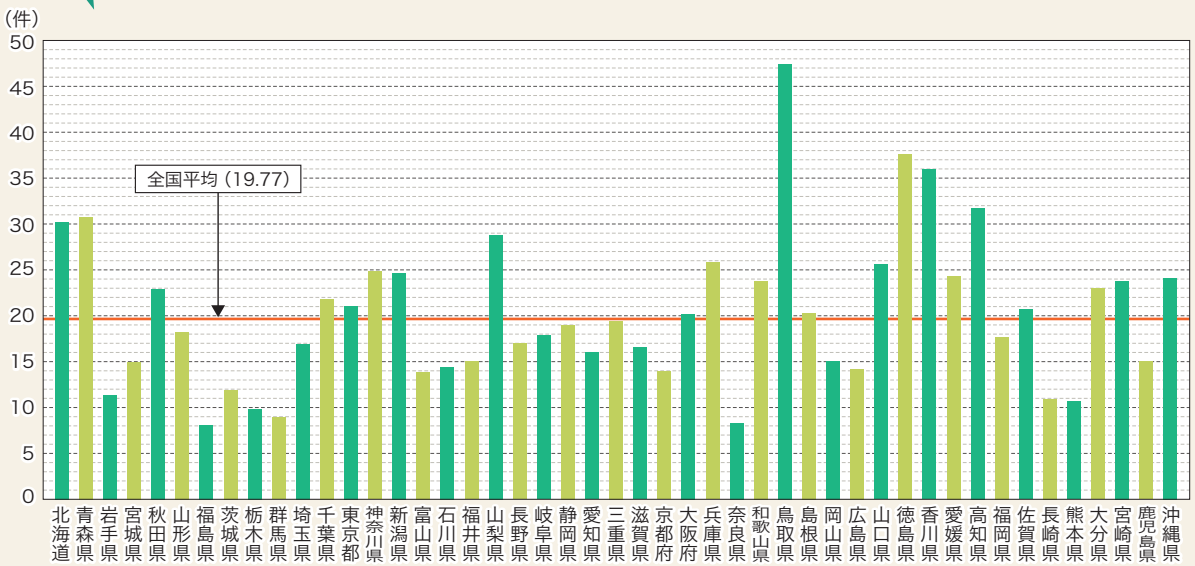
令和７年度の地方事務所別の問合せ件数は、資料1-13のとおりである。東京、神奈川、大阪を始めとする大都市圏での利用が多い。また、人口１万人当たりの問合せ件数（都道府県別）は、資料1-14のとおりである。鳥取、徳島、香川など比較的人口の少ない地域で比率が高くなっている。

資料 1-13　令和７年度地方事務所別の問合せ件数（面談・電話の合計数）



（注1）北海道は札幌（10,674）、函館(1,420)、旭川(1,169)、釧路(1,810)の合計。
（注2）法テラスの情報提供業務では、最寄りの関係機関相談窓口を紹介する際に居住地域を確認している。

資料 1-14　人口１万人当たりの令和７年度都道府県別問合せ件数（面談・電話の合計数）



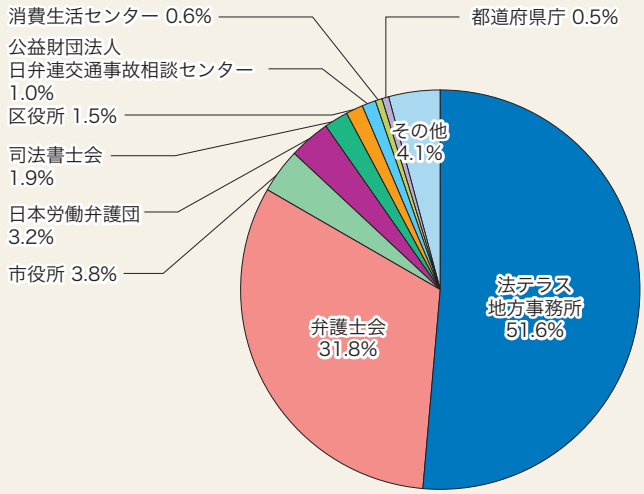
（注）人口は、総務省統計局の「令和７年国勢調査人口速報集計」データを参照した。

1－7　紹介先関係機関

サポートダイヤルと地方事務所では、利用者の問合せ内容に応じ、適切な相談窓口（関係機関）を紹介している。利用者の居住地を聴取し、問合せ内容に適した相談窓口をデータベースから検索し、所在地や電話番号などを案内する。令和７年度にサポートダイヤルと地方事務所に寄せられた問合せに対し、紹介した関係機関の内訳は、資料 1-15、資料 1-16 のとおりである。利用者が民事法律扶助制度による法律相談を希望している場合には、サポートダイヤルでは法テラスの地方事務所を案内し、地方事務所では法律相談の予約を取る。地方事務所以外の主要な紹介先関係機関としては、弁護士会や司法書士会、地方公共団体等がある。

資料 1-15　令和７年度サポートダイヤル紹介先関係機関内訳

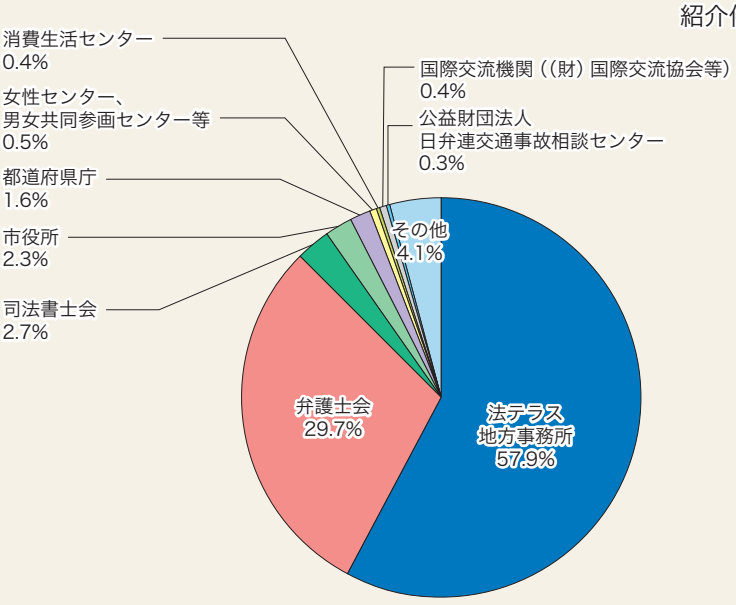
紹介件数：543,491件



（注）１件の問合せにつき、複数の関係機関相談窓口を紹介する場合がある。

資料 1-16　令和７年度地方事務所紹介先関係機関内訳

紹介件数：208,662件



（注）１件の問合せにつき、複数の関係機関相談窓口を紹介する場合がある。

1－8　多言語情報提供サービス

（1）サービスの概要

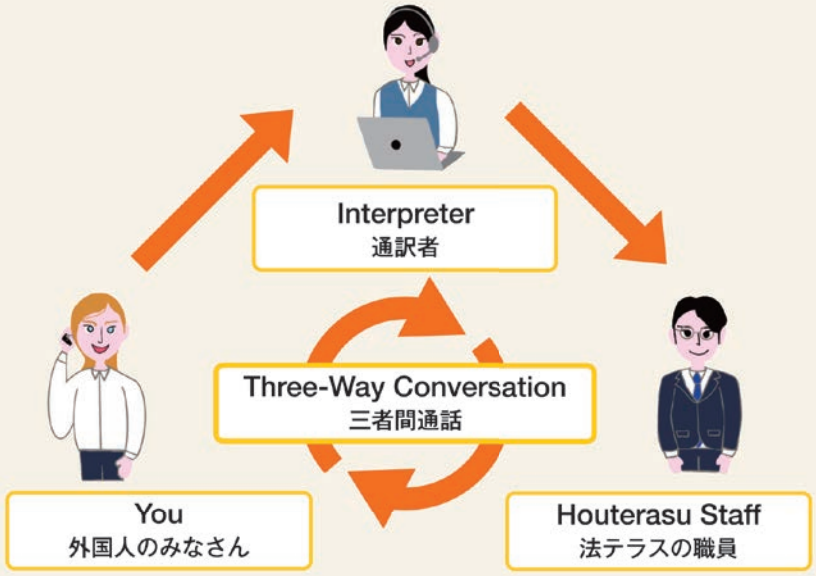
法テラスの情報提供業務は、日本語話者でない方々も利用できるが、法テラス職員だけでは外国語による対応が困難であり、従前は十分なサービス提供が行えない状況にあった。そこで、平成25年度から、用いる言語にかかわらず、適切な情報提供が受けられるように「多言語情報提供サービス」を行っている。

当初は５言語で対応を開始したが、その後、対応言語を追加し、令和２年度からは英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、タイ語、インドネシア語の計10言語での対応を行っている。

（2）サービスの仕組み

多言語情報提供サービスにおいては、専用電話番号「0570-078377（おなやみナイナイ）」に入った電話を、利用者、通訳業者及び法テラス職員の三者間でつなぎ、法的トラブルの解決に役立つ日本の法制度と相談窓口についての情報提供を外国語で行っている。

資料 1-17　多言語情報提供サービスの流れ

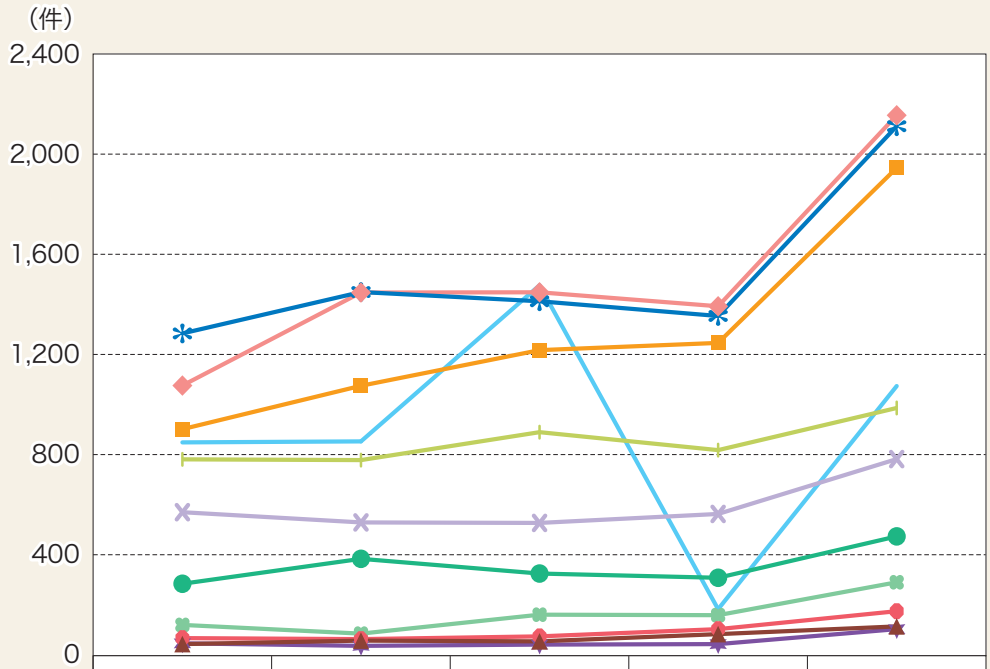


（注）外国語リーフレットから抜粋

（3）問合せ件数

多言語情報提供サービスの言語別問合せ件数の推移は、資料1-18のとおりである。問合せの合計件数は、サービスを開始した平成25年度から令和5年度まで増え続け、令和7年度の問合せ件数は過去最多となり、初めて10,000件を超えた。なお、令和6年度は、通訳業者の変更に伴い、入電時の受付が、従前のオペレーターによる直接受電対応から音声自動応答システムによるガイダンス導入となり、当該ガイダンスにおいてサポートダイヤルの電話番号を案内したことなどから、主に日本語話者からの入電についてオペレーターによる受電に至らず終了した電話もあった。このような事情から、令和6年度の問合せ件数は、他の年度における多言語対応件数と同様の件数把握は困難であり、単純に件数を比較することはできない。ただし、言語別にみた問合せについて、英語とポルトガル語と中国語が特に多いという点について従前から変化はない。

資料 1-18　多言語情報提供サービス言語別問合せ件数の推移

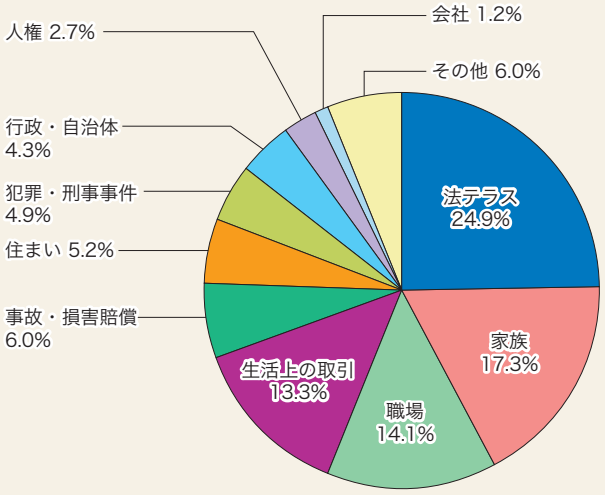


	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
英語	1,082	1,455	1,456	1,400	2,166
中国語	907	1,081	1,224	1,253	1,955
韓国語	45	59	56	85	116
スペイン語	574	533	531	567	787
ポルトガル語	1,291	1,457	1,420	1,361	2,122
ベトナム語	287	387	328	311	477
タガログ語	786	783	895	823	992
ネパール語	69	65	76	105	177
タイ語	122	87	163	161	293
インドネシア語	48	38	43	45	105
その他（日本語等）	854	858	1,484	185	1,080
合計	6,065	6,803	7,676	6,296	10,270

（4）問合せの傾向

令和７年度における多言語情報提供サービスの問合せ分野別内訳は、資料1-19のとおりである。法テラス地方事務所の電話番号など法テラスに関する問合せが最も多いが、離婚や子の親権など家族に関する問合せ、解雇や就労など職場に関する問合せ等も多く寄せられている。

資料 1-19　令和７年度多言語情報提供サービス問合せ分野別内訳

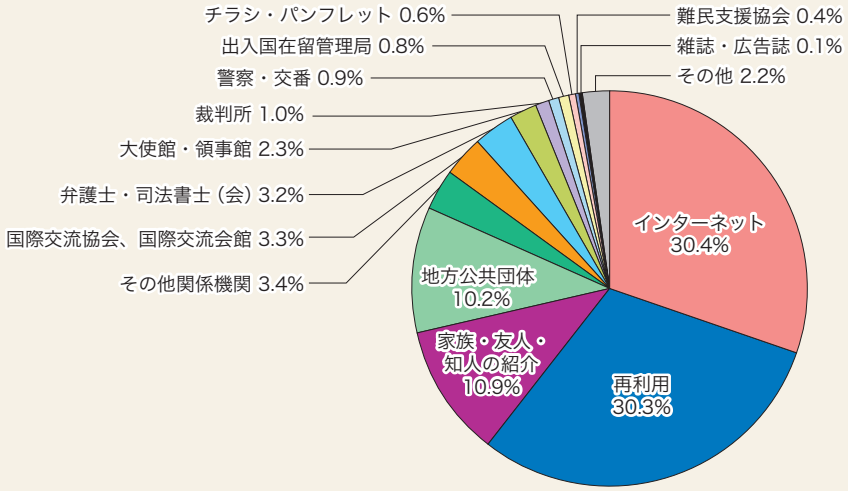


（5）認知媒体

令和７年度における多言語情報提供サービスの認知媒体(注)の内訳は、資料1-20のとおりである。インターネットの割合が最も高く、次いで僅差で再利用となっている。インターネットの割合が再利用を上回ったのは初めてである。

（注）認知媒体：利用者が法テラスを知った媒体のこと

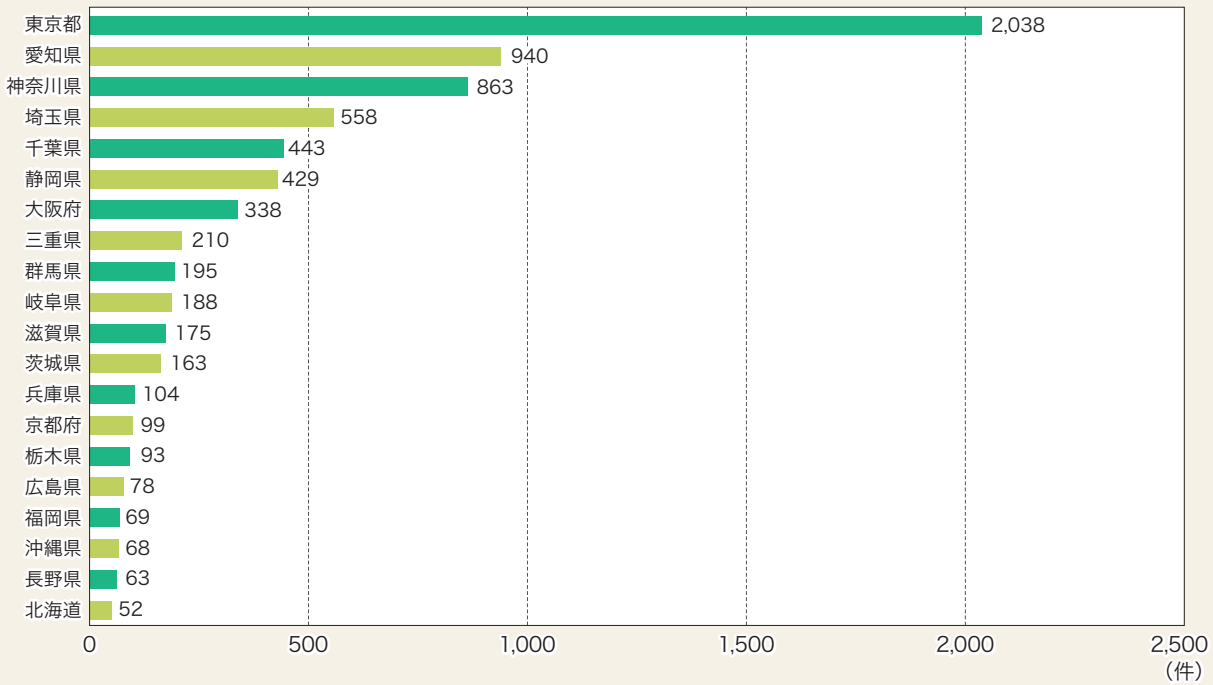
資料 1-20　令和７年度多言語情報提供サービス認知媒体内訳



（6）利用者の地域分布

令和７年度の利用者居住地別多言語情報提供サービス問合せ件数は、資料1-21のとおりである。東京、愛知、神奈川に住む利用者が多い。

資料 1-21　令和７年度利用者居住地別多言語情報提供サービス問合せ件数（上位20都道府県）



1－9　外国人在留支援センター（FRESC）における取組

法テラスは、政府が令和２年７月に開設した「外国人在留支援センター（Foreign Residents Support Center 通称：FRESC／フレスク）」（以下「FRESC」という。）内に、「法テラス本部国際室」（以下「国際室」という。）を設置している。FRESCは、政府が外国人材の受入れ・共生のための取組を推進するため、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に基づき設立した外国人の在留支援に関する拠点であり、東京出入国在留管理局や東京労働局外国人特別相談・支援室等、４省庁８機関が入居している。

FRESCでは、入居機関が相互に連携・協力することを通じ、効果的かつ効率的に在留外国人が抱える様々な課題への対応に当たっている。国際室では、外国人や外国人の在留支援に関わる地方公共団体等からの問合せに対して情報提供を実施したり、他のFRESC入居機関からの相談取次や同席相談に対応したりするなど、各機関と連携・協力しながら法的支援を行っている。

令和７年度の国際室の活動内容と実績は、以下のとおりである。

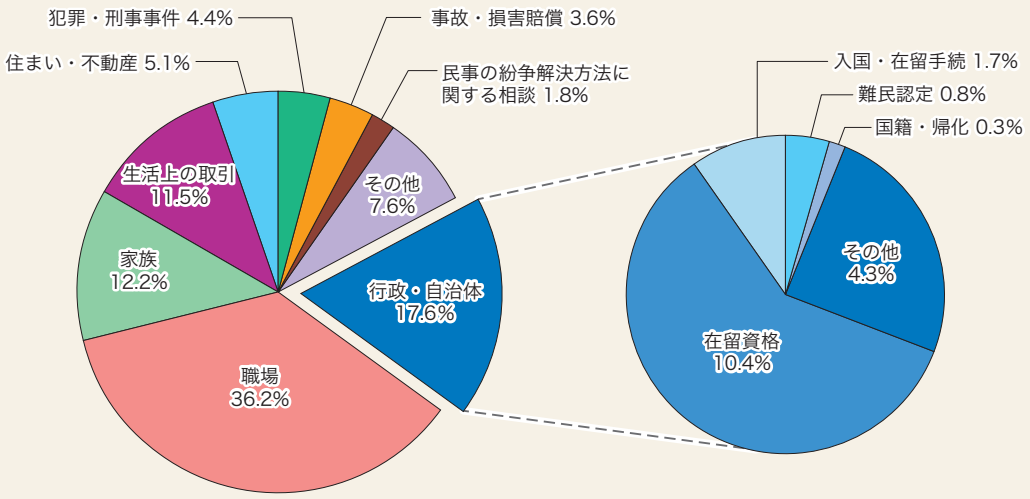
（１）国際室における問合せの傾向

ア　問合せ内容

令和７年度の問合せ総件数は2,164件であり、このうち職場に関する問合せが最も多く、次いで行政・自治体の手続に関する問合せ、家族、生活上の取引に関する問合せと続いている。職場に関する問合せは解雇・退職に関するものが、行政・自治体の手続に関する問合せは在留資格に関するものがそれぞれ最も多い。

資料 1-22　**令和７年度国際室における問合せ内容分野別内訳**

総件数：2,164件



（注）上記分野は、問合せの主たる内容に当てはまるものを選択してカウントしており、「家族」や「職場」とした問合せにも、在留資格の問題が含まれる場合がある。

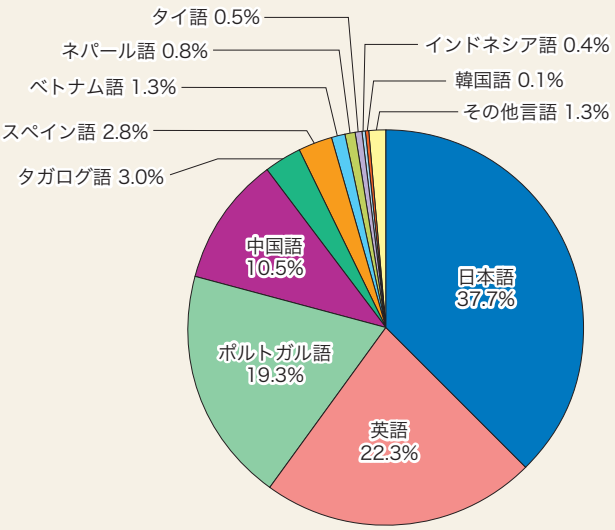
イ　問合せ言語

日本語による問合せが最も多く、次いで英語、ポルトガル語と続いている。日本語による問合せが多い理由は、日本語が話せる在留外国人や、自治体・民間の支援者等からの問合せが多いことによる。また、ポルトガル語による問合せが多い理由は、南米出身の日系人が多い地域に所在する地方事務所

支部（浜松、三河）の入電の一次対応を代行していることによる。それらの代行分を除き、国際室への直接の問合せに限ると、日本語、英語、中国語の順となる。

資料 1-23　令和７年度国際室における言語別問合せ内訳

総件数：2,164件



（２）国際室における連携対応事例の紹介

ア　他のFRESC入居機関との連携対応事例の紹介

国際室では、他のFRESC入居機関からの相談取次や同席相談を実施しており、連携の上で対応した事例には、以下のようなものがある。

なお、特定を避けるため、実際のケースをもとに一部を変更している。

【事例１：労働・解雇】

（相談要旨）残業代未払などの問題について東京労働局外国人特別相談・支援室からアドバイスを受けた後、相談者が解雇無効を争うことを希望していたため、国際室に引き継がれた。相談者は、雇用契約開始から１年半ほど経って会社から解雇通知を受けた。解雇理由は、仕事の評価が悪く指導をしても改善されないからとのこと。解雇には納得がいかないため、業務従事の意思があることを書面で会社に連絡したが、解雇済みであるからと会社は対応してくれない。どうすればよいか。

⇒　（対応要旨）相談者の話を前提とすると解雇の合理的理由は認められず、解雇は無効である可能性が高いことを説明した。解雇を争うために、弁護士に依頼し、交渉又は訴訟を行う方法があることやそのメリットを伝え、法テラスの法律相談窓口を案内した。また、１か月分の解雇予告手当の支払で退職に応じる場合には、労働基準監督署で未払残業代と併せての対応も可能であることを説明した。

イ　地方事務所との連携対応事例の紹介

国際室では、解雇、離婚、死別等に伴い住居や在留資格を失う可能性が高く、至急の対応が必要な場合、速やかに弁護士等との法律相談につながるよう対応している。このうち民事法律扶助の利用条件に該当する利用者については、法テラスの地方事務所と連携して法律相談を案内している。以下は

その具体例である。
　なお、特定を避けるため、実際のケースをもとに一部を変更している。

【事例２：債務整理・在留資格】
（相談要旨）相談者の在留資格は永住者である。カードローンが返せず、返済のために借入れを繰り返していたら総額600万円まで膨らんでしまった。近いうちに払えなくなり、滞納してしまいそうだ。公租公課の未納はない。借金を整理すると在留資格に影響が出てしまわないか、不安である。
　⇒　（対応要旨）借金の整理自体は在留資格に影響はないが、公租公課を滞納すると影響があることを説明し、公租公課の滞納をしていない今の段階で借金を整理する方がよいことを助言した。借金の整理には、自己破産以外にもいくつか方法があり、収入や資産の状況などから考えて決めることになると案内した後、法テラス地方事務所に取り次ぎ、弁護士による法律相談につないだ。

（３）外国人支援者等向けセミナーの開催

国際室では、外国人に対する法的支援能力の向上を目的として、外国人支援機関・団体の職員や個人支援者を対象としたセミナーを開催している。外国人が関わることの多い問題について、毎回異なるテーマを取り上げ、基本的な法律知識を身に付けられるようにしている。令和７年度は、以下のテーマで計４回にわたるセミナーを開催し、参加人数は合計1,509人であった。

資料 1-24　**令和７年度外国人支援者等向けセミナー実施状況**

実施日	テーマ
令和７年　５月21日	難民の法的支援について
令和７年　９月18日	お金の心配ごとと法的支援：生活していくお金がない／借金を払えない
令和７年11月20日	なぜ難民保護を求め続けるのか　～33年間の実践から感じていること～
令和８年　１月23日	刑事手続・退去強制手続の基礎知識


無断使用・転載・複写等を禁止します。
令和８年１月23日開催のセミナー「刑事手続・退去強制手続の基礎知識」のオンライン配信時の会場の様子（写真は一部加工しています）。

1－10　法教育

令和７年度は、一般市民を対象に法的問題への対応能力を高めることを目的として、全国各地で合計290回の法教育を実施した。全国の地方事務所において、講演会や、常勤弁護士を中心とした学校における出前授業等を、オンライン形式による開催を併用しつつ、集合形式による開催も全国で展開し、一般市民へ広く参加を呼び掛ける企画を増加させた。

また、子ども食堂での親子を対象にした講演、カスタマーハラスメント問題等の時勢に沿ったテーマを取り上げるなど、地域住民等の法的トラブルへの関心を深め、その対応能力の向上につながるような法教育イベントとなるよう工夫した。

実施イベントの事例は、以下のとおりである。

（注）いずれも役職、所属はイベント当時のもの

事例１：子ども食堂での親子向け法教育「弁護士って何だろう？」

愛知

愛知地方事務所では、昨今SNSの発達等により、法的トラブルに巻き込まれる層の低年齢化が進んでいることから、子どもとその親御さん向けに法教育イベントを開催したいと考え、連携先を検討していた。その検討過程において、新聞やHP等の記事で様々なイベントを積極的に開催している「日進絆子ども食堂」を知り、法教育イベントの開催を提案したところ、提案に賛同いただき、子ども食堂参加の親子を対象としたイベントを開催した。

まずは弁護士を知ってもらうことを目的として「弁護士って何だろう？」というテーマで、弁護士の仕事や法律の役割についてクイズを交えて分かりやすく楽しく学べるよう講演内容を工夫した。

親子が一緒に参加する法教育イベントの開催は、愛知地方事務所として初めての取組であったが、参加者からは「分かりやすく勉強になった」という感想を多くいただき、クイズを楽しみながら親子で興味を持っていただけるよい機会となった。今後、他の子ども食堂にも提案し、親子一緒に参加できる法教育イベントを継続して行っていきたい。



［開 催 日］　令和８年２月８日（日）
［場　　所］　日進市にぎわい交流館
［参加人数］　約30名

事例２：新成人（高校生）のための法律講座

鳥取

鳥取地方事務所では、鳥取県内の公立高校から、高校３年生を対象に、成人教育に関する授業をしてほしいとの依頼があり、法テラス倉吉法律事務所所属の志賀貴光常勤弁護士が講師となり、「新成人のための法律講座」を行った。

具体的には、借金・デジタルタトゥー・大麻・トクリュウ型犯罪・消費者被害・宗教・依存症等の問題について、公共機関や金融機関が作成している動画や、騙されやすさセルフチェックリスト等を活用しながら、トラブルにあわないためにはどうすればよいのか、などについて説明した。

「リボ払いは利息が膨らんで大きくなるかもしれないことが分かった。」など、リボ払いについての動画や利息についての感想が多く寄せられた。

［開 催 日］　令和７年12月10日（水）
［場　　所］　鳥取県立鳥取中央育英高校
［参加人数］　60名

事例３：美術館のオープンなスペースを活用した一般向け法教育

富山

富山地方事務所では、例年、富山市立図書館との共催で、一般市民向け法教育セミナーを実施している。同図書館には、報道などで度々取り上げられる富山市ガラス美術館が併設されており、同館内にあるミュージアムショップやエスカレーターからもよく見渡すことができるオープンなロビースペースを活用して、法教育セミナーを実施することとなった。同スペースは、市内外から訪れた多くの来館者が行き交う場所で、様々なイベントが多く開催されているため、今回の法教育セミナーの実施場所として相応しいと考えた。

令和２年厚生労働省告示によって、顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）に関して、事業主は、適切に対応するための体制の整備をすることが望ましい旨定められているため、令和７年度は、法テラス魚津法律事務所所属の三村明常勤弁護士を講師として、「カスタマーハラスメント」をテーマとすることとした。

「カスタマーハラスメント」は、ほとんどの人が「してはいけないことという認識を欠いて」行ってしまっていることから、厚生労働省の作成したマニュアルを顧客等に示せるように、厚生労働省のマニュアルそのものを資料にしてセミナーを行った。

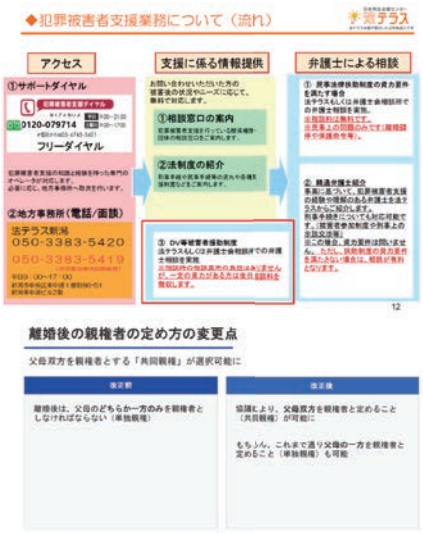
参加者からは「今後に役立ちそう、詳しくお聞きできてよかった」などの感想が寄せられた。

［開 催 日］　令和７年10月11日（土）
［場　　所］　富山市立図書館・ガラス美術館ロビー
［参加人数］　20名程度

事例４：ワンストップ相談会を契機とした DV被害者支援実務担当者へ向けた法教育

新潟

新潟地方事務所では、ひとり親家庭やDV被害者の相談が多いことから、関係機関と協力した包括的な支援を推進するため、「ひとり親家庭・DV被害者のためのワンストップ相談会」を令和７年９月に開催した。この相談会を契機として新潟県女性相談支援センターとの相互連携が構築され、同センターからの提案に基づき、DV被害者支援実務担当者（以下「実務担当者」という。）を対象に、相談対応の資質向上や実務担当者間の連携強化を目的とした研修を実施した。



研修は二部構成で開催し、第一部では、法テラス職員による業務説明や各種援助制度に関する講義を行った。被害の程度から、自発的に法テラスへアクセスすることが困難な方を確実に支援へつなぐため、実務担当者が法テラスを紹介・連絡する方法等を説明し、実務担当者が支援の起点になることの有用性について理解を深めた。

第二部では、新潟地方事務所の副所長を講師として、ひとり親家庭やDV被害者の支援を行うために必要な法的知識の向上を目的とした講義を行った。改正配偶者暴力防止法の施行に伴う保護命令制度や新たに導入される共同親権制度をテーマとして、保護命令の発令対象や共同親権の導入による変更点を解説した。

参加者からは「法テラスをより紹介しやすくなった」「関係機関とつながることの意義を実感した」などの感想が寄せられた。

［開 催 日］ ①令和７年10月20日（月）、②同年10月31日（金）、③同年11月13日（木）
［場　　所］ ①上越市民プラザ、②長岡地域振興局、③新潟県自治会館
［参加人数］ ①16名、②28名、③61名　３か所合計105名

事例５：女性相談員等を対象とした外国人支援に関する法教育

岡山

岡山地方事務所では、毎年、岡山県女性支援相談センターから依頼を受けて、関係機関職員・女性相談員を対象に、民事法律扶助業務を中心とした法テラスの業務説明を含む研修を実施している。

令和７年度は、同センターから「外国人支援」をテーマとして欲しいとの希望があったため、岡山地方事務所の執行部や本部国際室にも相談しつつ、説明内容の選定や資料作成等の準備を行った。

当日は、多言語情報提供サービスや本部国際室の紹介等、外国人支援の取組を説明し、受講者のほとんどを占めていた女性参加者の関心度が高い「ひとり親世帯の償還免除制度」や「犯罪被害者等法律援助（犯罪被害者等支援弁護士制度）」についても言及することができた。

参加者からは、「法テラスの新しい取組を知るきっかけとなり、理解が深まった」という声を多くいただけた。

［開 催 日］ 令和７年５月９日（金）
［場　　所］ きらめきプラザ（岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館）
［参加人数］ 112名

1－11　霊感商法等対応ダイヤルの運用

法テラスは、「旧統一教会」（現在は「世界平和統一家庭連合」）を始めとする、献金の強要や物品販売、家庭崩壊等の社会的に指摘されている問題に関し、被害者の救済を目的として、その対応部署として「特定施策推進室」を法テラス本部に設置し、令和4年11月14日以降、「霊感商法等対応ダイヤル」（以下「対応ダイヤル」という。）の運用を継続している。

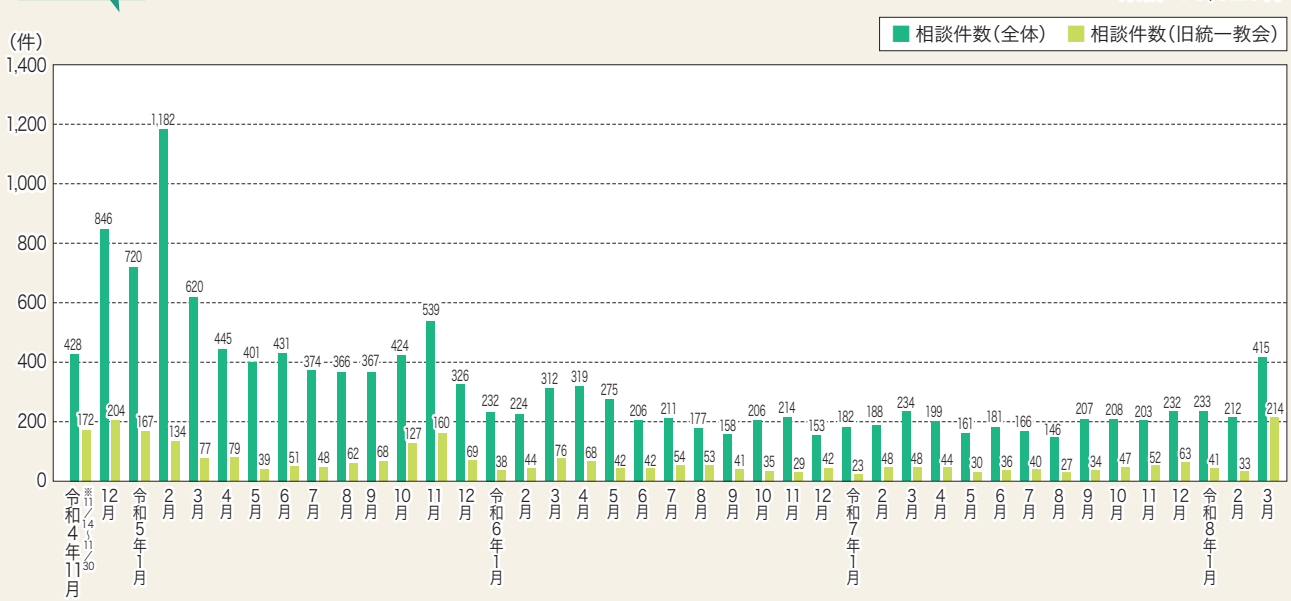
対応ダイヤルでは、幅広く相談を受け付けており、英語を含む10言語に対応した海外からの問合せや24時間利用受付可能であるメールフォームを用いた相談受付も行っている。

また、霊感商法等の被害者に対する効果的な支援を実現するため、特定施策推進室に霊感商法等の問題に経験や理解のある弁護士や心理専門職（臨床心理士・公認心理師）等を配置し、日本弁護士連合会、全国統一教会被害対策弁護団、全国霊感商法対策弁護士連絡会、法務少年支援センター、日本公認心理師協会、日本臨床心理士会、日本社会福祉士会等の各種関係機関・団体等と緊密に連携することで、金銭的トラブル、心の悩み等の多様なニーズに対応できるよう努めている。

（1）相談件数

対応ダイヤルには、運用開始日の令和4年11月14日から令和8年3月末までに、累計13,323件（令和4年度3,796件、令和5年度4,441件、令和6年度2,523件、令和7年度2,563件）の相談が寄せられた。このうち、相談者の年齢は、「50代」が2,544人（19%）であり、最も大きな割合を占めた。

資料 1-25　受付相談件数



※政府では、令和4年9月5日～11月11日までの間、合同電話相談窓口を設置しており、その受付相談件数の累計は3,817件である。同月14日から、法テラスにおいてこれを継承した。

資料 1-26 相談者の年齢

【全体】

17歳以下	18・19歳	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代以上	不明
25人	48人	710人	1,204人	2,183人	2,544人	1,734人	1,623人	720人	40人	2,492人
0%	0%	5%	9%	16%	19%	13%	12%	5%	0%	19%

【旧統一教会のみ】

17歳以下	18・19歳	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代以上	不明
1人	8人	112人	185人	316人	531人	499人	497人	240人	13人	399人
0%	0%	4%	7%	11%	19%	18%	18%	9%	0%	14%

※割合については、端数処理しているため、合計が100とはならない場合がある。

（2）相談の傾向

寄せられた相談全体のうち、「旧統一教会」を相手方とするものは2,801件（21%）、宗教二世・三世に関する相談は1,085件であった。また、相談者の性別は「女性」7,546人（57%）と「男性」より多く、相談者の立場は「非信者」が5,062件（38%）と「信者」、「元信者」より多かった。

資料 1-27 相手方

旧統一教会	その他団体等（名称不明を含む）	回答なし（一般的な意見・相談を含む）
2,801件	6,371件	4,274件
21%	47%	32%

※複数の団体名が相手方となっている場合には重複して計上している。

資料 1-28 相談者の性別

【全体】

男性	女性	その他
5,716人	7,546人	61人
43%	57%	0%

【旧統一教会のみ】

男性	女性	その他
1,153人	1,635人	13人
41%	58%	0%

資料 1-29 相談者の立場

【全体】

信者	元信者	非信者	その他・不明
1,470件	1,383件	5,062件	5,408件
11%	10%	38%	41%

【旧統一教会のみ】

信者	元信者	非信者	その他・不明
278件	607件	1,527件	389件
10%	22%	55%	14%

資料 1-30 宗教二世・三世に関する相談

【全体】

宗教二世・三世
1,085件

【旧統一教会のみ】

宗教二世・三世
294件

※相談主体が宗教二世・三世である場合と、相談内容が宗教二世・三世に関するものである場合のいずれをも含む。

※割合については、端数処理しているため、合計が100とはならない場合がある。

相談内容を見ると、全体の中では、「心の悩み（心の健康も含む）」が5,102件（32%）、「金銭的トラブル」が3,391件（21%）と多数に上った。また、これを「旧統一教会」を相手方とする相談に限って見ると、「金銭的トラブル」が1,476件（41%）で最も大きな割合を占めた。

資料 1-31　相談内容

【全体】

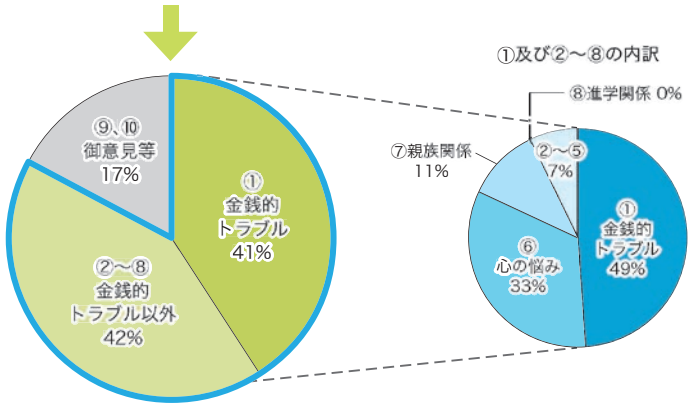
① 金銭的トラブル	② 身体的被害	③ 生活苦・就労の悩み	④ 誹謗中傷・嫌がらせ	⑤ 個人情報の悪用	⑥ 心の悩み（心の健康も含む）	⑦ 親族関係	⑧ 進学関係	⑨ 行政に関する相談	⑩ その他	計
3,391件	176件	191件	200件	228件	5,102件	1,058件	5件	450件	5,291件	16,092件

※複数の相談があった場合には重複して計上している。

【旧統一教会のみ】

① 金銭的トラブル	② 身体的被害	③ 生活苦・就労の悩み	④ 誹謗中傷・嫌がらせ	⑤ 個人情報の悪用	⑥ 心の悩み（心の健康も含む）	⑦ 親族関係	⑧ 進学関係	⑨ 行政に関する相談	⑩ その他	計
1,476件	43件	88件	34件	35件	980件	330件	2件	186件	424件	3,598件

※複数の相談があった場合には重複して計上している。



（3）紹介先関係機関

対応ダイヤルでは、各種相談窓口を持つ関係機関とも連携することで、消費者ホットライン、警察、よりそいホットライン、精神保健福祉センター、地域包括支援センターなど、より相談内容に適した窓口の案内を行うよう努めている。

運用開始日の令和４年11月14日から令和８年３月末までの案内先を見ると、全体の中では、「法テラス」による継続対応（5,188件）が最も多かったほか、「全国霊感商法対策弁護士連絡会」（2,309件）、「全国統一教会被害対策弁護団」（1,369件）、「日弁連（日本弁護士連合会）フリーダイヤル」（820件）が主要な案内先であった。

資料 1-32 案内先 ※複数案内することがある。

【全体】

紹介先	
法テラス (注1)	5,188件
全国霊感商法対策弁護士連絡会 (注2)	2,309件
全国統一教会被害対策弁護団 (注3)	1,369件
日弁連フリーダイヤル	820件
消費者ホットライン	540件
警察	469件
よりそいホットライン	386件
精神保健福祉センター	339件
地域包括支援センター	217件
行政相談センター	207件
法務局（人権相談）	188件
法務少年支援センター	118件
個人情報保護法相談ダイヤル	108件
生活困窮者自立支援機関	63件
内閣府チャットボット (注4)	27件
児童相談所	24件
24時間子供SOSダイヤル	23件
宗教等二世無料電話法律相談 (注5)	22件
配偶者暴力相談支援センター	17件
ハローワーク	17件
違法・有害情報センター	12件
進学支援機関	7件
家庭裁判所（手続案内）	3件
外務省領事局	1件

【旧統一教会のみ】

紹介先	
全国統一教会被害対策弁護団 (注3)	1,356件
全国霊感商法対策弁護士連絡会 (注2)	383件
日弁連フリーダイヤル	265件
法テラス (注1)	231件
よりそいホットライン	86件
精神保健福祉センター	67件
行政相談センター	65件
地域包括支援センター	65件
警察	56件
法務少年支援センター	31件
法務局（人権相談）	28件
消費者ホットライン	19件
生活困窮者自立支援機関	19件
個人情報保護法相談ダイヤル	18件
宗教等二世無料電話法律相談 (注5)	11件
内閣府チャットボット (注4)	6件
児童相談所	4件
進学支援機関	4件
違法・有害情報センター	3件
ハローワーク	3件
24時間子供SOSダイヤル	2件
外務省領事局	1件

（注1）法テラスが継続して対応し、資力の乏しい方に対する無料法律相談や弁護士費用等の立替えの案内等を実施
（注2）令和5年1月13日（金）から、全国霊感商法対策弁護士連絡会への案内開始
（注3）令和4年12月19日（月）から、全国統一教会被害対策弁護団への案内開始
（注4）令和6年3月まで「内閣府チャットボット」として紹介
（注5）令和7年11月6日（木）から令和8年1月30日（金）まで、日本弁護士連合会主催の「宗教等二世無料電話法律相談」を案内

2. 民事法律扶助業務

2－1　令和7年度における業務の概況

（1）業務開始以来の実績の累計

弁護士・司法書士への無料法律相談（法律相談援助）の件数は、令和７年度においては、307,136件となり、前年度（299,899件）より増加した。代理援助の件数は、令和７年度は110,821件となり、前年度（102,754件）より増加した。業務開始以来の累計で、法律相談援助は534万件、代理援助は、199万件を超えた。

（2）令和６年奥能登豪雨の被災者法律相談援助

令和6年9月20日から同月23日に発生した令和6年奥能登豪雨について、同年12月25日付けの「令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の規定による指定等に関する政令（令和６年政令第392号）」による非常災害の指定を受け、同日から資力を問わない被災者法律相談援助を実施した。その実施においては、関係機関と連携しつつ、巡回相談も活用した。

（3）法テラス口座登録受付サービスの開始

令和７年７月１日から、インターネット上で償還金の自動引落口座登録の受付を可能とする「法テラス口座登録受付サービス」を開始した。

これまで、償還金の自動引落のための口座登録の受付方法は、郵送等による書面での受付に限られ、記載内容の確認に時間を要する、印鑑相違等により引落口座登録までに時間を要する等の問題があった。

そこで、本サービスを導入することにより、従来の方法よりも簡易かつ迅速に申請を受け付け、申請から登録までの期間短縮を可能とすることで、利用者の利便性の向上のほか、事業の効率化を図った。

2－2　業務の概要

民事法律扶助業務とは、総合法律支援法第30条第１項第２号から第４号までの業務及びこれらに附帯する業務をいう。具体的には、

① 経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い（一般法律相談援助）、必要に応じ、弁護士・司法書士費用等の立替えを行う（代理援助・書類作成援助）業務

② 特定援助対象者に対して法律相談を実施する（特定援助対象者法律相談援助）業務

③ 被災者に対して法律相談を実施する（被災者法律相談援助）業務

をいう。

法律相談援助（一般法律相談援助、特定援助対象者法律相談援助及び被災者法律相談援助）は、法テラスの事務所のほか、法テラスと契約した弁護士・司法書士の事務所などでも行っている。また、援助の申込みは、法テラスの事務所、契約弁護士・契約司法書士の事務所、指定相談場所で受け付けている。

なお、刑事事件に関するものは対象にならない。

（１）一般法律相談援助と代理援助・書類作成援助

ア　一般法律相談援助

援助要件として、①資力（収入・資産）が一定基準以下であること、②民事法律扶助の趣旨に適すること（報復的感情を満たすだけや自己宣伝のためといった場合でないこと）の２点を満たすことが必要となる。

法律相談料は無料である。ただし、法律相談援助に付随し、相談担当弁護士・司法書士が被援助者（相談者）名義で簡易な法的文書を作成する簡易援助においては、被援助者が生活保護受給者でない場合、一部費用負担が発生する。

イ　代理援助・書類作成援助

法律相談の結果、裁判や調停、交渉などの手続において弁護士・司法書士の代理が必要な場合や、自分で裁判を起こすときに裁判所提出書類の作成が必要な場合は、審査の上、弁護士・司法書士費用等の立替えを行う。弁護士・司法書士の代理が必要な場合の援助が代理援助、裁判所提出書類の作成が必要な場合の援助が書類作成援助である。

審査においては、援助要件①資力（収入・資産）が一定基準以下であること、②勝訴の見込みがないとはいえないこと（和解・調停・示談成立等による紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものなどを含む。）に加えて、③民事法律扶助の趣旨に適すること（報復的感情を満たすだけや自己宣伝のためといった場合でないこと）の３点を満たす必要がある。

援助開始に当たっては、法テラスの基準に基づき弁護士・司法書士費用（着手金・実費等）を決定する。決定した費用は法テラスが立て替え、被援助者は毎月分割して償還（返済）することとなる。

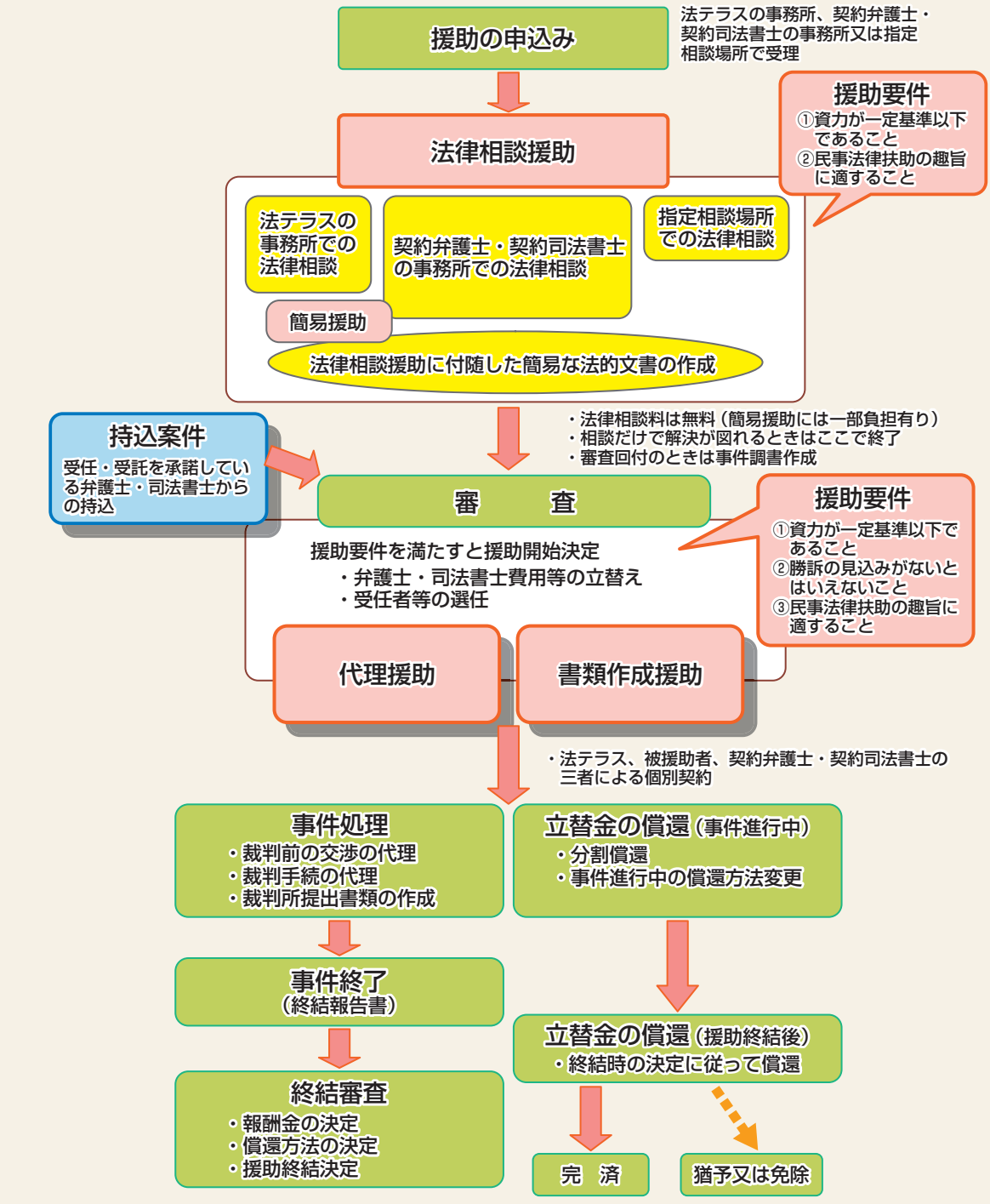
事件処理が終了すると、弁護士・司法書士から終結報告書の提出を受けて終結審査を行い、報酬金及びその支払方法並びに立替残金の償還方法等を決定する。

報酬金の額は、事件の種類や性質、財産的利益の額に応じて法テラスが決定する（財産的利益がない場合でも、法的な成果があったと認められるときには報酬金が発生する。）。この決定において、被援助者が立替金を引き続き分割で償還する場合は、原則として援助終結日から３年以内に完済予定となる償還月額を法テラスが設定する。

なお、被援助者が生活保護を受給している場合は、原則として、援助終結まで立替金の償還を猶予し、

援助終結後に本人からの申請により立替金の償還が免除となるときがある（事件の相手方等から経済的な利益を得た場合を除く。）。被援助者が生活保護を受給していない場合においても、それに準じる程度に生計が困難である場合は、本人からの申請により償還を猶予し、免除となる場合がある。

資料 2-1　民事法律扶助の手続（全体の流れ）



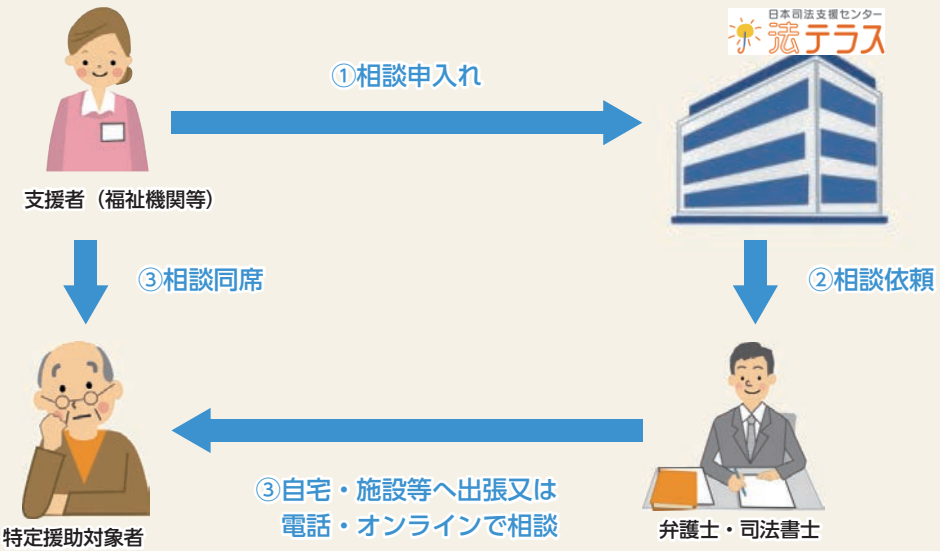
（2）特定援助対象者援助事業

平成30年1月24日から、高齢や障がいなどで認知機能が十分でないために、自己の権利の実現を妨げられているおそれがある方（特定援助対象者）を対象とした、資力にかかわらず行う法律相談援助（特定援助対象者法律相談援助）を開始した。また、特定援助対象者を援助する場合には、弁護士費用等の立替え（代理援助及び書類作成援助）の対象を一定の行政不服申立手続まで拡大した。

ア　特定援助対象者法律相談援助

この援助は、対象者が自立した日常生活及び社会生活を営むに当たり必要な法律相談について、対象者本人ではなく、対象者を支援する地方公共団体又は福祉機関等からの申入れに基づき、対象者の資力にかかわらず弁護士等が法律相談を実施するところに特徴がある（ただし、対象者の資力が一定の基準を超える場合、法律相談料は対象者の負担となる。）。申入れができる機関（特定援助機関）は、地方公共団体のほか、社会福祉協議会や地域包括支援センター等の7類型の機関である（資料2-10）。民事法律扶助の趣旨に適することが援助要件であることや簡易援助については、一般法律相談援助と同様である。

資料 2-2　特定援助対象者法律相談援助の利用の流れ



イ　行政不服申立手続への援助対象拡大

特定援助対象者については、代理援助・書類作成援助の対象手続が、民事裁判等手続だけでなく、公的給付にかかる行政不服申立手続にまで拡大された。具体的には、生活保護法（第64条の審査請求又は第66条第1項の再審査請求）、介護保険法（第183条第1項の審査請求）及び障害者総合支援法（第97条第1項の審査請求）上の不服申立手続、精神障害・身体障害者手帳の交付に関する不服申立手続が対象となる。

（３）被災者法律相談援助

平成28年７月１日から、政令で指定された著しく異常かつ激甚な非常災害により被災された方に、その生活の再建に当たり必要な法律相談について、災害発生日から１年を超えない範囲で、資力を問わない無料法律相談を行う業務（被災者法律相談援助）を開始した。

この援助はこれまでに、平成28年熊本地震、平成30年７月豪雨、令和元年台風第19号、令和２年７月豪雨、令和６年能登半島地震に適用されており、令和６年12月25日から令和７年９月19日までの期間には、令和６年奥能登豪雨に適用された（詳細は、「６．災害対応」を参照）。

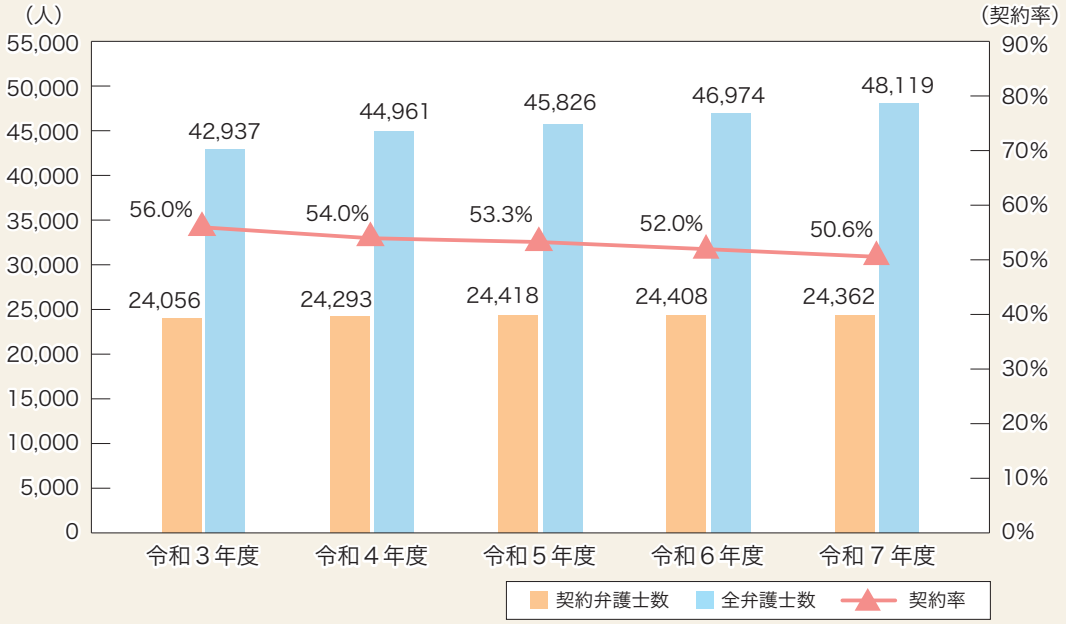
（４）特定被害者法律援助

令和６年３月19日から、特定不法行為等被害者特例法の対象宗教法人による特定不法行為等に係る被害者につき、資力の状況にかかわらず、弁護士等による無料法律相談（特定被害者法律相談援助）や民事事件手続における弁護士費用等の立替え（特定被害者代理援助）等及び民事保全手続における担保の提供を行う業務を開始した。これらの援助に係る立替費用等については、援助終結までその償還を猶予しなければならず、援助終結後、一定以上の資力を有する場合等の例外的な場合を除き、その償還を免除することができる。

2－3　契約弁護士・司法書士数の推移

法テラスでは、民事法律扶助の担い手となる契約弁護士・司法書士の確保に努めている。契約弁護士数は、令和７年度末には24,362名となった。

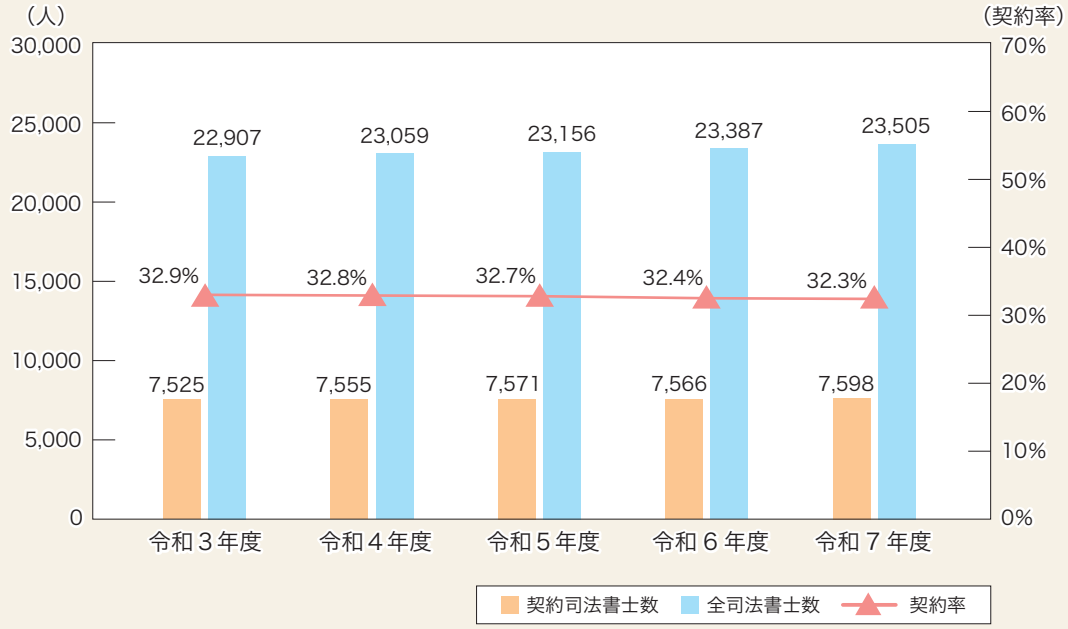
資料 2-3　**契約弁護士数の推移**　　地方事務所別データは 付表 2-1



（注１）契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。
（注２）契約弁護士数は当該年度の３月31日時点の人数、全弁護士数は翌年度の４月１日時点の人数である。

契約司法書士数は、令和７年度末には7,598名となった。

資料 2-4　**契約司法書士数の推移**　　地方事務所別データは 付表 2-2

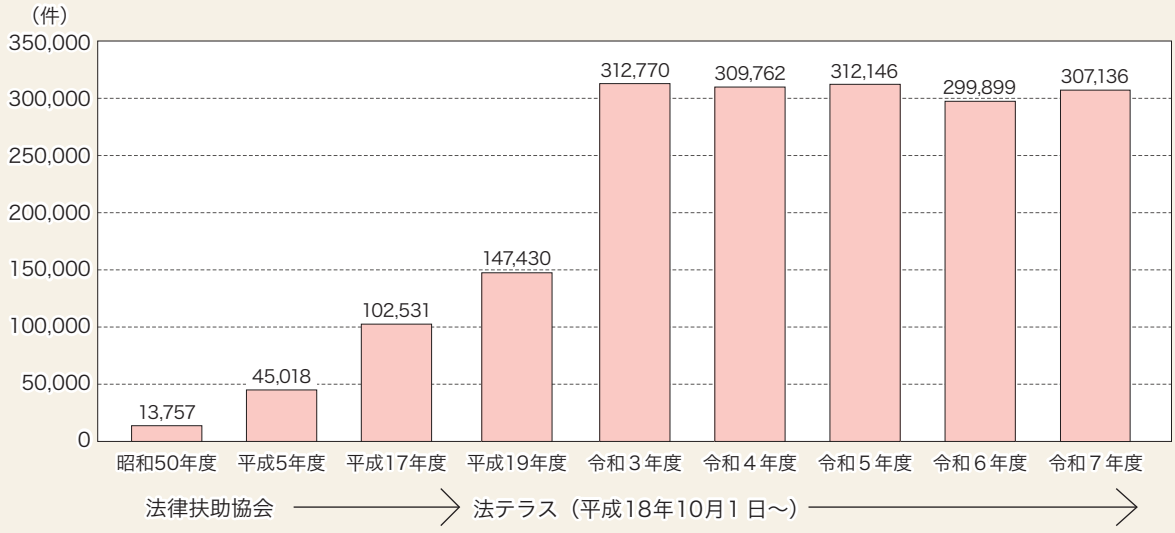


2－4　法律相談援助

（1）実施状況

法律相談援助件数は、法テラスに法律扶助業務を引き継いだ財団法人法律扶助協会が事業を行っていた昭和50年度は13,757件、平成5年度は45,018件、平成17年度は102,531件であった。法テラスが通年で業務を行った初年度である平成19年度には147,430件に急増した。令和7年度は307,136件であり、近年は1万件程度の幅で増減を繰り返している。

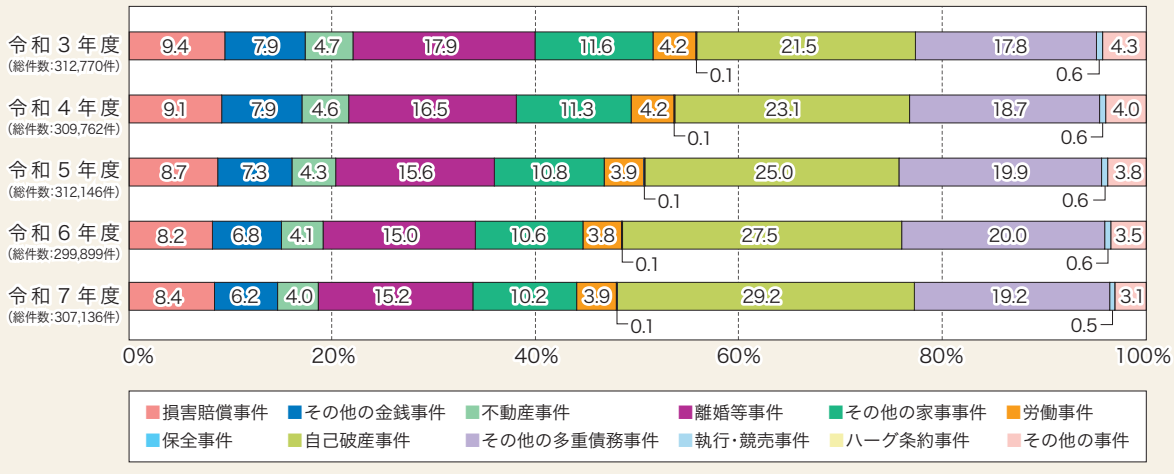
資料 2-5　法律相談援助件数の推移　地方事務所別データは 付表 2-3



（注１）法律扶助協会のデータは、（財）法律扶助協会発行の平成17年度事業報告書に基づく。
（注２）被災者法律相談援助及び特定援助対象者法律相談援助の実績を含む。

法律相談援助の事件別内訳をみると、令和7年度は引き続き自己破産に関する相談が最も多く、29.2%となっており、次いで任意整理などその他の多重債務に関する相談が19.2%となっている。

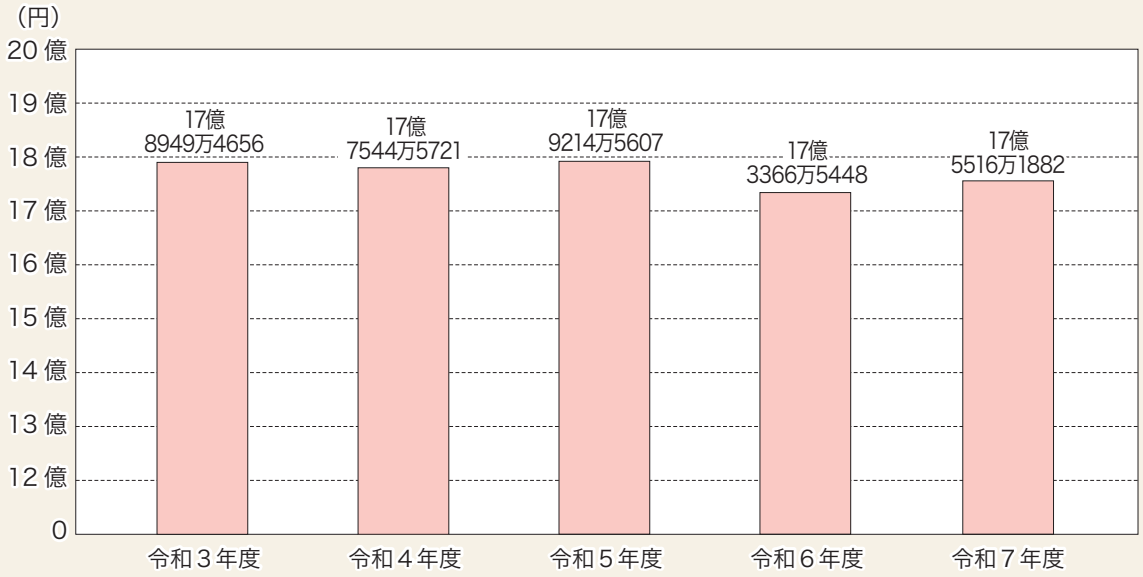
資料 2-6　法律相談援助の事件別内訳の推移　地方事務所別データは 付表 2-4（令和７年度のみ）



（注）被災者法律相談援助及び特定援助対象者法律相談援助の実績を含む。

令和７年度において法テラスから弁護士・司法書士に支払った法律相談費は、17億5516万1882円となった。

資料 2-7 **法律相談費の推移**



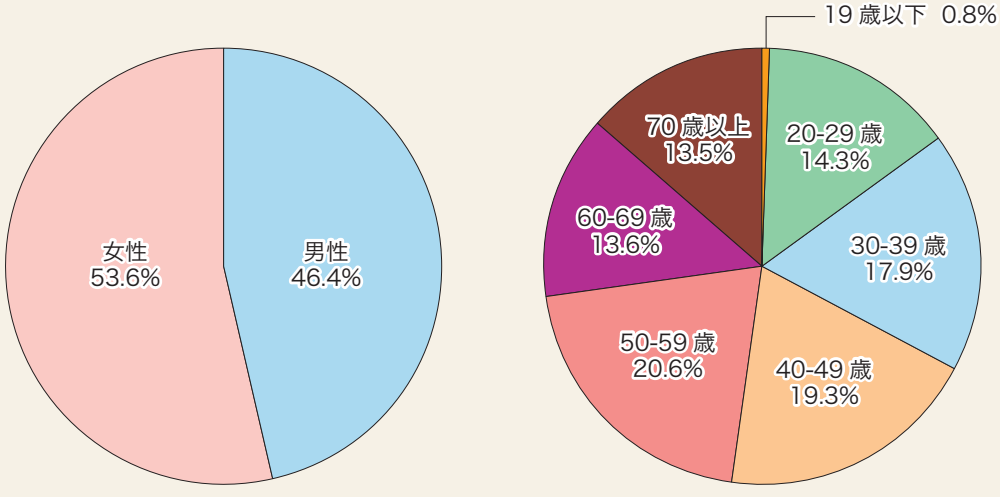
（注）被災者法律相談援助及び特定援助対象者法律相談援助の実績を含む。

（2）法律相談援助利用者の属性

令和7年度の法律相談援助利用者は、女性が53.6%、男性が46.4%と、女性の比率が高くなっている。年代別に見ると、40代と50代の比率が大きく、全体の約39.9%を占める。

資料 2-8 **令和７年度法律相談援助利用者の性別、年代**

法律相談援助件数：307,136件



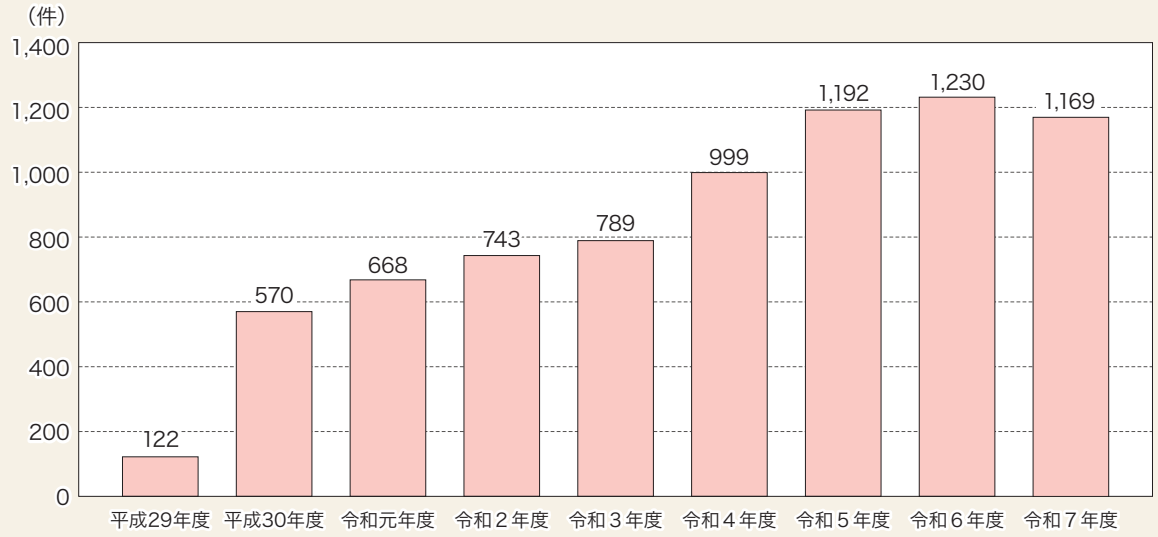
（注）本グラフは利用者人数ではなく援助件数を基に作成したものである。

（3）特定援助対象者法律相談援助

平成30年1月24日の制度開始時からの法律相談援助件数の推移は、資料2-9のとおりである。

資料 2-9　**特定援助対象者法律相談援助件数の推移**

地方事務所別データは 付表 2-3



（注）平成 29 年度分については、平成 30 年 1 月から同年 3 月実施分

当援助は、相談する対象者本人からではなく、特定援助機関（7類型）からの申入れにより援助を開始する。令和7年度は、地方公共団体と地域包括支援センターからの申入れが上位2つとなっている。特定援助機関ごとの相談実施件数と割合は、資料2-10のとおりである。

資料 2-10　**令和７年度特定援助機関別相談実施件数**

合計	申入れ特定援助機関						
	地方公共団体	社会福祉協議会	地域包括支援センター	介護保険法上のサービス事業者（注1）	障害者総合支援法上のサービス事業者（注1）	児童福祉法上の支援事業者（注1）	その他（注2）
1,169件	282	183	281	203	42	0	178
100%	24.1%	15.7%	24.0%	17.4%	3.6%	0.0%	15.2%

（注1）地方公共団体から指定又は監督を受ける事業者
（注2）医療ソーシャルワーカーが所属している医療機関、地域生活定着支援センター、精神保健福祉センター等

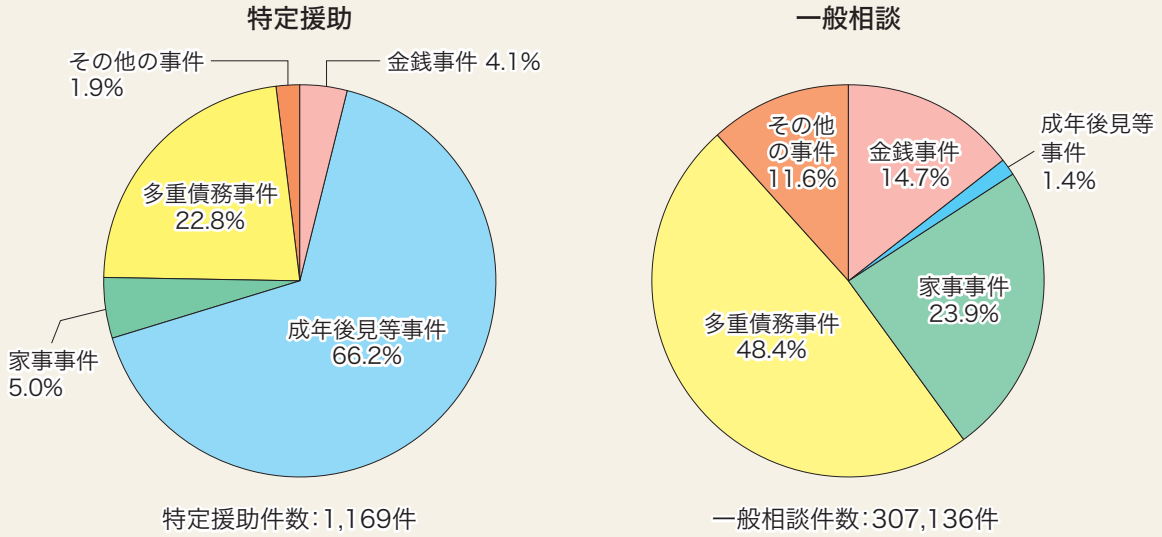
資力にかかわらず利用できる制度であるが、資力が一定の基準を超える場合は、法律相談料は特定援助対象者の負担となる。

資料 2-11 **令和７年度特定援助対象者の資力状況**

実施件数	資力状況	
	資力基準内だった方	資力基準を超えた方
1,169件	1,071（91.6%）	98（8.4%）

令和７年度における事件別内訳をみると、一般的な民事法律扶助制度による相談では1.4%程度の成年後見等事件が、当援助では66.2%と最多となっている。

資料 2-12 **令和７年度特定援助対象者法律相談援助の事件別内訳**（一般相談との比較）



（４）外国人向け法律相談

日本国内に住所を有し適法に在留する外国人は、民事法律扶助制度を利用できる。また、ハーグ条約事件（国際的な子の連れ去り事件）の対象者については、一定の要件のもと、国外に居住する外国人であっても利用が可能となっている。

資料 2-13 **令和７年度外国人専門相談実施件数**

（件）

地方事務所	東京	埼玉	浜松	愛知	三河	大阪	合計
実施件数(注)	323	53	212	110	41	144	883

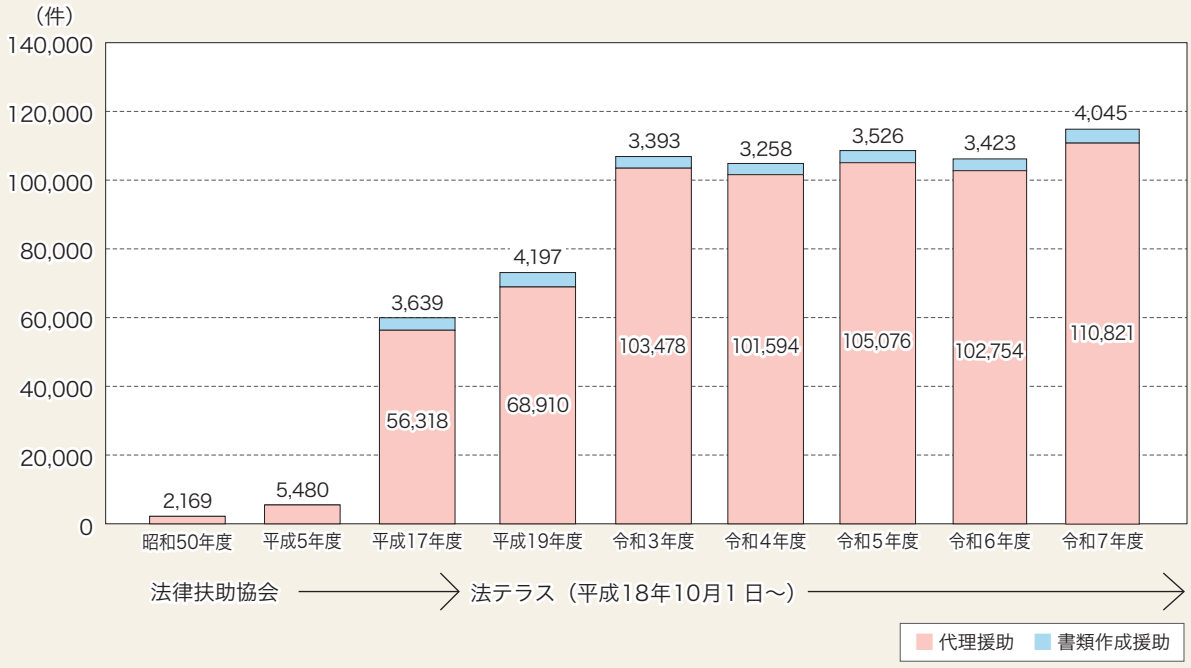
（注）外国籍の方でも通訳を必要としない場合等は、一般相談として取り扱う場合がある。

2－5　代理援助・書類作成援助

（1）実施状況

代理援助・書類作成援助件数は、法テラスに法律扶助業務を引き継いだ財団法人法律扶助協会が事業を行っていた昭和50年度は2,169件（代理援助）、平成5年度は5,480件（代理援助）、平成17年度は59,957件（代理援助・書類作成援助の総件数）であったが、法テラスが通年で業務を行った初年度である平成19年度は73,107件となった。令和7年度は、代理援助110,821件（前年度比7.9%増）、書類作成援助4,045件（同18.2%増）の合計114,866件であった。

資料 2-14　**代理援助・書類作成援助の開始決定件数の推移**　　地方事務所別データは 付表 2-5



（注1）法律扶助協会のデータは、（財）法律扶助協会発行の平成17年度事業報告書に基づく。
（注2）平成17年度の件数については、令和4年度版法テラス白書から代理援助と書類作成援助に分けている。

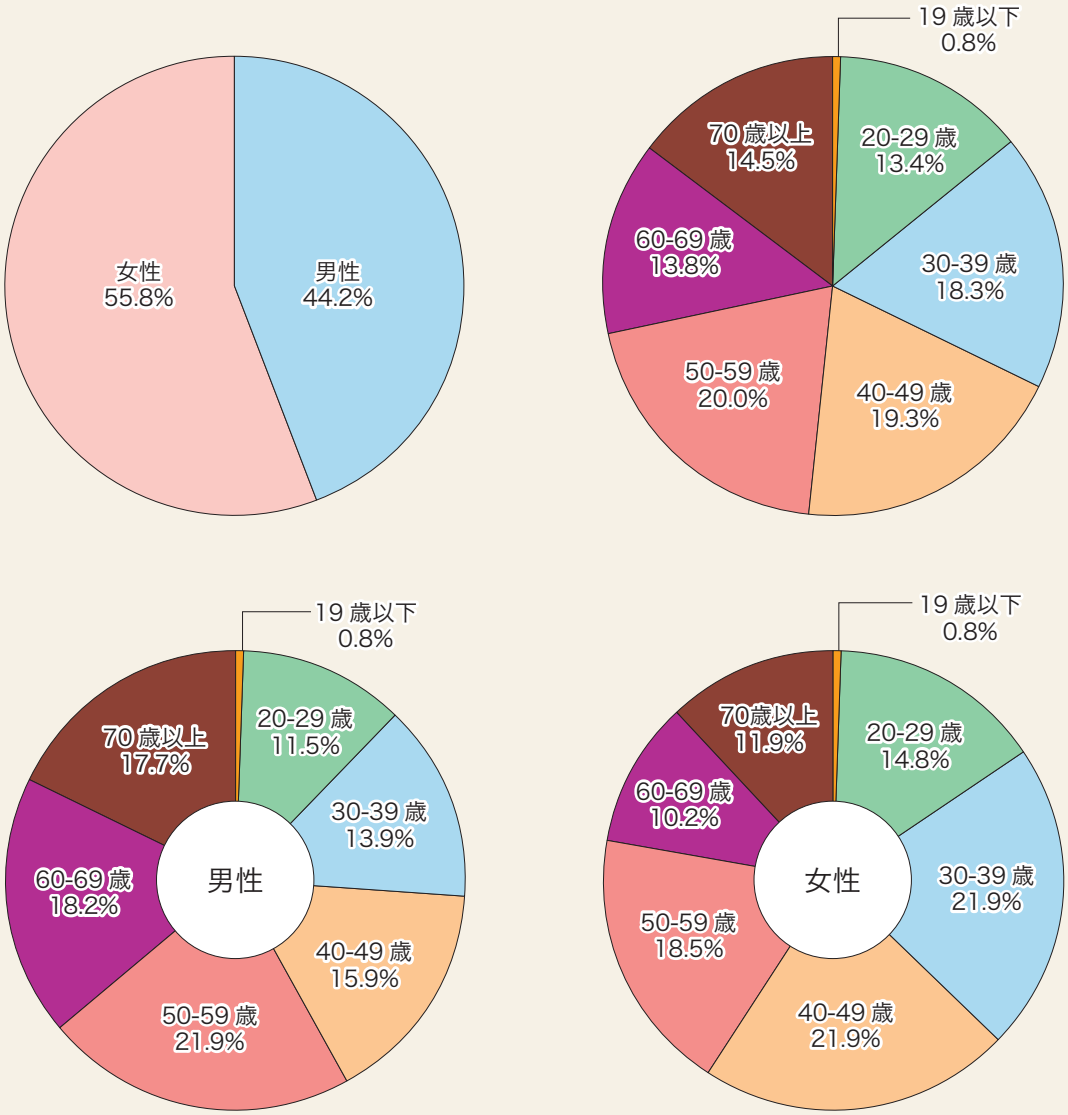
（2）代理援助・書類作成援助利用者の属性

令和７年度の代理援助・書類作成援助利用者は、女性が55.8%、男性が44.2%と、法律相談援助と同様に女性の比率が高くなっている。

年代別にみると、男性は50代、女性は30代と40代が最も多かった。全体に占める、40代以下の比率をみると、男性では42.2%、女性では59.4%であり、女性のほうが、利用者の年齢層が若い傾向がある。

資料 2-15　令和７年度代理援助・書類作成援助利用者の性別、年代

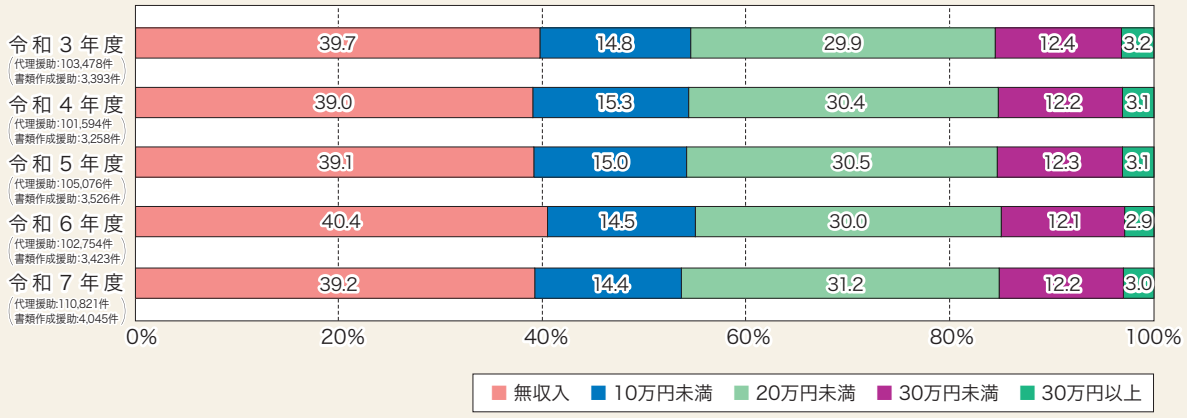
総件数：114,866件



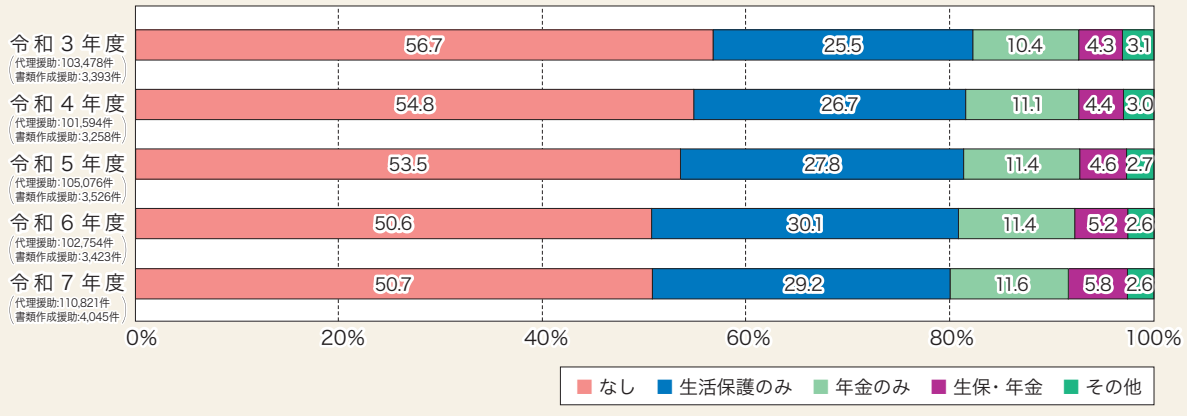
代理援助・書類作成援助利用者の世帯収入については、無収入が39.2%（前年度比1.2ポイント減）で、月収10万円未満の14.4%と合わせると53.6%（同1.3ポイント減）になる。月収10万円未満の援助利用者が全体の半数を超える状況が近年続いている。

また、援助利用者の公的給付受給状況をみると、公的給付を受けていない援助利用者が半数を超える状況が近年続いている。

資料 2-16　代理援助・書類作成援助利用者の世帯収入（月額）の推移



資料 2-17　代理援助・書類作成援助利用者の公的給付受給状況の推移

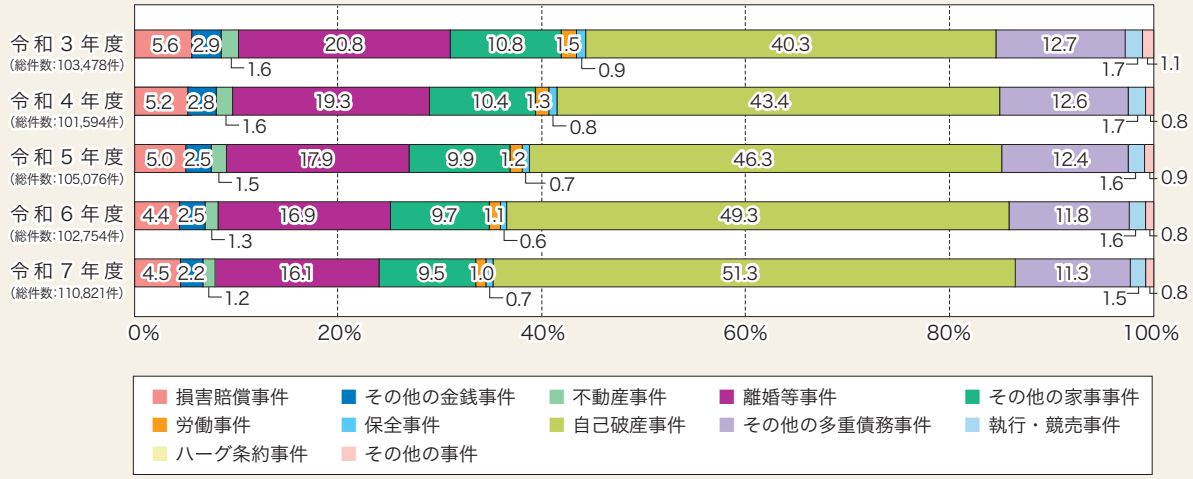


（3）代理援助

代理援助の事件別内訳をみると、自己破産事件が最も多く、令和７年度は51.3%であり、任意整理などその他の多重債務事件と合わせると62.6%となった。

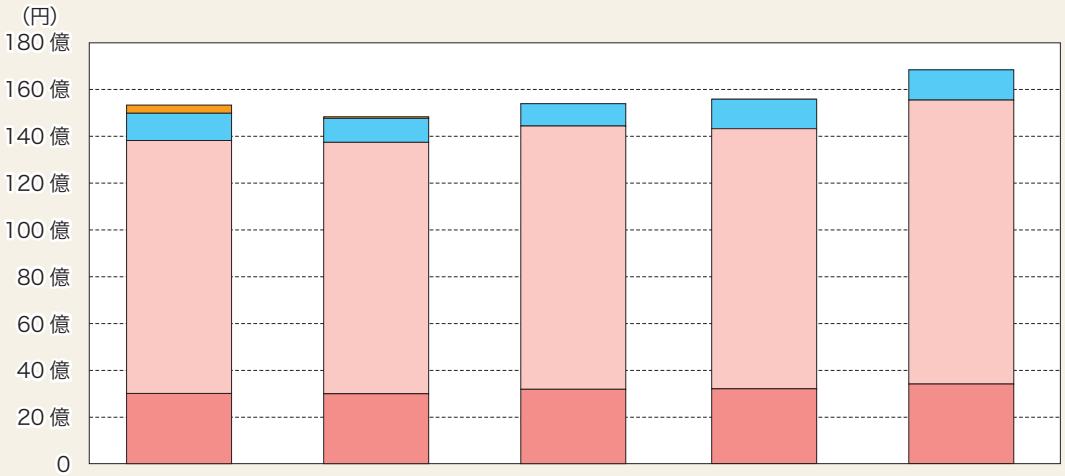
資料 2-18 代理援助の事件別内訳の推移

地方事務所別データは 付表 2-6（令和７年度のみ）



代理援助にかかる立替金は着手金、実費、報酬金及び保証金からなり、令和７年度は、合計168億5402万5899円であった。

資料 2-19 代理援助立替金実績の推移



	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度(注2)	令和７年度
保証金(注１)	3,500,000	700,000	0	0	0
報酬金	1,162,543,876	1,025,228,921	955,461,536	1,261,084,722	1,293,601,621
着手金	10,808,110,285	10,742,406,869	11,263,327,314	11,138,224,841	12,156,381,945
実費	2,999,469,330	2,986,516,080	3,180,431,072	3,199,394,833	3,404,042,333

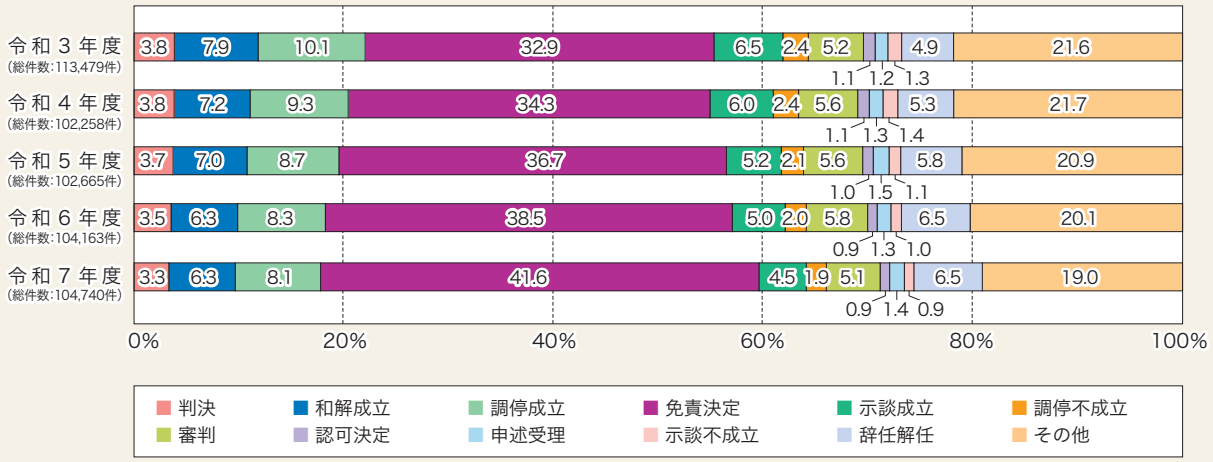
（注１）仮差押、仮処分等によって債務者が被る損害の賠償のための担保、執行停止によって債権者が被る損害の賠償のための担保等として裁判所から納付を命じられる金員

（注２）「令和６年度版法テラス白書」において、令和６年度の「着手金」「実費」の数値に誤りがあった。正しくは本資料のとおり。

令和７年度における代理援助の事件結果は、以下のとおりであった。

資料 2-20　代理援助の事件結果別内訳の推移

地方事務所別データは 付表 2-7 （令和７年度のみ）



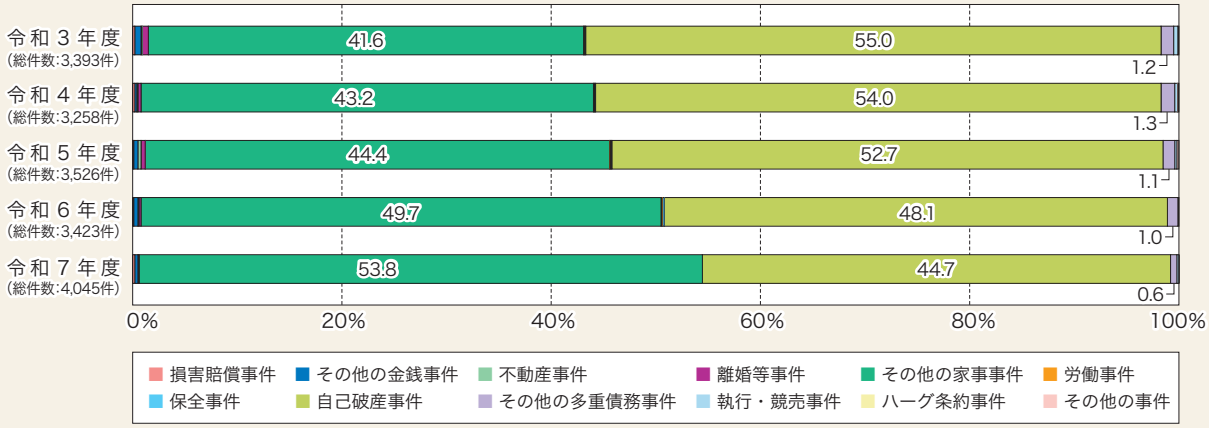
	判決	和解成立	調停成立	免責決定	示談成立	調停不成立	過払金回収	審判	認可決定	申述受理	和解不成立	示談不成立	個別契約解除	辞任解任	その他
令和３年度	3.8%	7.9%	10.1%	32.9%	6.5%	2.4%	0.1%	5.2%	1.1%	1.2%	0.0%	1.3%	1.0%	4.9%	21.6%
令和４年度	3.8%	7.2%	9.3%	34.3%	6.0%	2.4%	0.0%	5.6%	1.1%	1.3%	0.0%	1.4%	0.7%	5.3%	21.7%
令和５年度	3.7%	7.0%	8.7%	36.7%	5.2%	2.1%	0.1%	5.6%	1.0%	1.5%	0.0%	1.1%	0.8%	5.8%	20.9%
令和６年度	3.5%	6.3%	8.3%	38.5%	5.0%	2.0%	0.0%	5.8%	0.9%	1.3%	0.0%	1.0%	0.8%	6.5%	20.1%
令和７年度	3.3%	6.3%	8.1%	41.6%	4.5%	1.9%	0.0%	5.1%	0.9%	1.4%	0.0%	0.9%	0.6%	6.5%	19.0%

（4）書類作成援助

書類作成援助の事件別内訳をみると、その他の家事事件が最も多く、令和７年度は53.8%であり、前年度に引き続きこれまで書類作成援助の大半を占めていた自己破産事件を上回った。

資料 2-21 書類作成援助の事件別内訳の推移

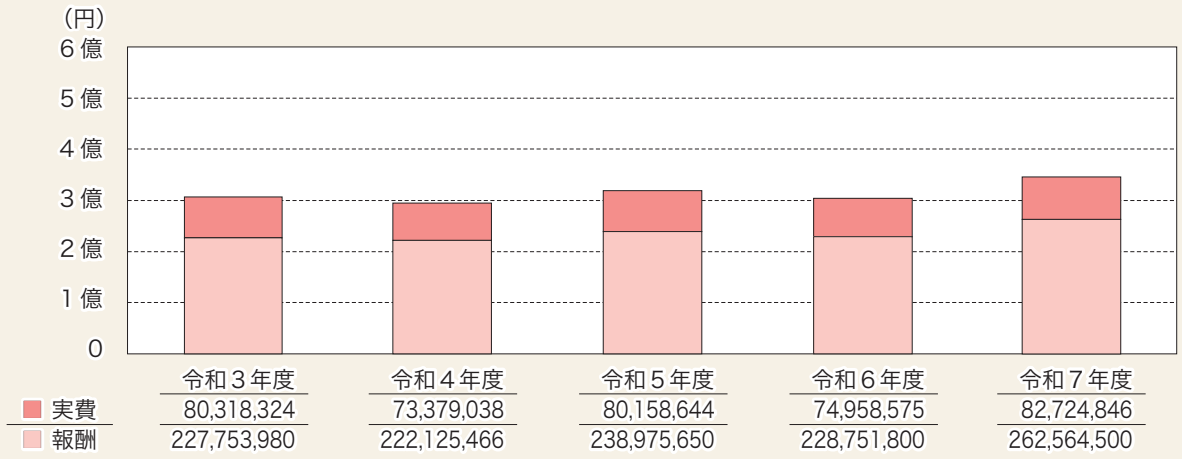
地方事務所別データは 付表 2-8 （令和７年度のみ）



	損害賠償事件	その他の金銭事件	不動産事件	離婚等事件	その他の家事事件	労働事件	保全事件	自己破産事件	その他の多重債務事件	執行・競売事件	ハーグ条約事件	その他の事件
令和３年度	0.2%	0.6%	0.1%	0.6%	41.6%	0.1%	0.1%	55.0%	1.2%	0.4%	0.0%	0.1%
令和４年度	0.2%	0.2%	0.1%	0.3%	43.2%	0.1%	0.1%	54.0%	1.3%	0.3%	0.0%	0.1%
令和５年度	0.1%	0.4%	0.3%	0.4%	44.4%	0.1%	0.1%	52.7%	1.1%	0.2%	0.0%	0.2%
令和６年度	0.1%	0.4%	0.1%	0.2%	49.7%	0.1%	0.2%	48.1%	1.0%	0.0%	0.0%	0.1%
令和７年度	0.2%	0.3%	0.1%	0.0%	53.8%	0.0%	0.0%	44.7%	0.6%	0.2%	0.0%	0.0%

書類作成援助にかかる立替金は、実費と報酬からなり、令和７年度は、合計で３億4528万9346円であった。

資料 2-22 書類作成援助立替金実績の推移



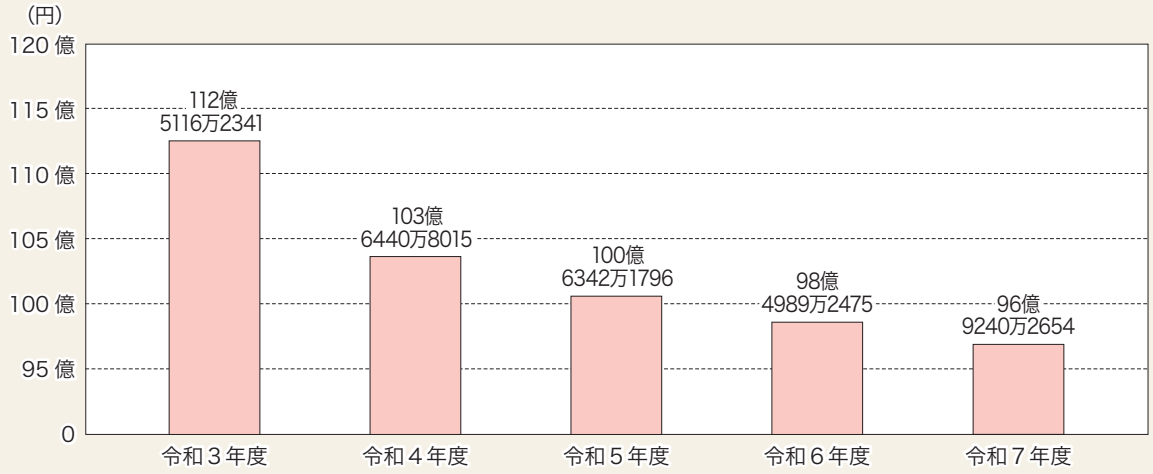
2－6　立替金の償還（返済）

（1）償還

代理援助・書類作成援助を受けた利用者は、法テラスが立て替えた弁護士・司法書士費用等を、免除や猶予の決定を受けた場合を除き、法テラスに対し毎月割賦償還（分割返済）する。

立替金償還実績の推移は、資料2-23のとおりである。

資料 2-23　立替金償還実績の推移

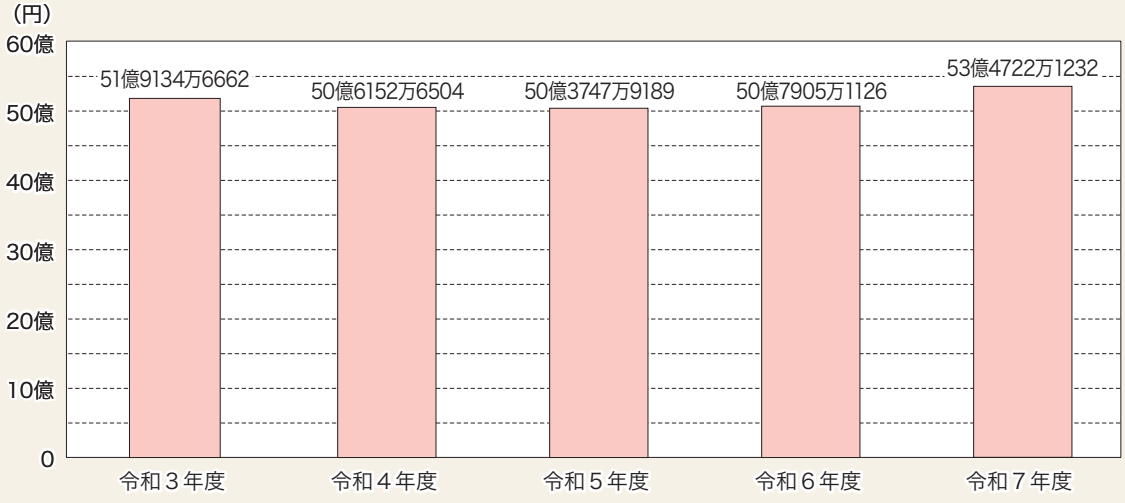


（2）償還の免除

代理援助・書類作成援助を受けた利用者は、生活保護を受給しているなど一定の要件を満たす場合は、立替金の償還について免除の申請をすることができる。

立替金償還免除実績の推移は、資料2-24のとおりである。

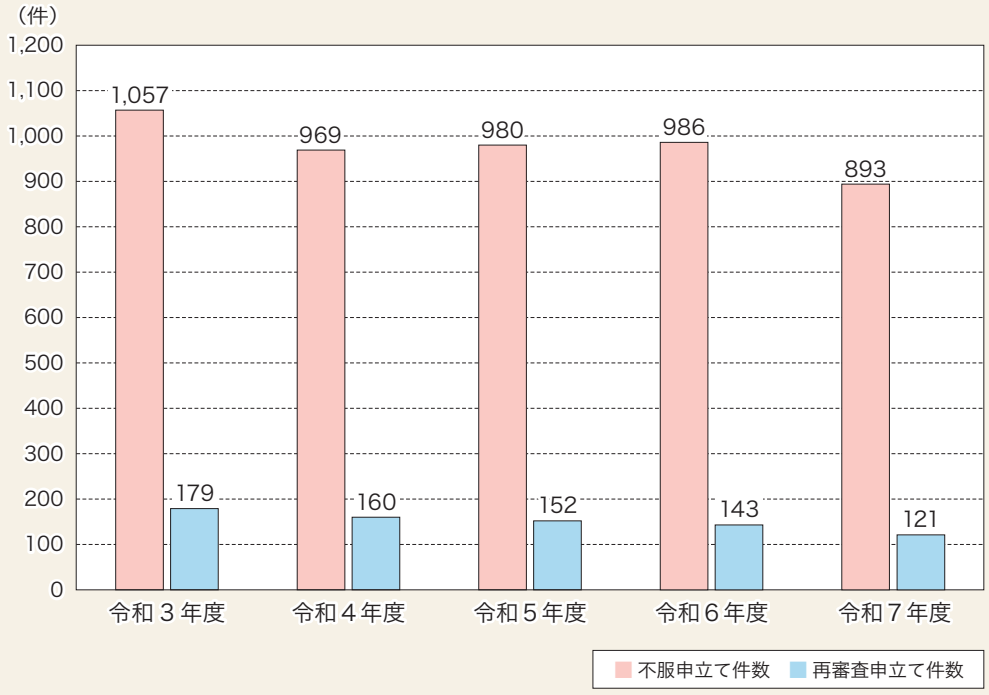
資料 2-24　立替金償還免除実績の推移



2－7　不服申立てと再審査申立て

代理援助・書類作成援助に関する地方事務所長の決定に不服がある利用者（援助の申込みをした、又は援助を受けた利用者）や法律相談費の不支給決定を受けた法律相談担当者、受任者等は、地方事務所長に対して不服申立てを行うことができる。この申立てに対する決定に更に不服がある不服申立人又はその他の利害関係人は、理事長に対して再審査申立てを行うことができる。令和７年度の不服申立件数は893件（前年度比9.4%減）、再審査申立件数は121件（同15.4%減）であった。

資料 2-25　**不服申立てと再審査申立ての件数の推移**



付表 2-1　契約弁護士数・契約弁護士法人数の推移（地方事務所別）

（人）

地方事務所	令和３年度				令和４年度				令和５年度			
	契約者数	全弁護士数	契約率	契約法人数	契約者数	全弁護士数	契約率	契約法人数	契約者数	全弁護士数	契約率	契約法人数
札　幌	692	821	84.3%	33	700	859	81.5%	35	710	863	82.3%	37
函　館	46	53	86.8%	2	47	55	85.5%	2	47	54	87.0%	2
旭　川	73	79	92.4%	5	73	79	92.4%	5	72	78	92.3%	5
釧　路	73	83	88.0%	11	75	84	89.3%	11	75	84	89.3%	11
青　森	92	109	84.4%	5	92	112	82.1%	6	91	111	82.0%	6
岩　手	91	101	90.1%	3	93	104	89.4%	3	96	111	86.5%	4
宮　城	422	479	88.1%	16	430	494	87.0%	16	434	496	87.5%	17
秋　田	67	75	89.3%	2	68	76	89.5%	2	68	78	87.2%	2
山　形	93	103	90.3%	3	92	104	88.5%	3	90	104	86.5%	3
福　島	173	192	90.1%	14	178	198	89.9%	13	178	192	92.7%	14
茨　城	249	293	85.0%	10	250	299	83.6%	12	256	308	83.1%	12
栃　木	160	229	69.9%	7	164	232	70.7%	7	162	234	69.2%	7
群　馬	247	312	79.2%	8	256	325	78.8%	9	261	324	80.6%	9
埼　玉	687	918	74.8%	19	693	957	72.4%	21	706	980	72.0%	23
千　葉	632	831	76.1%	16	647	867	74.6%	16	654	876	74.7%	16
東　京	6,804	20,806	32.7%	148	6,859	22,119	31.0%	151	6,927	22,708	30.5%	153
神奈川	1,355	1,723	78.6%	27	1,363	1,779	76.6%	27	1,375	1,784	77.1%	29
新　潟	258	284	90.8%	11	261	287	90.9%	11	262	292	89.7%	12
富　山	106	125	84.8%	4	109	130	83.8%	5	105	132	79.5%	7
石　川	164	184	89.1%	7	169	189	89.4%	8	165	186	88.7%	8
福　井	113	121	93.4%	5	111	119	93.3%	6	110	120	91.7%	6
山　梨	109	125	87.2%	0	110	129	85.3%	2	109	127	85.8%	2
長　野	226	260	86.9%	4	228	265	86.0%	5	228	270	84.4%	5
岐　阜	165	213	77.5%	12	166	217	76.5%	15	166	218	76.1%	15
静　岡	433	520	83.3%	16	444	532	83.5%	18	457	543	84.2%	18
愛　知	1,381	2,039	67.7%	51	1,387	2,099	66.1%	55	1,387	2,140	64.8%	58
三　重	158	192	82.3%	2	156	193	80.8%	2	159	200	79.5%	2
滋　賀	136	163	83.4%	1	142	166	85.5%	1	139	171	81.3%	1
京　都	663	818	81.1%	21	671	852	78.8%	22	673	879	76.6%	22
大　阪	3,567	4,755	75.0%	100	3,590	4,928	72.8%	103	3,603	5,007	72.0%	108
兵　庫	808	983	82.2%	25	813	1,028	79.1%	27	814	1,044	78.0%	28
奈　良	159	180	88.3%	2	166	191	86.9%	2	169	200	84.5%	2
和歌山	126	144	87.5%	3	129	150	86.0%	3	127	149	85.2%	3
鳥　取	67	70	95.7%	5	67	72	93.1%	5	71	74	95.9%	4
島　根	72	82	87.8%	2	70	80	87.5%	3	65	79	82.3%	4
岡　山	324	402	80.6%	14	325	412	78.9%	14	322	402	80.1%	14
広　島	475	609	78.0%	19	484	629	76.9%	19	486	631	77.0%	21
山　口	149	177	84.2%	10	140	179	78.2%	9	141	186	75.8%	10
徳　島	69	85	81.2%	6	70	88	79.5%	6	72	92	78.3%	6
香　川	112	185	60.5%	3	118	195	60.5%	3	114	196	58.2%	4
愛　媛	111	159	69.8%	5	110	161	68.3%	5	108	160	67.5%	5
高　知	80	94	85.1%	0	81	97	83.5%	1	77	92	83.7%	1
福　岡	987	1,410	70.0%	37	1,000	1,459	68.5%	37	988	1,481	66.7%	38
佐　賀	94	104	90.4%	5	97	105	92.4%	5	102	110	92.7%	5
長　崎	133	158	84.2%	9	133	157	84.7%	10	135	157	86.0%	11
熊　本	224	281	79.7%	12	223	283	78.8%	12	221	286	77.3%	12
大　分	141	165	85.5%	19	142	165	86.1%	19	142	163	87.1%	19
宮　崎	118	143	82.5%	21	117	144	81.3%	20	118	144	81.9%	19
鹿児島	167	219	76.3%	20	171	229	74.7%	21	170	225	75.6%	21
沖　縄	205	281	73.0%	12	213	288	74.0%	12	211	285	74.0%	13
全国合計	24,056	42,937	56.0%	792	24,293	44,961	54.0%	825	24,418	45,826	53.3%	854

（注１）契約弁護士数は、いずれも各年度末現在
（注２）全弁護士数は、日本弁護士連合会資料による。
（注３）契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。

（人）

地方事務所	令和６年度				令和７年度			
	契約者数	全弁護士数	契約率	契約法人数	契約者数	全弁護士数	契約率	契約法人数
札　幌	711	878	81.0%	36	711	893	79.6%	37
函　館	45	53	84.9%	2	44	54	81.5%	2
旭　川	71	78	91.0%	5	71	80	88.8%	5
釧　路	75	81	92.6%	11	72	81	88.9%	11
青　森	90	110	81.8%	6	86	108	79.6%	7
岩　手	100	111	90.1%	4	96	112	85.7%	4
宮　城	426	494	86.2%	18	424	496	85.5%	18
秋　田	69	78	88.5%	2	68	77	88.3%	2
山　形	91	102	89.2%	3	90	101	89.1%	3
福　島	168	192	87.5%	13	168	193	87.0%	14
茨　城	255	304	83.9%	12	249	304	81.9%	13
栃　木	159	233	68.2%	9	160	236	67.8%	9
群　馬	253	327	77.4%	9	252	330	76.4%	9
埼　玉	713	1,003	71.1%	23	719	1,010	71.2%	23
千　葉	656	910	72.1%	15	674	937	71.9%	15
東　京	6,959	23,564	29.5%	156	6,961	24,388	28.5%	163
神奈川	1,386	1,803	76.9%	32	1,399	1,850	75.6%	30
新　潟	264	294	89.8%	12	258	291	88.7%	11
富　山	104	128	81.3%	7	102	129	79.1%	7
石　川	164	189	86.8%	7	162	190	85.3%	7
福　井	111	122	91.0%	6	112	119	94.1%	6
山　梨	106	125	84.8%	2	101	123	82.1%	2
長　野	225	275	81.8%	5	224	275	81.5%	7
岐　阜	162	217	74.7%	15	155	217	71.4%	15
静　岡	457	545	83.9%	20	455	537	84.7%	21
愛　知	1,382	2,181	63.4%	60	1,384	2,222	62.3%	62
三　重	159	204	77.9%	2	160	201	79.6%	2
滋　賀	138	175	78.9%	1	143	180	79.4%	2
京　都	677	904	74.9%	22	683	896	76.2%	22
大　阪	3,604	5,105	70.6%	113	3,607	5,252	68.7%	114
兵　庫	804	1,057	76.1%	30	810	1,064	76.1%	32
奈　良	169	198	85.4%	2	165	200	82.5%	2
和歌山	127	147	86.4%	3	123	148	83.1%	3
鳥　取	72	75	96.0%	4	72	76	94.7%	4
島　根	66	80	82.5%	4	66	81	81.5%	4
岡　山	317	396	80.1%	14	321	399	80.5%	14
広　島	481	626	76.8%	23	469	637	73.6%	24
山　口	140	185	75.7%	11	138	182	75.8%	10
徳　島	74	95	77.9%	6	73	95	76.8%	6
香　川	115	197	58.4%	4	118	195	60.5%	4
愛　媛	109	159	68.6%	6	104	168	61.9%	4
高　知	75	93	80.6%	2	73	90	81.1%	2
福　岡	992	1,496	66.3%	38	972	1,513	64.2%	38
佐　賀	99	112	88.4%	4	101	113	89.4%	4
長　崎	131	156	84.0%	11	119	153	77.8%	11
熊　本	221	291	75.9%	12	220	293	75.1%	12
大　分	140	161	87.0%	19	135	161	83.9%	19
宮　崎	114	143	79.7%	19	109	139	78.4%	18
鹿児島	170	231	73.6%	20	170	232	73.3%	21
沖　縄	212	291	72.9%	12	214	298	71.8%	13
全国合計	24,408	46,974	52.0%	872	24,362	48,119	50.6%	888

付表 2-2　契約司法書士数・契約司法書士法人数の推移（地方事務所別）

（人）

地方事務所	令和３年度				令和４年度				令和５年度			
	契約者数	全司法書士数	契約率	契約法人数	契約者数	全司法書士数	契約率	契約法人数	契約者数	全司法書士数	契約率	契約法人数
札　幌	243	515	47.2%	5	246	520	47.3%	8	250	521	48.0%	8
函　館	10	36	27.8%	2	11	37	29.7%	2	10	36	27.8%	2
旭　川	32	72	44.4%	0	30	70	42.9%	0	30	69	43.5%	0
釧　路	29	79	36.7%	0	29	81	35.8%	0	30	81	37.0%	0
青　森	28	120	23.3%	1	30	118	25.4%	1	29	120	24.2%	1
岩　手	47	135	34.8%	3	48	138	34.8%	3	49	137	35.8%	3
宮　城	100	330	30.3%	6	100	335	29.9%	6	97	338	28.7%	6
秋　田	56	110	50.9%	1	56	112	50.0%	1	55	111	49.5%	1
山　形	75	156	48.1%	0	73	155	47.1%	0	73	156	46.8%	0
福　島	116	270	43.0%	3	117	274	42.7%	3	116	264	43.9%	3
茨　城	111	331	33.5%	0	111	339	32.7%	0	110	341	32.3%	0
栃　木	76	235	32.3%	1	77	234	32.9%	1	77	230	33.5%	1
群　馬	114	300	38.0%	5	107	297	36.0%	5	105	298	35.2%	5
埼　玉	250	931	26.9%	8	249	960	25.9%	8	246	978	25.2%	8
千　葉	160	762	21.0%	6	163	777	21.0%	6	165	795	20.8%	7
東　京	775	4,494	17.2%	34	783	4,553	17.2%	34	793	4,638	17.1%	37
神奈川	462	1,235	37.4%	17	469	1,257	37.3%	20	480	1,274	37.7%	20
新　潟	98	293	33.4%	7	102	288	35.4%	7	100	286	35.0%	9
富　山	55	151	36.4%	1	55	144	38.2%	1	54	144	37.5%	1
石　川	78	198	39.4%	1	75	195	38.5%	1	73	190	38.4%	1
福　井	45	121	37.2%	4	45	121	37.2%	4	44	120	36.7%	5
山　梨	48	132	36.4%	1	48	127	37.8%	1	47	129	36.4%	1
長　野	144	363	39.7%	1	142	366	38.8%	1	146	365	40.0%	2
岐　阜	85	327	26.0%	3	85	327	26.0%	3	84	323	26.0%	4
静　岡	165	493	33.5%	15	164	488	33.6%	17	165	481	34.3%	17
愛　知	566	1,303	43.4%	16	572	1,312	43.6%	17	573	1,302	44.0%	18
三　重	94	241	39.0%	2	94	237	39.7%	2	93	242	38.4%	2
滋　賀	79	237	33.3%	5	80	232	34.5%	5	80	235	34.0%	5
京　都	247	577	42.8%	13	243	588	41.3%	15	245	586	41.8%	15
大　阪	726	2,449	29.6%	32	741	2,481	29.9%	35	765	2,494	30.7%	37
兵　庫	456	1,044	43.7%	10	463	1,041	44.5%	10	464	1,042	44.5%	11
奈　良	65	209	31.1%	3	63	210	30.0%	3	61	205	29.8%	3
和歌山	61	166	36.7%	0	60	167	35.9%	0	60	165	36.4%	0
鳥　取	49	90	54.4%	1	47	87	54.0%	1	45	90	50.0%	1
島　根	38	105	36.2%	0	41	107	38.3%	0	43	109	39.4%	0
岡　山	135	372	36.3%	8	141	371	38.0%	8	140	368	38.0%	8
広　島	239	532	44.9%	10	238	536	44.4%	10	238	539	44.2%	13
山　口	79	228	34.6%	2	78	226	34.5%	2	76	220	34.5%	2
徳　島	40	138	29.0%	1	41	137	29.9%	2	41	136	30.1%	2
香　川	73	183	39.9%	0	70	179	39.1%	0	68	178	38.2%	0
愛　媛	73	236	30.9%	2	70	235	29.8%	2	68	237	28.7%	2
高　知	62	113	54.9%	4	63	115	54.8%	4	61	113	54.0%	4
福　岡	411	1,018	40.4%	14	408	1,027	39.7%	17	404	1,016	39.8%	18
佐　賀	44	127	34.6%	9	44	123	35.8%	9	43	121	35.5%	9
長　崎	59	155	38.1%	2	59	150	39.3%	2	61	149	40.9%	2
熊　本	142	333	42.6%	8	143	322	44.4%	8	142	316	44.9%	9
大　分	58	164	35.4%	3	55	168	32.7%	4	53	168	31.5%	4
宮　崎	76	159	47.8%	2	76	159	47.8%	2	71	160	44.4%	2
鹿児島	162	317	51.1%	4	160	312	51.3%	4	156	311	50.2%	4
沖　縄	89	222	40.1%	8	90	224	40.2%	8	92	229	40.2%	8
全国合計	7,525	22,907	32.9%	284	7,555	23,059	32.8%	303	7,571	23,156	32.7%	321

（注１）契約司法書士数は、いずれも各年度末現在
（注２）全司法書士数は、日本司法書士会連合会資料による。

（人）

地方事務所	令和６年度				令和７年度			
	契約者数	全司法書士数	契約率	契約法人数	契約者数	全司法書士数	契約率	契約法人数
札　幌	250	528	47.3%	8	251	536	46.8%	8
函　館	10	37	27.0%	2	10	36	27.8%	2
旭　川	30	71	42.3%	0	30	72	41.7%	0
釧　路	30	76	39.5%	0	28	77	36.4%	0
青　森	29	119	24.4%	2	28	117	23.9%	2
岩　手	46	134	34.3%	3	47	131	35.9%	3
宮　城	98	342	28.7%	7	98	346	28.3%	7
秋　田	53	114	46.5%	1	49	116	42.2%	1
山　形	74	154	48.1%	0	74	154	48.1%	0
福　島	114	259	44.0%	4	110	252	43.7%	4
茨　城	108	342	31.6%	0	107	341	31.4%	0
栃　木	79	237	33.3%	1	76	237	32.1%	1
群　馬	106	301	35.2%	5	102	293	34.8%	5
埼　玉	250	976	25.6%	8	252	987	25.5%	8
千　葉	163	790	20.6%	7	161	794	20.3%	7
東　京	795	4,754	16.7%	40	799	4,831	16.5%	40
神奈川	482	1,307	36.9%	21	503	1,340	37.5%	23
新　潟	101	289	34.9%	9	102	287	35.5%	9
富　山	52	141	36.9%	1	51	139	36.7%	1
石　川	70	192	36.5%	1	70	198	35.4%	1
福　井	39	116	33.6%	5	39	117	33.3%	5
山　梨	48	129	37.2%	1	50	131	38.2%	2
長　野	139	367	37.9%	2	139	368	37.8%	2
岐　阜	85	325	26.2%	4	83	318	26.1%	5
静　岡	169	477	35.4%	19	172	483	35.6%	21
愛　知	578	1,313	44.0%	21	577	1,305	44.2%	22
三　重	92	242	38.0%	2	89	233	38.2%	3
滋　賀	81	237	34.2%	5	84	233	36.1%	6
京　都	247	588	42.0%	15	243	583	41.7%	15
大　阪	767	2,518	30.5%	36	782	2,523	31.0%	40
兵　庫	463	1,058	43.8%	11	467	1,063	43.9%	11
奈　良	61	210	29.0%	3	65	217	30.0%	3
和歌山	61	169	36.1%	0	60	169	35.5%	0
鳥　取	46	91	50.5%	1	45	91	49.5%	1
島　根	46	112	41.1%	0	52	116	44.8%	0
岡　山	138	365	37.8%	9	139	362	38.4%	9
広　島	238	548	43.4%	13	239	549	43.5%	12
山　口	75	220	34.1%	2	71	212	33.5%	2
徳　島	39	134	29.1%	3	37	130	28.5%	3
香　川	64	174	36.8%	0	60	170	35.3%	0
愛　媛	70	240	29.2%	2	74	237	31.2%	2
高　知	65	111	58.6%	4	66	113	58.4%	4
福　岡	406	1,020	39.8%	18	408	1,028	39.7%	18
佐　賀	42	117	35.9%	9	45	118	38.1%	9
長　崎	60	149	40.3%	2	58	153	37.9%	2
熊　本	143	315	45.4%	9	147	315	46.7%	10
大　分	53	171	31.0%	4	50	168	29.8%	5
宮　崎	72	161	44.7%	4	73	161	45.3%	4
鹿児島	150	312	48.1%	5	145	304	47.7%	5
沖　縄	89	235	37.9%	8	91	251	36.3%	8
全国合計	7,566	23,387	32.4%	337	7,598	23,505	32.3%	351

付表 2-3　法律相談援助件数の推移（地方事務所別）

（件）

地方事務所	令和３年度					令和４年度					令和５年度					
	相談件数計	センター相談件数	事務所相談件数	特定援助対象者法律相談件数	簡易援助件数	相談件数計	センター相談件数	事務所相談件数	特定援助対象者法律相談件数	簡易援助件数	相談件数計	センター相談件数	事務所相談件数	特定援助対象者法律相談件数	出張相談及び巡回相談件数	簡易援助件数
札　幌	9,773	433	9,340	23	93	9,678	532	9,146	41	83	10,226	607	9,619	36	556	100
函　館	2,419	1,289	1,130	22	38	2,139	1,140	999	30	45	2,000	1,044	956	9	90	63
旭　川	2,136	358	1,778	12	32	2,008	442	1,566	4	24	2,183	445	1,738	1	59	16
釧　路	2,888	272	2,616	0	54	2,713	316	2,397	0	48	2,740	298	2,442	0	35	55
青　森	4,266	1,795	2,471	0	71	4,430	2,339	2,091	3	40	4,710	2,575	2,135	0	119	57
岩　手	4,457	1,205	3,252	5	97	4,494	1,349	3,145	12	73	4,469	1,447	3,022	11	145	80
宮　城	9,579	4,850	4,729	8	51	9,676	4,991	4,685	9	46	9,364	4,860	4,504	8	121	33
秋　田	2,997	1,130	1,867	5	34	3,070	1,189	1,881	5	29	2,986	1,187	1,799	6	67	37
山　形	3,779	758	3,021	1	75	3,155	710	2,445	2	50	3,185	761	2,424	1	48	59
福　島	5,315	1,242	4,073	6	48	5,405	1,262	4,143	13	63	5,599	1,494	4,105	17	124	58
茨　城	5,954	777	5,177	3	94	6,133	778	5,355	3	97	5,684	795	4,889	9	50	119
栃　木	3,511	377	3,134	5	40	3,483	671	2,812	13	34	3,250	614	2,636	7	69	39
群　馬	3,073	1,539	1,534	10	5	3,372	1,616	1,756	18	19	3,384	1,611	1,773	21	52	19
埼　玉	12,980	4,194	8,786	5	78	12,410	3,006	9,404	19	115	12,170	2,026	10,144	32	154	96
千　葉	12,786	503	12,283	28	69	12,795	444	12,351	76	101	12,267	1,986	10,281	118	365	73
東　京	38,297	11,317	26,980	63	139	38,209	13,088	25,121	65	128	37,036	14,232	22,804	81	697	141
神奈川	18,902	5,737	13,165	128	111	18,814	7,236	11,578	209	95	18,179	8,172	10,007	309	456	111
新　潟	5,148	2,082	3,066	2	42	5,077	2,120	2,957	1	28	5,548	2,415	3,133	0	381	37
富　山	1,662	616	1,046	20	34	1,619	514	1,105	15	42	1,966	623	1,343	9	46	34
石　川	2,221	813	1,408	4	29	2,211	736	1,475	3	31	2,679	875	1,804	3	88	16
福　井	1,579	487	1,092	7	13	1,638	606	1,032	17	17	1,700	659	1,041	8	54	19
山　梨	2,520	1,443	1,077	7	37	2,331	1,290	1,041	19	17	2,394	1,290	1,104	11	56	25
長　野	3,529	253	3,276	3	24	3,609	491	3,118	2	50	3,603	501	3,102	2	64	41
岐　阜	3,496	1,486	2,010	0	34	3,376	1,440	1,936	0	46	3,322	1,464	1,858	0	83	42
静　岡	6,775	4,070	2,705	2	53	7,177	4,494	2,683	6	69	7,723	4,687	3,036	4	75	66
愛　知	11,145	5,009	6,136	11	74	10,793	4,615	6,178	7	83	11,532	5,024	6,508	8	112	89
三　重	2,796	784	2,012	13	24	2,685	808	1,877	13	33	2,895	856	2,039	14	36	26
滋　賀	3,176	985	2,191	19	30	2,996	1,023	1,973	28	24	3,178	1,000	2,178	30	179	29
京　都	6,132	3,295	2,837	44	20	6,253	3,436	2,817	32	26	6,303	3,371	2,932	41	372	27
大　阪	22,788	11,830	10,958	56	74	24,502	13,092	11,410	67	45	25,395	13,941	11,454	27	832	68
兵　庫	12,606	6,400	6,206	29	68	12,121	6,096	6,025	16	66	12,396	5,897	6,499	17	365	69
奈　良	4,013	646	3,367	26	26	3,790	459	3,331	21	27	3,826	593	3,233	33	116	29
和歌山	2,234	1,089	1,145	16	20	2,266	1,168	1,098	20	15	2,302	1,188	1,114	21	29	23
鳥　取	2,112	755	1,357	0	40	2,171	854	1,317	5	24	2,147	869	1,278	4	29	25
島　根	2,072	684	1,388	5	19	1,911	707	1,204	10	27	2,072	675	1,397	7	67	25
岡　山	4,705	2,090	2,615	68	52	4,498	1,971	2,527	50	47	4,949	2,180	2,769	108	81	31
広　島	8,157	2,423	5,734	11	60	7,805	2,496	5,309	38	55	7,896	2,908	4,988	29	304	86
山　口	2,727	742	1,985	2	28	2,517	634	1,883	9	38	2,582	746	1,836	10	47	32
徳　島	2,327	1,114	1,213	3	13	2,151	871	1,280	1	19	2,140	1,011	1,129	2	67	17
香　川	2,357	744	1,613	44	51	2,285	860	1,425	29	63	2,449	938	1,511	41	78	62
愛　媛	2,901	848	2,053	16	39	2,613	666	1,947	13	36	2,430	755	1,675	11	9	39
高　知	2,297	1,112	1,185	5	32	2,365	1,157	1,208	5	36	2,436	1,199	1,237	6	19	41
福　岡	15,171	6,498	8,673	26	146	15,034	6,545	8,489	20	147	15,047	6,543	8,504	23	448	135
佐　賀	3,342	635	2,707	1	49	3,378	575	2,803	0	45	3,023	603	2,420	1	40	51
長　崎	4,118	1,475	2,643	12	98	4,209	1,655	2,554	8	103	4,152	1,584	2,568	9	113	101
熊　本	6,070	1,677	4,393	1	80	5,052	1,502	3,550	3	78	5,304	1,554	3,750	7	78	73
大　分	3,902	1,840	2,062	7	61	3,768	1,781	1,987	2	45	3,802	1,863	1,939	1	66	45
宮　崎	3,919	1,136	2,783	1	78	3,923	1,086	2,837	5	70	4,104	993	3,111	28	44	87
鹿児島	5,296	859	4,437	3	63	5,069	902	4,167	0	68	4,921	864	4,057	2	49	64
沖　縄	6,365	3,137	3,228	1	104	6,585	3,233	3,352	12	117	6,498	3,091	3,407	9	35	128
全国合計	312,770	106,833	205,937	789	2,744	309,762	110,992	198,770	999	2,727	312,146	116,914	195,232	1,192	7,669	2,838

（注１）センター相談件数には、指定相談場所での相談及び出張相談（特定援助対象者法律相談援助に係る相談を含む。）・巡回相談の件数を含む。
（注２）特定援助対象者法律相談援助は、平成30年１月24日開始
（注３）令和５年度より、センター相談の内数である「出張相談及び巡回相談件数」を掲載する。

（件）

地方事務所	令和６年度						令和７年度					
	相談件数計	センター相談件数	事務所相談件数	特定援助対象者法律相談件数	出張相談及び巡回相談件数	簡易援助件数	相談件数計	センター相談件数	事務所相談件数	特定援助対象者法律相談件数	出張相談及び巡回相談件数	簡易援助件数
札　幌	9,474	584	8,890	25	549	102	10,213	570	9,643	35	523	76
函　館	1,955	967	988	9	86	42	1,938	999	939	30	112	30
旭　川	1,982	338	1,644	2	54	12	1,913	432	1,481	7	63	22
釧　路	2,495	436	2,059	0	39	55	2,418	398	2,020	0	24	33
青　森	4,040	2,051	1,989	1	92	41	4,230	2,445	1,785	0	111	60
岩　手	4,007	1,288	2,719	6	108	66	3,957	1,373	2,584	15	98	55
宮　城	8,960	4,173	4,787	4	96	49	9,287	4,519	4,768	6	55	35
秋　田	3,155	1,228	1,927	8	91	27	3,166	1,259	1,907	18	73	46
山　形	2,987	710	2,277	0	60	56	2,891	796	2,095	1	38	52
福　島	5,026	1,366	3,660	28	105	67	4,790	1,018	3,772	23	95	46
茨　城	5,417	752	4,665	15	46	125	5,413	582	4,831	7	22	103
栃　木	3,134	563	2,571	10	46	33	3,055	619	2,436	6	61	19
群　馬	3,400	1,610	1,790	7	82	28	3,650	1,672	1,978	10	86	16
埼　玉	12,581	2,765	9,816	17	164	109	13,477	2,753	10,724	27	206	88
千　葉	11,530	2,135	9,395	114	318	74	11,927	2,117	9,810	107	319	72
東　京	35,073	14,398	20,675	58	730	143	35,835	15,082	20,753	58	587	122
神奈川	17,678	7,938	9,740	370	468	116	18,764	8,411	10,353	250	401	119
新　潟	6,109	2,552	3,557	0	395	49	5,367	2,261	3,106	0	299	65
富　山	2,506	629	1,877	16	51	54	1,829	516	1,313	24	52	37
石　川	3,570	1,496	2,074	2	492	26	2,239	736	1,503	1	136	24
福　井	1,697	650	1,047	14	47	22	1,572	648	924	24	42	8
山　梨	2,059	1,049	1,010	17	44	18	2,340	1,311	1,029	10	58	36
長　野	3,733	610	3,123	5	123	34	3,801	608	3,193	5	117	40
岐　阜	3,356	1,474	1,882	0	81	45	3,372	1,567	1,805	0	50	30
静　岡	7,297	4,235	3,062	1	108	62	7,622	4,502	3,120	0	111	81
愛　知	9,624	3,192	6,432	6	121	85	10,619	2,783	7,836	13	96	87
三　重	2,666	897	1,769	22	68	25	2,848	910	1,938	14	35	28
滋　賀	3,121	1,009	2,112	30	190	49	3,313	912	2,401	25	222	41
京　都	6,522	3,442	3,080	59	421	28	7,146	4,028	3,118	45	419	21
大　阪	24,637	12,977	11,660	57	777	66	24,542	13,341	11,201	64	926	64
兵　庫	11,251	4,904	6,347	11	333	72	11,457	4,894	6,563	10	397	71
奈　良	3,746	592	3,154	32	121	40	3,869	607	3,262	20	150	40
和歌山	2,095	1,071	1,024	26	34	21	2,274	1,112	1,162	26	37	21
鳥　取	2,327	802	1,525	4	45	24	2,392	957	1,435	7	46	43
島　根	1,880	733	1,147	6	65	26	1,788	734	1,054	3	39	20
岡　山	4,728	2,100	2,628	106	88	48	5,112	2,359	2,753	110	122	35
広　島	7,158	2,817	4,341	19	342	59	7,356	2,950	4,406	39	293	49
山　口	2,662	707	1,955	7	51	40	2,628	808	1,820	6	73	28
徳　島	1,941	844	1,097	0	54	19	2,122	979	1,143	1	46	20
香　川	2,234	764	1,470	47	91	67	2,218	654	1,564	38	36	42
愛　媛	2,229	575	1,654	4	22	35	2,288	745	1,543	8	37	25
高　知	2,375	1,345	1,030	5	37	33	2,171	1,225	946	2	25	41
福　岡	14,378	5,997	8,381	13	436	115	15,507	6,566	8,941	8	493	124
佐　賀	3,141	615	2,526	1	36	44	3,267	515	2,752	0	67	46
長　崎	3,742	1,326	2,416	9	145	109	3,957	1,245	2,712	2	165	148
熊　本	5,357	1,846	3,511	2	79	55	5,481	1,937	3,544	2	57	62
大　分	3,764	1,841	1,923	5	72	37	4,284	2,244	2,040	1	91	57
宮　崎	4,128	1,029	3,099	14	61	102	4,245	1,102	3,143	33	67	85
鹿児島	4,635	907	3,728	6	60	36	4,757	1,019	3,738	7	51	54
沖　縄	6,337	2,979	3,358	10	33	135	6,429	3,083	3,346	21	37	124
全国合計	299,899	111,308	188,591	1,230	8,257	2,825	307,136	114,903	192,233	1,169	7,766	2,691

付表 2-4　令和７年度法律相談援助の事件別内訳（地方事務所別）

（件）

地方事務所	合計	金銭事件			不動産事件	家事事件			労働事件	保全事件	多重債務事件			執行・競売事件	ハーグ条約事件	その他の事件
		損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計			
札　幌	10,213	638	545	1,183	362	1,326	1,031	2,357	277	6	3,665	2,016	5,681	59	0	288
函　館	1,938	133	102	235	56	263	365	628	50	0	547	368	915	16	0	38
旭　川	1,913	157	119	276	54	340	209	549	48	5	536	393	929	5	0	47
釧　路	2,418	146	145	291	44	442	261	703	43	1	602	681	1,283	13	0	40
青　森	4,230	322	301	623	196	554	516	1,070	158	2	1,121	938	2,059	22	0	100
岩　手	3,957	262	279	541	155	623	661	1,284	152	0	1,088	636	1,724	21	0	80
宮　城	9,287	911	731	1,642	435	1,510	998	2,508	467	15	1,885	1,982	3,867	53	0	300
秋　田	3,166	314	289	603	131	483	393	876	111	0	601	679	1,280	24	0	141
山　形	2,891	192	249	441	75	500	362	862	79	8	771	551	1,322	19	0	85
福　島	4,790	466	532	998	138	818	534	1,352	213	1	996	972	1,968	17	0	103
茨　城	5,413	374	344	718	162	863	501	1,364	201	1	1,670	1,201	2,871	13	0	83
栃　木	3,055	196	141	337	83	406	260	666	123	4	960	788	1,748	21	0	73
群　馬	3,650	295	121	416	79	704	362	1,066	124	3	1,159	608	1,767	27	0	168
埼　玉	13,477	928	620	1,548	445	2,458	1,202	3,660	423	6	4,516	2,454	6,970	77	1	347
千　葉	11,927	788	530	1,318	432	1,747	1,096	2,843	332	1	4,410	2,228	6,638	45	0	318
東　京	35,835	3,740	2,032	5,772	2,104	4,461	3,029	7,490	1,689	18	10,503	6,330	16,833	126	1	1,802
神奈川	18,764	1,282	928	2,210	861	2,759	1,828	4,587	541	25	6,524	3,483	10,007	87	1	445
新　潟	5,367	536	173	709	126	863	547	1,410	192	4	1,424	1,190	2,614	25	0	287
富　山	1,829	183	132	315	79	400	228	628	77	4	343	313	656	12	0	58
石　川	2,239	245	191	436	115	450	257	707	85	0	384	405	789	21	0	86
福　井	1,572	105	82	187	48	331	229	560	56	1	411	240	651	3	0	66
山　梨	2,340	161	129	290	97	431	282	713	102	7	583	487	1,070	14	0	47
長　野	3,801	352	241	593	123	793	343	1,136	145	1	929	712	1,641	42	0	120
岐　阜	3,372	245	200	445	108	647	364	1,011	111	2	843	737	1,580	10	1	104
静　岡	7,622	809	562	1,371	305	1,353	736	2,089	234	9	1,912	1,447	3,359	40	0	215
愛　知	10,619	931	702	1,633	401	1,752	839	2,591	602	13	3,084	1,880	4,964	78	0	337
三　重	2,848	201	126	327	97	546	250	796	88	2	941	536	1,477	6	0	55
滋　賀	3,313	314	214	528	121	629	419	1,048	167	2	635	643	1,278	9	0	160
京　都	7,146	706	487	1,193	395	1,074	980	2,054	277	1	1,563	1,222	2,785	32	0	409
大　阪	24,542	2,101	1,395	3,496	859	2,764	1,697	4,461	1,485	11	9,473	3,809	13,282	124	1	823
兵　庫	11,457	874	694	1,568	415	1,746	1,148	2,894	386	5	3,709	2,115	5,824	58	0	307
奈　良	3,869	375	290	665	161	630	529	1,159	128	5	985	599	1,584	36	0	131
和歌山	2,274	163	141	304	74	393	270	663	49	0	682	432	1,114	11	0	59
鳥　取	2,392	194	119	313	81	417	309	726	84	0	298	798	1,096	12	0	80
島　根	1,788	197	125	322	59	354	185	539	58	0	365	326	691	19	0	100
岡　山	5,112	500	471	971	199	757	754	1,511	266	3	1,186	765	1,951	54	0	157
広　島	7,356	612	511	1,123	268	1,276	761	2,037	323	4	2,212	1,122	3,334	45	0	222
山　口	2,628	210	192	402	81	506	231	737	103	0	530	639	1,169	30	0	106
徳　島	2,122	144	167	311	60	340	226	566	81	0	473	535	1,008	16	0	80
香　川	2,218	213	163	376	64	364	235	599	61	1	709	321	1,030	22	0	65
愛　媛	2,288	175	141	316	74	315	250	565	79	1	525	655	1,180	12	0	61
高　知	2,171	217	162	379	64	313	202	515	70	4	677	400	1,077	12	0	50
福　岡	15,507	1,194	920	2,114	580	2,135	1,523	3,658	513	8	5,320	3,026	8,346	90	0	198
佐　賀	3,267	283	186	469	76	542	339	881	175	4	949	625	1,574	20	0	68
長　崎	3,957	289	284	573	137	511	588	1,099	98	0	1,122	805	1,927	26	0	97
熊　本	5,481	467	410	877	194	789	612	1,401	147	15	1,061	1,654	2,715	20	0	112
大　分	4,284	421	300	721	139	722	354	1,076	142	2	1,329	788	2,117	17	0	70
宮　崎	4,245	339	293	632	142	587	557	1,144	142	2	1,236	820	2,056	36	0	91
鹿児島	4,757	421	392	813	186	777	566	1,343	158	6	1,230	853	2,083	63	0	105
沖　縄	6,429	613	514	1,127	411	822	757	1,579	238	10	1,148	1,696	2,844	29	0	191
全国合計	307,136	25,934	19,117	45,051	12,151	46,586	31,175	77,761	11,953	223	89,825	58,903	148,728	1,689	5	9,575
割合		8.4%	6.2%	14.7%	4.0%	15.2%	10.2%	25.3%	3.9%	0.1%	29.2%	19.2%	48.4%	0.5%	0.0%	3.1%

付表 2-5 代理援助・書類作成援助件数の推移（地方事務所別）

（件）

地方事務所	代理援助					書類作成援助				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
札　幌	4,789	4,370	4,768	4,429	4,969	106	102	121	139	160
函　館	862	818	780	774	867	3	0	2	1	0
旭　川	802	736	809	766	840	13	6	5	5	5
釧　路	994	886	937	803	813	6	11	7	12	18
青　森	1,240	1,255	1,337	1,262	1,269	6	4	7	10	10
岩　手	1,009	1,090	1,110	1,041	1,023	45	48	58	43	46
宮　城	2,550	2,478	2,617	2,881	3,082	19	14	11	3	6
秋　田	727	782	790	779	816	14	15	9	14	5
山　形	985	887	885	985	878	4	1	1	0	7
福　島	1,158	1,188	1,248	1,280	1,224	18	14	17	24	27
茨　城	1,356	1,445	1,465	1,321	1,458	14	23	14	9	22
栃　木	1,126	1,104	1,160	1,088	1,076	6	15	18	18	8
群　馬	1,105	1,127	1,175	1,170	1,379	34	30	25	42	36
埼　玉	4,686	4,517	4,754	4,657	5,155	59	83	85	62	59
千　葉	4,237	4,225	4,289	4,191	4,521	51	55	55	57	57
東　京	13,565	13,589	14,014	13,044	14,485	115	93	223	148	152
神奈川	6,842	7,087	6,834	7,185	7,647	313	327	323	315	434
新　潟	1,737	1,576	1,597	1,664	1,773	80	82	99	135	176
富　山	439	498	536	479	533	17	31	25	26	39
石　川	808	803	812	689	739	19	16	14	10	10
福　井	502	495	542	508	576	7	6	2	4	3
山　梨	573	563	574	558	563	7	6	3	1	7
長　野	1,127	1,072	1,265	1,183	1,382	23	27	19	31	18
岐　阜	977	902	867	864	919	12	11	8	6	4
静　岡	2,040	2,065	2,224	2,137	2,257	237	221	231	150	216
愛　知	3,780	3,771	3,982	3,949	4,262	133	110	108	177	164
三　重	873	806	914	934	882	33	34	38	46	54
滋　賀	998	960	1,028	1,063	1,076	38	59	54	55	88
京　都	2,220	2,129	2,324	2,317	2,623	280	269	238	235	294
大　阪	9,982	10,008	10,385	10,539	11,154	459	376	452	479	544
兵　庫	4,116	4,039	4,318	3,856	4,073	385	375	383	364	432
奈　良	1,313	1,293	1,226	1,238	1,307	16	17	22	28	21
和歌山	685	722	779	662	746	17	9	11	14	27
鳥　取	589	597	529	669	651	1	2	2	1	3
島　根	542	498	484	484	509	2	1	4	2	2
岡　山	1,403	1,464	1,660	1,552	1,608	46	68	64	92	99
広　島	2,650	2,413	2,426	2,417	2,555	42	38	58	55	61
山　口	853	777	846	863	866	20	13	13	7	13
徳　島	676	648	662	558	705	21	26	19	16	18
香　川	653	636	659	680	762	2	3	2	1	0
愛　媛	632	626	615	542	608	16	17	20	10	27
高　知	612	557	606	565	597	45	31	26	21	14
福　岡	5,977	5,494	5,587	5,539	6,239	301	232	263	226	280
佐　賀	875	851	773	820	892	13	20	31	25	25
長　崎	1,159	1,164	1,160	1,094	1,202	15	18	21	14	24
熊　本	1,565	1,384	1,483	1,543	1,586	32	27	43	56	59
大　分	980	988	1,012	975	1,171	8	9	4	7	8
宮　崎	1,260	1,232	1,343	1,407	1,543	20	17	29	25	16
鹿児島	1,597	1,517	1,461	1,462	1,453	87	76	63	59	73
沖　縄	1,252	1,462	1,425	1,288	1,507	133	170	176	143	174
全国合計	103,478	101,594	105,076	102,754	110,821	3,393	3,258	3,526	3,423	4,045

付表 2-6　令和７年度代理援助の事件別内訳（地方事務所別）

（件）

地方事務所	合計	金銭事件			不動産事件	家事事件			労働事件	保全事件	多重債務事件			執行・競売事件	ハーグ条約事件	その他の事件
		損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計			
札　幌	4,969	158	81	239	60	723	451	1,174	56	19	2,601	563	3,164	91	0	166
函　館	867	23	7	30	8	91	160	251	5	3	470	88	558	10	0	2
旭　川	840	42	23	65	7	155	114	269	4	7	350	125	475	8	0	5
釧　路	813	24	15	39	3	111	60	171	9	1	487	93	580	10	0	0
青　森	1,269	51	22	73	11	146	93	239	6	6	719	200	919	13	0	2
岩　手	1,023	25	15	40	7	143	97	240	7	3	595	120	715	9	0	2
宮　城	3,082	177	109	286	22	540	187	727	56	36	1,549	328	1,877	57	0	21
秋　田	816	42	16	58	8	86	54	140	6	4	498	94	592	5	0	3
山　形	878	61	27	88	8	137	78	215	6	6	430	109	539	13	0	3
福　島	1,224	49	37	86	4	261	104	365	14	4	593	133	726	22	0	3
茨　城	1,458	54	31	85	6	214	99	313	11	12	843	153	996	27	0	8
栃　木	1,076	36	31	67	10	144	67	211	7	6	618	135	753	17	0	5
群　馬	1,379	83	24	107	11	298	98	396	22	9	642	138	780	34	0	20
埼　玉	5,155	152	63	215	57	841	421	1,262	40	28	2,956	474	3,430	89	0	34
千　葉	4,521	124	50	174	36	627	403	1,030	21	25	2,694	472	3,166	59	0	10
東　京	14,485	646	286	932	281	2,199	1,207	3,406	160	88	7,601	1,636	9,237	223	1	157
神奈川	7,647	261	130	391	105	1,242	830	2,072	48	55	3,953	858	4,811	113	0	52
新　潟	1,773	92	31	123	13	332	214	546	21	7	796	229	1,025	28	0	10
富　山	533	44	10	54	7	125	69	194	5	11	184	66	250	10	0	2
石　川	739	70	16	86	13	173	71	244	13	11	262	88	350	18	0	4
福　井	576	38	12	50	5	135	69	204	6	7	238	52	290	11	0	3
山　梨	563	38	7	45	5	123	53	176	8	4	245	76	321	4	0	0
長　野	1,382	67	29	96	19	300	102	402	19	10	650	162	812	21	0	3
岐　阜	919	36	21	57	3	176	60	236	10	6	477	113	590	13	0	4
静　岡	2,257	118	48	166	29	410	178	588	12	7	1,122	283	1,405	26	0	24
愛　知	4,262	189	94	283	54	866	334	1,200	80	23	2,109	401	2,510	72	0	40
三　重	882	25	23	48	6	154	74	228	8	7	452	112	564	16	0	5
滋　賀	1,076	54	21	75	18	209	161	370	13	9	479	81	560	22	0	9
京　都	2,623	152	79	231	59	449	409	858	27	30	1,083	261	1,344	31	0	43
大　阪	11,154	595	319	914	177	1,355	862	2,217	135	68	5,896	1,544	7,440	138	3	62
兵　庫	4,073	186	90	276	48	631	461	1,092	36	25	2,076	444	2,520	62	0	14
奈　良	1,307	73	33	106	14	259	176	435	9	13	568	123	691	31	0	8
和歌山	746	40	13	53	6	130	76	206	6	3	368	79	447	17	0	8
鳥　取	651	50	20	70	3	110	68	178	6	8	312	63	375	10	0	1
島　根	509	42	9	51	7	115	50	165	6	4	212	54	266	7	0	3
岡　山	1,608	83	41	124	19	240	222	462	19	10	769	147	916	31	0	27
広　島	2,555	122	56	178	23	495	236	731	33	21	1,248	254	1,502	54	0	13
山　口	866	45	27	72	11	201	70	271	6	2	395	88	483	15	0	6
徳　島	705	20	10	30	2	161	82	243	25	9	316	71	387	8	0	1
香　川	762	52	33	85	5	168	78	246	6	5	352	50	402	6	0	7
愛　媛	608	19	14	33	5	79	44	123	7	3	367	59	426	8	0	3
高　知	597	19	15	34	8	93	42	135	8	1	356	48	404	6	0	1
福　岡	6,239	263	136	399	74	978	666	1,644	54	49	3,092	770	3,862	86	0	71
佐　賀	892	28	18	46	2	138	102	240	7	5	476	91	567	16	0	9
長　崎	1,202	51	13	64	6	142	223	365	9	10	638	97	735	9	0	4
熊　本	1,586	73	47	120	10	230	164	394	14	9	801	210	1,011	16	0	12
大　分	1,171	51	24	75	12	224	91	315	3	11	641	100	741	13	0	1
宮　崎	1,543	56	23	79	15	180	157	337	15	4	866	202	1,068	16	0	9
鹿児島	1,453	52	42	94	18	262	135	397	21	11	726	163	889	14	0	9
沖　縄	1,507	98	48	146	30	244	175	419	26	15	633	200	833	29	0	9
全国合計	110,821	4,949	2,389	7,338	1,370	17,845	10,497	28,342	1,151	730	56,804	12,500	69,304	1,664	4	918
割合		4.5%	2.2%	6.6%	1.2%	16.1%	9.5%	25.6%	1.0%	0.7%	51.3%	11.3%	62.5%	1.5%	0.0%	0.8%

付表 2-7　令和７年度代理援助の事件結果別内訳（地方事務所別）

（件）

担当事務所	合計	判決	和解成立	調停成立	免責決定	示談成立	調停不成立	過払金回収	審判	認可決定	申述受理	和解不成立	示談不成立	個別契約解除	辞任解任	その他
札　幌	4,864	123	150	336	2,091	382	80	0	246	40	92	0	14	49	381	880
函　館	786	12	19	57	352	50	10	0	83	7	13	0	10	6	55	112
旭　川	731	21	72	63	252	14	6	0	66	4	10	0	9	0	45	169
釧　路	812	9	37	74	368	50	7	0	34	7	9	0	6	5	28	178
青　森	1,291	30	111	82	625	20	25	0	47	24	22	0	28	7	71	199
岩　手	1,000	17	63	96	505	19	10	0	36	21	34	0	8	3	54	134
宮　城	2,888	96	233	267	1,232	79	62	0	61	38	34	1	45	34	181	525
秋　田	787	21	62	49	381	9	18	0	28	24	10	0	4	3	38	140
山　形	868	25	119	82	326	27	10	0	39	21	10	0	2	2	43	162
福　島	1,221	27	137	139	472	35	25	0	63	22	4	0	14	7	60	216
茨　城	1,319	32	65	92	630	73	16	0	29	14	16	0	5	3	108	236
栃　木	1,178	43	96	90	575	22	12	0	27	27	10	0	10	1	97	168
群　馬	1,247	41	100	145	472	34	36	0	44	18	6	0	7	0	101	243
埼　玉	5,014	191	296	412	2,224	200	123	5	199	29	70	2	19	28	375	841
千　葉	4,300	92	228	262	2,095	121	50	2	250	23	66	0	7	26	405	673
東　京	13,208	520	659	931	5,298	894	296	6	521	41	225	1	102	82	1,120	2,512
神奈川	6,864	197	593	517	2,694	142	135	2	433	26	122	0	44	57	621	1,281
新　潟	1,670	47	177	143	659	50	30	0	107	38	28	0	32	1	0	358
富　山	498	21	44	65	154	14	11	0	33	7	9	0	7	0	36	97
石　川	839	42	66	121	245	28	29	0	58	14	6	0	3	5	27	195
福　井	522	12	37	59	211	6	6	1	42	5	6	0	0	0	17	120
山　梨	556	15	40	29	193	7	10	0	25	8	6	0	3	0	14	206
長　野	1,189	26	105	197	417	30	3	0	28	14	9	0	2	19	54	285
岐　阜	864	25	57	98	408	32	15	0	21	19	8	1	7	26	29	118
静　岡	2,005	56	165	181	843	106	26	0	84	14	19	0	16	4	138	353
愛　知	4,174	157	189	444	1,732	206	124	1	219	13	54	2	33	27	213	760
三　重	930	58	51	67	393	60	21	0	47	14	17	0	7	6	40	149
滋　賀	947	30	72	115	308	35	25	0	89	11	15	0	2	0	40	205
京　都	2,243	85	169	155	857	91	64	0	266	11	31	0	16	2	94	402
大　阪	10,850	398	574	568	4,671	436	161	3	466	59	153	4	201	68	711	2,377
兵　庫	4,167	145	281	344	1,654	193	75	0	285	42	79	2	61	24	169	813
奈　良	1,216	72	79	123	384	72	18	0	82	10	20	0	9	6	30	311
和歌山	796	25	54	100	299	50	20	0	39	8	11	0	19	3	44	124
鳥　取	595	28	23	66	235	48	11	0	33	8	9	0	9	6	28	91
島　根	467	9	61	67	186	8	6	0	24	3	1	0	1	0	16	85
岡　山	1,548	72	109	138	646	22	13	0	143	19	14	0	6	0	62	304
広　島	2,653	73	175	252	1,128	78	61	0	131	19	23	0	20	16	118	559
山　口	786	31	66	78	304	34	25	0	32	13	11	0	7	0	35	150
徳　島	561	15	31	68	216	31	14	0	35	7	6	0	6	5	31	96
香　川	696	31	26	61	318	51	10	0	33	14	0	0	6	0	33	113
愛　媛	583	20	33	51	296	22	18	1	16	8	4	0	1	11	35	67
高　知	567	24	24	59	241	18	10	0	16	5	2	0	18	4	33	113
福　岡	5,739	168	211	363	2,357	416	112	0	345	61	89	0	40	78	396	1,103
佐　賀	877	19	56	89	418	28	10	1	29	22	15	0	7	1	52	130
長　崎	1,164	38	43	92	452	79	15	0	116	28	7	0	4	0	70	220
熊　本	1,414	47	130	139	551	30	23	0	49	21	16	0	2	0	107	299
大　分	1,037	29	43	96	499	35	18	0	49	11	9	0	4	1	67	176
宮　崎	1,485	34	98	105	669	59	17	0	86	16	11	0	10	1	106	273
鹿児島	1,351	41	121	129	552	51	40	1	48	17	11	0	9	17	90	224
沖　縄	1,373	44	98	112	456	101	30	1	91	11	11	0	21	0	74	323
全国合計	104,740	3,434	6,548	8,468	43,544	4,698	1,992	24	5,373	956	1,463	13	923	644	6,792	19,868
割合		3.3%	6.3%	8.1%	41.6%	4.5%	1.9%	0.0%	5.1%	0.9%	1.4%	0.0%	0.9%	0.6%	6.5%	19.0%

付表 2-8　令和７年度書類作成援助の事件別内訳（地方事務所別）

（件）

地方事務所	合計	金銭事件			不動産事件	家事事件			労働事件	保全事件	多重債務事件			執行・競売事件	ハーグ条約事件	その他の事件
		損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計			
札　幌	160	0	0	0	0	0	116	116	0	0	44	0	44	0	0	0
函　館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭　川	5	0	0	0	0	0	2	2	0	0	3	0	3	0	0	0
釧　路	18	0	0	0	0	0	17	17	0	0	1	0	1	0	0	0
青　森	10	0	0	0	0	0	1	1	0	0	8	1	9	0	0	0
岩　手	46	0	0	0	0	0	1	1	0	0	45	0	45	0	0	0
宮　城	6	0	0	0	0	0	2	2	0	0	3	0	3	1	0	0
秋　田	5	0	0	0	1	0	1	1	0	0	3	0	3	0	0	0
山　形	7	0	1	1	0	0	4	4	0	0	1	0	1	0	0	1
福　島	27	0	0	0	0	0	4	4	0	0	21	2	23	0	0	0
茨　城	22	0	0	0	0	0	3	3	0	0	18	1	19	0	0	0
栃　木	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	8	0	0	0
群　馬	36	1	0	1	0	0	8	8	0	0	27	0	27	0	0	0
埼　玉	59	0	0	0	0	0	10	10	0	0	47	0	47	1	0	1
千　葉	57	0	0	0	0	0	49	49	0	0	7	0	7	1	0	0
東　京	152	1	0	1	0	1	50	51	0	0	98	2	100	0	0	0
神奈川	434	2	0	2	0	0	246	246	0	0	184	2	186	0	0	0
新　潟	176	0	0	0	0	0	159	159	0	0	16	0	16	1	0	0
富　山	39	0	0	0	0	0	21	21	0	0	18	0	18	0	0	0
石　川	10	0	0	0	0	0	1	1	0	0	8	1	9	0	0	0
福　井	3	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0
山　梨	7	0	0	0	0	0	4	4	0	0	3	0	3	0	0	0
長　野	18	0	0	0	0	0	2	2	0	0	15	0	15	1	0	0
岐　阜	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0	0	0
静　岡	216	0	3	3	0	0	73	73	0	0	138	2	140	0	0	0
愛　知	164	0	0	0	0	1	27	28	1	0	134	0	134	1	0	0
三　重	54	0	0	0	0	0	19	19	0	0	35	0	35	0	0	0
滋　賀	88	0	0	0	0	0	69	69	0	0	19	0	19	0	0	0
京　都	294	0	0	0	1	0	230	230	0	0	62	1	63	0	0	0
大　阪	544	0	3	3	0	0	317	317	0	0	222	2	224	0	0	0
兵　庫	432	1	1	2	0	0	347	347	0	0	80	3	83	0	0	0
奈　良	21	1	1	2	0	0	12	12	0	0	5	2	7	0	0	0
和歌山	27	0	0	0	0	0	7	7	0	0	19	1	20	0	0	0
鳥　取	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0	0	0
島　根	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0
岡　山	99	0	1	1	0	0	75	75	0	0	23	0	23	0	0	0
広　島	61	0	0	0	0	0	39	39	0	0	22	0	22	0	0	0
山　口	13	0	0	0	0	0	3	3	0	0	9	1	10	0	0	0
徳　島	18	0	0	0	0	0	12	12	0	0	5	1	6	0	0	0
香　川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛　媛	27	0	0	0	0	0	12	12	0	0	15	0	15	0	0	0
高　知	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	14	0	0	0
福　岡	280	1	1	2	0	0	119	119	0	1	156	2	158	0	0	0
佐　賀	25	0	0	0	0	0	10	10	0	0	15	0	15	0	0	0
長　崎	24	0	0	0	0	0	13	13	0	0	11	0	11	0	0	0
熊　本	59	0	0	0	0	0	22	22	0	0	36	1	37	0	0	0
大　分	8	0	0	0	0	0	6	6	0	0	2	0	2	0	0	0
宮　崎	16	0	0	0	0	0	7	7	0	0	9	0	9	0	0	0
鹿児島	73	0	0	0	0	0	40	40	0	0	32	0	32	1	0	0
沖　縄	174	0	0	0	1	0	15	15	0	0	158	0	158	0	0	0
全国合計	4,045	7	12	19	3	2	2,175	2,177	1	1	1,809	26	1,835	7	0	2
割合		0.2%	0.3%	0.5%	0.1%	0.0%	53.8%	53.8%	0.0%	0.0%	44.7%	0.6%	45.4%	0.2%	0.0%	0.0%

3. 国選弁護等関連業務

3－1　令和７年度における業務の概況

被疑者国選弁護人制度とは、勾留された（勾留状を発付された）被疑者が貧困等の理由で自ら弁護人を選任できない場合に、国（裁判所）が弁護人（被疑者国選弁護人）を選任する制度である。法テラスは、平成18年10月の同制度開始当初から、被疑者国選弁護人を選任するための役割（被疑者国選弁護人候補者の指名通知業務）を担ってきた。

制度開始時点の被疑者国選弁護の対象事件は、殺人や現住建造物等放火などの重大事件（死刑又は無期若しくは短期１年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件）に限られていたが、平成21年５月21日（裁判員制度施行と同日）に、対象事件が拡大（死刑又は無期若しくは長期３年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件。窃盗や詐欺等も該当）され、対象事件数は約10倍に増加した。さらに、平成30年６月１日には、勾留状が発付された全ての被疑事件にまで対象事件が拡大された。

また、法テラスでは、特に迅速な選任が要請される被疑者国選弁護事件については、原則数時間以内、遅くとも24時間以内に指名通知を行う運用をしており、99.0%以上の事件で24時間以内に指名通知を行っている。

令和７年度も、迅速な指名通知を行うための体制整備や運用改善に努め、99.7%の事件について24時間以内に指名通知を行った。

3－2　国選弁護関連業務

（1）業務の概要

法テラスは、国選弁護事件に関し、①国選弁護人になろうとする弁護士との契約締結、②個別の事件における国選弁護人候補者の指名及び裁判所、裁判長又は裁判官（以下「裁判所等」という。）への通知、③国選弁護人に対する報酬及び費用の算定並びに支払等の業務を行っている。

（2）国選弁護制度

国選弁護制度とは、刑事事件で勾留された者（被疑者）や起訴された者（被告人）が、貧困等の理由で自ら弁護人を選任できない場合に、本人の請求又は法律の規定により、裁判所等が弁護人を選任する制度である。

統計年報によれば、令和７年に国選弁護人が選任された割合は、勾留状が発付された被疑事件については88.5%(注1)、被告事件については、地裁事件で85.8%、簡裁事件で92.0%(注2)であった。

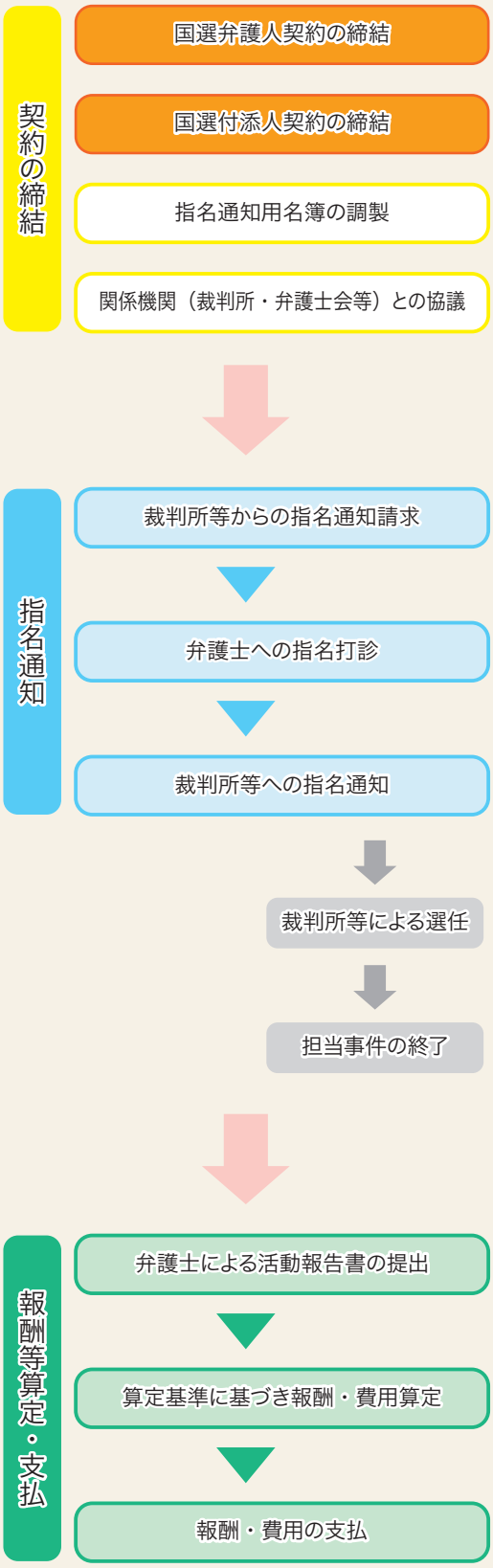
平成18年９月以前は、被告人のみに国選弁護人が選任されていたが、同年10月からは、被疑者についても、殺人や現住建造物等放火、傷害致死、強盗など、一定の重い刑罰が定められている事件（死刑又は無期若しくは短期１年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件）に関して国選弁護人が選任されることとされた。さらに、平成21年５月21日からは、被疑者国選弁護事件の対象範囲が拡大され、窃盗や傷害、詐欺など（死刑又は無期若しくは長期３年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件）の被疑者についても国選弁護人が選任されることとされた（いずれも、被疑者に勾留状が発付されている場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができず、かつ、その被疑者から請求があった場合）。

平成30年６月１日以降の被疑者国選弁護事件の対象は、勾留状が発付された全ての事件に拡大されることとなり、暴行、住居侵入など従前の被疑者国選対象事件より軽い法定刑の事件に関しても国選弁護人が選任されることになった。

（注１）令和７年検察統計年報及び令和７年司法統計年報の数値を基に算出

（注２）令和７年司法統計年報の数値を基に算出。弁護人がついた被告人数に対し、国選弁護人が選任された被告人数の割合

資料 3-1　国選弁護等関連業務の概要



資料 3-2　勾留状が発付された被疑事件のうち国選弁護人が選任された割合

＜被疑者＞

	勾留状発付数 ①	選任数 ②	②／①
令和7年	93,871	83,040	88.5%

（注）　①は令和７年検察統計年報、②は令和７年司法統計年報を基に作成

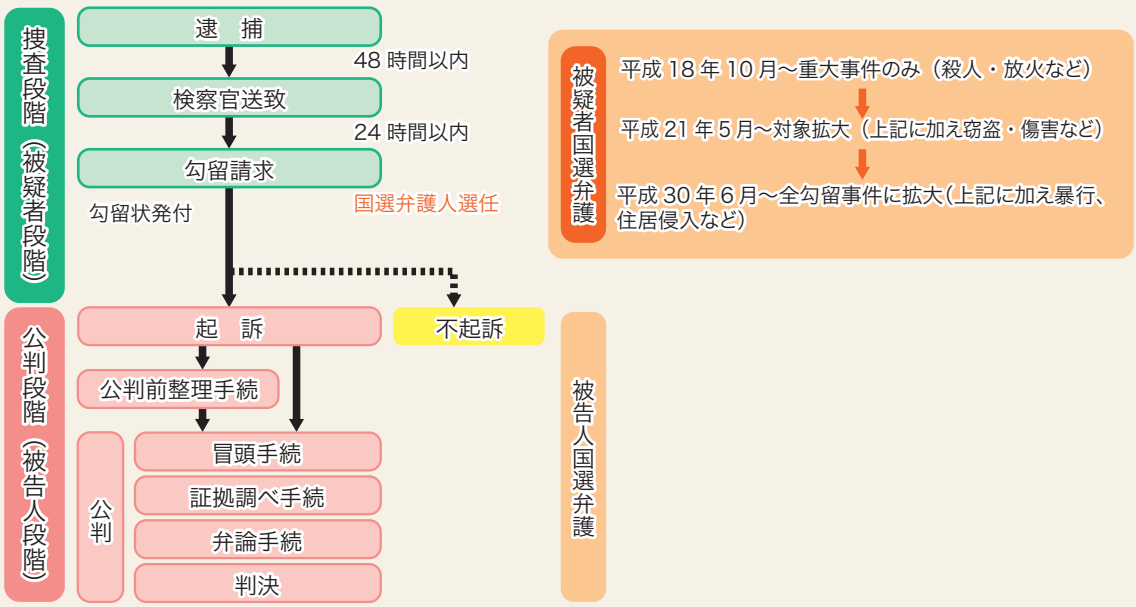
資料 3-3　通常第一審事件のうち国選弁護人が選任された割合

＜被告人＞

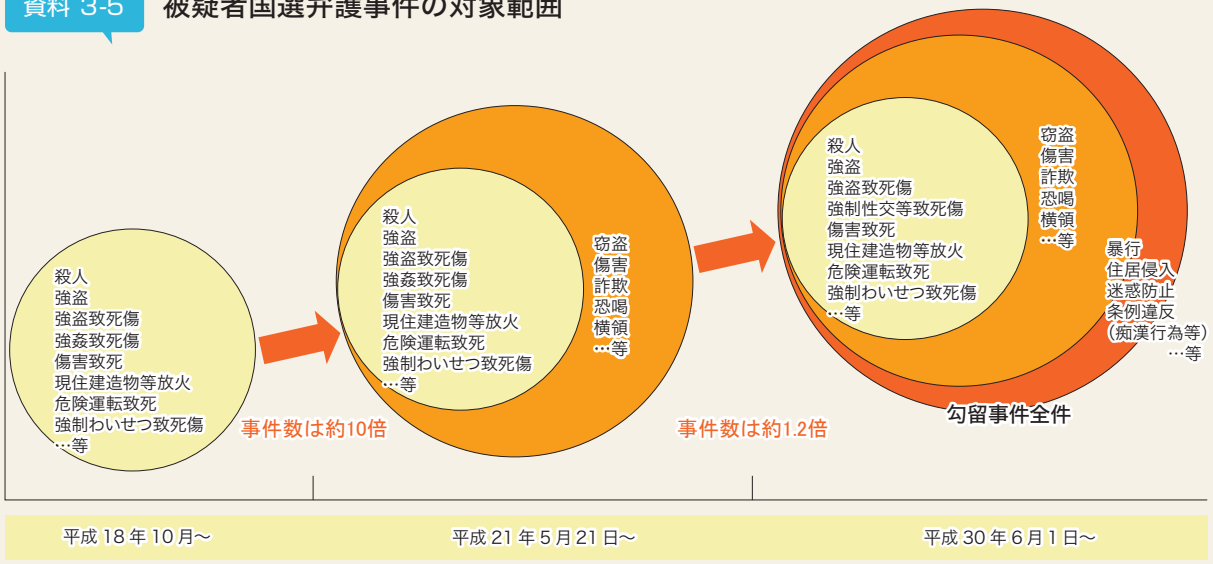
		終局総人員 ①	うち弁護人のついた被告人 ②	うち国選 ③	③／②
令和7年	地裁	49,247	48,870	41,932	85.8%
	簡裁	2,699	2,641	2,431	92.0%

（注）　①～③はいずれも令和７年司法統計年報を基に作成

資料 3-4　刑事事件の流れと国選弁護制度



資料 3-5　被疑者国選弁護事件の対象範囲



（注）令和５年７月の改正刑法施行により、罪名は以下のとおり変更となった。
強制性交等致死傷→不同意性交等致死傷、強制わいせつ致死傷→不同意わいせつ致死傷

（３）弁護士との国選弁護人契約の締結

ア　契約の種類

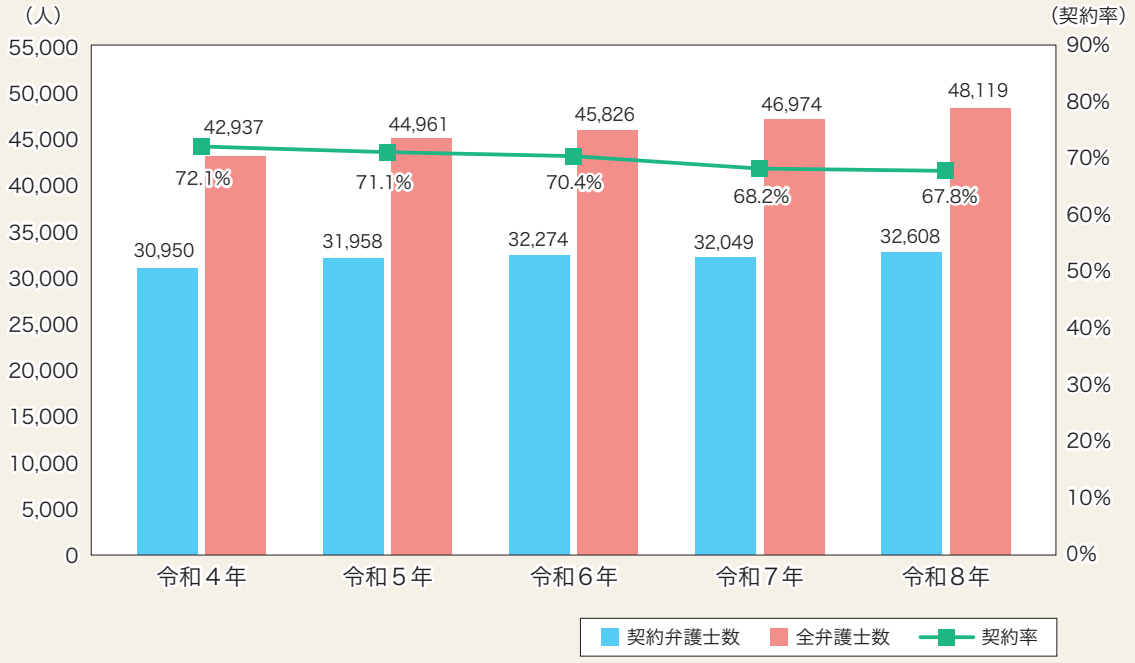
平成18年10月以降、裁判所等は、法テラスとの間で国選弁護人の事務を取り扱うことについて契約を締結している弁護士（以下、このような契約を「国選弁護人契約」といい、このような事務を取り扱う弁護士を「国選弁護人契約弁護士」という。）の中から国選弁護人を選任している。国選弁護人契約には、取り扱う事件に対応して支給すべき報酬及び費用が定められる契約（一般国選弁護人契約）と、法テラスに勤務して給与の支払を受ける契約（勤務契約）の２種類があり、前者の契約を締結する弁護士が一般国選弁護人契約弁護士、後者の契約を締結する弁護士が勤務弁護士（常勤弁護士）である。このうち一般国選弁護人契約は、報酬及び費用が事件ごとに定められる普通国選弁護人契約と、報酬及び費用がその取り扱う複数の事件について一括して定められる一括国選弁護人契約の２種類に区分される。一括国選弁護人契約は、複数の即決被告事件について、同一の弁護士を国選弁護人として選任することを想定した契約形態である。

イ　契約の方式

法テラスは、弁護士と一般国選弁護人契約を締結するときは、国選弁護人の事務に関する契約約款（平成18年５月25日法務大臣認可。その後複数回変更があり、令和８年３月25日法務大臣認可版が現在の最新版。以下「国選弁護人契約約款」という。）によらなければならない。国選弁護人契約約款は、国選弁護に関する事務の取扱いについて締結する契約の内容を規定したものであり、国選弁護人の契約の締結に関する事項、国選弁護人の候補者の指名通知に関する事項、報酬及び費用の算定基準と、その支払に関する事項並びに契約解除その他契約に違反した場合の措置に関する事項が定められている。

国選弁護人契約弁護士の数は、各弁護士会の協力を得て増加し、令和８年４月１日時点で32,608名となっており、これは全国の弁護士数の約67.8%に当たる。

資料 3-6　国選弁護人契約弁護士数・契約率の推移



（注１）いずれも４月１日現在
（注２）契約弁護士数には、常勤弁護士を含む。

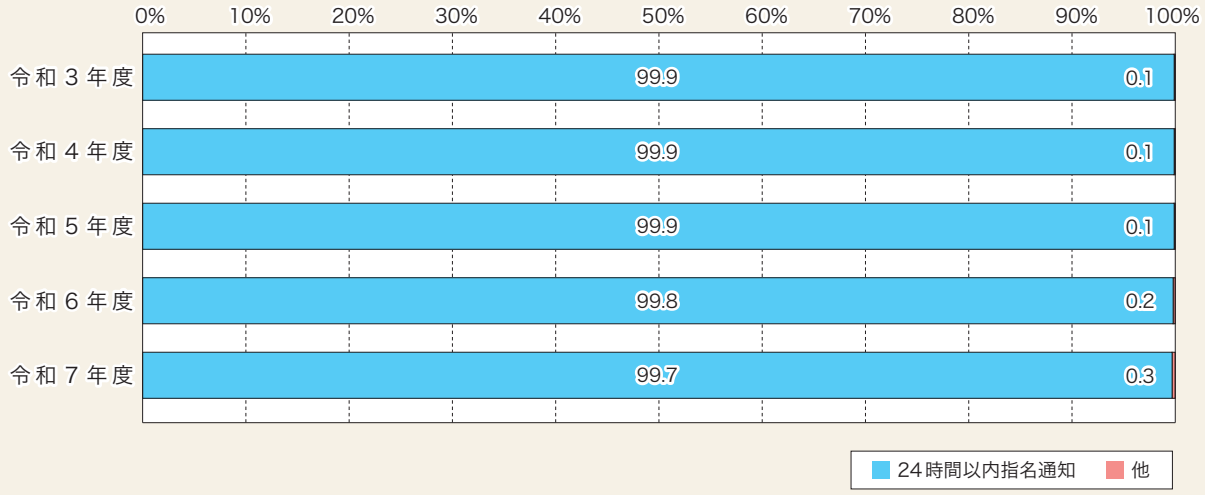
（４）国選弁護人候補の指名通知

法テラスの地方事務所は、指名通知業務を迅速かつ確実に行うため、個別の事件において裁判所等から国選弁護人候補者の指名通知請求を受けたときは、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士の中から、国選弁護人の候補者を指名し、裁判所等に通知するための体制を整備することとされている。このような体制整備の中で、最も重要なものが指名通知を行うために用いる名簿の整備である。法テラスは、全ての地方事務所において、対応する弁護士会の協力を得て、地域の実情に応じ、被疑者国選弁護事件用名簿、被告人国選弁護事件用名簿等の名簿を調製している。

「遅滞のない指名通知」とは、各地方事務所において、裁判所との協議により、被疑者国選弁護事件については原則として数時間以内、遅くとも24時間以内、被告人国選弁護事件については原則として24時間以内、遅くとも48時間以内に指名通知を行う運用をいう。なお、被疑者国選弁護事件については、土・日・祝日においても指名通知業務を行っている。

裁判所等から指名通知の請求があった被疑者国選弁護事件のうち、24時間以内に指名通知した割合は、平成22年以降、常に99.0%以上の高い割合を維持しており、令和７年度においても、99.7%と極めて高い割合となっている。

資料 3-7　被疑者国選弁護事件のうち24時間以内に指名通知をした割合

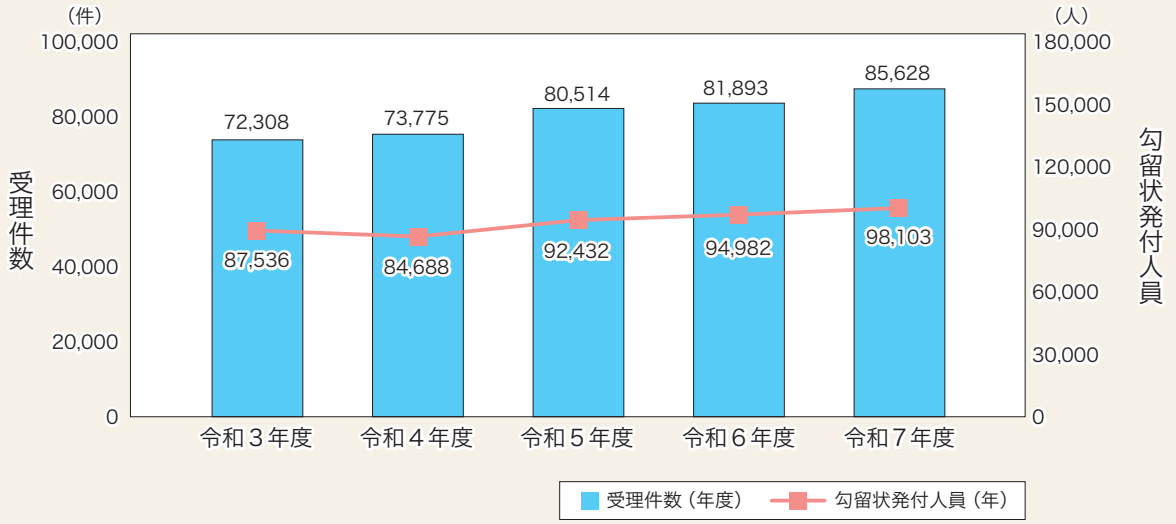


一般国選弁護人契約弁護士について指名通知業務を行う場合は、指名通知用名簿に基づき、あらかじめ定められた手順に従って指名の打診を行い、弁護士の承諾を確認した上で、国選弁護人候補者として指名し、裁判所等に通知する。この場合、指名打診を受けた一般国選弁護人契約弁護士は、指名打診を承諾するように努めなければならないこととされている。

令和７年４月から令和８年３月までの裁判所等からの指名通知請求件数（受理件数）は、被疑者国選弁護事件は85,628件、被告人国選弁護事件は51,983件（合計137,611件）であった。１か月当たりの平均件数は、被疑者国選弁護事件は約7,136件、被告人国選弁護事件は約4,332件（合計約11,468件）であり、前年度における１か月当たりの平均件数から被疑者国選弁護事件は約312件、被告人国選弁護事件は約110件増加した。

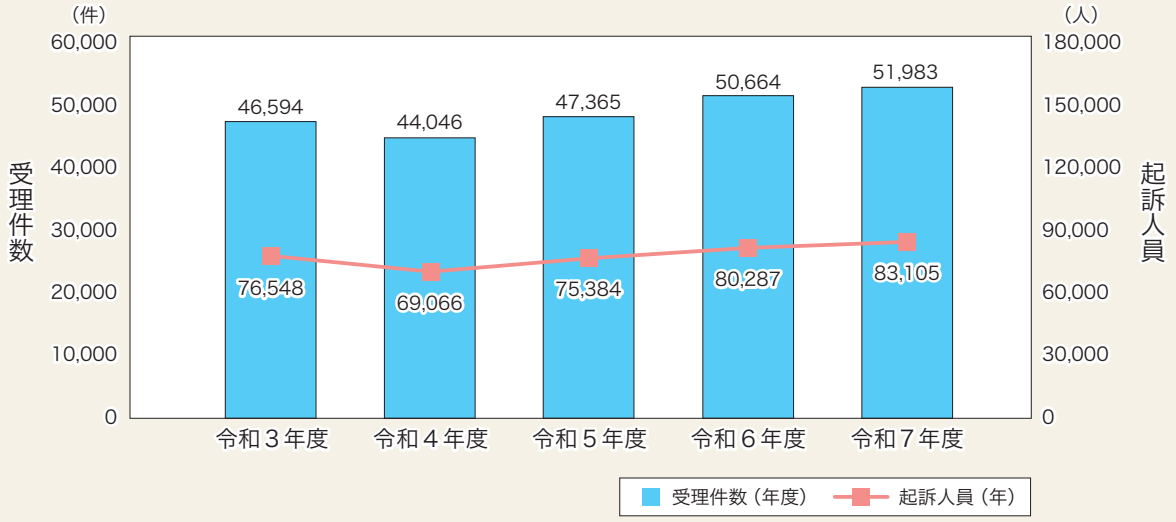
被疑者国選弁護事件については令和元年を境に緩やかな減少傾向が続いていたが、令和４年度に増加に転じ、令和７年度も前年度より約4.6%の増加となった。被告人国選弁護事件については、平成21年度以降緩やかな減少傾向が続いていたが、令和５年度に増加に転じ、令和７年度は前年度より約2.6%増加した。

資料 3-8　被疑者国選弁護事件受理件数の推移



（注）勾留状発付人員は、各年の司法統計年報の「請求により勾留状が発付された人員」（全簡裁・全地裁）による。

資料 3-9　被告人国選弁護事件受理件数の推移



（注１）起訴人員は、各年の検察統計年報による（略式起訴人員を除く）。
（注２）令和６年度版までの法テラス白書においては、起訴人員について略式起訴人員を含んだ数値を記載していたが、本年度版より略式起訴人員を除いた数値の記載へと変更した。

（5）国選弁護人に対する報酬及び費用の算定

ア　概要

国選弁護人に対して支給する報酬及び費用は、従前は裁判所が金額を決定し支給していたが、平成18年10月の法テラスの業務開始以降は、法テラスが金額を算定し、これを支給する仕組みとなった。

国選弁護人に支払う報酬及び費用は、国選弁護人契約約款で定める「報酬及び費用の算定基準」（以下「算定基準」という。）に基づき算定される。算定基準は、法テラスの恣意が入らないように、あらかじめ定められた客観的な指標を基に、類型的・画一的に算定する方針に基づいて設計されている。具体的には、①労力に見合った報酬を基本とした上で（労力基準）、②一定の成果に対しては別途報酬（成功報酬）の加算を行う（成果基準）、③費用は報酬と別立てで考える、の３点を軸に組み立てられている。

まず、被疑者国選弁護事件については、①労力基準として、接見が弁護活動の中心であることから、接見の回数を基本的な指標として、弁護活動全体の労力を評価することにしている。具体的には、４日に１回の接見を基準接見回数と定め、接見回数に応じた基礎報酬を算定し、接見回数が基準接見回数を超えた場合には、多数回接見加算報酬を算定している。また、これとは別に、遠距離の移動を要した場合など、基準接見回数だけでは評価しきれない一定類型の活動については、別立てで労力を評価する指標を設定している。②成果基準として、勾留取消や示談といった特別の成果があった場合には、一定の加算がされる。③費用としては、遠距離接見等交通費、出張旅費・日当、宿泊料、通訳人費用、訴訟準備費用が支給される。

資料 3-10　**被疑者国選弁護事件の基礎報酬及び多数回接見加算報酬**

基礎報酬	基準接見回数に満たない接見回数の場合　20,000円×接見回数 基準接見回数以上の接見をした場合　20,000円×（基準接見回数－１）＋26,400円	
多数回接見加算報酬	基準１回超	＋10,000円
	基準２回超	＋16,000円
	基準３回超から９回超まで	上記16,000円に加え３回目以降１回につき＋4,000円
	基準10回超以上	基準９回超までの多数回接見加算の合計額44,000円に加え、基準10回超以降１回につき＋3,000円（上限あり）

次に、第一審の被告人国選弁護事件については、①労力基準として、公判期日における活動が弁護活動の中心であることから、期日の回数と立会時間を基本的な指標として、弁護活動全体の労力を評価することにしている。もっとも、同じ公判回数で終了した事件であっても、対象事件の種別（即決事件、簡裁事件、地裁単独事件、地裁通常合議事件、地裁重大合議事件、裁判員裁判事件）によって事件に要する労力は、相当に異なっていると考えられる。そこで、対象事件の種別や公判前整理手続に付されたか否かなど、事案の軽重・複雑さを示す指標を基に類型分けをし、報酬を設定している。また、これとは別に、遠距離の移動を要したときなど、期日の回数と立会時間だけでは評価しきれない一定類型の活動については、別立てで労力を評価する指標を設定している。②成果基準として、無罪や公訴事実に比べて法定刑が軽い罪の事実が認定（縮小認定）されたときや、示談といった特別の

成果があったとき、一定の報酬が加算される。③費用としては、記録謄写費用、遠距離接見等交通費、出張旅費・日当、宿泊料、通訳人費用、訴訟準備費用が支給される。

なお、控訴審、上告審の被告人国選弁護事件についても、第一審の被告事件に準拠して、それぞれの報酬及び費用が定められている。

資料 3-11 被告人国選弁護事件（裁判員裁判事件以外）の基礎報酬

裁判所	公判前整理手続なし	公判前整理手続あり
簡裁	66,000円	70,000円
地裁単独	77,000円	80,000円
地裁通常合議	88,000円	90,000円
地裁重大合議	99,000円	100,000円

資料 3-12 裁判員裁判事件の基礎報酬

	弁護人２名以上	弁護人１名
公判前整理手続１～４回	（裁判官１裁判員４）170,000円 （裁判官３裁判員６）190,000円	170,000円 240,000円
公判前整理手続５～７回 （かつ公判３日以上）	240,000円	300,000円
公判前整理手続８～10回 （かつ公判３日以上）	300,000円	380,000円
公判前整理手続11回以上 （かつ公判４日以上）	400,000円	500,000円

資料 3-13 被告人国選弁護事件の公判加算報酬

	公判時間	公判１回目	公判２回目以降
例：地裁単独	～45分未満	0円	5,800円
	45分～1.5時間未満	5,800円	8,200円
	1.5時間～2.5時間未満	8,200円	13,600円
	2.5時間～3.5時間未満	13,600円	20,500円
	3.5時間～4.5時間未満	20,500円	29,100円
	4.5時間～5.5時間未満	29,100円	40,600円
	5.5時間～	40,600円	47,400円

イ　報酬算定の手続

国選弁護人は、事件終了から14日以内に、法テラスの地方事務所に対し、報告書を提出して報酬及び費用を請求する。法テラスは、請求から7日以内に、国選弁護人から提出された報告書に基づき、支給すべき報酬及び費用を算定し、当該弁護士に対してその金額及び内訳を通知する。

報酬及び費用の金額並びに内訳の通知を受けた弁護士は、7日以内に、法テラスに対し、報酬及び費用の算定に対する不服申立てをすることができる。不服申立てを受けた法テラスは、再度算定を行い、7日以内にその結果を当該弁護士に通知する。国選弁護人に支給すべき報酬及び費用は、不服申立てがあった場合は再算定を経たときに、不服申立てがない場合は不服申立期間が経過したときに、その金額が確定する。報酬及び費用の算定に対する令和7年4月から令和8年3月までの不服申立件数は、合計234件、1か月当たり約20件であり、前年度における1か月当たり平均件数約20件と同水準であった。

（6）国選算定基準の改正

算定基準を改正するためには、総合法律支援法に基づき、法務大臣と財務大臣との協議、法務大臣から最高裁判所及び日本司法支援センター評価委員会への求意見といくつもの手続を経た上で、最終的に法務大臣の認可を受けなければならず、とりわけ厳しい近時の財政的制約の下では、改正の実現は容易ではない。しかし、法テラスでは、国選弁護人契約弁護士からの不服申立てを受け止め、必要に応じて算定基準改正のための手続をとってきた。次に掲げるものは、不服申立て等が国選弁護算定基準の改正に結実したもののうちの主なものである。

① 平成19年4月1日の改正では、示談に関し、全損害について示談が成立しないと報酬算定の対象とならなかった扱いから、被害弁償を段階的に区分して特別成果加算が支給されるようになった。また、加算報酬が支払われる遠距離移動の対象活動が広がり、遠距離交通費が実費支給になった。

② 平成19年11月1日の改正では、否認事件等に関し、200枚超からしか謄写費用が支給されなかったものが、1枚目から支給されるようになった。また、無罪や縮小認定等が新たに特別成果加算の支給対象になった。

③ 平成20年9月1日の改正では、それまで全く手をつけられていなかった基礎報酬及び公判加算報酬の見直しと増額を行った。また、第1回公判期日から立会時間に応じた公判加算を行うことになった。

④ 平成22年4月1日の改正では、記録謄写費用の単価を20円から40円（を上限とする実費）に増額した。

⑤ 平成23年4月1日の改正では、第1回公判期日前の証人尋問等期日に出頭した場合の報酬が支給されるようになった。また、行政機関が発行する証明書（住民票や戸籍謄本等）の発行手数料についても、訴訟準備費用の支給対象になった。

⑥ 平成30年4月1日の改正では、勾留期間延長決定に対する準抗告の申立てにより、原決定の取消し、勾留延長請求の却下及び被疑者の釈放があった場合も、新たに支給対象になった。また、上訴国選弁護人が上訴取下げにより国選弁護人の選任の効力が失われたことを知るまでの間に行った活動費用（交通費等）なども支給対象となった。

⑦ 令和6年4月1日の改正では、合計16に及ぶ項目（国選弁護人契約約款だけでなく、後記3-3の国選付添人契約約款に関するものも含む。）が変更された。例えば、両契約約款に関し、示談等加算報酬について、成果をあげた被害者数に応じて加算をした金額を支給する方式に変更されたほか、上訴審・抗告審の基礎報酬について、事件類型に応じて加算する方式に変更された。また、国選弁護人契約約款に関し、縮小認定により特別成果加算報酬が支給される類型として、法定刑が死刑又は無期拘禁刑のみの罪からそれ以外の罪への縮小認定の場合が追加され、国選付添人契約約款に関し、一部非行事実なしを理由に当該事実につき不処分決定があったときも特別成果加算報酬の支給対象となった。

（注）上記①～⑦の日付は、いずれも施行日

3－3　国選付添関連業務

（1）業務の概要

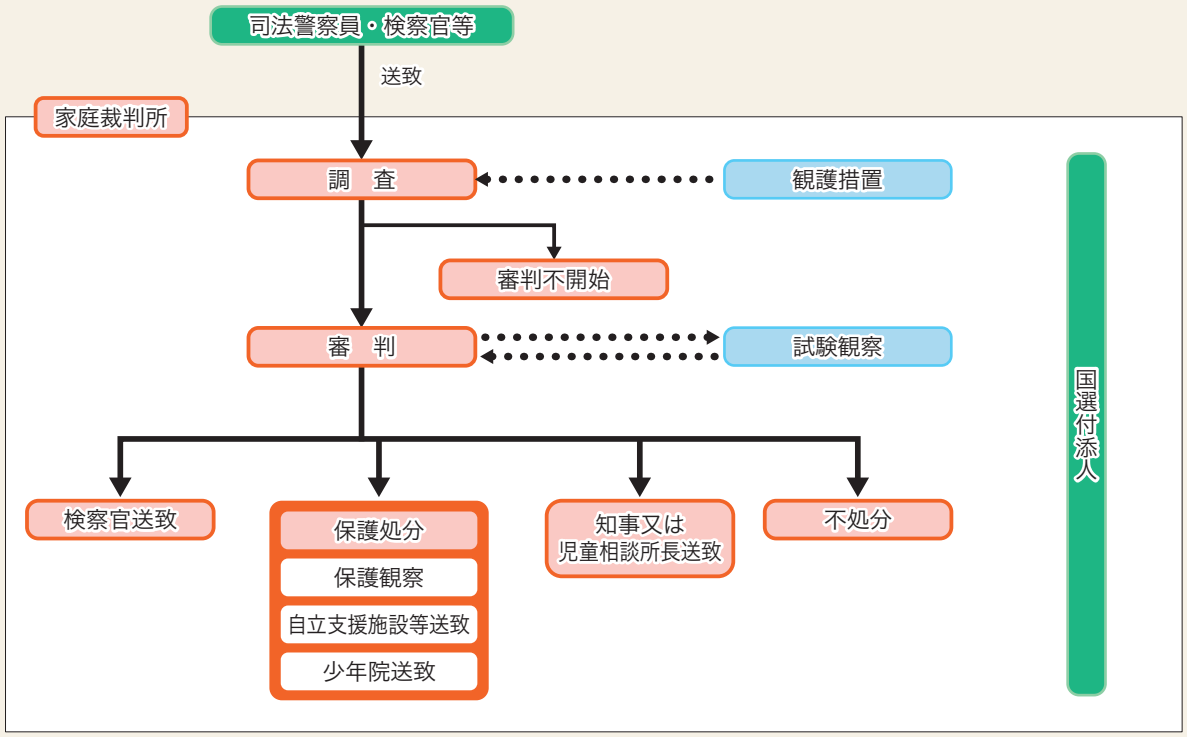
法テラスは、平成19年11月から、少年審判事件における国選付添人の選任等に関する業務として、①国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、②国選付添人候補者の指名及び裁判所への通知、③国選付添人に対する報酬及び費用の算定や支払等の業務を行っている（資料3-1）。

この業務を始めたときには、国選付添人の選任対象となる事件類型は、「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪、死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪」に係る事件に限られていた。そして、これらの罪に係る事件について、裁判所が検察官関与決定をしたときは、国選付添人を付さなければならないとされ、また、少年を少年鑑別所に収容する決定（観護措置）がされたときは、裁判所の裁量で国選付添人を付することができるとされていた。

その後、平成20年12月に改正少年法が施行され、裁判所は、「故意の犯罪行為により被害者を死傷させた罪、刑法第211条（業務上過失致死傷等）の罪」において、被害者等による少年審判の傍聴を許すことができることとなった（なお、平成25年改正により、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第4条、第5条又は第6条第3項若しくは第4項の罪」が追加された。）が、傍聴を許すにはあらかじめ弁護士である付添人の意見を聴かなければならず、このような付添人がいないときは、弁護士である付添人を付さなければならないこととなり、国選付添人の選任対象となる事件の範囲が拡大した。

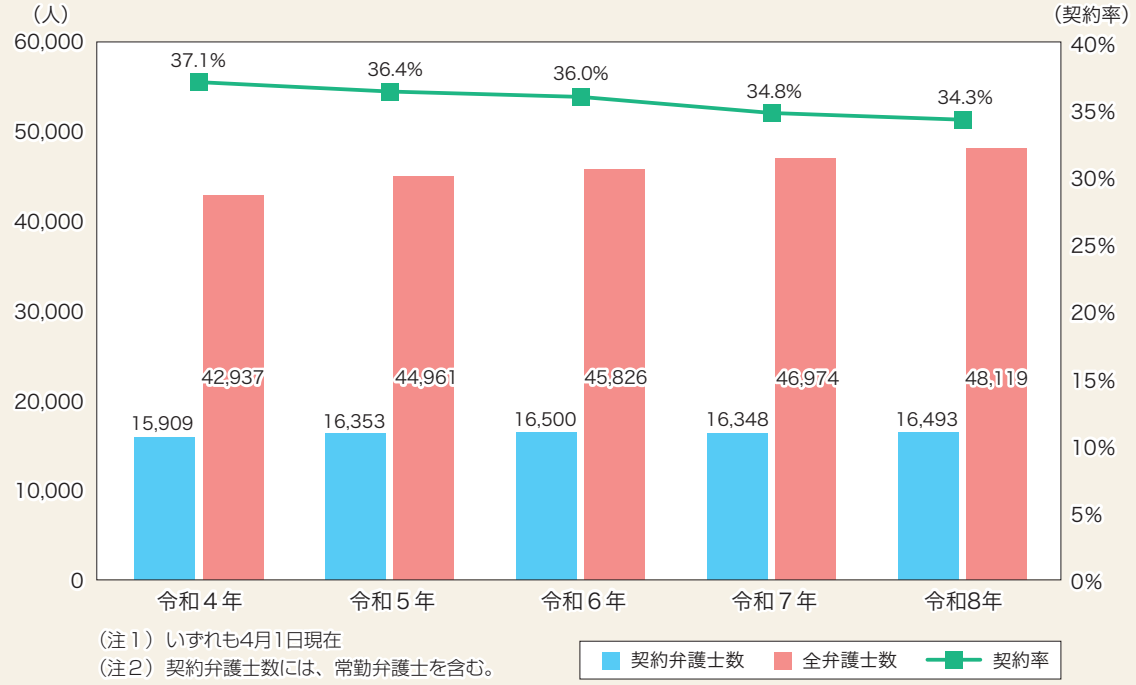
さらに、平成26年6月施行の改正少年法により、検察官関与を定めた同法22条の2第1項の罪が「死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪」と改正されたことにより、国選付添人の選任対象となる事件の範囲が更に拡大することとなった。

資料 3-14　少年事件の流れと国選付添制度



国選付添人契約弁護士の人数は、業務開始時の平成19年11月時点で654名であったが、その後は、各弁護士会の協力により、令和8年4月1日時点で16,493名に増加した。

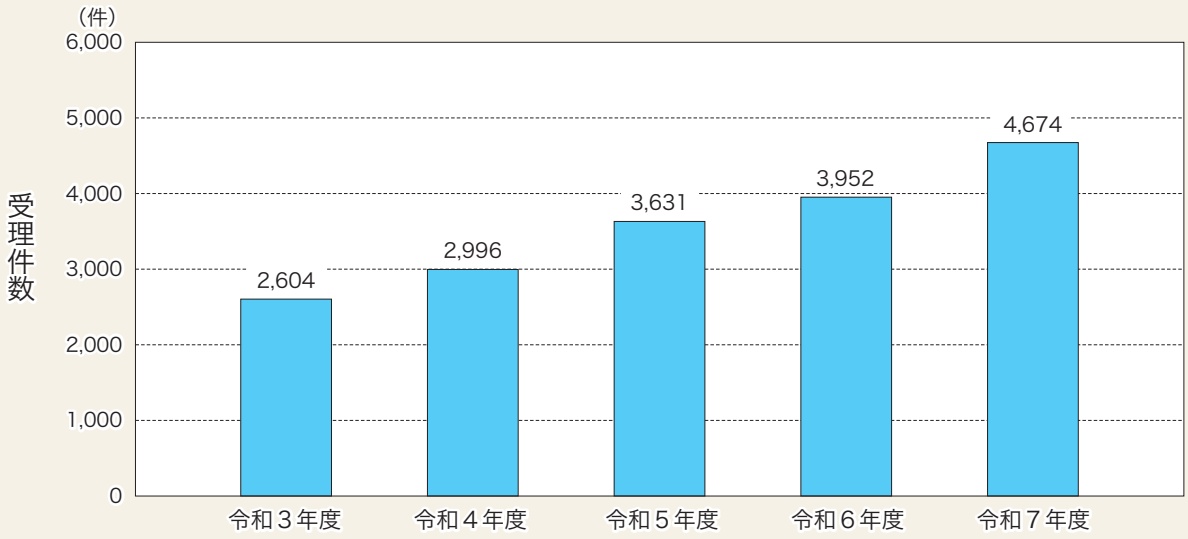
資料 3-15 国選付添人契約弁護士数・契約率の推移



（注１）いずれも4月1日現在
（注２）契約弁護士数には、常勤弁護士を含む。

令和7年4月から令和8年3月までの国選付添事件の裁判所等からの指名通知請求件数（受理件数）は合計4,674件である。受理件数は令和4年度以降増加傾向にあり、令和7年度も前年度より18.3%増加した。在宅事件を除く国選付添人の選任率は、終局総人員中10%、観護措置人員中74.4%、付添人選任数中75.8%である。

資料 3-16 国選付添事件受理件数の推移



資料 3-17　少年保護事件のうち国選付添人が付された割合

	終局総人員 ①	うち観護措置あり ②	うち付添人あり ③	うち国選付添人あり ④	終局総人員中の選任率 ④／①	観護措置人員中の選任率 ④／②	付添人選任数中の選任率 ④／③
令和7年	43,294	5,834	5,728	4,342	10.0%	74.4%	75.8%

（注1）①②は、令和7年司法統計年報を基に作成。③④は、最高裁判所の提供値によるもの
（注2）国選付添人選任数は、法テラスの国選付添事件受理件数とは異なる。

（2）国選付添人に対する報酬及び費用の算定

国選付添人に対して支給する報酬及び費用は、国選弁護人契約約款における算定基準と同様の考え方の下に設計されており、国選付添事件については、①労力基準として、審判期日における活動が付添活動の中心であることから、期日の回数と立会時間を基本的な指標として、付添活動全体の労力を評価することにしている。前記（1）のとおり、国選付添人が付される事件は、手続の類型（検察官が関与しない単独事件、検察官が関与しない合議事件、検察官が関与する事件）に応じて算定基準を設計している。また、これとは別に、遠距離の移動を要したときなど、期日の回数と立会時間だけでは評価しきれない一定類型の活動については、別立てで労力を評価する指標を設けている。②成果基準として、非行事実が認められないことを理由に保護処分に付さない旨の決定があったときや、示談といった特別の成果があったとき、一定の報酬が加算される。③費用としては、記録謄写費用、遠距離面会等交通費、出張旅費・日当、宿泊料、通訳人費用、審判準備費用が支給される。

なお、抗告審、再抗告審の国選付添事件についても、国選弁護人に準拠して、それぞれの報酬及び費用が定められている。

資料 3-18 国選付添人の基礎報酬

類型	金額
単独事件（検察官不関与）	90,000円
合議事件（検察官不関与）	90,000円
検察官関与事件	100,000円

資料 3-19 実質審理期日に対する加算報酬

	審理時間	審理１回目	審理２回目以降
例：単独（検察官不関与）	～45分未満	0円	6,400円
	45分～1.5時間未満	6,400円	9,600円
	1.5時間～2.5時間未満	9,600円	16,800円
	2.5時間～3.5時間未満	16,800円	25,900円
	3.5時間～4.5時間未満	25,900円	37,200円
	4.5時間～5.5時間未満	37,200円	52,000円
	5.5時間～	52,000円	61,100円

付表 3-1 国選弁護人契約弁護士数・契約率の推移（地方事務所別）

（人）

地方事務所	令和4年4月1日現在			令和5年4月1日現在			令和6年4月1日現在			令和7年4月1日現在			令和8年4月1日現在		
	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率
札　幌	617	821	75.2%	656	859	76.4%	668	863	77.4%	664	878	75.6%	687	893	76.9%
函　館	49	53	92.5%	51	55	92.7%	50	54	92.6%	48	53	90.6%	49	54	90.7%
旭　川	71	79	89.9%	72	79	91.1%	68	78	87.2%	66	78	84.6%	69	80	86.3%
釧　路	76	83	91.6%	78	84	92.9%	78	84	92.9%	77	81	95.1%	75	81	92.6%
青　森	98	109	89.9%	101	112	90.2%	101	111	91.0%	100	110	90.9%	96	108	88.9%
岩　手	96	101	95.0%	98	104	94.2%	104	111	93.7%	101	111	91.0%	96	112	85.7%
宮　城	420	479	87.7%	433	494	87.7%	435	496	87.7%	433	494	87.7%	431	496	86.9%
秋　田	63	75	84.0%	64	76	84.2%	64	78	82.1%	66	78	84.6%	64	77	83.1%
山　形	96	103	93.2%	95	104	91.3%	93	104	89.4%	92	102	90.2%	92	101	91.1%
福　島	172	192	89.6%	178	198	89.9%	175	192	91.1%	171	192	89.1%	172	193	89.1%
茨　城	267	293	91.1%	262	299	87.6%	274	308	89.0%	270	304	88.8%	264	304	86.8%
栃　木	188	229	82.1%	192	232	82.8%	194	234	82.9%	187	233	80.3%	188	236	79.7%
群　馬	274	312	87.8%	287	325	88.3%	285	324	88.0%	282	327	86.2%	281	330	85.2%
埼　玉	760	918	82.8%	786	957	82.1%	806	980	82.2%	797	1,003	79.5%	814	1,010	80.6%
千　葉	727	831	87.5%	760	867	87.7%	775	876	88.5%	767	910	84.3%	796	937	85.0%
東　京	13,385	20,806	64.3%	13,936	22,119	63.0%	14,131	22,708	62.2%	14,150	23,564	60.0%	14,567	24,388	59.7%
神奈川	1,528	1,723	88.7%	1,579	1,779	88.8%	1,592	1,784	89.2%	1,573	1,803	87.2%	1,621	1,850	87.6%
新　潟	254	284	89.4%	258	287	89.9%	260	292	89.0%	259	294	88.1%	256	291	88.0%
富　山	109	125	87.2%	115	130	88.5%	117	132	88.6%	107	128	83.6%	111	129	86.0%
石　川	169	184	91.8%	175	189	92.6%	171	186	91.9%	171	189	90.5%	171	190	90.0%
福　井	110	121	90.9%	109	119	91.6%	109	120	90.8%	109	122	89.3%	108	119	90.8%
山　梨	120	125	96.0%	121	129	93.8%	121	127	95.3%	119	125	95.2%	114	123	92.7%
長　野	236	260	90.8%	243	265	91.7%	242	270	89.6%	244	275	88.7%	245	275	89.1%
岐　阜	174	213	81.7%	176	217	81.1%	181	218	83.0%	177	217	81.6%	177	217	81.6%
静　岡	445	520	85.6%	456	532	85.7%	465	543	85.6%	464	545	85.1%	465	537	86.6%
愛　知	1,702	2,039	83.5%	1,743	2,099	83.0%	1,767	2,140	82.6%	1,749	2,181	80.2%	1,782	2,222	80.2%
三　重	163	192	84.9%	163	193	84.5%	167	200	83.5%	161	204	78.9%	160	201	79.6%
滋　賀	110	163	67.5%	113	166	68.1%	109	171	63.7%	107	175	61.1%	105	180	58.3%
京　都	645	818	78.9%	672	852	78.9%	686	879	78.0%	678	904	75.0%	686	896	76.6%
大　阪	3,087	4,755	64.9%	3,091	4,928	62.7%	3,072	5,007	61.4%	3,010	5,105	59.0%	3,005	5,252	57.2%
兵　庫	770	983	78.3%	800	1,028	77.8%	811	1,044	77.7%	802	1,057	75.9%	821	1,064	77.2%
奈　良	164	180	91.1%	170	191	89.0%	173	200	86.5%	174	198	87.9%	173	200	86.5%
和歌山	125	144	86.8%	128	150	85.3%	126	149	84.6%	125	147	85.0%	123	148	83.1%
鳥　取	66	70	94.3%	69	72	95.8%	71	74	95.9%	71	75	94.7%	71	76	93.4%
島　根	74	82	90.2%	72	80	90.0%	69	79	87.3%	70	80	87.5%	72	81	88.9%
岡　山	336	402	83.6%	345	412	83.7%	341	402	84.8%	334	396	84.3%	339	399	85.0%
広　島	414	609	68.0%	436	629	69.3%	438	631	69.4%	427	626	68.2%	429	637	67.3%
山　口	151	177	85.3%	151	179	84.4%	154	186	82.8%	152	185	82.2%	149	182	81.9%
徳　島	76	85	89.4%	75	88	85.2%	79	92	85.9%	80	95	84.2%	82	95	86.3%
香　川	133	185	71.9%	140	195	71.8%	141	196	71.9%	139	197	70.6%	141	195	72.3%
愛　媛	120	159	75.5%	116	161	72.0%	115	160	71.9%	111	159	69.8%	108	168	64.3%
高　知	88	94	93.6%	90	97	92.8%	88	92	95.7%	87	93	93.5%	81	90	90.0%
福　岡	1,078	1,410	76.5%	1,132	1,459	77.6%	1,142	1,481	77.1%	1,120	1,496	74.9%	1,136	1,513	75.1%
佐　賀	94	104	90.4%	97	105	92.4%	102	110	92.7%	100	112	89.3%	102	113	90.3%
長　崎	146	158	92.4%	149	157	94.9%	146	157	93.0%	139	156	89.1%	115	153	75.2%
熊　本	229	281	81.5%	231	283	81.6%	232	286	81.1%	230	291	79.0%	235	293	80.2%
大　分	145	165	87.9%	147	165	89.1%	146	163	89.6%	144	161	89.4%	141	161	87.6%
宮　崎	120	143	83.9%	120	144	83.3%	119	144	82.6%	118	143	82.5%	116	139	83.5%
鹿児島	203	219	92.7%	210	229	91.7%	205	225	91.1%	210	231	90.9%	208	232	89.7%
沖　縄	207	281	73.7%	217	288	75.3%	216	285	75.8%	217	291	74.6%	219	298	73.5%
合　計	30,950	42,937	72.1%	31,958	44,961	71.1%	32,274	45,826	70.4%	32,049	46,974	68.2%	32,608	48,119	67.8%

（注）契約弁護士数には、常勤弁護士を含む。

付表 3-2　国選弁護事件受理件数の推移（地方事務所・支部別）

（件）

地方事務所	令和3年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和7年度	
	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人
札　幌	1,365	996	1,565	971	1,695	1,084	1,842	1,211	2,131	1,092
函　館	256	163	187	102	248	126	200	134	247	132
旭　川	268	173	271	138	306	175	290	155	312	169
釧　路	382	193	342	181	383	188	382	219	522	264
青　森	461	297	419	279	485	306	531	315	583	336
岩　手	430	258	406	241	535	296	498	258	512	254
宮　城	1,313	826	1,400	816	1,485	872	1,502	872	1,460	841
秋　田	210	216	238	172	208	161	239	191	212	183
山　形	303	211	255	175	292	188	300	182	373	241
福　島	719	509	807	501	825	584	805	664	940	695
茨　城	1,690	1,011	1,770	959	1,908	1,048	2,177	1,219	2,054	1,174
栃　木	1,221	971	1,196	925	1,345	940	1,364	931	1,243	856
群　馬	1,444	569	1,552	605	1,787	874	1,870	972	1,754	883
埼　玉	4,077	1,754	4,049	1,554	4,635	1,840	4,912	2,037	5,317	2,103
川　越	872	285	824	319	953	307	1,083	356	1,148	412
千　葉	2,946	1,928	3,186	1,743	3,673	1,876	3,644	1,928	3,954	2,088
松　戸	825	478	855	421	867	402	878	349	784	431
東　京	9,005	7,198	9,196	6,876	9,734	7,113	9,955	8,391	9,810	8,449
多　摩	2,394	974	2,509	990	2,601	968	2,692	972	2,802	1,071
神奈川	2,488	1,426	2,579	1,507	2,751	1,402	2,848	1,627	3,163	1,645
川　崎	632	402	572	285	585	318	514	291	683	312
小田原	515	325	489	298	437	360	453	312	617	335
新　潟	864	625	933	578	1,110	614	971	608	1,054	675
富　山	429	284	448	259	506	303	458	320	501	349
石　川	585	373	525	309	573	345	633	382	587	423
福　井	417	225	367	203	407	267	517	293	495	297
山　梨	535	412	470	362	457	376	464	504	446	473
長　野	584	451	590	431	623	442	590	482	600	534
岐　阜	979	643	1,032	512	954	493	1,015	550	1,128	651
静　岡	682	347	706	301	771	331	912	389	861	332
浜　松	810	291	743	252	851	342	790	343	758	394
沼　津	769	377	770	345	947	407	938	352	1,001	416
愛　知	4,117	2,186	4,247	2,050	4,552	2,303	4,547	2,384	4,453	2,390
三　河	1,442	707	1,467	692	1,426	740	1,406	631	1,364	635
三　重	905	726	808	643	969	561	1,021	600	1,055	689
滋　賀	762	483	859	550	833	502	903	598	887	538
京　都	1,371	987	1,364	828	1,559	941	1,431	975	1,585	969
大　阪	4,902	4,242	5,225	4,213	6,017	4,887	6,174	4,792	6,156	4,515
兵　庫	1,882	1,033	2,024	982	2,427	990	2,224	1,041	2,619	1,158
姫　路	926	537	1,048	535	1,086	439	1,141	496	1,130	600
阪　神	968	520	1,057	484	998	428	1,180	491	1,365	526
奈　良	676	488	737	447	845	626	823	541	789	520
和歌山	493	362	551	390	598	420	601	448	564	442
鳥　取	309	203	291	154	329	228	257	155	336	189
島　根	359	284	367	292	341	245	329	227	328	237
岡　山	1,105	838	1,162	817	1,173	828	1,184	893	1,148	934
広　島	1,781	874	1,663	917	1,688	971	1,806	1,242	1,905	1,196
山　口	588	447	580	410	699	471	599	436	636	476
徳　島	231	196	203	162	198	187	200	213	251	223
香　川	580	578	580	584	660	604	630	693	766	830
愛　媛	419	476	383	381	355	436	434	463	504	506
高　知	482	341	484	328	429	318	457	393	525	433
福　岡	2,425	1,648	2,212	1,493	2,629	1,610	2,703	1,638	3,015	1,836
北九州	961	601	933	522	848	525	857	555	931	546
佐　賀	361	233	309	206	429	222	497	244	499	294
長　崎	459	329	409	299	464	354	482	378	640	437
熊　本	647	492	697	483	775	597	868	596	841	430
大　分	420	263	407	264	379	248	382	305	513	361
宮　崎	521	364	531	354	678	321	540	326	592	390
鹿児島	476	312	517	327	649	368	626	417	733	436
沖　縄	1,270	653	1,409	629	1,544	647	1,324	684	1,446	737
合　計	72,308	46,594	73,775	44,046	80,514	47,365	81,893	50,664	85,628	51,983

付表 3-3 国選付添人契約弁護士数・契約率の推移（地方事務所別）

（人）

地方事務所	令和4年4月1日現在			令和5年4月1日現在			令和6年4月1日現在			令和7年4月1日現在			令和8年4月1日現在		
	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率
札　幌	585	821	71.3%	619	859	72.1%	629	863	72.9%	630	878	71.8%	648	893	72.6%
函　館	47	53	88.7%	49	55	89.1%	50	54	92.6%	48	53	90.6%	48	54	88.9%
旭　川	66	79	83.5%	67	79	84.8%	63	78	80.8%	61	78	78.2%	63	80	78.8%
釧　路	68	83	81.9%	71	84	84.5%	71	84	84.5%	70	81	86.4%	68	81	84.0%
青　森	83	109	76.1%	86	112	76.8%	86	111	77.5%	86	110	78.2%	84	108	77.8%
岩　手	76	101	75.2%	79	104	76.0%	82	111	73.9%	83	111	74.8%	81	112	72.3%
宮　城	342	479	71.4%	358	494	72.5%	361	496	72.8%	363	494	73.5%	361	496	72.8%
秋　田	56	75	74.7%	56	76	73.7%	56	78	71.8%	57	78	73.1%	56	77	72.7%
山　形	86	103	83.5%	88	104	84.6%	85	104	81.7%	84	102	82.4%	83	101	82.2%
福　島	148	192	77.1%	152	198	76.8%	150	192	78.1%	147	192	76.6%	144	193	74.6%
茨　城	215	293	73.4%	217	299	72.6%	225	308	73.1%	223	304	73.4%	220	304	72.4%
栃　木	144	229	62.9%	144	232	62.1%	148	234	63.2%	144	233	61.8%	142	236	60.2%
群　馬	218	312	69.9%	229	325	70.5%	229	324	70.7%	228	327	69.7%	230	330	69.7%
埼　玉	529	918	57.6%	557	957	58.2%	574	980	58.6%	569	1,003	56.7%	583	1,010	57.7%
千　葉	539	831	64.9%	568	867	65.5%	577	876	65.9%	566	910	62.2%	588	937	62.8%
東　京	3,179	20,806	15.3%	3,218	22,119	14.5%	3,269	22,708	14.4%	3,273	23,564	13.9%	3,303	24,388	13.5%
神奈川	1,071	1,723	62.2%	1,102	1,779	61.9%	1,097	1,784	61.5%	1,088	1,803	60.3%	1,121	1,850	60.6%
新　潟	183	284	64.4%	185	287	64.5%	186	292	63.7%	184	294	62.6%	184	291	63.2%
富　山	92	125	73.6%	92	130	70.8%	94	132	71.2%	87	128	68.0%	90	129	69.8%
石　川	133	184	72.3%	134	189	70.9%	131	186	70.4%	132	189	69.8%	133	190	70.0%
福　井	101	121	83.5%	101	119	84.9%	102	120	85.0%	103	122	84.4%	103	119	86.6%
山　梨	98	125	78.4%	98	129	76.0%	97	127	76.4%	96	125	76.8%	93	123	75.6%
長　野	188	260	72.3%	193	265	72.8%	195	270	72.2%	195	275	70.9%	195	275	70.9%
岐　阜	137	213	64.3%	140	217	64.5%	144	218	66.1%	140	217	64.5%	138	217	63.6%
静　岡	359	520	69.0%	371	532	69.7%	377	543	69.4%	374	545	68.6%	376	537	70.0%
愛　知	1,021	2,039	50.1%	1,072	2,099	51.1%	1,101	2,140	51.4%	1,087	2,181	49.8%	1,128	2,222	50.8%
三　重	112	192	58.3%	112	193	58.0%	118	200	59.0%	116	204	56.9%	118	201	58.7%
滋　賀	108	163	66.3%	111	166	66.9%	107	171	62.6%	106	175	60.6%	104	180	57.8%
京　都	417	818	51.0%	431	852	50.6%	443	879	50.4%	442	904	48.9%	446	896	49.8%
大　阪	1,686	4,755	35.5%	1,712	4,928	34.7%	1,703	5,007	34.0%	1,660	5,105	32.5%	1,648	5,252	31.4%
兵　庫	630	983	64.1%	654	1,028	63.6%	669	1,044	64.1%	658	1,057	62.3%	680	1,064	63.9%
奈　良	135	180	75.0%	142	191	74.3%	145	200	72.5%	144	198	72.7%	146	200	73.0%
和歌山	95	144	66.0%	97	150	64.7%	92	149	61.7%	93	147	63.3%	91	148	61.5%
鳥　取	60	70	85.7%	62	72	86.1%	65	74	87.8%	65	75	86.7%	66	76	86.8%
島　根	64	82	78.0%	63	80	78.8%	60	79	75.9%	61	80	76.3%	63	81	77.8%
岡　山	273	402	67.9%	281	412	68.2%	275	402	68.4%	269	396	67.9%	273	399	68.4%
広　島	331	609	54.4%	353	629	56.1%	357	631	56.6%	351	626	56.1%	357	637	56.0%
山　口	132	177	74.6%	133	179	74.3%	137	186	73.7%	134	185	72.4%	132	182	72.5%
徳　島	76	85	89.4%	75	88	85.2%	79	92	85.9%	80	95	84.2%	82	95	86.3%
香　川	104	185	56.2%	110	195	56.4%	113	196	57.7%	113	197	57.4%	116	195	59.5%
愛　媛	92	159	57.9%	89	161	55.3%	89	160	55.6%	86	159	54.1%	80	168	47.6%
高　知	75	94	79.8%	77	97	79.4%	77	92	83.7%	76	93	81.7%	71	90	78.9%
福　岡	811	1,410	57.5%	846	1,459	58.0%	836	1,481	56.4%	823	1,496	55.0%	826	1,513	54.6%
佐　賀	87	104	83.7%	90	105	85.7%	95	110	86.4%	93	112	83.0%	95	113	84.1%
長　崎	137	158	86.7%	141	157	89.8%	139	157	88.5%	131	156	84.0%	110	153	71.9%
熊　本	183	281	65.1%	185	283	65.4%	186	286	65.0%	184	291	63.2%	183	293	62.5%
大　分	112	165	67.9%	114	165	69.1%	113	163	69.3%	112	161	69.6%	110	161	68.3%
宮　崎	112	143	78.3%	110	144	76.4%	109	144	75.7%	106	143	74.1%	104	139	74.8%
鹿児島	151	219	68.9%	152	229	66.4%	149	225	66.2%	155	231	67.1%	156	232	67.2%
沖　縄	162	281	57.7%	167	288	58.0%	165	285	57.9%	172	291	59.1%	173	298	58.1%
合　計	15,909	42,937	37.1%	16,353	44,961	36.4%	16,500	45,826	36.0%	16,348	46,974	34.8%	16,493	48,119	34.3%

（注）契約弁護士数には、常勤弁護士を含む。

付表 3-4　国選付添事件受理件数の推移（地方事務所・支部別）

（件）

地方事務所	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
札　幌	45	59	85	82	91
函　館	10	14	22	13	22
旭　川	3	11	16	14	8
釧　路	8	6	14	29	15
青　森	10	14	15	12	20
岩　手	8	7	15	10	25
宮　城	35	31	42	34	39
秋　田	3	5	9	6	9
山　形	13	9	12	9	7
福　島	17	17	15	25	38
茨　城	58	49	63	95	95
栃　木	25	32	65	58	59
群　馬	31	68	68	81	96
埼　玉	93	137	187	200	240
川　越	43	35	32	73	49
千　葉	101	155	136	163	225
松　戸	26	41	32	34	28
東　京	219	181	213	252	295
多　摩	116	102	142	143	133
神奈川	158	169	212	219	291
川　崎	35	50	42	41	41
小田原	48	49	42	52	64
新　潟	10	21	42	27	37
富　山	11	9	23	19	17
石　川	12	16	22	17	20
福　井	11	15	24	27	13
山　梨	19	24	17	23	23
長　野	17	23	28	34	32
岐　阜	26	35	32	64	59
静　岡	12	18	35	24	25
浜　松	21	38	45	31	25
沼　津	26	21	26	28	47
愛　知	124	178	195	272	284
三　河	58	57	57	86	108
三　重	29	23	40	43	58
滋　賀	33	52	73	65	85
京　都	58	65	87	84	104
大　阪	298	390	475	469	585
兵　庫	72	78	111	132	172
姫　路	55	40	55	34	64
阪　神	46	44	46	48	60
奈　良	11	28	36	42	24
和歌山	32	34	36	29	20
鳥　取	13	13	7	10	15
島　根	4	7	5	5	11
岡　山	44	53	63	48	68
広　島	54	50	88	94	93
山　口	21	15	15	22	69
徳　島	7	7	9	17	14
香　川	26	29	50	35	42
愛　媛	19	26	26	14	28
高　知	22	19	13	11	47
福　岡	79	103	109	115	160
北九州	63	29	52	39	66
佐　賀	8	13	5	22	13
長　崎	24	9	23	30	23
熊　本	24	39	25	54	67
大　分	4	8	8	24	24
宮　崎	14	32	30	27	32
鹿児島	22	15	31	42	40
沖　縄	70	79	88	100	110
合　計	2,604	2,996	3,631	3,952	4,674

4. 司法過疎対策と常勤弁護士に関する業務

4－1　令和7年度における業務の概況

（1）常勤弁護士

常勤弁護士とは、法テラスとの間で、総合法律支援法第30条その他法令に規定する法テラスの業務に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士のうち、法テラスに常時勤務する契約をしている弁護士である。「スタッフ弁護士」とも呼ばれている。

常勤弁護士は、民事法律扶助、国選弁護、司法過疎対策等を担い、セーフティネットとして、一般の弁護士が受任し難い採算性の乏しい事案や対応困難な事案を受任するなど、司法アクセス障害の解消という公共性の高い業務を担っている。加えて、高齢者・障がい者、犯罪被害者、外国人などの多様な法的ニーズへの対応、福祉機関等の関係機関との連携強化など、法テラスが求められている各種施策の担い手としての役割も期待されている。

（2）司法過疎対策業務

常勤弁護士が重要な担い手となる司法過疎対策業務とは、弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情により、これらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせるものである（総合法律支援法第30条第1項第7号）。

法テラスでは、司法過疎地域に地域事務所を設置し、そこに常勤弁護士を常駐させ、法律相談や裁判代理等の法律事務を幅広く取り扱わせている。また、司法過疎地域事務所を設置していない地域では、巡回相談等を実施している。

（3）司法ソーシャルワークに関する業務

法テラスが行う司法ソーシャルワークとは、地方公共団体・福祉機関等の職員と弁護士・司法書士とが協働しながら、高齢・障がい・生活困窮等の理由で自ら法的援助を求めることが難しい方々の下に出向くなど積極的に働きかけを行い、その方々が抱える様々な問題の総合的な解決を図るという取組である。

法テラスは、そのようなアプローチが可能となるように、地方公共団体・福祉機関等と連携しながら地域の体制整備も行っている。法テラスでは、常勤弁護士が司法ソーシャルワークの担い手として、民事法律扶助を活用した出張法律相談や事件受任などを意欲的に行っている。そのほかにも、常勤弁護士が地方事務所の職員と協力し、各地域の司法アクセスに関する課題やその解消方法を検討するとともに、関係機関に対する業務説明等を実践している。

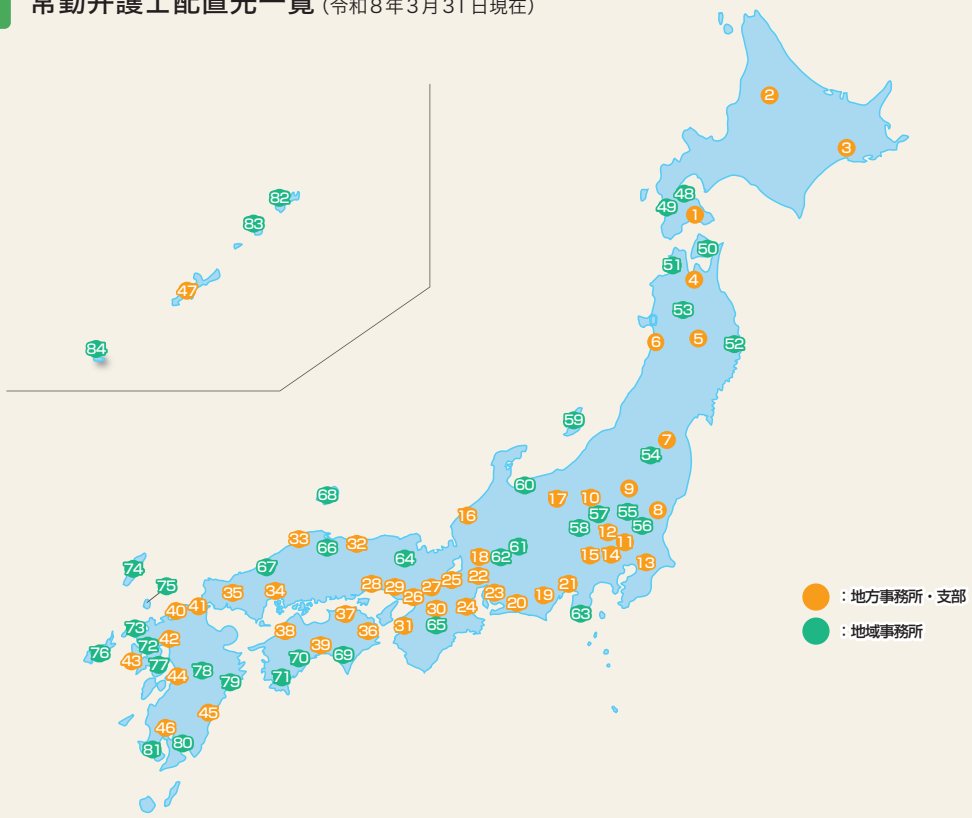
今後も、司法ソーシャルワークに関する業務等において、司法アクセス障害の解消に向け、様々な取組を行っていく予定である。

4－2　常勤弁護士の配置

常勤弁護士は、令和８年３月31日現在、合計190名となり、資料4-1のとおり、合計84か所の事務所（全国47か所の地方事務所・支部、37か所の地域事務所）等に配置されている。

常勤弁護士の配置数の推移は、資料4-2のとおりである。

資料 4-1　**常勤弁護士配置先一覧**（令和８年３月31日現在）



（人）

地方事務所（40か所）・支部（7か所）＊数字はスタッフ弁護士数					
1	函館地方事務所	2	25	滋賀地方事務所	3
2	旭川地方事務所	1	26	大阪地方事務所	3
3	釧路地方事務所	2	27	京都地方事務所	2
4	青森地方事務所	1	28	兵庫地方事務所	1
5	岩手地方事務所	1	29	兵庫地方事務所阪神支部	3
6	秋田地方事務所	2	30	奈良地方事務所	2
7	福島地方事務所	1	31	和歌山地方事務所	2
8	茨城地方事務所	2	32	鳥取地方事務所	1
9	栃木地方事務所	1	33	島根地方事務所	1
10	群馬地方事務所	2	34	広島地方事務所	3
11	埼玉地方事務所	3	35	山口地方事務所	1
12	埼玉地方事務所川越支部	2	36	徳島地方事務所	1
13	千葉地方事務所	6	37	香川地方事務所	3
14	東京地方事務所	13	38	愛媛地方事務所	2
15	東京地方事務所多摩支部	6	39	高知地方事務所	2
16	福井地方事務所	1	40	福岡地方事務所	3
17	長野地方事務所	1	41	福岡地方事務所北九州支部	2
18	岐阜地方事務所	2	42	佐賀地方事務所	1
19	静岡地方事務所	2	43	長崎地方事務所	1
20	静岡地方事務所浜松支部	2	44	熊本地方事務所	3
21	静岡地方事務所沼津支部	2	45	宮崎地方事務所	2
22	愛知地方事務所	2	46	鹿児島地方事務所	1
23	愛知地方事務所三河支部	5	47	沖縄地方事務所	4
24	三重地方事務所	2			

（人）

地域事務所（37か所）＊数字はスタッフ弁護士数					
48	八雲地域事務所	2	67	浜田地域事務所	2
49	江差地域事務所	2	68	西郷地域事務所	1
50	むつ地域事務所	2	69	安芸地域事務所	2
51	鰺ヶ沢地域事務所	1	70	須崎地域事務所	2
52	宮古地域事務所	1	71	中村地域事務所	1
53	鹿角地域事務所	1	72	佐世保地域事務所	2
54	会津若松地域事務所	1	73	平戸地域事務所	1
55	下妻地域事務所	1	74	対馬地域事務所	1
56	牛久地域事務所	2	75	壱岐地域事務所	1
57	熊谷地域事務所	3	76	五島地域事務所	1
58	秩父地域事務所	3	77	雲仙地域事務所	2
59	佐渡地域事務所	2	78	高森地域事務所	1
60	魚津地域事務所	2	79	延岡地域事務所	1
61	中津川地域事務所	1	80	鹿屋地域事務所	1
62	可児地域事務所	1	81	指宿地域事務所	1
63	下田地域事務所	2	82	奄美地域事務所	1
64	福知山地域事務所	1	83	徳之島地域事務所	1
65	南和地域事務所	2	84	宮古島地域事務所	1
66	倉吉地域事務所	1			

（人）

養成スタッフ弁護士の所属する地方事務所			
福島地方事務所	1	大阪地方事務所	2
埼玉地方事務所	1	兵庫地方事務所	1
東京地方事務所	2	香川地方事務所	1
静岡地方事務所	1		

（注）熊谷、下妻、佐世保地域事務所については、扶助・国選対応地域事務所である。

資料 4-2　常勤弁護士の配置数の推移

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
常勤弁護士配置数	183	204	205	190	190

4－3　司法過疎地域事務所の設置

司法過疎対策としては、地方裁判所支部管轄単位で弁護士による司法サービスの提供が乏しい地域の解消に優先的に取り組む必要がある。

そこで、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士１人当たりの人口が非常に多数である地域のうち、当該支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している他の支部が存在しない地域において、当該地方裁判所支部管内の人口や、民事・刑事の各事件数、弁護士会・地方公共団体その他関係機関の支援体制などを考慮して、司法過疎地域事務所を設置している。

司法過疎地域事務所の設置数の推移については、資料4-3のとおりである。

資料 4-3　**司法過疎地域事務所の設置数の推移**

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
過疎地域事務所設置数	34	34	34	34	34

いずれの司法過疎地域事務所においても、常勤弁護士が常駐し、民事法律扶助事件、国選弁護事件などのほか、有償でも法律事務全般（総合法律支援法第30条第１項第７号に規定する法律事務）を幅広く取り扱い、地域住民の法的ニーズに応えている。

4－4　各地の常勤弁護士の取組

前述のとおり、常勤弁護士は、司法過疎地域を含む全国各地で、民事法律扶助、国選弁護等、司法のセーフティネットとして、一般の弁護士が受任し難い採算性の乏しい事案や対応困難な事案を受任するほか、高齢者・障がい者、犯罪被害者、外国人などの多様な法的ニーズへの対応、福祉機関等の関係機関との連携強化などの法テラスが求められている各種施策の担い手として司法アクセス障害の解消に取り組んでいる。各地の常勤弁護士は、これらの取組をその地域の特色やニーズに合わせて、対象や手段を異にした独自の取組を行っている。

以下、各地の常勤弁護士の取組のうち、司法ソーシャルワーク活動の典型的な例を紹介する。

（1）関係機関、支援者への情報提供

地方公共団体・福祉機関等の職員が抱えるケースにおいて、多様な法律上の問題があることが少なくない。しかし、それらの職員にとっては、現在担当しているケースに法律上の問題が含まれているかを判断することは容易ではない。地方公共団体・福祉機関等の他機関の職員や支援者が、「そもそも自分の担当ケースに法律上の問題が含まれているのか聞いてみたい」「一般的にどんな法的解決の方法がありうるのか聞いてみたい」などの疑問を、気軽に弁護士に電話で聞けることで、当該職員の心理的負担の解消につながり、より多角的・総合的な支援につなげることができる。

そこで、地域によって実施状況に差はあるが、「ホットライン」などの呼び名で、常勤弁護士が電話により情報提供を行うというサービスを実施している。このホットラインをきっかけとして、後述のケース会議への弁護士参加や法律相談につながることが多い。





支援者相談ダイヤル対応時の様子（法テラス広島の常勤弁護士）

（2）ケース会議への参加

高齢・障がい・生活困窮等の問題を抱える方を対象とした支援調整会議その他のケース会議に、弁護士もチームの一員として参加するという取組である。地域によって実施状況に差はあるが、法テラスの常勤弁護士がケース会議に参加している。



生活困窮者支援調整会議
（左から3人目が法テラス岐阜の常勤弁護士）

（3）その他

常勤弁護士が、他機関に定期的に赴き、当該他機関の職員等が抱えるケースについて相談を受け、法的対応の要否等について検討を行うこと（関係機関定期訪問型情報提供）や、他機関の職員等を対象に、よく問題となるケースを素材に、そのケースのどこに法的問題が隠れているのか、法的問題を解決することがなぜ福祉の問題を解決することにつながるのかを解説する法律講座等も実施している。



社会福祉協議会の事務所で机を並べて相談する様子
（左が法テラス島根の常勤弁護士）



法律講座の様子

4－5　常勤弁護士の確保

（1）説明会等の活用

ア　情報発信

有能で志の高い弁護士を数多く採用するためには、常勤弁護士の業務内容、採用情報などに関する積極的な広報・説明が必要であることから、司法修習生、法科大学院修了生、法科大学院生、大学生などを対象とする後記の説明会やイベントの機会に、常勤弁護士の採用案内パンフレット、ポスター等を配布している。インターネット上においても法テラスのホームページ等で情報発信をしており、令和３年度からは、常勤弁護士のドキュメンタリー動画をYouTubeの法テラス（公式）チャンネルで公開し、常勤弁護士の業務内容、意義・魅力、採用条件などに関する情報を常時発信している。



採用案内パンフレット（表紙）



ドキュメンタリー動画

イ　就職説明会の開催等

令和７年度は、司法修習終了直後の弁護士を採用するため、司法修習生等を対象とする採用情報等に関する就職説明会を会場及びオンラインで合計16回開催した。また、常勤弁護士の多様な取組と魅力について紹介するため、司法修習生、法科大学院修了生、法科大学院生、大学生などを対象に、過去に開催した常勤弁護士による連続講演企画の録画動画を視聴できるよう、インターネット上で申込みを受け付け、希望者に限定公開した。加えて、法テラス法律事務所の見学会（合計４回）、法テラス法律事務所の見学バスツアー（合計２回）を開催した。

その他、弁護士会等が主催する就職説明会への参加（合計３回）、法科大学院等が主催する就職説明会への参加（合計３回）、日本弁護士連合会との共催による法科大学院生等を対象とした業務説明会の開催（合計２回）、高校生・大学生向けのイベントへの参加、大学・法科大学院の講義への常勤弁護士の講師派遣（合計６回）、司法試験合格者向けイベントへの参加（合計２回）、各地の法律事務所での司法修習生等の訪問受入れなど、常勤弁護士の業務内容等を周知するための活動を行った。



連続講演企画の様子



法テラス法律事務所バスツアーのチラシ
（写真提供Photock、熊谷市）

ウ　エクスターンシップ及び選択型実務修習の受入れ

常勤弁護士の業務を直接体験し、その業務への理解を深めてもらうため、全国の法科大学院からの依頼を受け、各地の法テラスの法律事務所において法科大学院生のエクスターンシップの受入れを実施している。

これに加え、司法研修所における選択型実務修習に参加し、各地の法テラスの法律事務所における司法修習生の受入れも実施している。

エ　法曹経験者に向けた広報

以上とは別に、法曹として一定の実務経験を有する人材を確保するため、日本弁護士連合会が運営する求人情報サイトに常勤弁護士の募集情報を常時掲載している。併せて民間の弁護士向け求人情報サイトにも募集案内を不定期に掲載して周知を図っている。このように、転職を検討している弁護士に焦点を絞った情報発信を行うことで、経験豊富な中堅弁護士の採用に向けた効果的な周知を図るなど、幅広い層に対して積極的な広報活動を行っている。

（2）採用

平成19年度から、日本弁護士連合会の協力を得て、司法修習を終了した新人弁護士を常勤弁護士として採用する制度を導入した。

この制度によって採用した常勤弁護士については、比較的短期間で即戦力となるよう養成するため、集合研修や養成事務所におけるOJTによる実務指導などを実施している。

なお、常勤弁護士の採用に当たっては、法テラスの職員としてのみならず、弁護士としての資質を見極め、より良い人材を確保するという観点から、日本弁護士連合会から常勤弁護士としての適性に関する意見を徴した上、法テラスの採用面接において、実務処理能力やコミュニケーション能力などを審査し、採用を行っている。

4－6　常勤弁護士の活動のための環境整備

（1）実務研修

ア　本部主催の研修

法テラス法律事務所へ赴任した常勤弁護士については、日頃の実務に必要な知識・技術を身に付けられるような様々な研修を実施している。

裁判員裁判においては、一般市民から選ばれた裁判員にも分かりやすく伝える等の弁護技術が必要とされることがあるため、裁判員裁判への対応に主眼を置いた受講者参加型の研修を実施している。具体的には、常勤弁護士等が実際に取り扱った裁判員裁判を素材として、その内容を報告・研究する研修や、事前に与えられた課題について少人数でディスカッションを行う研修がある。

また、法律事務所を訪れる相談者がパーソナリティに特性を有すると思われる場合に、常勤弁護士がより専門的で多角的な視点を持ち、適切な対応ができるようになることを目的としたパーソナリティ研修を実施している。

さらに、平成28年度以降は、常勤弁護士の更なる資質の向上を図るため、法律事務所に赴任して4年目以降の常勤弁護士を対象とした業務研修も実施している。

司法修習終了直後に採用した常勤弁護士については、法テラスの法律事務所へ赴任する前に、より綿密な指導・育成が求められる。1年間を養成期間と位置づけ、その満了時には常勤弁護士としての基本的な技能・知識を習得できるよう、通年の研修スケジュールに基づいて、民事事件・刑事事件の基礎的な処理方法などに関する研修を実施している。



研修の様子



赴任前業務研修

イ　その他の研修

全国を9つのブロックに分け、各地で勤務する常勤弁護士が研修内容などを企画し運営する、地方の実情に応じたブロック別研修を実施している。

さらに、常勤弁護士を研修員として法務省に派遣し、外部研修を受けさせている。

資料 4-4 常勤弁護士に対する実務研修実施状況

1　本部主催研修

（1）養成中の常勤弁護士に対する研修

実施日	講義・演習内容
令和7年4月17日～18日	【新任業務研修】（集合形式） 日本司法支援センターの組織及び業務の解説、社会人としての基本的なビジネスマナー、法テラス業務についての講義、演習等
令和7年5月22日～23日 令和7年10月16日～17日	【定期業務研修】（集合形式） 民事演習、刑事演習、先輩常勤弁護士との座談会等
令和7年7月25日、9月19日	【刑事特別研修】（集合＋Web形式） 研修用設例を基にした刑事演習
令和8年3月5日～6日	【赴任前業務研修】（集合形式） 民事法律扶助業務について、国選弁護業務について、受託業務について、有償事件について、マネジメント講習（法律事務所のマネジメント～法律事務所職員との関わり方）、スタッフ弁護士としての心構え、各種規定と手続について等

（2）赴任中の常勤弁護士に対する研修

実施日	講義・演習内容
令和7年10月30日～31日	【赴任２年目業務研修】（集合形式） 刑事演習、労働事件演習等
令和7年11月27日～28日	【パーソナリティ研修】（集合形式） 模擬法律相談及びそのフィードバック・ディスカッション、講義「パーソナリティ障害の難しさ」、同「本研修の学びを日々の弁護士業務に活かすには?」、同「難しい依頼者への対応　パーソナリティ障害の視点から」
令和8年1月15日～16日	【赴任４年目業務研修】（集合形式） 刑事事例研究、民事事例研究、法テラス組織概論、法律事務所マネジメント等

（3）刑事裁判に関する研修

①裁判員裁判事例研究研修

実施日	講義・演習内容
令和7年8月22日	（集合＋Web形式） 不同意性交等致傷事件における、被疑事実に争いがない事件での取調べ対応（黙秘助言）、性犯罪事案での被害者供述調書に対する意見、不同意性交等致傷事件における犯情評価、量刑資料の選択と公判前整理手続における取扱いをテーマとした検討

②刑事弁護研修

実施日	講義・演習内容
令和7年12月5日	（集合＋Web形式） 取調べ対応で問われる「３つの課題」（方針決定、助言（黙秘方針の場合）、申入れ（黙秘方針の場合））についての検討
令和8年3月13日	（集合＋Web形式） 令和３年改正少年法、事実に争いがある少年事件における弁護活動についての検討

（4）その他の業務研修

実施日	講義・演習内容
令和7年12月5日 令和8年1月14日	【犯罪被害者支援新制度説明】（Web形式） 犯罪被害者支援新制度の制度概要
令和8年1月27日	【講義「性犯罪加害者の心理・その支援について」】（集合＋Web形式） 性犯罪事件における加害者の心理を理解し、再犯防止を含む弁護活動のノウハウに関する講義
令和8年2月20日	【講義「判断者から見た訴訟活動」】（集合＋Web形式） 国家賠償請求訴訟に係る国側当事者の目線・思考、裁判官の目線・思考プロセス・重視する訴訟活動に関する講義
下記2参照	【ブロック別研修】（集合＋Web形式） 各ブロックにおいて講義・演習内容を策定
令和7年9月12日	【全国経験交流会】（集合＋Web形式） 全国各地に赴任している常勤弁護士による各地での活動報告、現制度の在り方や問題点、今後の課題等に関する議論等

2　ブロック別研修

各ブロック別地方事務所の構成と研修実施内容

（注）実施当時に常勤弁護士を配置していない事務所は記載していない。

北海道・東北ブロック合同：函館・旭川・釧路・福島・岩手・秋田・青森

実施日	講義・演習内容
令和7年5月15日～16日	情報提供業務の中核である法テラスコールセンターの見学、常勤弁護士による事例・活動報告等
令和7年11月6日～7日	東日本大震災津波遺構「たろう観光ホテル」、宮古市災害資料伝承館見学、東日本大震災当時法テラス宮古法律事務所に勤務していた元常勤弁護士による被災時の活動報告、常勤弁護士による事例・活動報告等

関東Aブロック：埼玉・茨城・栃木・群馬・新潟

実施日	講義・演習内容
令和7年6月20日	出入国在留管理庁「東日本入国管理センター」見学、自動車運転過失致死事件のケース研究、地元司法書士との連携についての講義、常勤弁護士による事例・活動報告等
令和7年12月19日	受任事件や取組についての研究発表、常勤弁護士による事例・現状報告等

関東Bブロック：東京・神奈川・千葉・静岡・長野

実施日	講義・演習内容
令和7年7月18日	「現在の精神保健の課題と展望」をテーマとして①日本や海外の精神保健の実情、伊藤時男氏の精神国賠訴訟についての講義、②大学教授、弁護士、社会福祉士、精神保健福祉士をパネリストとするパネルディスカッション
令和8年3月12日～13日	「司法過疎の特色」をテーマとして①地域社会の課題に対する弁護士の役割、②高齢者虐待対応についての講義、常勤弁護士による事例・活動報告等

中部ブロック：愛知・三重・岐阜・福井・富山

実施日	講義・演習内容
令和7年6月5日～6日	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、過疎地域における社会福祉協議会の活動の講義、社会福祉法人岐阜県福祉事業団「ひまわりの丘」見学、常勤弁護士による事例・活動報告等
令和7年11月4日～5日	社会福祉法人さくらの花の「ひだまゆ」蚕室の見学、農福連携の現在と事業立上げの経緯及び下呂市社会福祉協議会成年後見支援センターの成り立ちや活動内容の講義、常勤弁護士による事例・活動報告等

近畿ブロック：大阪・京都・兵庫・奈良・滋賀・和歌山

実施日	講義・演習内容
令和7年6月6日～7日	薬物依存症を有する者への支援、障がい者虐待への法的対応についての講義、障がい者による演劇の鑑賞や障がい者からの講義
令和7年12月15日	死因・受傷原因を争う弁護活動、刑事実務の諸問題についての講義、常勤弁護士による事例・活動報告等

中国ブロック：広島・山口・鳥取・島根

実施日	講義・演習内容
令和7年8月4日～5日	冤罪事件当事者及び弁護人による冤罪事件についての講義、広島豪雨災害伝承館見学及び平成26年豪雨災害に関する講話、常勤弁護士による事例・活動報告等
令和8年1月29日～30日	復興支援を通して行政と連携したプロジェクトに関する講義、常勤弁護士による司法ソーシャルワークへの取組についての報告

四国ブロック：香川・徳島・高知・愛媛

実施日	講義・演習内容
令和7年7月25日～26日	高松刑務所及び高松出入国在留管理局見学、ジェンダー法学についての講義、常勤弁護士による活動・現状報告等
令和8年2月19日～20日	徳島法務少年支援センター（徳島少年鑑別所）見学、常勤弁護士による活動・現状報告等

九州ブロック：福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島・宮崎・沖縄

実施日	講義・演習内容
令和7年7月17日～18日	熊本地震時及び熊本豪雨時に法テラス熊本法律事務所に赴任していた常勤弁護士による被災時の活動報告、常勤弁護士の事例・活動報告等
令和8年1月29日～30日	抱樸館北九州（ホームレス支援・生活困窮者支援を行う認定NPO法人）見学及び依存症患者との関わり方についての講義、常勤弁護士による活動・現状報告等

（2）裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室

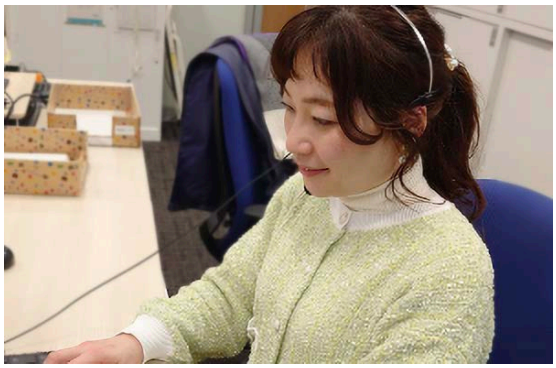
裁判員裁判弁護技術研究室においては、刑事弁護分野の経験豊富な弁護士が研究員を務め、常勤弁護士が取り扱う主に裁判員裁判について個別具体的な指導・助言を日常的に行うことにより、常勤弁護士の弁護技術の向上を図っている。

常勤弁護士業務支援室においては、日常的に、常勤弁護士が取り扱う民事・家事・裁判員裁判以外の刑事事件などについて個別具体的な指導・助言を行っている。担当するのは、弁護士実務経験の豊富な弁護士や司法研修所の弁護教官経験者、元常勤弁護士、ソーシャルワーカーとしての経験を有する社会福祉士等の専門員である。そのほか、若手の常勤弁護士に対するフォローアップを実施するなどして、常勤弁護士の業務能力の向上を図っている。

また、裁判員裁判弁護技術研究室及び常勤弁護士業務支援室が、常勤弁護士に対する実務研修を企画・実施するとともに、アンケート結果などを踏まえて研修内容を随時見直し、より充実した研修の実施に努めている。



支援員（元常勤弁護士）



支援員（社会福祉士・精神保健福祉士）

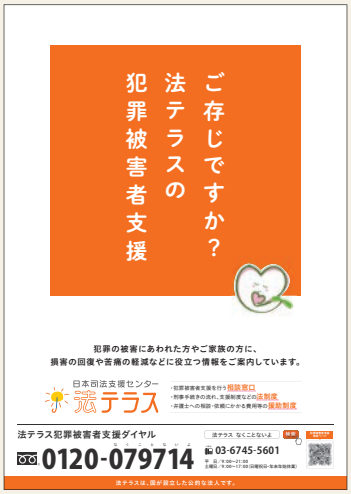
5. 犯罪被害者支援業務

5－1　令和７年度における業務の概況

（１）犯罪被害者支援業務におけるアクセス状況

令和７年度は、コールセンターに設置している犯罪被害者支援ダイヤルへの問合せ件数（資料5-7）と地方事務所への問合せ件数（資料5-11）が、ともに業務開始以来最も多くなった。これは、コールセンター全体へのアクセス数が増加したこと、犯罪被害者支援に対する社会的な関心が高まっていることが影響しているものと受け止めている。なお、資料5-1は、センターが作成して関係機関等に配布しているポスターであり、このほか様々なポスターやリーフレットを配布し、広報・制度周知に取り組んでいる。

資料 5-1　**犯罪被害者支援ポスター**
（リーフレットは「法テラスの刊行物」182ページ参照）



一般の方向けポスター

（２）DV等被害者法律相談援助業務及び犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介業務の状況

DV等被害者法律相談援助及び犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介においても、制度開始以来最も多い対応件数となった。これは、犯罪被害者支援ダイヤル等への問合せ件数の増加に伴い、その先にある制度利用へとつながった結果と言える。また、DV等被害者法律相談援助は、相談内容の性質上、相談時間が長くなる傾向にあるため、令和８年１月に相談時間が60分以上を要した場合の法律相談料支出基準を設ける規程改正を行い、利用者等のニーズに応えた。

（３）犯罪被害者等法律援助業務（犯罪被害者等支援弁護士制度）の運用開始

令和６年４月24日に公布された総合法律支援法の一部を改正する法律が令和８年１月13日に施行されたことにより、殺人や性犯罪などの犯罪被害にあわれた方やその家族などが、刑事・民事・行政その他の様々な手続について、弁護士による法律相談や法律事務等を包括的に受けられる制度（犯罪被害者等法律援助業務）を開始した。

なお、資料5-2は犯罪被害者等法律援助を解説した動画であり、資料5-3に掲載したポスター等を含め制度周知等に利用している（詳細は「特集２」27ページ参照）。

資料 5-2 犯罪被害者等法律援助（犯罪被害者等支援弁護士制度）説明動画



公式YouTube

※こちらから動画を
御覧いただけます。

資料 5-3 犯罪被害者支援ポスター（被害者向け）（リーフレットは「法テラスの刊行物」182ページ参照）



犯罪被害者等法律援助
（犯罪被害者等支援弁護士制度）ポスター



被害にあわれた方向けポスター

（4）研修の実施

令和７年度においても昨年度に引き続き、性犯罪・性暴力被害者に対する支援をより適切に行うため、全国の法テラス地方事務所の担当職員が内閣府主催のオンライン研修を受講した。

また、児童虐待の被害者対応を適切に行うため、外部（NPO法人）講師による被虐待児への初期対応技術に関する研修を実施した。

そのほかにも、犯罪被害者等法律援助業務の運用開始を控え、被害者等からの問合せ増加が見込まれたため、ロールプレイ方式による内部研修の実施、関係機関が開催する研修への積極的な参加、職員同士が業務知識や経験を共有する勉強会の開催及び心理専門職による犯罪被害者等への心理的配慮等に関する講義等を通じて、職員による二次的被害の防止や対応能力の向上に取り組んだ。

5－2　業務の概要

法テラスが実施する犯罪被害者支援業務は、犯罪の被害にあわれた方やその家族などが、必要な支援を途切れることなく受けられるように、次の業務を行うものである。

（ア）犯罪被害者支援を行っている機関・団体の案内（紹介、取次ぎ等）
（イ）刑事手続の仕組みや、損害の回復や苦痛の軽減を図るための制度に関する情報の提供
（ウ）犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介
（エ）DV等被害者法律相談援助業務
（オ）被害者国選弁護関連業務
（カ）被害者参加旅費等支給業務
（キ）犯罪被害者等法律援助業務

なお、資料5-4は上記の各業務をまとめて解説した動画になっており、資料5-5は援助制度につながるまでの犯罪被害者支援業務の流れを示した図である。経済的に余裕がなく、資力などについて一定の要件に該当する被害者等が援助制度を利用することができる。

資料 5-4　**法テラスの犯罪被害者支援業務説明動画**



公式YouTube

※こちらから動画を御覧いただけます。

資料 5-5 犯罪被害者支援業務の流れ

アクセス

コールセンター
犯罪被害者支援ダイヤル
０１２０－０７９７１４
なくことないよ
- 犯罪被害者支援の研修を受けたオペレーターが対応
- 必要に応じ、地方事務所へ取次ぎを行う

お近くの法テラス（地方事務所）
- 面談又は電話で問合せを受付
- 必要に応じ、地方事務所間で取次ぎを行う

ホームページ
- 犯罪被害者支援に関する制度や情報の紹介
- 全国の法テラス地方事務所・相談窓口の検索
- ＦＡＱ検索

案内・紹介

法制度の紹介
被害に関する刑事手続に適切に関与したり、損害の回復や苦痛の軽減を図るための法制度情報（刑事手続の流れ、各種支援制度など）を紹介

相談窓口の案内
犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携のもと、各地の相談窓口情報を収集し、「その方が必要とされている支援」を行っている窓口を案内

弁護士の紹介
弁護士による相談・支援が必要な場合には、個々の状況に応じ、地方事務所の担当者から、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介

弁護士費用等に関する援助制度

※利用には、それぞれ一定の要件等がある

犯罪被害者等法律援助（犯罪被害者等支援弁護士制度）
（刑事／民事／行政手続等）
殺人や性犯罪などの犯罪被害にあわれた方やその家族などが、刑事・民事・行政その他の様々な手続について、弁護士による法律相談や法律事務等を原則無料で受けられる制度
（令和８年１月13日開始）

民事法律扶助（民事裁判等手続）
民事裁判等手続に関して、無料法律相談や弁護士費用等の立替えを行う制度
（例）・損害賠償命令制度の利用
・損害賠償請求（訴訟等）
・保護命令申立て　など

DV等被害者法律相談援助
（民事／刑事／行政手続）
DV、ストーカー、児童虐待の被害にあわれた方に対し、資力にかかわらず、弁護士による法律相談を実施する制度
（平成30年１月24日開始）

被害者参加人のための国選弁護制度（刑事手続）
一定の事件の被害者やその家族などで、裁判所から刑事裁判への参加を許可された方（被害者参加人）の援助を行う弁護士（被害者参加弁護士）の費用等を国が負担する制度

【日本弁護士連合会委託援助】

犯罪被害者法律援助（刑事／行政手続）
一定の犯罪行為による被害者とその家族で資力に乏しい方が、刑事手続、少年審判、行政手続等における援助の支援を受けることができる制度
※犯罪被害者等法律援助（犯罪被害者等支援弁護士制度）や民事法律扶助が利用できる場合は対象外

子どもに対する法律援助（行政／法的手続）
児童虐待その他の事由により人権救済を必要としており、親等からの協力を得られない子どもを対象に、行政手続、訴訟等に関する援助を行う制度
（例）・行政機関（児童相談所等）や施設との交渉代理
・訴訟代理　など

5－3　犯罪被害者支援に関する情報の提供等

（1）犯罪被害者支援ダイヤル

コールセンターには、一般ダイヤル（サポートダイヤル）の電話番号のほか、犯罪被害にあわれた方やその家族などのための専用ダイヤル「犯罪被害者支援ダイヤル0120-079714（なくことないよ）」を設けている。犯罪被害者支援の研修を受けた担当者が、二次的被害を与えることがないように被害者等の心情に配慮しながら、損害の回復や苦痛の軽減につながる法制度や適切な相談窓口の情報提供を行っている。なお、資料5-6は、犯罪被害者支援ダイヤルにたどり着きやすくするために設置している犯罪被害者支援専用Webページであり、ポスターやリーフレット等に二次元コードを掲載して同ページへ誘導している。

資料 5-6　法テラス犯罪被害者支援専用Webページ



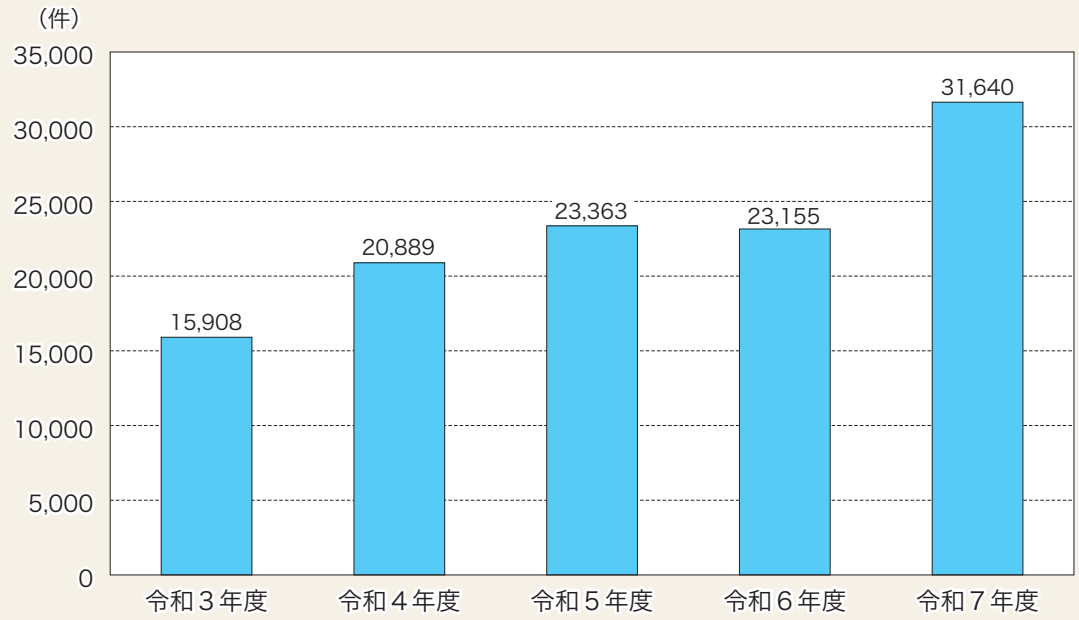
◀専用Webページ
トップ画像

※こちらからページ全体を御覧いただけます。

ア　問合せ件数

犯罪被害者支援ダイヤルにおける問合せ件数の推移は、資料5-7のとおりである。令和７年度は、前年度から約8,500件増加し、過去最多の件数となった。

資料 5-7　犯罪被害者支援ダイヤル問合せ件数の推移



【参考】　業務開始（平成18年10月）～令和７年度末の問合せ件数（累計）

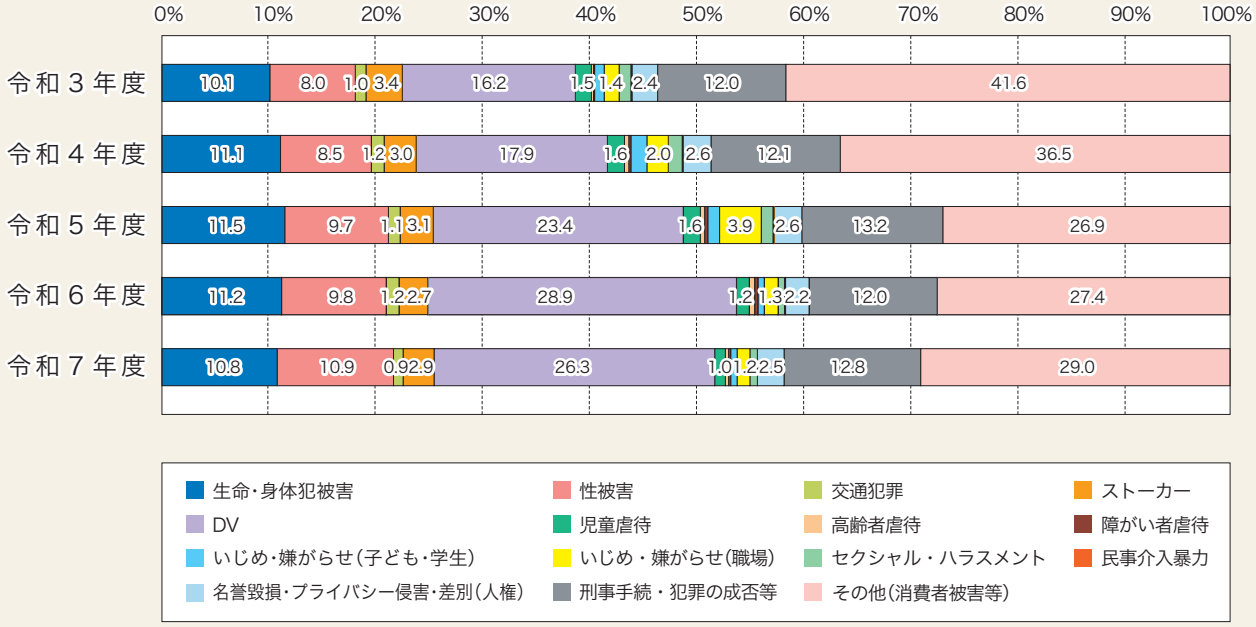
犯罪被害者支援ダイヤル（件数）	282,996 件

イ　問合せ内容

令和７年度の犯罪被害者支援ダイヤルにおける問合せ分野別内訳は、資料5-8のとおりである。

DVに関する問合せが最も大きな割合を占め、次いで刑事手続・犯罪の成否等に関する問合せ、性被害に関する問合せと続いた。

資料5-8　犯罪被害者支援ダイヤル問合せ分野別内訳の推移

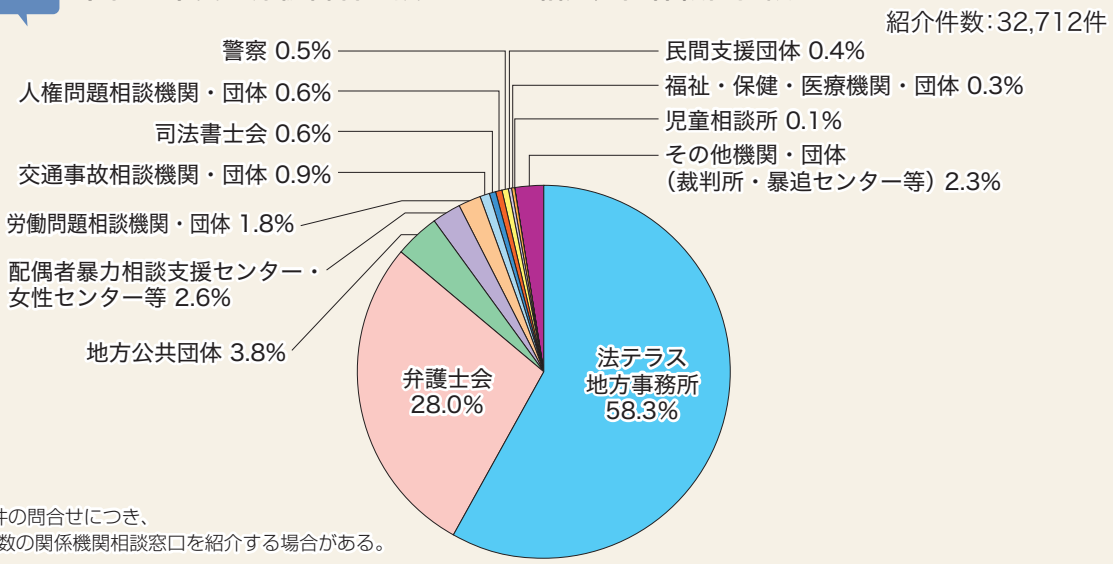


被害種別	生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー	DV	児童虐待	高齢者虐待	障がい者虐待	いじめ・嫌がらせ（子ども・学生）	いじめ・嫌がらせ（職場）	セクシャル・ハラスメント	民事介入暴力	名誉毀損・プライバシー侵害・差別（人権）	刑事手続・犯罪の成否等	その他（消費者被害等）
令和3年度	10.1%	8.0%	1.0%	3.4%	16.2%	1.5%	0.2%	0.1%	0.9%	1.4%	1.1%	0.1%	2.4%	12.0%	41.6%
令和4年度	11.1%	8.5%	1.2%	3.0%	17.9%	1.6%	0.4%	0.2%	1.5%	2.0%	1.3%	0.1%	2.6%	12.1%	36.5%
令和5年度	11.5%	9.7%	1.1%	3.1%	23.4%	1.6%	0.4%	0.3%	1.1%	3.9%	1.1%	0.1%	2.6%	13.2%	26.9%
令和6年度	11.2%	9.8%	1.2%	2.7%	28.9%	1.2%	0.5%	0.3%	0.6%	1.3%	0.6%	0.1%	2.2%	12.0%	27.4%
令和7年度	10.8%	10.9%	0.9%	2.9%	26.3%	1.0%	0.3%	0.2%	0.6%	1.2%	0.7%	0.0%	2.5%	12.8%	29.0%

ウ　紹介先

令和７年度に犯罪被害者支援ダイヤルで受け付けた問合せに対する紹介先の割合は、法テラス地方事務所が最も高く58.3%を占めている。これは犯罪の被害にあわれた方やその家族などにとってアクセスしやすい地方事務所を紹介し、その地方事務所において各種援助制度の案内や弁護士紹介などを行っているためである。次いで弁護士会が28.0%を占めるが、これは各地方の弁護士会で行う法律相談を案内することが多いためである。その他、DV被害に関して配偶者暴力相談支援センター、パワハラ・セクハラ等被害に関して労働問題相談機関・団体など、法的支援以外の支援が必要な場合には、被害内容に応じた相談窓口の紹介を行っている。

資料5-9　令和７年度犯罪被害者支援ダイヤル紹介先関係機関内訳



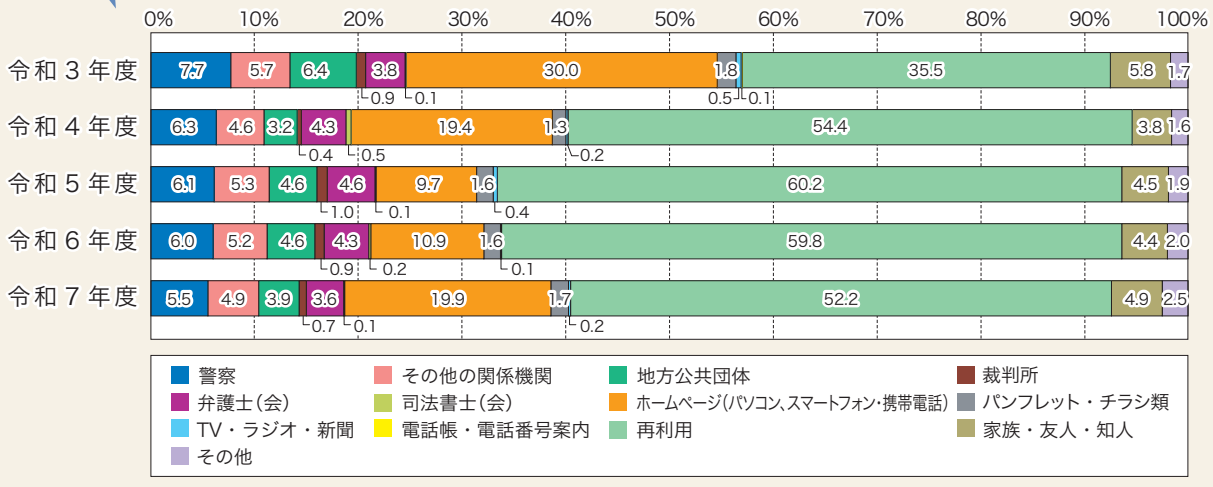
（注）１件の問合せにつき、複数の関係機関相談窓口を紹介する場合がある。

エ　認知媒体

令和７年度の犯罪被害者支援ダイヤルにおける認知媒体(注)の内訳は、資料5-10のとおりである。再利用を除き、ホームページが最も高い割合を占めており、次いで警察となっている。

（注）認知媒体：利用者が法テラスを知った媒体のこと

資料5-10　犯罪被害者支援ダイヤルにおける認知媒体内訳の推移



（注）認知媒体は、任意で回答を得られたものを基に算出

（2）地方事務所

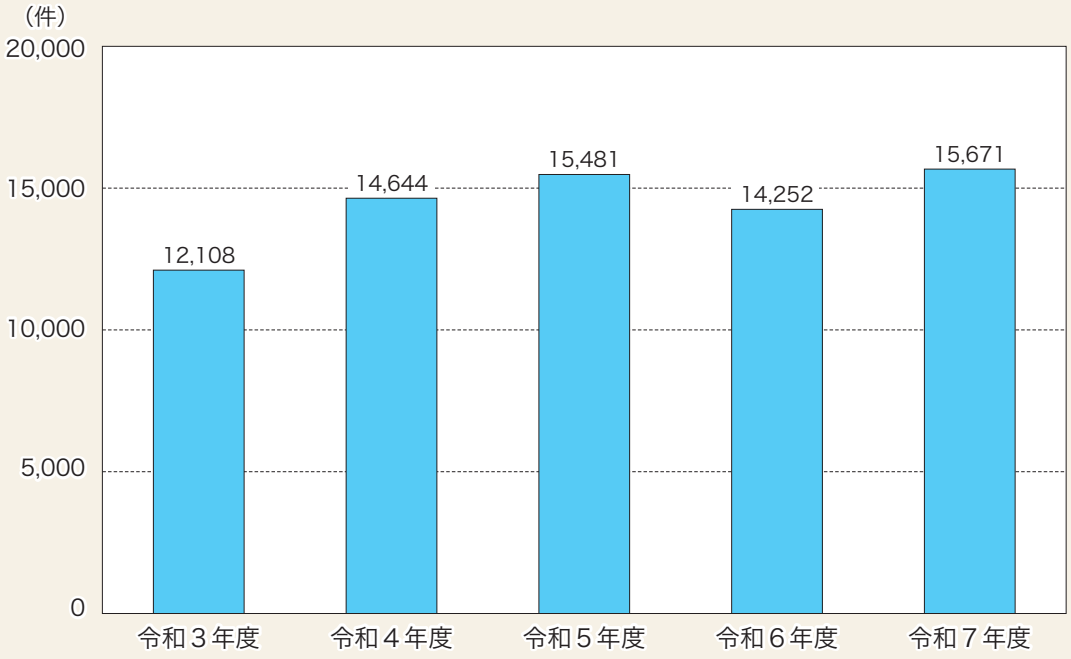
全国の地方事務所では、犯罪被害者支援ダイヤルと同様の情報提供を面談と電話により行うほか、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介、DV等被害者法律相談援助業務及び被害者国選弁護関連業務における指名通知、犯罪被害者等法律援助業務を行っている。

ア　問合せ件数

地方事務所における問合せ件数は、資料5-11のとおりである。地方事務所ごとに広報活動を工夫するとともに、関係機関との連携を通じて業務内容の周知に取り組んでいる。

近年は15,000件前後で推移しており、令和７年度においては、過去最高であった平成21年度の15,616件を上回る件数となった。

資料 5-11　地方事務所問合せ件数の推移



【参考】　業務開始（平成18年10月）～令和７年度末の問合せ件数（累計）

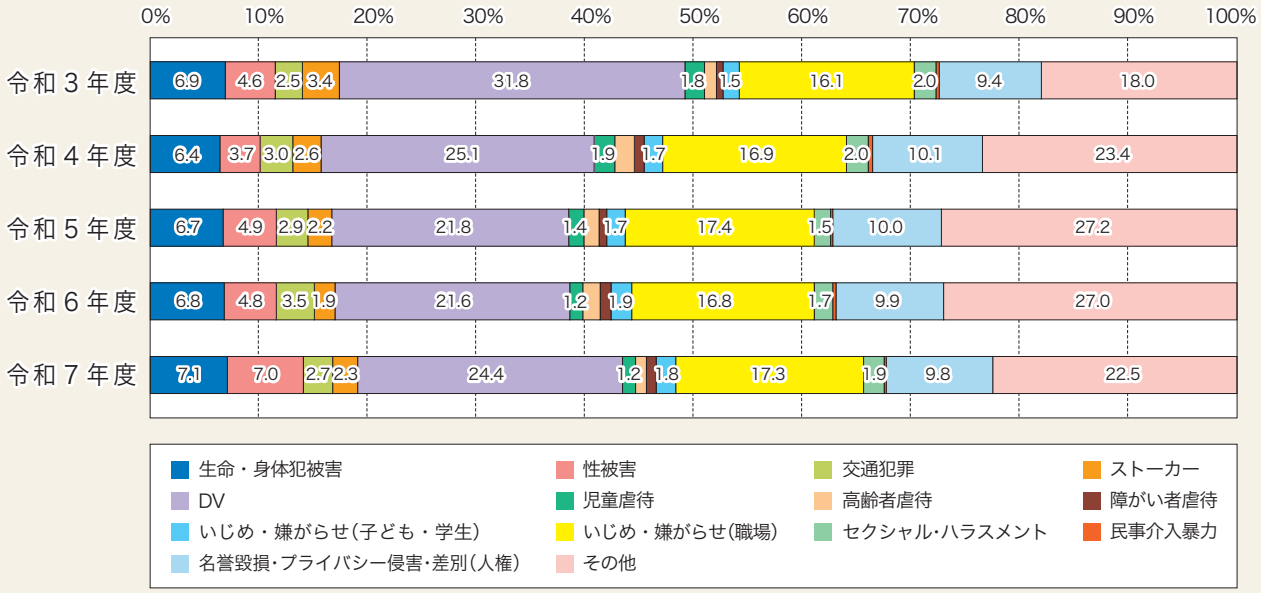
地方事務所（件数）	253,721件

（注）「令和6年度版法テラス白書」にて、令和5年度の件数が過去最高である旨の記載となっていたが、正しくは今回記載のとおり平成21年度の件数が過去最高であったので訂正する。

イ　問合せ内容

令和７年度の問合せ分野別内訳は、資料5-12のとおりである。DVに関する問合せの割合が依然として高く、全体の24.4%を占め、次いでいじめ・嫌がらせ（職場）と続いている。

資料5-12　地方事務所問合せ分野別内訳の推移



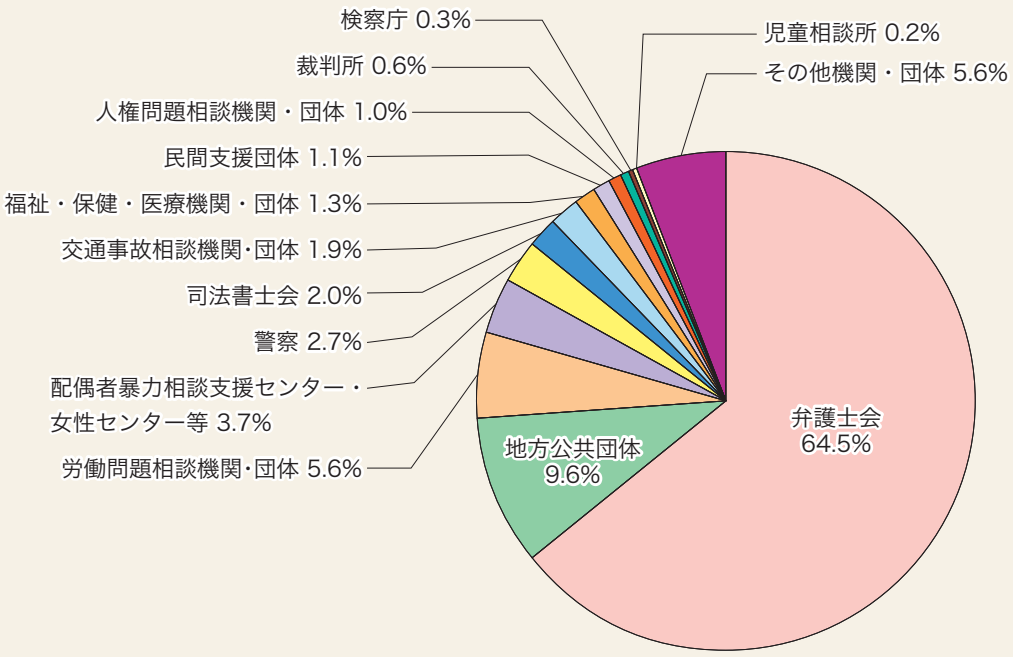
被害種別	生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー	DV	児童虐待	高齢者虐待	障がい者虐待	いじめ・嫌がらせ(子ども・学生)	いじめ・嫌がらせ(職場)	セクシャル・ハラスメント	民事介入暴力	名誉毀損・プライバシー侵害・差別(人権)	その他
令和3年度	6.9%	4.6%	2.5%	3.4%	31.8%	1.8%	1.1%	0.6%	1.5%	16.1%	2.0%	0.3%	9.4%	18.0%
令和4年度	6.4%	3.7%	3.0%	2.6%	25.1%	1.9%	1.8%	0.9%	1.7%	16.9%	2.0%	0.4%	10.1%	23.4%
令和5年度	6.7%	4.9%	2.9%	2.2%	21.8%	1.4%	1.4%	0.7%	1.7%	17.4%	1.5%	0.2%	10.0%	27.2%
令和6年度	6.8%	4.8%	3.5%	1.9%	21.6%	1.2%	1.6%	1.0%	1.9%	16.8%	1.7%	0.3%	9.9%	27.0%
令和7年度	7.1%	7.0%	2.7%	2.3%	24.4%	1.2%	1.0%	0.9%	1.8%	17.3%	1.9%	0.2%	9.8%	22.5%

ウ　紹介先

令和７年度に地方事務所で受け付けた問合せに対する紹介先の割合は、弁護士会が64.5%と最も高く、過半数を占めている。これは、地方事務所で行う相談以外に各地の弁護士会の相談を利用するケースが多いためである。次いで地方公共団体が9.6%、労働問題相談機関・団体が5.6%と高い割合になった。

資料5-13　令和７年度地方事務所紹介先関係機関内訳

紹介件数:6,508件



（注）１件の問合せにつき、複数の関係機関相談窓口を紹介する場合がある。

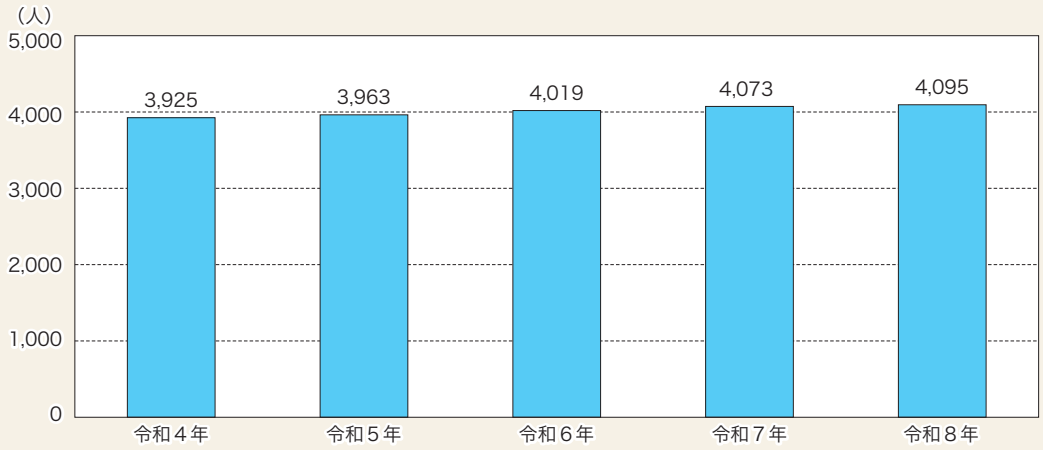
エ　犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介業務

法テラスでは、犯罪の被害について弁護士に相談をしたくてもその接点がない方のために、個々の状況に応じ、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を行っている。

（ア）弁護士数

弁護士会から推薦を受けた犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の数は、令和８年４月１日現在で前年度より22名増加の4,095名となった。今後も日本弁護士連合会や各地の弁護士会との連携により、弁護士確保の取組を進めていく。

資料 5-14　犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移



（注１）いずれも４月１日現在
（注２）上記弁護士数には、常勤弁護士を含む。

資料 5-15　犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移（地方事務所別）

（人）

地方事務所名	人数				
	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
札　幌	215	230	232	234	237
函　館	33	33	34	35	32
旭　川	15	15	15	18	17
釧　路	32	33	34	34	34
青　森	25	27	24	24	23
岩　手	24	24	30	30	35
宮　城	60	71	74	80	86
秋　田	35	34	33	37	39
山　形	59	58	57	58	58
福　島	44	45	47	51	50
茨　城	79	81	78	74	71
栃　木	56	58	58	56	56
群　馬	51	51	55	55	55
埼　玉	48	47	46	45	54
千　葉	109	84	108	124	132
東　京	413	420	431	438	450
神奈川	218	209	197	181	167
新　潟	89	91	92	92	92
富　山	31	31	31	35	35
石　川	37	38	41	44	19
福　井	47	46	50	49	48
山　梨	35	35	39	38	34
長　野	160	162	165	166	167
岐　阜	40	39	40	39	40
静　岡	84	84	84	84	88

（人）

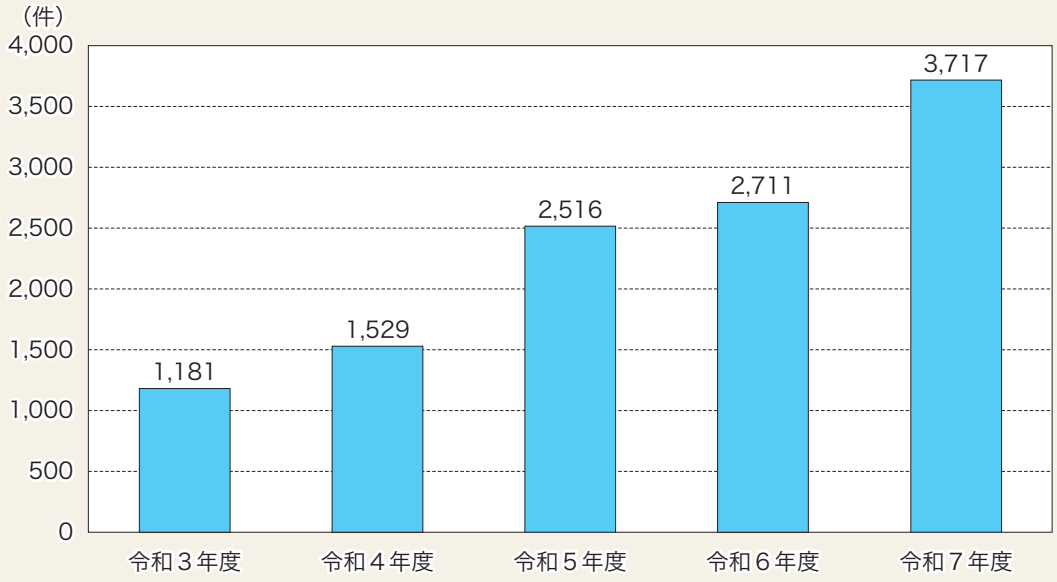
地方事務所名	人数				
	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
愛　知	157	152	153	143	152
三　重	44	38	38	36	34
滋　賀	35	35	34	34	35
京　都	214	209	202	199	207
大　阪	232	268	295	355	369
兵　庫	189	192	189	197	203
奈　良	32	33	27	29	34
和歌山	45	44	44	43	28
鳥　取	21	21	21	22	24
島　根	25	28	27	26	26
岡　山	43	45	44	33	34
広　島	44	44	43	44	52
山　口	36	36	44	43	48
徳　島	41	28	28	29	34
香　川	44	48	51	50	52
愛　媛	31	42	41	40	49
高　知	37	36	40	38	38
福　岡	270	264	258	257	251
佐　賀	49	49	49	49	50
長　崎	56	56	57	48	51
熊　本	40	57	56	56	55
大　分	64	63	64	60	63
宮　崎	32	32	26	25	29
鹿児島	41	37	34	35	34
沖　縄	64	60	59	61	24
合　計	3,925	3,963	4,019	4,073	4,095

（注１）いずれも４月１日現在
（注２）上記弁護士数には、常勤弁護士を含む。

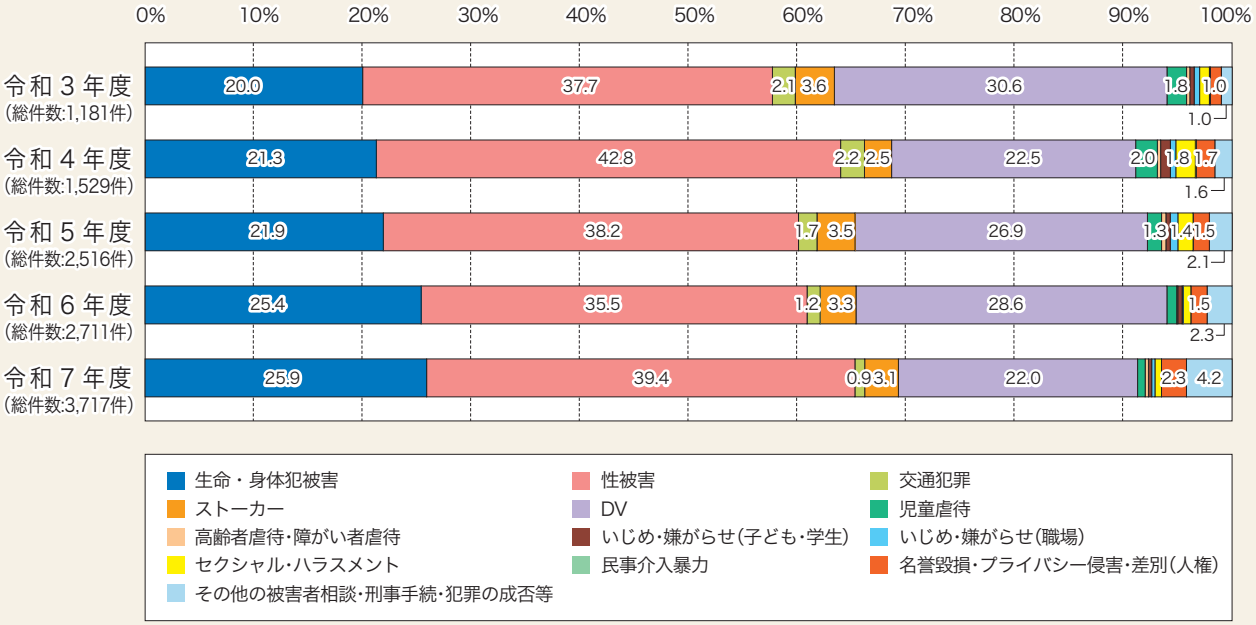
（イ）弁護士紹介件数

令和７年度の弁護士紹介件数は、制度開始以来最多であった前年度を約1,000件上回る3,717件であった。近年のニーズの高まりを受け、今後も全国で弁護士を紹介する体制の強化を図っていく。弁護士を紹介した案件の主な被害種別は、性被害、生命・身体犯被害、DVの順に多く、この３つで全体の87.3%を占めている。

資料 5-16 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介件数の推移



資料5-17 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介案件の被害種別内訳の推移



被害種別	生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー	DV	児童虐待	高齢者虐待・障がい者虐待	いじめ・嫌がらせ(子ども・学生)	いじめ・嫌がらせ(職場)	セクシャル・ハラスメント	民事介入暴力	名誉毀損・プライバシー侵害・差別(人権)	その他の被害者相談・刑事手続・犯罪の成否等
令和3年度(総件数:1,181件)	20.0%	37.7%	2.1%	3.6%	30.6%	1.8%	0.3%	0.4%	0.5%	0.9%	0.1%	1.0%	1.0%
令和4年度(総件数:1,529件)	21.3%	42.8%	2.2%	2.5%	22.5%	2.0%	0.3%	0.9%	0.5%	1.8%	0.1%	1.7%	1.6%
令和5年度(総件数:2,516件)	21.9%	38.2%	1.7%	3.5%	26.9%	1.3%	0.4%	0.4%	0.7%	1.4%	0.0%	1.5%	2.1%
令和6年度(総件数:2,711件)	25.4%	35.5%	1.2%	3.3%	28.6%	0.9%	0.1%	0.4%	0.1%	0.7%	0.0%	1.5%	2.3%
令和7年度(総件数:3,717件)	25.9%	39.4%	0.9%	3.1%	22.0%	0.7%	0.3%	0.3%	0.3%	0.6%	0.0%	2.3%	4.2%

5－4　DV等被害者法律相談援助業務

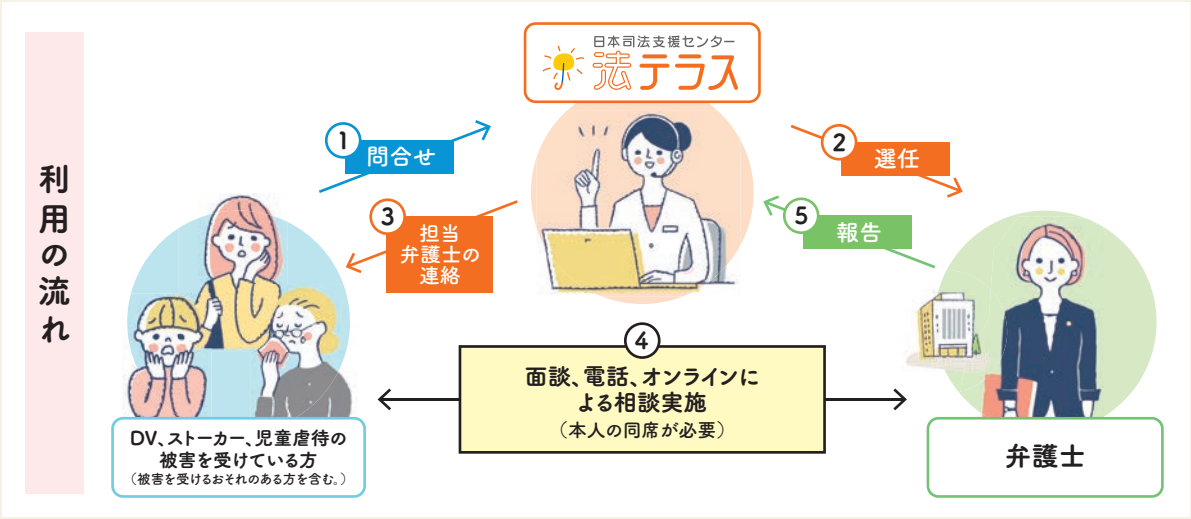
（1）ＤＶ等被害者法律相談援助業務の概要

法テラスでは、DV、ストーカー及び児童虐待の被害を受けている方（被害を受けるおそれのある方を含む。）を対象に、「DV等被害者法律相談援助」を実施している。

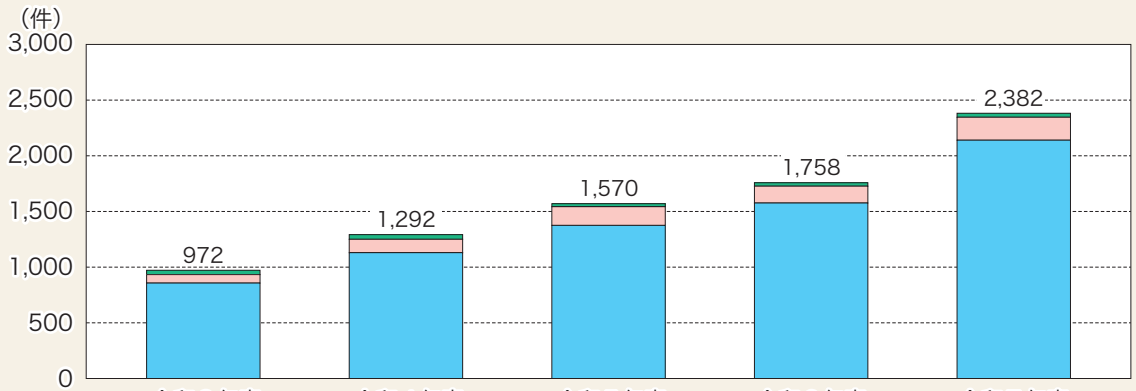
この業務は、事案の特殊性から速やかに弁護士へつないで法律相談を実施することを目指しており、対象者の資力にかかわらず、再被害の防止に必要であれば刑事・民事を問わず相談を実施できることなどを特徴としている（ただし、対象者が一定の基準を超える資産を有する場合、法律相談料は対象者の負担となる。）。

資料5-18は、制度利用の流れを説明したものであり、年度別援助件数の推移は、資料5-19のとおりである。令和７年度は、制度開始以来最多であった前年度をさらに上回る2,382件となった。事件類型別の割合は、DVが全体の89.8%を占め、次いでストーカーが8.6%、児童虐待が1.5%であった。

資料 5-18　DV等被害者法律相談援助制度利用の流れ



資料 5-19　DV等被害者法律相談援助件数の推移

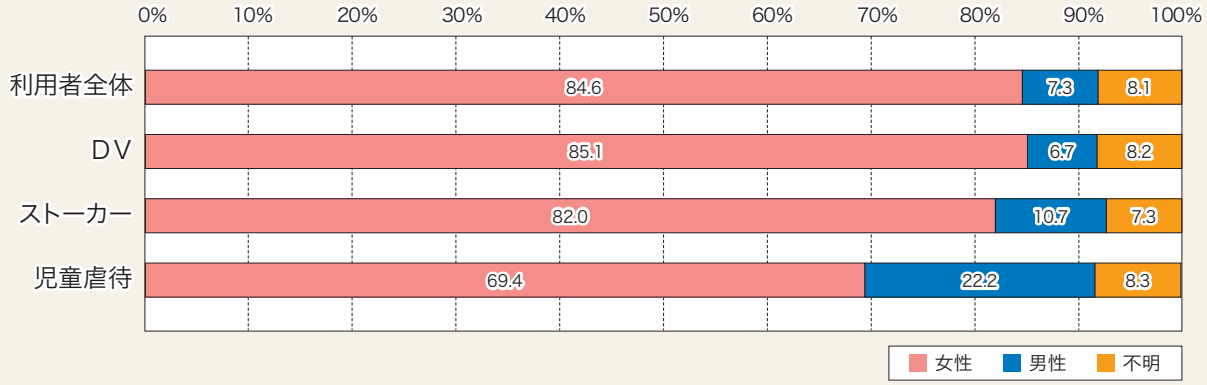


	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
合計	972	1,292	1,570	1,758	2,382
児童虐待	39	42	27	31	36
ストーカー	76	120	168	151	206
DV	857	1,130	1,375	1,576	2,140

利用者の性別・年代の内訳は、資料5-20及び資料5-21のとおりである。女性利用者が大きな割合を占めているが、男性利用者も一定数見られた。利用者全体を年代別に見ると、30代が29.6%と最も多く、20代から40代が全体の76.8%を占めた。

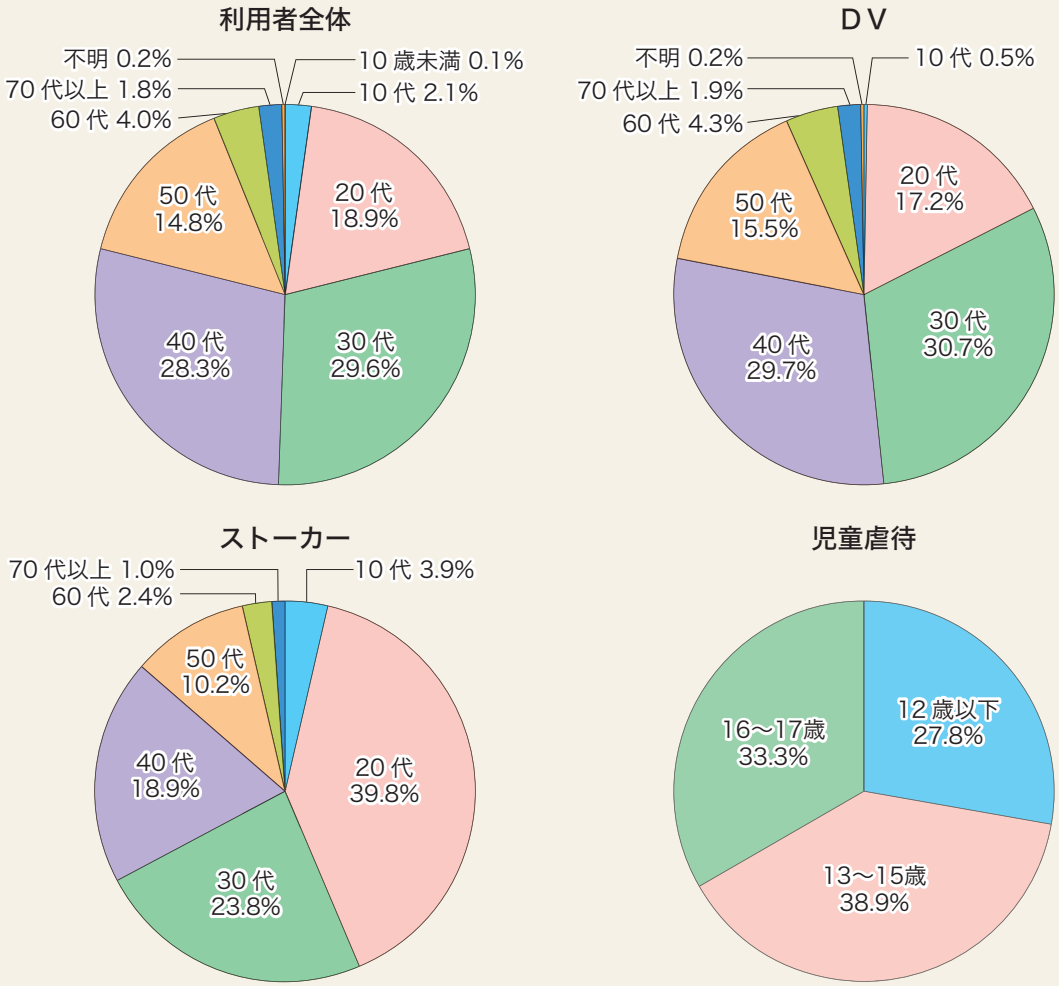
資料5-20　令和７年度DV等被害者法律相談援助利用者の性別

総件数：2,382件



資料 5-21　令和７年度ＤＶ等被害者法律相談援助利用者の年代

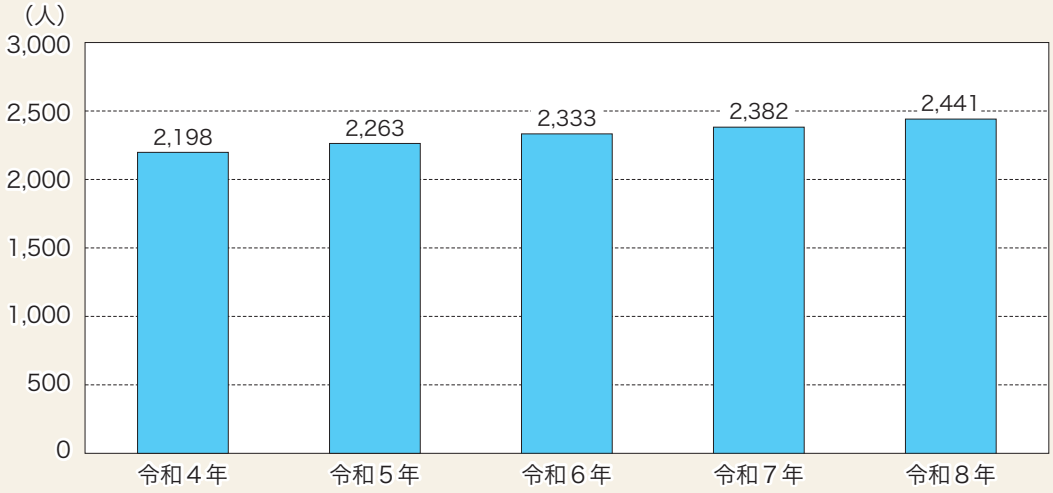
総件数：2,382件



DV等被害者援助弁護士数の推移は、資料5-22のとおりである。令和８年４月１日現在で前年度より59名増加の2,441名となった。

地方事務所別のDV等被害者援助弁護士数は、資料5-23のとおりである。

資料 5-22 DV等被害者援助弁護士数の推移



（注１）いずれも４月１日現在
（注２）契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。

資料 5-23 DV等被害者援助弁護士数の推移（地方事務所別）

（人）

地方事務所名	人数				
	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
札幌	104	109	109	111	115
函館	18	19	22	23	23
旭川	23	21	20	21	21
釧路	35	36	38	39	38
青森	22	22	21	24	24
岩手	28	28	30	33	33
宮城	49	49	49	50	52
秋田	11	12	12	12	11
山形	38	39	38	38	36
福島	40	39	41	41	40
茨城	38	37	36	37	37
栃木	12	12	12	12	12
群馬	28	27	34	35	35
埼玉	58	63	67	68	68
千葉	46	48	61	65	69
東京	306	320	324	335	334
神奈川	111	124	132	133	142
新潟	50	59	67	76	80
富山	21	20	21	21	22
石川	63	62	61	63	62
福井	32	31	30	28	28
山梨	31	30	30	30	29
長野	31	31	32	31	32
岐阜	23	23	23	23	25
静岡	59	59	60	60	61

（人）

地方事務所名	人数				
	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
愛知	86	85	86	86	87
三重	14	15	16	15	15
滋賀	21	20	20	20	23
京都	43	44	45	50	54
大阪	77	84	86	95	101
兵庫	39	43	46	46	47
奈良	45	50	51	51	52
和歌山	34	34	33	31	30
鳥取	24	24	24	26	26
島根	15	16	16	16	16
岡山	42	40	40	38	40
広島	25	25	29	29	38
山口	29	29	30	30	32
徳島	22	23	23	24	27
香川	27	30	30	29	29
愛媛	18	21	21	22	21
高知	19	19	17	16	15
福岡	123	119	120	120	126
佐賀	28	28	29	28	28
長崎	48	48	49	47	44
熊本	33	32	33	33	33
大分	59	60	60	61	64
宮崎	18	18	21	21	21
鹿児島	15	15	17	17	19
沖縄	17	21	21	22	24
合計	2,198	2,263	2,333	2,382	2,441

（注１）いずれも４月１日現在
（注２）契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。

（2）児童虐待に関する取組

資料5-24の児童向けポスター及びポケットカードを使って制度周知に取り組むとともに、資料5-25の児童虐待をテーマにした制度周知用アニメーション動画の配信を行っている。

資料 5-24　児童向けポスター及びポケットカード



資料 5-25　制度周知用アニメーション動画



公式YouTube

※こちらから動画を御覧いただけます。

5－5 被害者国選弁護関連業務

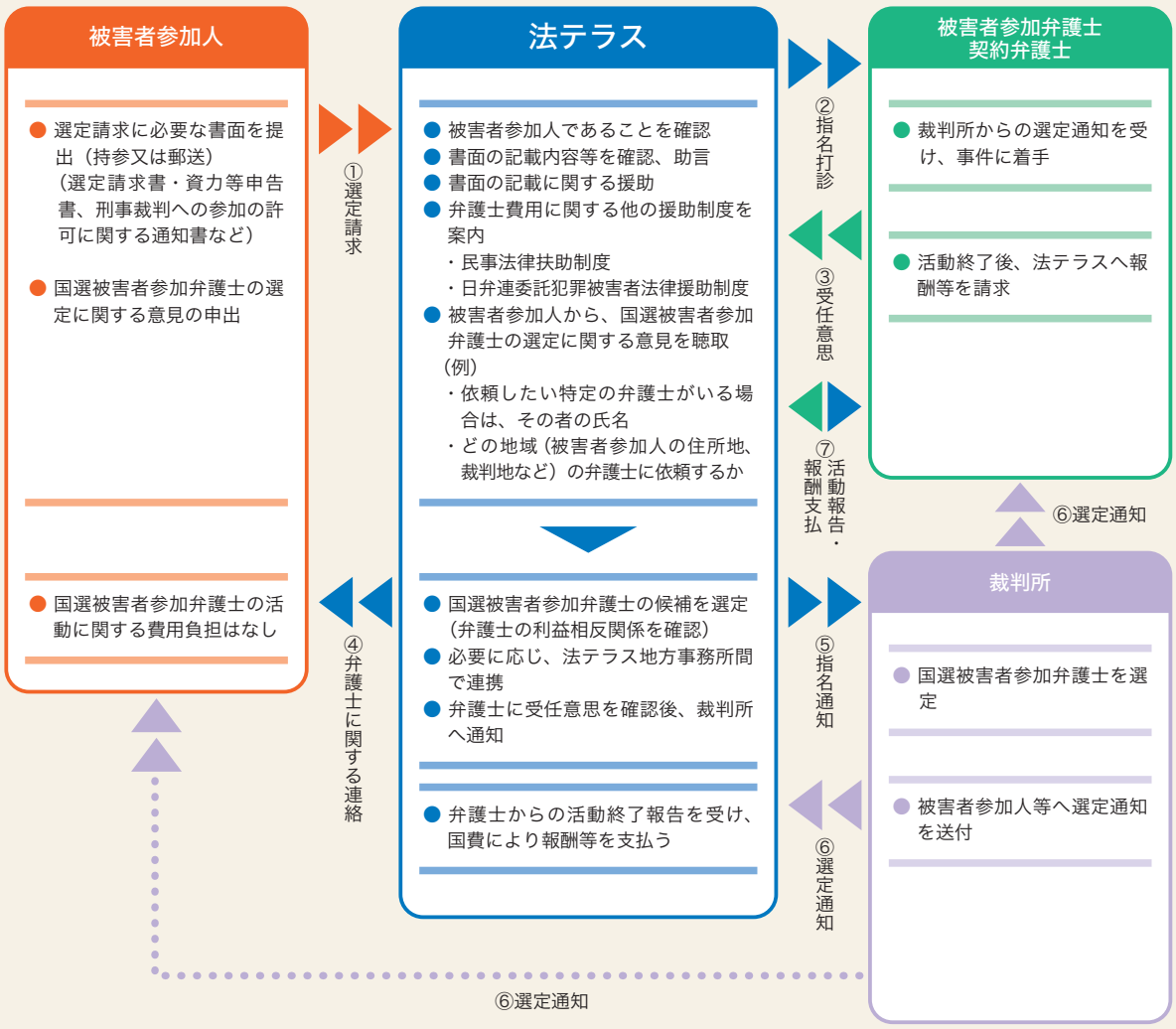
（1）被害者参加制度と被害者参加人のための国選弁護制度の概要

被害者参加制度とは、一定の犯罪の被害者等が、裁判所の許可を受けて公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加することができる制度である。一定の犯罪とは、①殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、②不同意わいせつ・不同意性交等（令和５年７月の改正刑法施行以前における罪名は強制わいせつ・強制性交等）等の罪、③自動車運転過失致死傷等の罪、④逮捕及び監禁の罪、⑤略取、誘拐、人身売買の罪等である。

被害者参加人のための国選弁護制度とは、刑事裁判への参加を許可された被害者等（被害者参加人）が、経済的に余裕がない場合でも弁護士による援助を受けられるように、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度である。

法テラスでは、国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、被害者参加人からの選定請求の受付及び意見聴取、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の算定及び支払等の業務を行っている。

資料 5-26 国選被害者参加弁護士の選定請求手続の流れ



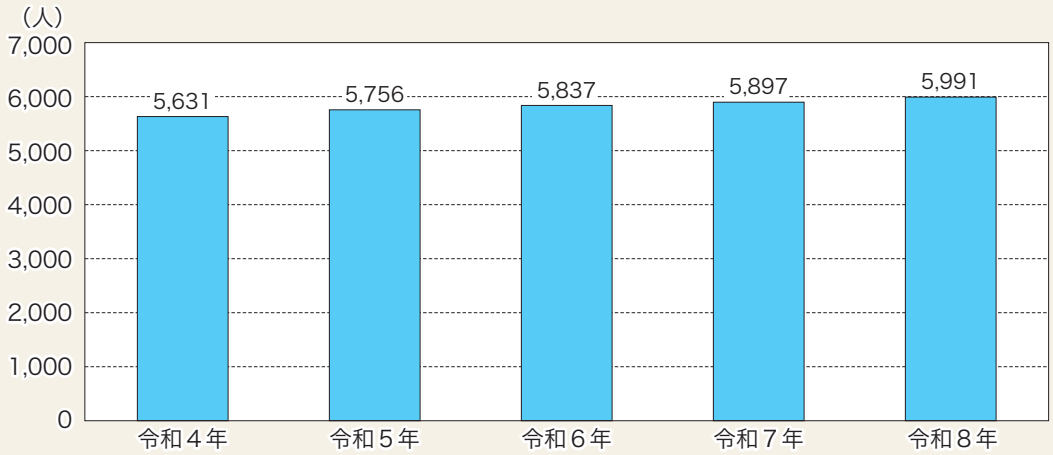
（2）被害者国選弁護関連業務の実施状況

ア　被害者参加弁護士契約弁護士

被害者参加弁護士契約弁護士の人数は、令和８年４月１日現在で前年度より94名増加の5,991名となった。

被害者参加人のための国選弁護制度の円滑な実施のために、今後も日本弁護士連合会や各地の弁護士会との連携のもと、契約弁護士確保の取組を進めていく。

資料 5-27　被害者参加弁護士契約弁護士数の推移



（注１）いずれも４月１日現在
（注２）契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。

資料 5-28　被害者参加弁護士契約弁護士数の推移（地方事務所別）

（人）

地方事務所名	人数				
	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
札　幌	233	252	255	258	265
函　館	35	35	35	35	34
旭　川	58	56	55	54	56
釧　路	51	53	51	52	50
青　森	31	32	30	29	27
岩　手	35	36	38	38	39
宮　城	104	111	117	123	129
秋　田	25	26	26	27	27
山　形	54	56	55	55	54
福　島	50	50	53	53	52
茨　城	144	142	149	148	146
栃　木	82	85	84	87	88
群　馬	82	83	91	90	90
埼　玉	90	92	97	102	102
千　葉	248	249	251	253	252
東　京	804	821	837	855	876
神奈川	275	280	283	288	295
新　潟	119	125	123	125	125
富　山	40	40	40	38	40
石　川	52	51	51	50	52
福　井	61	62	61	61	63
山　梨	44	44	44	44	44
長　野	148	154	154	150	153
岐　阜	37	37	39	39	38
静　岡	118	118	122	123	127

（人）

地方事務所名	人数				
	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
愛　知	181	189	191	198	219
三　重	60	60	56	54	56
滋　賀	44	48	49	51	54
京　都	199	197	197	198	206
大　阪	312	333	340	348	354
兵　庫	174	178	180	182	188
奈　良	86	90	91	89	93
和歌山	58	57	57	56	55
鳥　取	37	37	38	39	42
島　根	40	42	43	44	45
岡　山	86	90	93	95	93
広　島	166	167	167	166	169
山　口	98	97	99	97	95
徳　島	49	48	49	50	50
香　川	42	46	46	48	48
愛　媛	43	46	46	48	51
高　知	54	56	54	52	52
福　岡	316	312	316	325	324
佐　賀	70	71	77	76	77
長　崎	92	92	94	92	84
熊　本	131	130	128	129	129
大　分	77	78	80	79	78
宮　崎	91	93	94	92	91
鹿児島	41	41	40	42	43
沖　縄	64	68	71	70	71
合　計	5,631	5,756	5,837	5,897	5,991

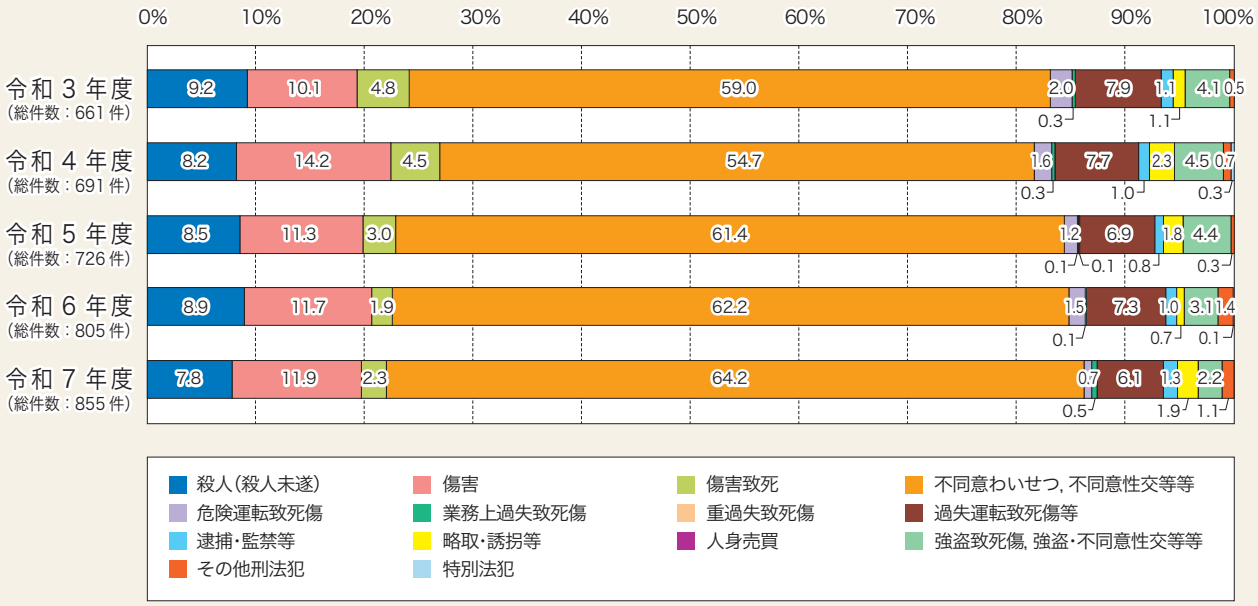
（注１）いずれも４月１日現在
（注２）契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。

イ　選定請求状況

令和７年度は過去最多となる855件の選定請求を受け、制度が施行された平成20年12月から令和８年３月までに受け付けた選定請求は累計9,134件となった。

過去５年間の罪名内訳をみると、不同意わいせつ・不同意性交等等の罪の割合が最も高く、令和７年度においては前年度を超える64.2%となった。

資料5-29　選定請求件数及び罪名内訳の推移



被害種別	殺人（殺人未遂）	傷害	傷害致死	不同意わいせつ，不同意性交等等	危険運転致死傷	業務上過失致死傷	重過失致死傷	過失運転致死傷等	逮捕・監禁等	略取・誘拐等	人身売買	強盗致死傷，強盗・不同意性交等等	その他刑法犯	特別法犯
令和3年度（総件数:661件）	9.2%	10.1%	4.8%	59.0%	2.0%	0.3%	0.0%	7.9%	1.1%	1.1%	0.0%	4.1%	0.5%	0.0%
令和4年度（総件数:691件）	8.2%	14.2%	4.5%	54.7%	1.6%	0.3%	0.0%	7.7%	1.0%	2.3%	0.0%	4.5%	0.7%	0.3%
令和5年度（総件数:726件）	8.5%	11.3%	3.0%	61.4%	1.2%	0.1%	0.1%	6.9%	0.8%	1.8%	0.0%	4.4%	0.3%	0.0%
令和6年度（総件数:805件）	8.9%	11.7%	1.9%	62.2%	1.5%	0.1%	0.0%	7.3%	1.0%	0.7%	0.0%	3.1%	1.4%	0.1%
令和7年度（総件数:855件）	7.8%	11.9%	2.3%	64.2%	0.7%	0.5%	0.0%	6.1%	1.3%	1.9%	0.0%	2.2%	1.1%	0.0%

資料 5-30　通常第一審事件のうち被害者参加を許可された人員数と国選被害者参加弁護士への委託人員数（司法統計による）

（人）

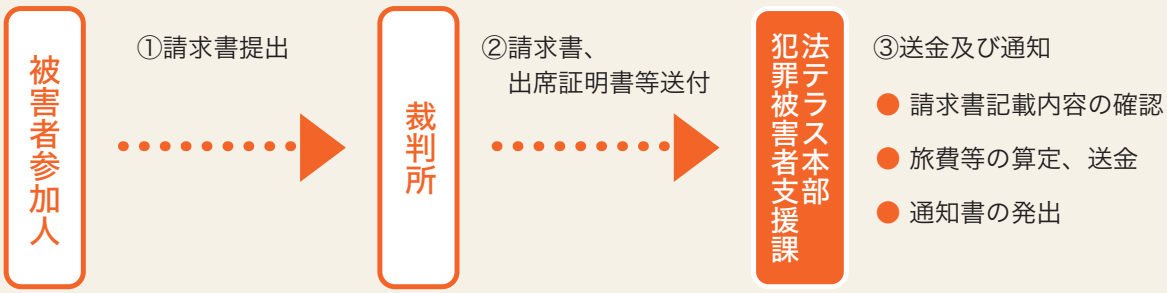
	被害者参加を許可された人員数 ①	国選被害者参加弁護士への委託人員数 ②	国選被害者参加弁護士が付された割合 ②／①
令和７年	1,754	798	45.5%

5－6　被害者参加旅費等支給業務

（1）被害者参加旅費等支給制度の概要

被害者参加旅費等支給制度とは、被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席した被害者等に、国がその旅費、日当及び宿泊料を支給し、経済的に支援する制度である。資力等にかかわらず、全ての被害者参加人が支給を受けることができる。法テラスでは、旅費等の算定及び送金業務などを行っている。

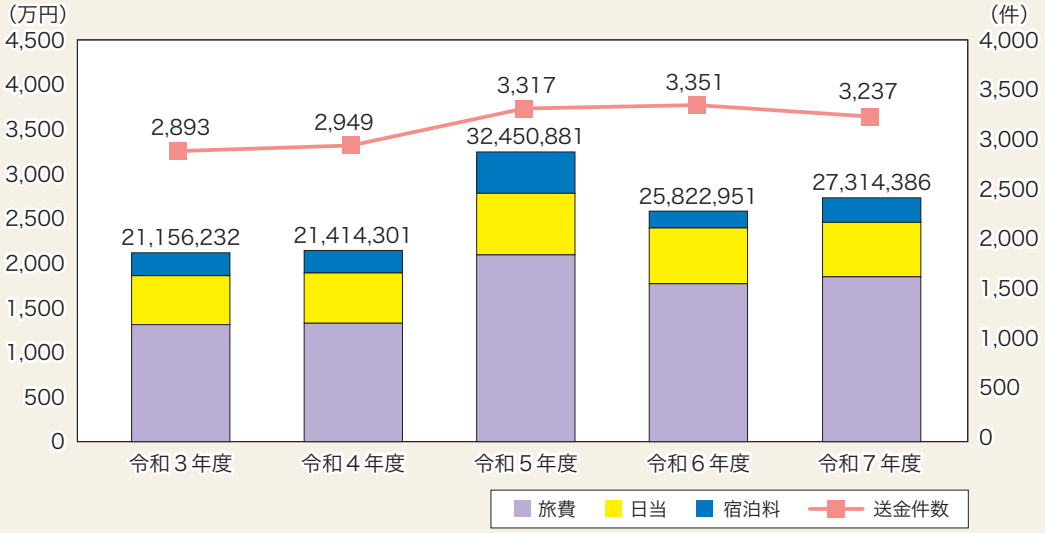
資料 5-31　**被害者参加旅費等の支給の流れ**



（2）被害者参加旅費等支給業務の実績

令和７年度は被害者参加人から3,340件の請求を受け、計2731万4386円の旅費等を送金した。今後も裁判所等と連携して、迅速な旅費等の支給に努める。

資料 5-32　**被害者参加旅費等支給業務実績の推移**



	請求件数	送金		旅費		日当		宿泊料	
		件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）
令和３年度	2,977	2,893	21,156,232	2,831	13,106,232	2,816	5,480,800	131	2,569,200
令和４年度	2,816	2,949	21,414,301	2,870	13,263,301	2,875	5,631,200	149	2,519,800
令和５年度	3,303	3,317	32,450,881	3,205	20,919,161	3,259	6,894,900	240	4,636,820
令和６年度	3,346	3,351	25,822,951	3,256	17,686,451	3,296	6,246,200	105	1,890,300
令和７年度	3,340	3,237	27,314,386	3,150	18,465,490	3,172	6,097,900	155	2,750,996
計	15,782	15,747	128,158,751	15,312	83,440,635	15,418	30,351,000	780	14,367,116

5－7 犯罪被害者等法律援助業務（犯罪被害者等支援弁護士制度）

法テラスでは、殺人や性犯罪などの犯罪被害にあわれた方やその家族などが、刑事・民事・行政その他の様々な手続について、弁護士による法律相談や法律事務等（以下「代理援助」という。）を原則として無料で受けられる制度の運用を令和８年１月13日から開始した。

この援助は、令和８年１月13日以降に被害にあわれた方が対象であり、被害者本人が亡くなった場合などには、家族などが利用できる場合がある。

資料5-33は、利用の流れを説明したものである。

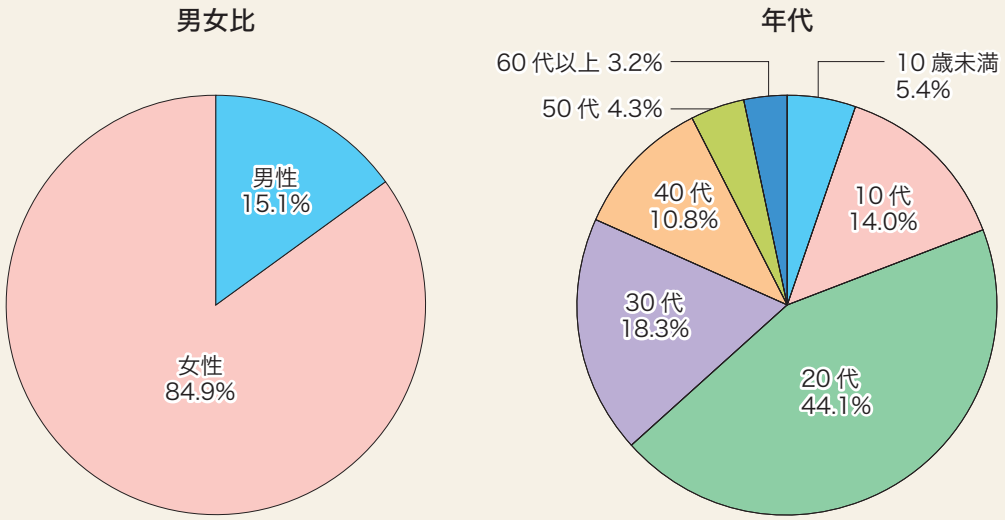
資料 5-33 犯罪被害者等法律援助利用の流れ



令和７年度の法律相談援助件数は93件となり、被害種別は性犯罪が最も多く、次に重傷害、殺人等となった。利用者の性別・年代は、資料5-34のとおりである。女性利用者が全体の84.9%を占めており、年代を見ると、20代が44.1%と最も高い割合となった。

資料 5-34　令和７年度犯罪被害者等法律援助相談利用者の性別・年代

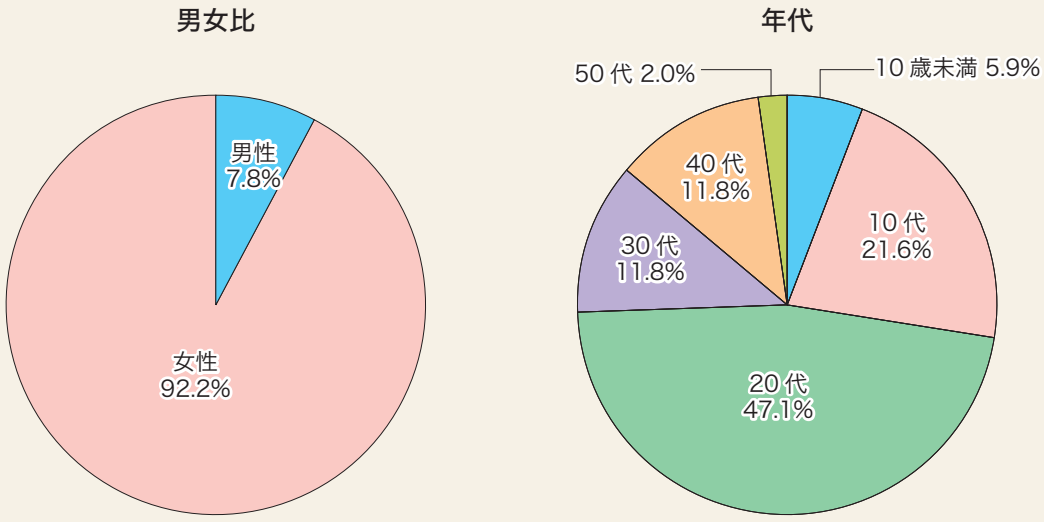
総件数：93件



令和７年度の代理援助件数は51件となり、被害種別は性犯罪が最も多く、次に殺人等、重傷害となった。利用者の性別・年代は、資料5-35のとおりである。女性利用者が全体の90%以上を占めており、年代を見ると、20代が47.1%と最も高い割合となった。

資料 5-35　令和７年度犯罪被害者等法律援助代理援助利用者の性別・年代

総件数：51件



犯罪被害者等法律援助契約弁護士数は、資料5-36のとおりである。令和８年４月１日現在の契約弁護士数は、1,362名となった。

資料 5-36 **犯罪被害者等法律援助契約弁護士数**（地方事務所別）

（人）

地方事務所名	人数 令和8年	地方事務所名	人数 令和8年
札幌	38	愛知	67
函館	13	三重	13
旭川	4	滋賀	11
釧路	26	京都	35
青森	13	大阪	81
岩手	16	兵庫	30
宮城	49	奈良	23
秋田	8	和歌山	16
山形	14	鳥取	6
福島	27	島根	18
茨城	34	岡山	22
栃木	11	広島	21
群馬	15	山口	13
埼玉	26	徳島	32
千葉	56	香川	23
東京	211	愛媛	18
神奈川	83	高知	7
新潟	27	福岡	75
富山	14	佐賀	5
石川	25	長崎	16
福井	14	熊本	11
山梨	10	大分	17
長野	7	宮崎	15
岐阜	3	鹿児島	18
静岡	15	沖縄	10
		合計	1,362

（注１）いずれも４月１日現在
（注２）契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。

6. 災害対応

法テラスにおける災害対応

大規模災害は、広範囲かつ長期的に多数の被災者の生命・生活に深刻な影響を及ぼす。それに伴い、多数の被災者が、不動産・二重ローン・相続・損害賠償など様々な法的問題を抱えることになる。被災地の復旧・復興を図り、被災者が平穏な生活を取り戻すためには、被災者の司法アクセスを確保し、これらの法的問題を解決していくことが不可欠といえる。

1　東日本大震災への対応

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被災者への法的支援は、主として従来の情報提供業務と民事法律扶助業務の中で行われていたが、被災者の実情により即した法的支援の充実を図るため、平成24年3月23日、「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（以下「法テラス震災特例法」という。）が成立し、同年4月1日から施行された。

法テラス震災特例法による新たな制度は、震災当時、被災地に住居や営業所等があった者であれば、資力を問わず援助を受けられること、裁判所の手続のほかに原発ADRなどが代理援助・書類作成援助の対象となること、事件の進行中は立替金の返済が猶予されることなどの特色があった。

このほか、法テラスは、岩手県、宮城県、福島県の3県に、合計7か所の被災地出張所を開設し、被災地域における司法アクセス改善を図るための拠点として、様々な活動を展開した。なお、法テラス震災特例法は2度の改正による期間延長を経て、令和3年3月31日をもって失効した。これに伴い、東日本大震災法律援助業務における新規申込みの受付を終了し、7か所の被災地出張所のうち法テラス気仙と法テラスふたばを除く5か所を閉鎖したが、法テラスは、今後も民事法律扶助業務等を通じ、被災地や近隣住民への法的サービスの提供を行うこととしている。

令和6年度の震災法律援助業務の実施件数は、震災代理援助が5件、震災書類作成援助が0件であった。震災代理援助及び震災書類作成援助の件数は、失効前に震災代理援助・震災書類作成援助を決定した援助事件の控訴審等の件数である。

2　総合法律支援法改正と被災者法律相談援助

法テラスは、法テラス震災特例法に基づく事業等により、東日本大震災被災者に対する法的支援についてもその一翼を担うようになった。他方で、東日本大震災被災者への法的支援を通し、大規模災害の被災者に対する迅速・適切な法的支援を行うための仕組みや制度創設の必要性なども認識されるようになった。すなわち、東日本大震災被災者に対する法的支援を目的として成立した法テラス震災特例法は、その施行までに1年以上を要しており、大規模災害の都度、特例法を制定するのでは即応性の点で不十分であった。そこで、今後起こり得る大規模災害に備え、被災者が抱える多種多様な法的問題解決に向けた迅速な対応ができるような法的支援の恒久的仕組みを、法テラスの基本法である総合法律支援法の中にあらかじめ定めておく必要性が指摘された。

このような議論を踏まえ、東日本大震災から約5年後の平成28年5月27日、総合法律支援法が改正され、同年6月3日に公布された。これにより、新たな制度となる「大規模災害の被災者に対する法律相談援助制度」（以下「被災者法律相談援助」という。）が法テラスの業務となった。この制度は、政令

によって対象となる「非常災害」を指定し、対象となる「地区」の範囲と「期間（1年を超えない。）」を定めることにより、被災者に対する資力を問わない無料相談を実施できるようにしたものである（総合法律支援法第30条第1項第4号）。改正総合法律支援法は、平成28年熊本地震発生時にはまだ国会で法案審議中であったが、その後成立し、同年7月1日、政令により被災者法律相談援助が同地震に適用されることとなった。

そして、地震発生の日（平成28年4月14日）から1年間となる平成29年4月13日まで、被災者を対象とした資力を問わない無料法律相談が実施された。なお、この被災者法律相談援助は、その後、2例目として平成30年7月豪雨（西日本豪雨）、3例目として令和元年台風第19号（令和元年東日本台風）、4例目として令和2年7月豪雨、5例目として令和6年能登半島地震に適用された。

令和7年度は、令和6年9月20日から同月23日までの間に発生した令和6年奥能登豪雨の被災地を対象に、令和6年12月25日から令和7年9月19日までの間、被災者法律相談援助が適用された。

3　被災者への情報提供

被災者がまず必要とするのは、法的支援制度を含めた各種情報である。法テラスでは、東日本大震災後、法テラス・サポートダイヤルによる情報提供のほかに、法テラス災害ダイヤルを開設し、被災者の生活再建に役立つ法制度や各種手続、相談窓口などの情報提供を行っている。

また、メールによる問合せにも対応するとともに、ホームページに各災害から派生する法的トラブルに関するQ＆Aを掲載した特設ページを開設するなどし、被災者への情報提供を拡充している。

令和6年奥能登豪雨への対応では、被災者法律相談援助の終了後も引き続きホームページに令和6年奥能登豪雨に関する法律問題Q＆Aを掲載し、被災者が必要とする情報の提供に努めるとともに、法テラス災害ダイヤルを活用した被災者等への情報提供を行った。

資料 6-1　法テラス災害対応年表

年	月・日	内　　容
平成23年	3月11日	東日本大震災発生
	3月12日	理事長を本部長とする東日本大震災対策本部発足
	3月23日	日本弁護士連合会及び東京三弁護士会と共催で電話による情報提供を開始（以降順次、仙台弁護士会（4月11日）、日本司法書士会連合会（4月18日）、岩手弁護士会（5月23日）とも共催で実施）
	3月31日	避難所等において、民事法律扶助制度による巡回法律相談開始
	9月21日	被災者対応のため業務方法書を改正（民事法律扶助制度の特例措置）、法務大臣認可
	10月2日	・被災地出張所「法テラス南三陸」を開所（以降、平成25年3月までに更に6か所の被災地出張所を開所） ・各出張所で「よろず相談」を順次開始
	10月3日	被災者を対象とした民事法律扶助制度の特例措置開始（平成24年3月31日まで）
	11月1日	コールセンターに法テラス災害ダイヤル（震災　法テラスダイヤル、被災者専用フリーダイヤル）を開設
	11月22日	「東日本大震災相談実例Q＆A集」を10万部発行
平成24年	3月29日	東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（法テラス震災特例法）公布
	4月1日	・法テラス震災特例法施行（平成27年3月31日まで） ・法テラス震災特例法による被災者を対象とした資力を問わない無料法律相談等（東日本大震災法律援助業務）を開始
平成27年	3月31日	法テラス震災特例法が改正され、有効期限の延長が決定（平成30年3月31日まで）
平成28年	4月14日	平成28年熊本地震発生 これを受け、平成28年熊本地震に関するQ＆A等を掲載した特設ページをホームページに開設（4月18日）
	5月14日	法テラス災害ダイヤルを平成28年熊本地震被災者も利用可能とし、情報提供を開始
	6月3日	・総合法律支援法の一部を改正する法律（改正総合法律支援法）公布 ・大規模災害の被災者に対する資力を問わない無料法律相談（被災者法律相談援助事業）が創設される
	7月1日	・改正総合法律支援法により被災者法律相談援助事業が施行 ・政令により平成28年熊本地震に同事業が適用され、業務開始（平成29年4月13日まで）
平成29年	7月5日～ 7月6日	平成29年7月九州北部豪雨発生 これを受け、平成29年7月九州北部豪雨に関するQ＆A等を掲載した特設ページをホームページに開設（7月11日）
平成30年	3月30日	法テラス震災特例法が改正され、有効期限の2度目の延長が決定（令和3年3月31日まで）
	6月28日～ 7月8日	平成30年7月豪雨発生 これを受け、平成30年7月豪雨に関するQ＆A等を掲載した特設ページをホームページに開設（7月11日）
	7月14日	・政令により平成30年7月豪雨に被災者法律相談援助事業が適用され、業務開始（令和元年6月27日まで） ・法テラス災害ダイヤルを平成30年7月豪雨被災者も利用可能とし、情報提供を開始
	9月6日	平成30年北海道胆振東部地震発生 これを受け、平成30年北海道胆振東部地震に関するQ＆A等を掲載した特設ページをホームページに開設（9月14日）
令和元年 （平成31年）	9月9日	令和元年台風第15号日本上陸（千葉県） これを受け、令和元年台風第15号に関するQ＆A等を掲載した特設ページをホームページに開設（9月24日）
	10月12日	令和元年台風第19号日本上陸（伊豆半島） これを受け、令和元年台風第19号に関するQ＆A等を掲載した特設ページをホームページに開設（10月15日）
	10月18日	・政令により令和元年台風第19号に被災者法律相談援助事業が適用され、業務開始（令和2年10月9日まで） ・法テラス災害ダイヤルを令和元年台風第19号被災者も利用可能とし、情報提供を開始
令和2年	7月3日～ 7月31日	令和2年7月豪雨発生 これを受け、令和2年7月豪雨に関するQ＆A等を掲載した特設ページをホームページに開設（7月10日）
	7月14日	・政令により令和2年7月豪雨に被災者法律相談援助事業が適用され、業務開始（令和3年7月2日まで） ・法テラス災害ダイヤルを令和2年7月豪雨被災者も利用可能とし、情報提供を開始
令和3年	3月31日	・法テラス震災特例法の失効により、東日本大震災法律援助の新規申込み受付終了 ・被災地出張所「法テラス大槌」「法テラス東松島」「法テラス山元」「法テラス南三陸」「法テラス二本松」を閉鎖 ・「法テラス気仙」における「よろず相談」終了
令和4年	3月31日	「法テラスふたば」における「よろず相談」終了
令和6年	1月1日	令和6年能登半島地震発生 これを受け、令和6年能登半島地震に関するQ＆A等を掲載した特設ページをホームページに開設（1月10日）
	1月11日	・政令により令和6年能登半島地震に被災者法律相談援助事業が適用され、業務開始 ・法テラス災害ダイヤルを令和6年能登半島地震被災者も利用可能とし、情報提供を開始
	9月20日～ 9月23日	令和6年奥能登豪雨発生
	12月25日	・政令により令和6年奥能登豪雨に被災者法律相談援助事業が適用され、業務開始（令和7年9月19日まで） これを受け、令和6年奥能登豪雨に関するQ＆A等を掲載した特設ページをホームページに開設 ・法テラス災害ダイヤルを令和6年奥能登豪雨被災者も利用可能とし、情報提供を開始

資料 6-2　災害時に利用できる制度の比較

令和８年３月31日現在

業務	情報提供業務	民事法律扶助業務		震災法律援助業務
		一般法律相談援助	被災者法律相談援助	震災法律相談援助
根拠法令条文	総合法律支援法 成立日：平成16年5月26日 （法律第74号） 施行日：平成16年6月2日	総合法律支援法 成立日：平成16年5月26日 （法律第74号） 施行日：平成16年6月2日	総合法律支援法の一部を改正する法律（改正総合法律支援法） 成立日：平成28年5月27日 （法律第53号） 施行日：平成28年7月1日	東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律 成立日：平成24年3月23日 （法律第6号） 施行日：平成24年4月1日 失効日：令和3年3月31日
	（第30条第1項第1号）	（第30条第1項第2号）	（第30条第1項第4号）	（第1条）
サービスの概要	①解決に役立つ法制度や相談窓口等の情報提供（電話やメール等）、ホームページに災害特設ページを設け、災害に関するQ＆A等を掲載 ②法テラス災害ダイヤルにて情報提供	経済的に余裕のない方などが法的トラブルにあった際に、無料で法律相談を行う。	政令で指定された一定の大規模災害により被災された方に対し、災害発生から最長で1年間、無料で法律相談を行う。	東日本大震災に際し、災害救助法が適用された区域に平成23年3月11日に居住していた方に対し、無料で法律相談を行う。
利用者の条件	特になし。	収入や資産（現金・預貯金）が一定基準以下であること	・大規模災害が発生した日に、政令で定められた被災地に住所、居所、営業所又は事務所を有していた方 ・資力は問わない。	・東日本大震災に際し、災害救助法が適用された市町村（東京都を除く。）に平成23年3月11日に住居や営業所等があった方 ・資力は問わない。
無料法律相談の対象		刑事事件を除く全て	刑事事件を除く申込者の生活の再建に当たり必要な法律相談	刑事事件を除く全て
適用災害	①サポートダイヤル：全ての災害 ②法テラス災害ダイヤル：東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨、令和6年能登半島地震、令和6年奥能登豪雨	全ての災害	・平成28年熊本地震 ・平成30年7月豪雨 ・令和元年台風第19号 ・令和2年7月豪雨 ・令和6年能登半島地震 ・令和6年奥能登豪雨	東日本大震災

弁護士・司法書士による援助が必要な場合	業務	代理援助／書類作成援助	震災代理援助／震災書類作成援助
	サービスの概要	弁護士・司法書士費用等の立替え	弁護士・司法書士費用等の立替え
	利用者の条件	以下のいずれにも該当する方 ・収入や資産(預貯金・不動産等）が一定基準以下であること ・勝訴の見込みがないとはいえないこと ・民事法律扶助の趣旨に適すること	・東日本大震災に際し、災害救助法が適用された市町村（東京都を除く。）に平成23年3月11日に住居や営業所等があった方 ・資力は問わない。
	代理援助／書類作成援助の対象	［代理援助の対象］ ・民事・家事・行政に関する裁判所の手続（民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む。） ［書類作成援助の対象］ ・訴状等の民事裁判上の書類	［代理援助の対象］ 震災に起因する事件の以下の手続 ・民事・家事・行政に関する裁判所の手続（民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む。） ・ADR機関の手続 ・行政不服審査などの行政手続 ・民事裁判等手続に先立つ和解の交渉（東京電力(株)に対する請求書提出等） ［書類作成援助の対象］ 震災に起因する事件の以下の書類 ・訴状等の民事裁判上の書類 ・ADR手続上の書類 ・行政不服手続上の書類 ・東京電力(株)に対する請求書等
	立替費用の返済	原則として援助開始時から毎月返済	援助終結後から毎月返済

7. 受託業務

7－1　業務の概要

総合法律支援法第30条第２項の規定により、法テラスは、本来業務（同条第１項）の遂行に支障のない範囲で、国、地方公共団体、非営利法人又は国際機関の委託を受け、被害者等の援助その他に関し、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる等の業務を行えることになっている。この規定に基づき、平成19年４月１日から、公益財団法人中国残留孤児援護基金からの委託による「中国・サハリン残留孤児日本人国籍取得支援業務」を、同年10月１日からは日本弁護士連合会からの委託による「日本弁護士連合会委託援助業務」をそれぞれ開始した。前者については、令和２年３月末で受託を終了した。

こうした受託業務を通じ、法テラスは、本来業務にとどまらない、より広い法的サービスを提供することが可能となっている。

日本弁護士連合会委託援助業務の内容等は、以下のとおりである。

7－2　日本弁護士連合会委託援助業務

（１）業務内容

総合法律支援法が規定する法テラスの本来業務である民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされない人々を対象とし、人権救済の観点から弁護士報酬及び費用等の援助を行うというものであり、紛争解決制度の利用をより容易にし、法律専門家のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な法律支援の一環を成す事業である。

具体的には、①刑事被疑者弁護援助、②少年保護事件付添援助、③犯罪被害者法律援助、④難民認定に関する法律援助、⑤外国人に対する法律援助、⑥子どもに対する法律援助、⑦精神障害者に対する法律援助、⑧心神喪失者等医療観察法法律援助、⑨高齢者・障害者・ホームレス等に対する法律援助の９項目にわたり、活動をした弁護士の報酬や費用等を援助するものである。

各援助項目の対象者と援助内容は、資料7-1のとおりである。

資料 7-1 日本弁護士連合会委託援助業務の対象者及び援助内容一覧

	対象者	援助内容
①	身体を拘束された刑事被疑者（勾留状が発せられた被疑者を除く。）	被疑者との接見とアドバイス、警察官等との折衝、被害者との示談交渉その他逮捕段階の刑事弁護活動全般
②	家庭裁判所に送致された少年（抗告・再抗告を含む。）。ただし、家庭裁判所又は抗告裁判所が国選付添人を付さなければならない場合を除く。	少年との面会とアドバイス、家庭裁判所との折衝、環境調整、被害者との示談交渉その他付添人活動全般
③	生命、身体若しくは自由（性的自由を含む。）に関する犯罪又はストーカー行為若しくはDVの被害を受けた者又はその親族若しくは遺族	被害届の提出、告訴･告発、検察審査会申立て、法廷傍聴付添、少年審判状況説明聴取、修復的司法の一環としての加害者側との対話、刑事手続における和解交渉、犯罪被害者等給付金申請及び報道機関への対応・折衝その他犯罪被害者支援のために必要な活動
④	難民認定申請者（補完的保護申請者を含む。）	申請、申請却下に対する審査請求、不認定処分等の取消訴訟等の活動
⑤	人道的見地から弁護士による緊急の援助を必要とする外国人	1　在留資格等の入管関係、就籍・帰化等の戸籍・国籍関係、社会保障関係の行政手続の代理等 2　在留資格がないために、民事法律扶助が利用できない外国人の訴訟代理
⑥	人権救済を必要としている子ども	1　児童相談所等との交渉、虐待を行う親との関係調整、離縁訴訟等の支援 2　触法少年の警察官調査に関する付添人活動 3　子どもの手続代理人の活動（国選、私選を問わない。）
⑦	精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に係る退院請求・処遇改善請求等の行政手続の代理
⑧	医療観察法の心神喪失者	心神喪失者等医療観察法に係る退院許可申立て・処遇改善等の行政手続の代理、国選付添人の医師に対する協力費用
⑨	人道的見地から弁護士による緊急の援助を必要とする高齢者・障害者・ホームレス等	生活保護申請、生活保護法に基づく審査請求の代理
⑩	上記①②を除く対象者	上記①②を除く各援助に関する法律相談

（2）援助要件等

日本弁護士連合会委託援助を利用するためには、ⓘ対象者に該当すること、ⓘⓘ資力に乏しいこと、ⓘⓘⓘ弁護士に依頼する必要性・相当性があることの３つの要件を満たさなければならない。

弁護士がこの援助制度を利用した案件を取り扱うためには、法テラスとの間で委託援助契約を締結する必要がある（総合法律支援法第29条第８項、第30条第２項第１号）。同契約を締結した弁護士は、個別案件を申し込むに当たり援助希望者から事情聴取を行い、上記ⓘからⓘⓘⓘの要件該当性を判断する。申込みの受付は、当該弁護士の所属弁護士会に対応する法テラス地方事務所本所のみが行う。

援助開始決定や終結決定は、地方事務所長が行い、委託要綱で定めた報酬、費用相当額を援助業務の活動内容に応じて支払う。また、弁護士による活動の結果、被援助者が事件の終了により財産的利益を取得するなどして、生活状況が改善し、弁護士報酬や費用相当分を支払うことができないという状態を脱し、かつ、被援助者に負担させることが相当でないといえなくなった場合、弁護士報酬等は被援助者の負担となることがある。負担の要否は受任弁護士の意見を尊重して地方事務所長が決定するが、負担金を求める手続は日本弁護士連合会又は各地の弁護士会が行うこととなっている。

（3）業務実績

令和７年度は、13,006件の援助申込みを受理し、前年度比では500件増（4.0%増）となった。近年の全体傾向としては、新型コロナウイルス感染症拡大により、令和元年度から令和３年度にかけては大きく減少したが、弁護士会等の活動普及及びその後の社会経済活動の回復を基調として、令和４年度以降は増加傾向にある。

令和７年度の地方事務所別の申込受理件数は、資料7-2のとおりである。また、令和３年度から令和７年度までの援助事業種別の申込受理件数推移は、資料7-3のとおりである。

援助事業種別では、刑事被疑者弁護援助は、平成30年６月に施行された改正刑事訴訟法に基づく被疑者国選弁護人制度の拡大以降年々減少していたが、刑法犯認知件数（警察庁公表）の増加もあり、令和４年度から増加に転じている（令和７年度は前年度比7.6%増）。少年保護事件付添援助も、令和３年度以降、増加傾向にある（同22.2%増）。犯罪被害者法律援助は、業務受託開始以来、一貫して増加しており（同8.5%増）、精神障害者等に対する法律援助も前年度比増となった（同2.3%増）。一方、難民認定に関する法律援助（同17.8%減）、外国人に対する法律援助（同21.6%減）、子どもに対する法律援助（同 12.3%減）及び高齢者・障害者・ホームレス等の法律援助（同14.2%減）は、いずれも前年度比減となった。

（4）援助費用

令和７年度の援助費用は全体で８億8120万7640円であった。刑事被疑者弁護援助、特に少年保護事件付添援助の大幅な件数増加があり、前年度比では294万8176円増（0.3%増）となった。令和３年度から令和７年度までの援助項目ごとの費用の実績は、資料7-4のとおりである。令和７年度の援助費用の内訳を項目別に見ると、犯罪被害者法律援助が30.2%を占めて最多となっている。なお、援助に要する費用は、全て日本弁護士連合会から法テラスに支払われる委託経費から支出されている。

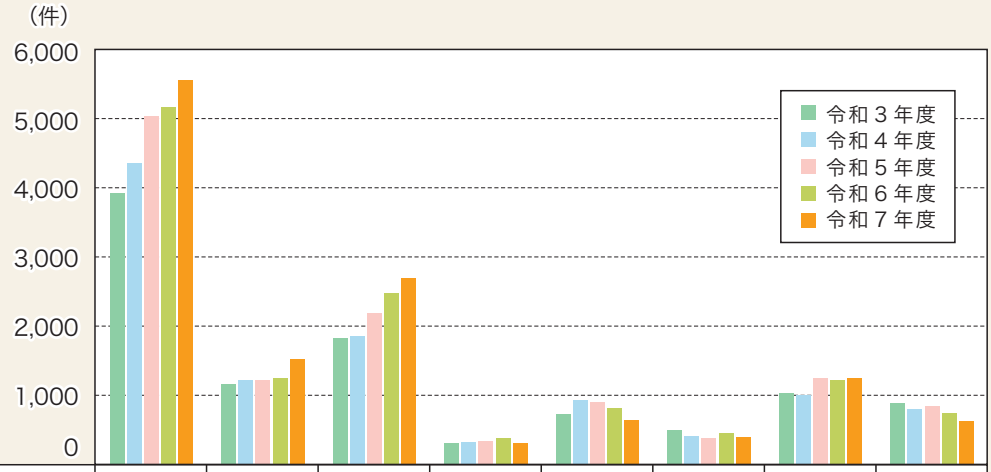
資料 7-2　令和７年度申込受理件数（地方事務所別）

（件）

	合計	被疑者	少年	犯罪被害者	難民	外国人	子ども	精神障害者等	高齢者等
札　幌	748	446	35	115	0	0	7	138	7
函　館	105	75	9	18	0	0	0	2	1
旭　川	22	13	0	5	0	2	1	0	1
釧　路	22	2	6	12	0	0	1	0	1
青　森	43	9	10	17	0	0	0	6	1
岩　手	35	14	6	12	0	0	0	1	2
宮　城	209	89	5	62	0	2	0	34	17
秋　田	17	8	0	2	0	0	0	7	0
山　形	22	3	8	4	0	2	0	3	2
福　島	44	3	5	32	0	0	0	2	2
茨　城	46	5	12	5	9	11	1	1	2
栃　木	36	5	13	7	1	2	0	3	5
群　馬	104	8	31	45	0	6	8	2	4
埼　玉	705	182	96	189	10	35	25	69	99
千　葉	597	224	63	127	6	25	18	110	24
東　京	3,319	1,899	165	382	213	348	83	92	137
神奈川	573	55	91	327	9	22	50	8	11
新　潟	54	7	17	17	0	0	2	7	4
富　山	79	54	5	9	0	1	0	0	10
石　川	93	19	11	25	0	0	2	32	4
福　井	36	12	2	15	0	0	1	2	4
山　梨	38	0	12	18	0	3	3	0	2
長　野	44	4	11	12	0	4	3	0	10
岐　阜	57	2	16	11	0	0	0	28	0
静　岡	183	59	31	17	4	19	2	39	12
愛　知	387	46	148	94	3	44	22	7	23
三　重	58	4	18	14	1	2	0	14	5
滋　賀	98	13	16	39	0	2	2	18	8
京　都	424	251	38	45	1	14	4	54	17
大　阪	1,659	1,180	159	134	33	31	40	29	53
兵　庫	370	36	143	138	7	10	14	6	16
奈　良	108	4	21	59	0	1	5	3	15
和歌山	61	10	7	25	0	0	16	2	1
鳥　取	36	1	6	5	0	21	0	0	3
島　根	44	19	4	11	0	1	1	2	6
岡　山	113	11	23	54	0	0	16	2	7
広　島	344	118	53	88	9	11	23	28	14
山　口	21	3	9	5	0	0	1	2	1
徳　島	29	4	1	23	0	0	1	0	0
香　川	92	8	14	58	0	3	1	0	8
愛　媛	50	4	11	29	0	0	0	1	5
高　知	86	7	12	52	0	0	8	3	4
福　岡	1,096	471	109	97	4	8	8	342	57
佐　賀	84	19	8	15	0	0	4	30	8
長　崎	53	6	6	20	3	7	2	2	7
熊　本	100	23	19	27	0	2	0	24	5
大　分	52	21	9	14	0	1	1	6	0
宮　崎	59	18	4	19	0	1	3	11	3
鹿児島	130	17	9	53	0	0	0	47	4
沖　縄	221	64	22	89	0	0	21	24	1
合　計	13,006	5,555	1,529	2,692	313	641	400	1,243	633

（注）精神障害者等の数値には、医療観察法の心神喪失者を含めている。

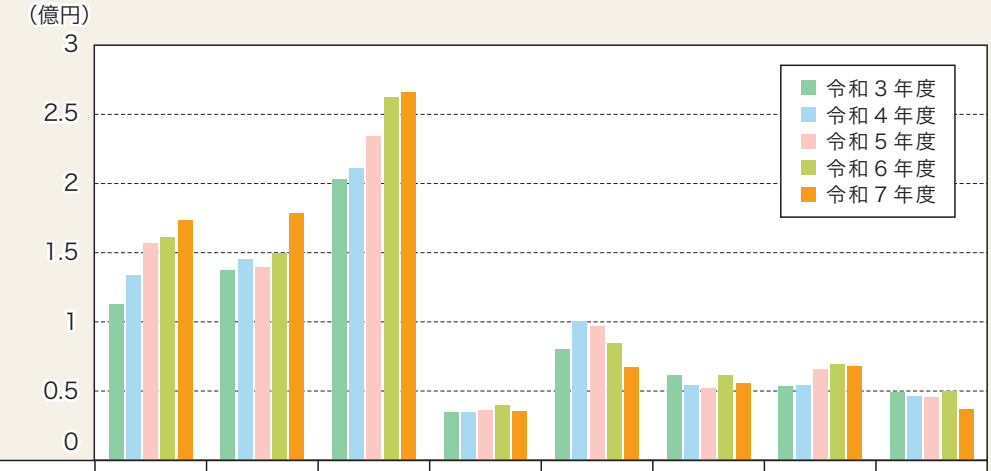
資料 7-3 事業種別申込受理件数の推移



	合計	被疑者	少年	犯罪被害者	難民	外国人	子ども	精神障害者等	高齢者等
令和３年度	10,364	3,926	1,168	1,824	312	735	490	1,025	884
令和４年度	10,898	4,354	1,213	1,856	325	930	415	1,001	804
令和５年度	12,160	5,041	1,217	2,189	344	900	379	1,243	847
令和６年度	12,506	5,165	1,251	2,482	381	818	456	1,215	738
令和７年度	13,006	5,555	1,529	2,692	313	641	400	1,243	633

（注）精神障害者等の数値には、医療観察法の心神喪失者を含めている。

資料 7-4 事業種別受託業務援助費用の推移



	合計	被疑者	少年	犯罪被害者	難民	外国人	子ども	精神障害者等	高齢者等
令和３年度	732,016,683	112,938,193	137,140,087	203,030,925	34,762,187	79,873,207	61,280,755	53,751,165	49,240,164
令和４年度	778,916,442	133,836,481	145,057,928	210,876,855	34,375,285	100,673,341	54,242,188	53,906,781	45,947,583
令和５年度	826,433,728	156,449,553	139,104,734	234,267,763	36,303,273	96,820,716	52,302,168	65,767,791	45,417,730
令和６年度	878,259,464	161,440,753	149,425,007	262,179,017	39,602,790	84,802,570	61,072,995	69,603,448	50,132,884
令和７年度	881,207,640	173,738,324	178,790,927	265,729,664	35,189,907	67,489,713	55,786,468	68,012,761	36,469,876

（注）精神障害者等の数値には、医療観察法の心神喪失者を含めている。

8. その他

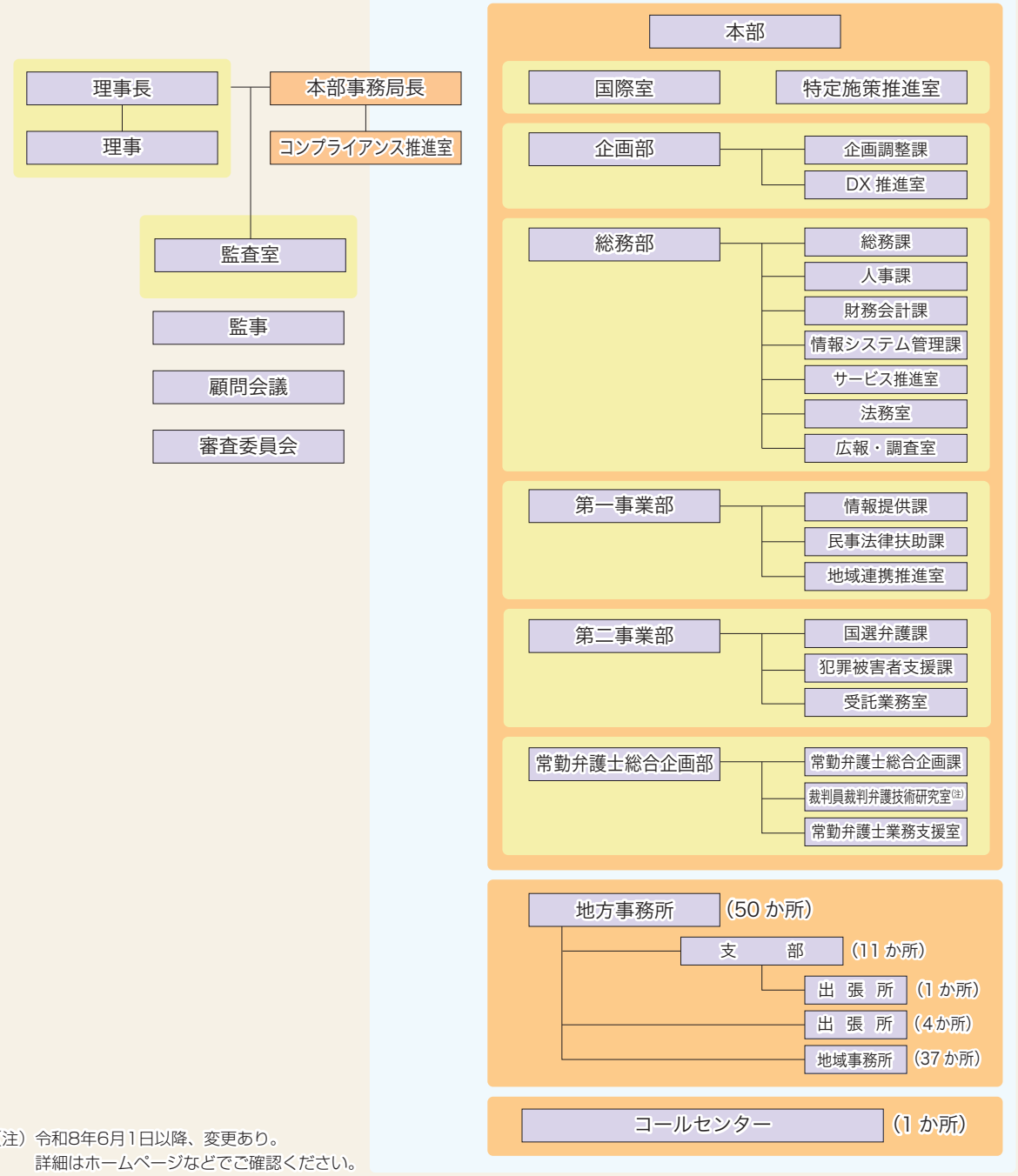
8－1　組織

（1）本部と地方事務所の組織

本部及び地方事務所の組織図は、資料8-1のとおりである。

資料 8-1　**本部及び地方事務所組織図**

（令和８年３月31日現在）



（注）令和8年6月1日以降、変更あり。
詳細はホームページなどでご確認ください。

（2）事務所

全国の事務所所在地は、資料8-2のとおりである。

資料 8-2　法テラス全国事務所所在地（令和８年３月31日現在）

事務所名	郵便番号	住所	電話番号
札幌地方事務所	060-0001	北海道札幌市中央区北１条西 9-3-1　南大通ビル N1　1F	0503383-5555
函館地方事務所	040-0063	北海道函館市若松町 6-7　ステーションプラザ函館 5F	0503383-5560
函館法律事務所	040-0063	北海道函館市若松町 6-7　ステーションプラザ函館 5F	0503383-5562
江差地域事務所	043-0034	北海道檜山郡江差町字中歌町 199-5	0503383-5563
八雲地域事務所	049-3106	北海道二海郡八雲町富士見町 21-1	0503383-8366
旭川地方事務所	070-0033	北海道旭川市３条通 9-1704-1　TK フロンティアビル 6F	0503383-5566
旭川法律事務所	070-0033	北海道旭川市３条通 9-1704-1　TK フロンティアビル 7F	0503383-5566
釧路地方事務所	085-0847	北海道釧路市大町 1-1-1　道東経済センタービル 1F	0503383-5567
釧路法律事務所	085-0847	北海道釧路市大町 1-1-1　道東経済センタービル 1F	0503383-5567
青森地方事務所	030-0861	青森県青森市長島 1-3-1　日本赤十字社青森県支部ビル 2F	0503383-5552
青森法律事務所	030-0861	青森県青森市長島 1-3-1　日本赤十字社青森県支部ビル 2F	0503383-5554
むつ地域事務所	035-0073	青森県むつ市中央 1-5-1	0503383-0067
鰺ヶ沢地域事務所	038-2761	青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字後家屋敷 9-4 鰺ヶ沢町総合保健福祉センター内	0503383-8369
岩手地方事務所	020-0022	岩手県盛岡市大通 1-2-1　岩手県産業会館本館 2F	0503383-5546
岩手法律事務所	020-0022	岩手県盛岡市大通 1-2-1　岩手県産業会館本館 2F	0503383-0465
宮古地域事務所	027-0083	岩手県宮古市大通 4-4-22　宮古中央ビル 2F	0503383-0518
気仙出張所	022-0003	岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 9-5	0503383-1402
宮城地方事務所	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町 3-6-1　一番町平和ビル 6F	0503383-5535
秋田地方事務所	010-0001	秋田県秋田市中通 5-1-51　北都ビルディング 6F	0503383-5550
秋田法律事務所	010-0001	秋田県秋田市中通 5-1-51　北都ビルディング 6F	0503383-5549
鹿角地域事務所	018-5201	秋田県鹿角市花輪字下花輪 50　鹿角市福祉保健センター 2F	0503383-1416
山形地方事務所	990-0042	山形県山形市七日町 2-7-10　NANA BEANS 8F	0503383-5544
福島地方事務所	960-8131	福島県福島市北五老内町 7-5　イズム 37 ビル 4F	0503383-5540
福島法律事務所	960-8131	福島県福島市北五老内町 7-5　イズム 37 ビル 3F	0503383-5542
会津若松地域事務所	965-0871	福島県会津若松市栄町 5-22　フジヤ会津ビル 1F	0503383-0521
ふたば出張所	979-0403	福島県双葉郡広野町大字下浅見川字広長 44-3　広野みらいオフィス 2F	0503381-3805
茨城地方事務所	310-0062	茨城県水戸市大町 3-4-36　大町ビル 3F	0503383-5390
茨城法律事務所	310-0062	茨城県水戸市大町 3-4-36　大町ビル 3F	0503383-5389
下妻地域事務所	304-0063	茨城県下妻市小野子町 1-66　セナミビル 1F	0503383-5393
牛久地域事務所	300-1234	茨城県牛久市中央 5-20-11　牛久駅前ビル 4F	0503383-0511
栃木地方事務所	320-0033	栃木県宇都宮市本町 4-15　宇都宮 NI ビル 2F	0503383-5395
栃木法律事務所	320-0033	栃木県宇都宮市本町 4-15　宇都宮 NI ビル 2F	0503383-5395
群馬地方事務所	371-0022	群馬県前橋市千代田町 2-3-12　しののめ信用金庫前橋営業部ビル 4F	0503383-5399
群馬法律事務所	371-0022	群馬県前橋市千代田町 2-3-12　しののめ信用金庫前橋営業部ビル 4F	0503383-0513
埼玉地方事務所	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-17-15　さいたま商工会議所会館 6F	0503383-5375
埼玉法律事務所	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-17-15　さいたま商工会議所会館 6F	0503383-5376

事務所名	郵便番号	住　　所	電話番号
川越支部	350-1123	埼玉県川越市脇田本町 10-10　KJ ビル 3F	0503383-5377
川越法律事務所	350-1123	埼玉県川越市脇田本町 10-10　KJ ビル 3F	0503383-0022
熊谷地域事務所	360-0037	埼玉県熊谷市筑波 3-195　熊谷駅前ビル 7F	0503383-5380
秩父地域事務所	368-0041	埼玉県秩父市番場町 11-1　サンウッド東和 2F	0503383-0023
千葉地方事務所	260-0013	千葉県千葉市中央区中央 4-5-1　Qiball（きぼーる）2F	0503383-5381
千葉法律事務所	260-0013	千葉県千葉市中央区中央 3-3-8　日進センタービル 5F	0503383-0000
松戸支部	271-0092	千葉県松戸市松戸 1879-1　松戸商工会議所会館 3F	0503383-5388
東京地方事務所	160-0023	東京都新宿区西新宿 1-24-1　エステック情報ビル 13F	0503383-5300
霞が関分室	100-0013	東京都千代田区霞が関 1-1-3　弁護士会館 3F	0503383-5330
東京法律事務所	110-0015	東京都台東区東上野 4-27-3 上野トーセイビル 6F	0503383-0202
上野出張所	110-0015	東京都台東区東上野 4-27-3 上野トーセイビル 6F	0503383-5320
多摩支部	190-0012	東京都立川市曙町 2-8-18　東京建物ファーレ立川ビル 5F	0503383-5327
多摩法律事務所	190-0012	東京都立川市曙町 2-8-18　東京建物ファーレ立川ビル 5F	0503383-5314
多摩支部八王子出張所	192-0046	東京都八王子市明神町 4-7-14　八王子 ON ビル 4F	0503383-5310
神奈川地方事務所	231-0023	神奈川県横浜市中区山下町 2　産業貿易センタービル 10F	0503383-5360
川崎支部	210-0007	神奈川県川崎市川崎区駅前本町 11-1　パシフィックマークス川崎ビル 10F	0503383-5366
小田原支部	250-0012	神奈川県小田原市本町 1-4-7　朝日生命小田原ビル 5F	0503383-5370
新潟地方事務所	951-8116	新潟県新潟市中央区東中通 1 番町 86-51　新潟東中通ビル 2F	0503383-5420
佐渡地域事務所	952-1314	新潟県佐渡市河原田本町 394　佐渡中央会館 1F	0503383-5422
富山地方事務所	930-0076	富山県富山市長柄町 3-4-1　富山県弁護士会館 1F	0503383-5480
魚津地域事務所	937-0067	富山県魚津市釈迦堂 1-12-18　魚津商工会議所ビル 5F	0503383-0030
石川地方事務所	920-0937	石川県金沢市丸の内 7-36　金沢弁護士会館内	0503383-5477
福井地方事務所	910-0004	福井県福井市宝永 4-3-1　サクラ N ビル 2F	0503383-5475
福井法律事務所	910-0004	福井県福井市宝永 4-3-1　サクラ N ビル 2F	0503383-5475
山梨地方事務所	400-0032	山梨県甲府市中央 1-12-37　イリックスビル 1F	0503383-5411
長野地方事務所	380-0835	長野県長野市新田町 1485-1　長野市もんぜんぷら座 4F	0503383-5415
長野法律事務所	380-0835	長野県長野市新田町 1485-1　長野市もんぜんぷら座 4F	0503383-5414
岐阜地方事務所(注)	500-8812	岐阜県岐阜市美江寺町 1-27　第一住宅ビル 2F	0503383-5471
岐阜法律事務所(注)	500-8812	岐阜県岐阜市美江寺町 1-27　第一住宅ビル 5F	0503383-5472
可児地域事務所	509-0214	岐阜県可児市広見 5-152　サン・ノーブルビレッジ・ヒロミ 101	0503383-0005
中津川地域事務所	508-0037	岐阜県中津川市えびす町 7-30　イシックス駅前ビル 1F	0503383-0068
静岡地方事務所	420-0031	静岡県静岡市葵区呉服町 2-1-1　札の辻ビル 5F	0503383-5400
静岡法律事務所	420-0031	静岡県静岡市葵区呉服町 2-1-1　札の辻ビル 5F	0503383-5404
沼津支部	410-0833	静岡県沼津市三園町 1-11	0503383-5405
沼津法律事務所	410-0833	静岡県沼津市三園町 1-11	0503383-5407
浜松支部	430-0929	静岡県浜松市中央区中央 1-2-1　イーステージ浜松オフィス 4F	0503383-5410
浜松法律事務所	430-0929	静岡県浜松市中央区中央 1-2-1　イーステージ浜松オフィス 4F	0503383-5408
下田地域事務所	415-0035	静岡県下田市東本郷 1-1-10　パールビル 3F	0503383-0024
愛知地方事務所	460-0008	愛知県名古屋市中区栄 4-1-8　栄サンシティービル 15F	0503383-5460
愛知法律事務所	460-0008	愛知県名古屋市中区栄 4-1-8　栄サンシティービル 15F	0503381-1396
三河支部	444-8515	愛知県岡崎市十王町 2-9　岡崎市役所西庁舎 1F（南棟）	0503383-5465

事務所名	郵便番号	住　　所	電話番号
三河法律事務所	444-8515	愛知県岡崎市十王町 2-9　岡崎市役所西庁舎 2F（南棟）	0503383-5467
三重地方事務所	514-0033	三重県津市丸之内 34-5　津中央ビル 6F	0503383-5470
三重法律事務所	514-0033	三重県津市丸之内 34-5　津中央ビル	0503383-5470
滋賀地方事務所	520-0047	滋賀県大津市浜大津 1-2-22　大津商中三楽ビル 5F	0503383-5454
滋賀法律事務所	520-0047	滋賀県大津市浜大津 1-2-22　大津商中三楽ビル 5F	0503381-0085
京都地方事務所	604-8187	京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町 435 京都御池第一生命ビルディング 3F	0503383-5433
京都法律事務所	604-8187	京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町 435 京都御池第一生命ビルディング 3F	0503383-5433
福知山地域事務所	620-0054	京都府福知山市末広町 1-1-1　中川ビル 4F	0503383-0519
大阪地方事務所	530-0047	大阪府大阪市北区西天満 1-12-5　大阪弁護士会館 B1F	0503383-5425
大阪法律事務所	530-0047	大阪府大阪市北区西天満 3-1-6　辰野西天満ビル 3F	0503383-5425
堺出張所	590-0075	大阪府堺市堺区南花田口町 2-3-20　三共堺東ビル 6F	0503383-5430
兵庫地方事務所	650-0044	兵庫県神戸市中央区東川崎町 1-1-3　神戸クリスタルタワー 13F	0503383-5440
兵庫法律事務所	650-0044	兵庫県神戸市中央区東川崎町 1-1-3　神戸クリスタルタワー 12F	0503383-0466
阪神支部	660-0052	兵庫県尼崎市七松町 1-2-1　フェスタ立花北館 5F	0503383-5445
阪神法律事務所	660-0052	兵庫県尼崎市七松町 1-2-1　フェスタ立花北館 5F	0503383-5445
姫路支部	670-0947	兵庫県姫路市北条 1-408-5　光栄産業㈱第 2 ビル	0503383-5448
奈良地方事務所	630-8241	奈良県奈良市高天町 38-3　近鉄高天ビル 6F	0503383-5450
奈良法律事務所	630-8241	奈良県奈良市高天町 38-3　近鉄高天ビル 4F	0503383-5450
南和地域事務所	638-0821	奈良県吉野郡大淀町下渕 68-4　やすらぎビル 4F	0503383-0025
和歌山地方事務所	640-8155	和歌山県和歌山市九番丁 15　九番丁 MG ビル 6F	0503383-5457
和歌山法律事務所	640-8155	和歌山県和歌山市九番丁 15　九番丁 MG ビル 6F	0503383-5458
鳥取地方事務所	680-0022	鳥取県鳥取市西町 2-311　鳥取市福祉文化会館 5F	0503383-5495
鳥取法律事務所	680-0022	鳥取県鳥取市西町 2-311　鳥取市福祉文化会館 5F	0503383-5496
倉吉地域事務所	682-0023	鳥取県倉吉市山根 572　サンク・ピエスビル 202 号室	0503383-5497
島根地方事務所	690-0884	島根県松江市南田町 60	0503383-5500
島根法律事務所	690-0884	島根県松江市南田町 60	0503383-5498
浜田地域事務所	697-0022	島根県浜田市浅井町 1580　第二龍河ビル 6F	0503383-0026
西郷地域事務所	685-0015	島根県隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24-9　NTT 隠岐ビル 1F	0503383-5326
岡山地方事務所	700-0817	岡山県岡山市北区弓之町 2-15　弓之町シティセンタービル 2F	0503383-5491
広島地方事務所	730-0013	広島県広島市中区八丁堀 2-31　広島鴻池ビル 1F	0503383-5485
広島法律事務所	730-0013	広島県広島市中区八丁堀 2-31　広島鴻池ビル 6F	0503383-5485
山口地方事務所	753-0045	山口県山口市黄金町 1-10　菜花道門キューブ 2F	0503383-5490
山口法律事務所	753-0045	山口県山口市黄金町 1-10　菜花道門キューブ 2F	0503383-0021
徳島地方事務所	770-0834	徳島県徳島市元町 1-24　アミコビル 3F	0503383-5575
徳島法律事務所	770-0834	徳島県徳島市元町 1-24　アミコビル 3F	0503383-5574
香川地方事務所	760-0023	香川県高松市寿町 2-3-11　高松丸田ビル 8F	0503383-5570
香川法律事務所	760-0023	香川県高松市寿町 2-3-11　高松丸田ビル 9F	0503383-5572
愛媛地方事務所	790-0001	愛媛県松山市一番町 4-1-11　共栄興産一番町ビル 4F	0503383-5580
愛媛法律事務所	790-0001	愛媛県松山市一番町 4-1-11　共栄興産一番町ビル 4F	0503383-5582
高知地方事務所	780-0870	高知県高知市本町 4-1-37　丸ノ内ビル 2F	0503383-5577

事務所名	郵便番号	住　　所	電話番号
高知法律事務所	780-0870	高知県高知市本町 4-1-37　丸ノ内ビル 3F	0503383-5576
須崎地域事務所	785-0003	高知県須崎市新町 2-3-26	0503383-5579
安芸地域事務所	784-0003	高知県安芸市久世町 9-20　すまいるあき 4F	0503383-0029
中村地域事務所	787-0014	高知県四万十市駅前町 13-15　アメニティオフィスビル 1F	0503383-0467
福岡地方事務所	810-0004	福岡県福岡市中央区渡辺通 5-14-12　南天神ビル 4F	0503383-5501
福岡法律事務所	810-0004	福岡県福岡市中央区渡辺通 5-14-12　南天神ビル 4F	0503383-5501
北九州支部	802-0006	福岡県北九州市小倉北区魚町 1-4-21　魚町センタービル 5F	0503383-5506
北九州法律事務所	802-0006	福岡県北九州市小倉北区魚町 1-4-21　魚町センタービル 6F	0503383-5506
佐賀地方事務所	840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央 1-4-8　太陽生命佐賀ビル 3F	0503383-5510
佐賀法律事務所	840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央 1-4-8　太陽生命佐賀ビル 3F	0503383-5512
長崎地方事務所	850-0875	長崎県長崎市栄町 1-25　長崎 MS ビル 2F	0503383-5515
長崎法律事務所	850-0875	長崎県長崎市栄町 1-25　長崎 MS ビル 3F	0503383-0031
佐世保地域事務所	857-0806	長崎県佐世保市島瀬町 4-19　バードハウジングビル 402 号室	0503383-5516
壱岐地域事務所	811-5133	長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触 550-1　海陽ビル 2F	0503383-5517
五島地域事務所	853-0018	長崎県五島市池田町 2-20	0503383-0516
対馬地域事務所	817-0013	長崎県対馬市厳原町中村 606-3　おおたビル 3F	0503383-0517
平戸地域事務所	859-5121	長崎県平戸市岩の上町 1507-1　NTT 平戸ビル本館 2F	0503383-0468
雲仙地域事務所	854-0514	長崎県雲仙市小浜町北本町 14-3　雲仙市小浜老人福祉センター 2F	0503383-5324
熊本地方事務所	860-0844	熊本県熊本市中央区水道町 1-23　加地ビル 3F	0503383-5522
熊本法律事務所	860-0844	熊本県熊本市中央区水道町 1-23　加地ビル 4F	0503383-0510
高森地域事務所	869-1602	熊本県阿蘇郡高森町大字高森 1609-1　NTT 西日本高森ビル 1F	0503383-0469
大分地方事務所	870-0045	大分県大分市城崎町 2-1-7	0503383-5520
宮崎地方事務所	880-0803	宮崎県宮崎市旭 1-2-2　宮崎県企業局 3F	0503383-5530
宮崎法律事務所	880-0803	宮崎県宮崎市旭 1-2-2　宮崎県企業局 3F	0503383-5530
延岡地域事務所(注)	882-0043	宮崎県延岡市祇園町 1-2-7　UMK 祇園ビル 2F	0503383-0520
鹿児島地方事務所	892-0828	鹿児島県鹿児島市金生町 4-10　アーバンスクエア鹿児島ビル 6F	0503383-5525
鹿児島法律事務所	892-0828	鹿児島県鹿児島市金生町 4-10　アーバンスクエア鹿児島ビル 6F	0503383-0077
鹿屋地域事務所	893-0009	鹿児島県鹿屋市大手町 14-22　南商ビル 1F	0503383-5527
指宿地域事務所	891-0402	鹿児島県指宿市十町 912-7	0503383-0027
奄美地域事務所	894-0006	鹿児島県奄美市名瀬小浜町 4-28　AIS ビル A 棟 1F	0503383-0028
徳之島地域事務所	891-7101	鹿児島県大島郡徳之島町亀津 553-1　徳之島合同庁舎 2F	0503381-3471
沖縄地方事務所	900-0023	沖縄県那覇市楚辺 1-5-17　プロフェスビル那覇 2F	0503383-5533
沖縄法律事務所	900-0023	沖縄県那覇市楚辺 1-5-17　プロフェスビル那覇 3F	0503383-5533
宮古島地域事務所	906-0012	沖縄県宮古島市平良字西里 1125　宮古合同庁舎 1F	0503383-0201
本部			
本部	164-8721	東京都中野区本町 1-32-2　ハーモニータワー 8F	0503383-5333
国際室	160-0004	東京都新宿区四谷1-6-1四谷タワー13F　外国人在留支援センター(フレスク)内	0570-011000
裁判員裁判弁護技術研究室(注)	160-0004	東京都新宿区四谷1-6-1四谷タワー13F　外国人在留支援センター(フレスク)内	0503383-0062
常勤弁護士業務支援室	160-0004	東京都新宿区四谷1-6-1四谷タワー13F　外国人在留支援センター(フレスク)内	0503383-0062

（注）令和8年6月1日以降、変更あり。詳細はホームページなどでご確認ください。

（3）根拠法

総合法律支援法（平成16年6月2日公布、法律第74号）

（4）主務大臣

法務大臣

（5）資本金

3億5100万円（国の全額出資）

（6）役員の状況

令和8年4月10日現在の役員は、次のとおりである。

理事長	白石	史子	令和8年4月1日就任
理　事	菅沼	友子	令和7年10月1日就任
同	栃木	力	令和6年4月10日就任
同	本多	則惠	令和7年4月10日就任
同	渡辺	雅昭	令和8年4月10日就任
（前理事長	丸島	俊介	令和8年3月31日退任）
（前理事	名執	雅子	令和7年9月30日退任）
（前理事	北原	斗紀彦	令和8年4月9日退任）
監　事	松並	孝二	令和2年8月31日就任
同	高橋	善也	令和4年9月1日就任

（7）職員の状況

令和8年3月31日現在の職員の総数は1,513名（地方事務所の所長などの非常勤職員を含む。）である。

8－2　法テラスの認知状況

（1）認知状況の推移

法テラスでは、国民の法テラスの認知状況を把握し、広報活動や各業務遂行上の参考とするため、平成19年度から毎年度「認知状況等調査」を実施している。

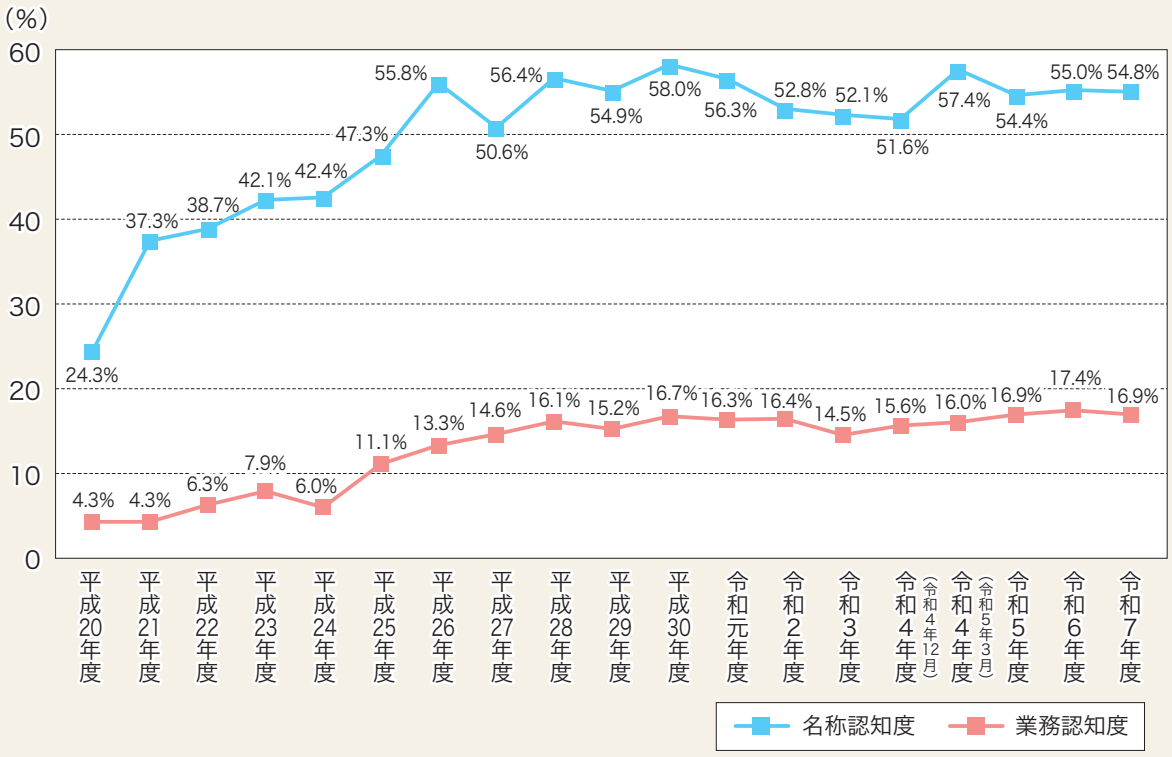
調査方法は、平成19年度から平成25年度までは電話による調査(注1)で、平成26年度以降はインターネットによる調査(注2)である。

（注1）サンプルは20代以上の男女1,100名

（注2）平成26年度から平成29年度までのサンプルは、都道府県ごとに20代、30代、40代、50代及び60代以上の男女各10名ずつで100名、合計4,700名。平成30年度以降のサンプルは、全国を9ブロック（北海道、東北、関東1、関東2、中部、関西、中国、四国、九州）に分け、同様に各年代の男女50名ずつで500名、合計4,500名

（注3）認知状況等調査は毎年度12月頃に実施しているが、令和4年度は令和4年12月中旬から令和5年3月中旬にかけて大規模な広報活動を行ったことを踏まえ、令和5年3月に2回目の調査を実施した。

資料8-3　名称認知度及び業務認知度の推移

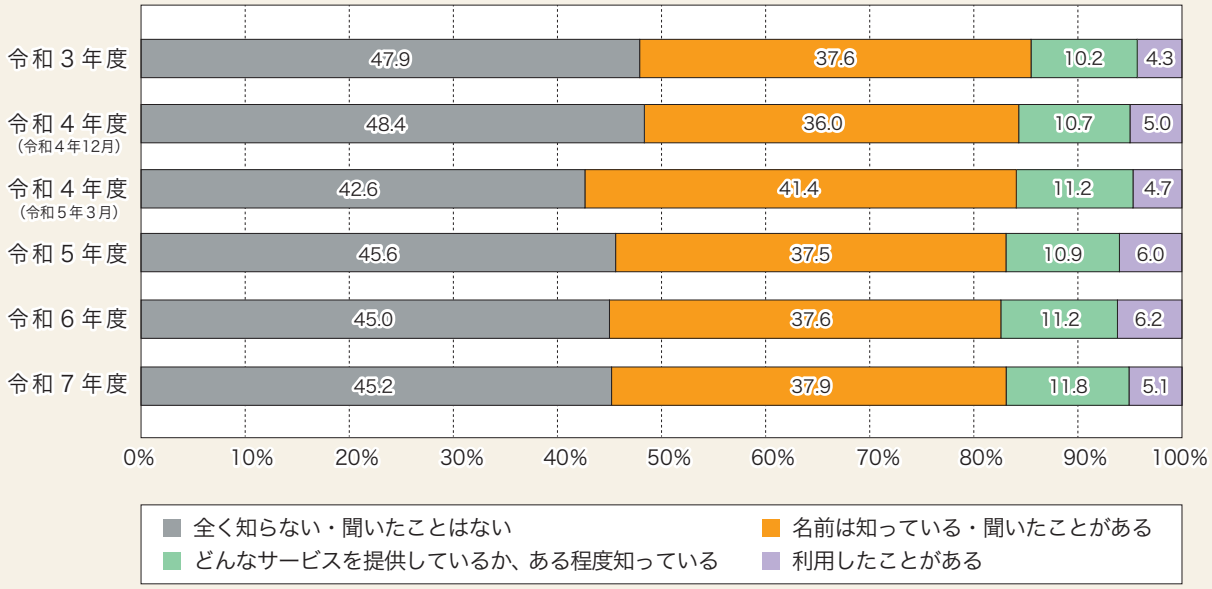


（2）令和7年度の主な取組

令和7年度に全国各地で17回開催した弁護士、心理専門職、社会福祉士等が参加する「ワンストップ相談会」では、ホームページへの情報掲載やインターネット広告の配信による広報とあわせて、開催地においてプレスリリースや記者レクを積極的に行い、地元のマスメディアを通した周知活動にも努めた。

そのほか、前年度に引き続き認知度の低い若年層向けにアプローチすることを意識して、Instagramによる広告配信を通年で実施したほか、令和7年10月よりInstagramで法律問題に関するQ&Aの投稿を開始し、認知度向上等を図った。

資料8-4 認知状況の推移



名称認知度（「全く知らない」を除く回答割合）は、平成19年度22.6%であったのが、年々上がり、平成26年度に初めて５割を超え、以降は５割以上を維持し、令和７年度は54.8%であった。

業務認知度[注4]は、平成19年度3.9%であったのが、年を追うごとに上がっていき、平成25年度に11.1%と初めて10%台となり、令和７年度は16.9%であった。

（注4）平成23年度から平成25年度までは、「名前も知っているし、業務内容もある程度知っている」との回答及び「実際に利用したことがある」との回答を合計した割合であり、平成26年度以降は、「どんなサービスを提供しているか、ある程度知っている（利用したことはない）」との回答及び「利用したことがある」との回答を合計した割合である。

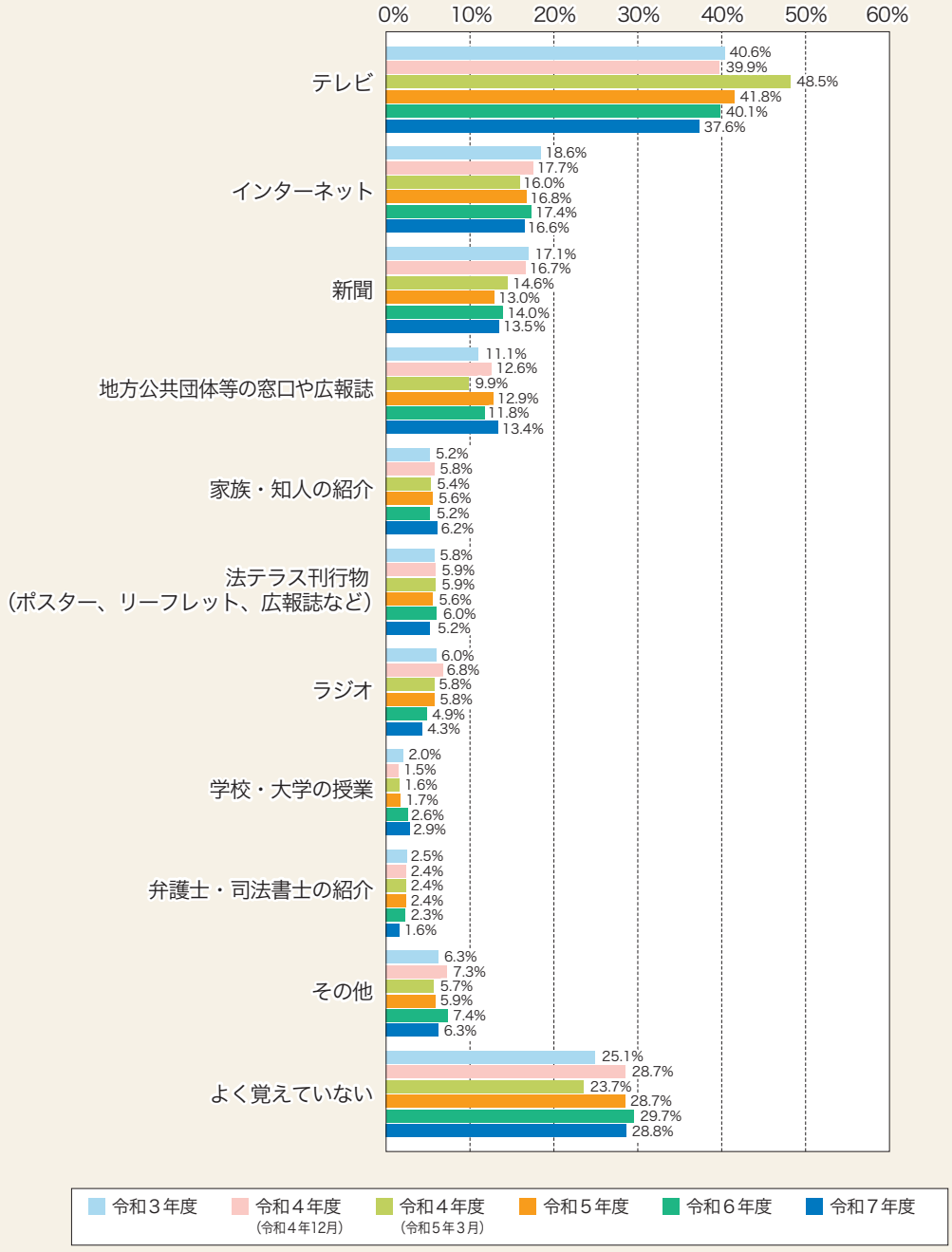
（３）性別・年代別認知度

令和７年度の性別・年代別の調査において、名称認知度及び業務認知度が最も高かったのは女性60代であり、それに対し、どちらも最も低かったのは女性20代であった。

（4）認知経路

法テラスを何で知ったか（認知経路）について尋ねた結果は、資料8-5のとおりである。「テレビ（テレビ番組・テレビCM）」が最も高く、次いで「インターネット」であった。

資料 8-5　**認知経路の内訳の推移**



（注1）回答は複数回答である。
（注2）「その他」には、「政府広報」、「駅構内の広告や電車・バスの車内広告」、「イベント（街頭・図書館・各種勉強会など）」なども含まれる。
（注3）「令和6年度版法テラス白書」において、「学校・大学の授業」の令和6年度の数値に誤りがあった。正しくは本資料のとおり。

8－3　法テラスに寄せられた皆様からの声

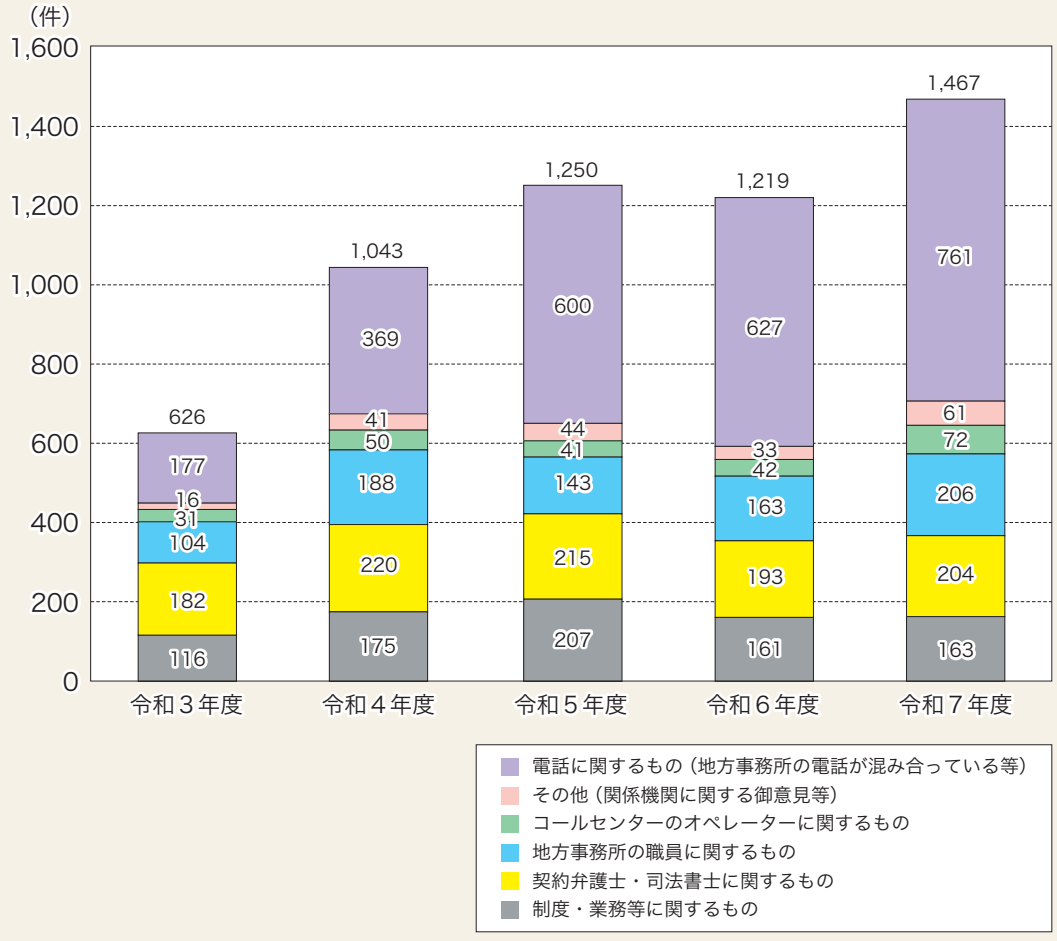
法テラスでは、総合法律支援法に基づく各種の法的サービスを提供しており、サービス提供の窓口となるサポートダイヤルや地方事務所はもとより、本部においても、利用者から、電話や書面、メールなどで様々な苦情や御意見・御要望（以下「苦情等」という。）が寄せられている。

令和７年度の苦情等の受付件数は1,467件で、令和６年度の件数1,219件から約20.3%（248件）増加した（資料8-6）。

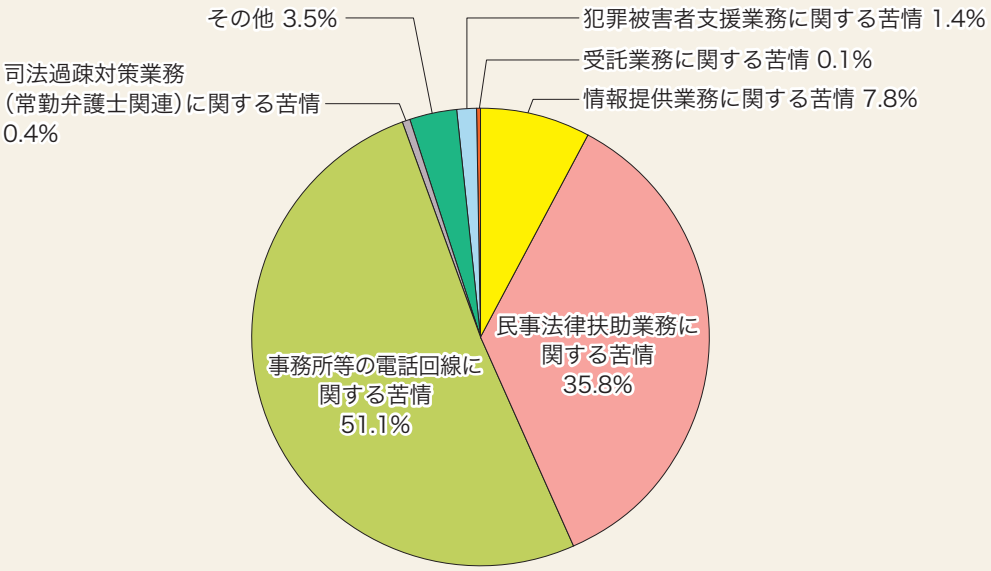
最も多く寄せられた苦情等は、「電話に関するもの（地方事務所の電話が混み合っている等）」であり、令和６年度の627件から約21.4%（134件）増加して761件となっている。地方事務所の代表電話にナビダイヤルの振分機能を導入することにより、「電話が混み合って、なかなかつながらない」といった苦情が少なくなるよう改善に努めているところである。

また、その他の苦情等としては、多い順に、「地方事務所の職員に関するもの」、「契約弁護士・司法書士に関するもの」、「制度・業務等に関するもの」、「コールセンターのオペレーターに関するもの」、「その他（関係機関に関する御意見等）」となっている（資料8-6及び8-7）。これらの苦情等に対しての取扱結果は、資料8-8のとおりであり、具体的取組事例等の一部を資料8-9で紹介している。

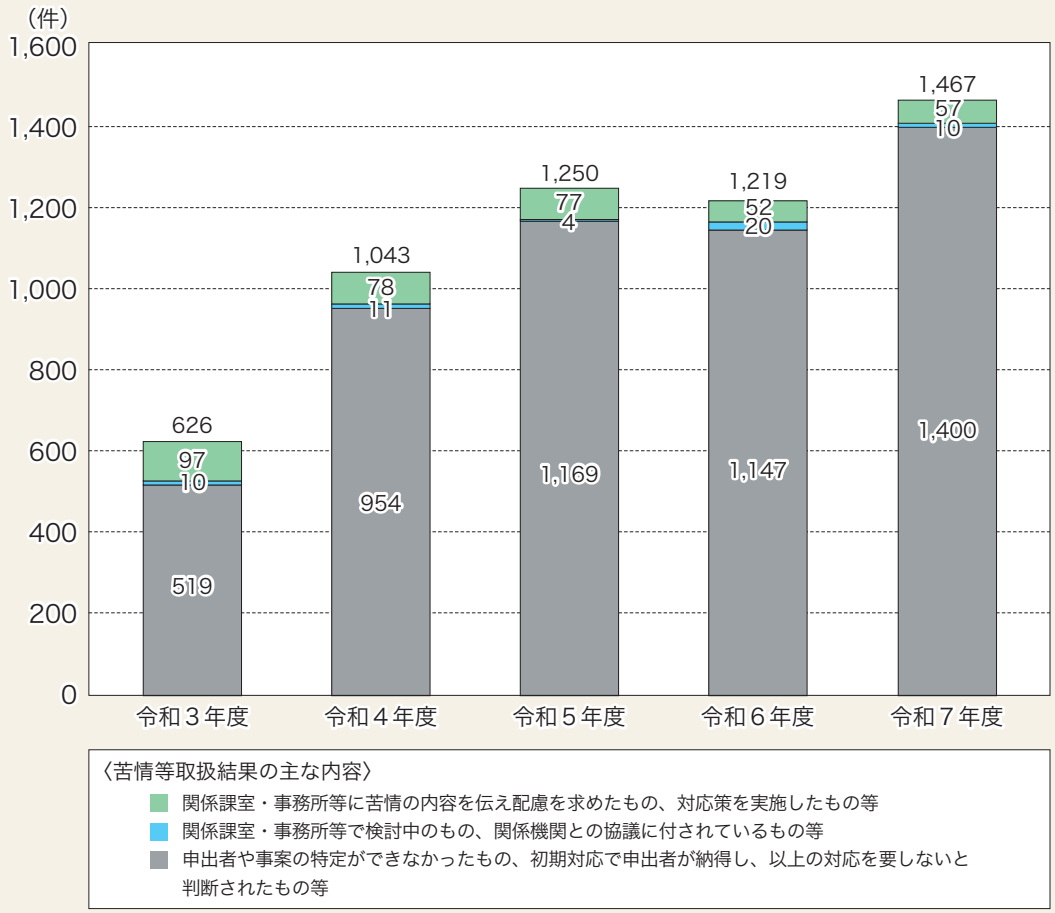
資料 8-6　**苦情等受付件数・対象別苦情内訳の推移**



資料 8-7 令和７年度業務別苦情等内訳



資料 8-8 苦情等取扱結果の推移



資料 8-9　令和７年度「皆様の声」に基づいた取組事例等の御紹介

	皆様からの声	➡	法テラスの取組事例等
【情報提供関連業務】	市役所の無料相談窓口の案内を受けたが、担当部署と電話番号が変更されており、電話がつながらなかった。	➡	関係機関データベースについて更新を行った。 今後も定期更新作業等により最新の内容を維持するよう努める。
【民事法律扶助業務】	無料法律相談の申込みをしたく架電したところ、細かい支出について聞かれた。月収が法テラスの資力基準を超えていたのに、不必要な支出のことまで聞かれ、不信感を覚えた。	➡	今後は、月収の基準が超えていてもやむを得ない支出について考慮できるため、確認を行っていることについて丁寧な説明をするよう事務所内で共有した。
【その他】	聴覚障がいがあり電話リレーサービスを利用しているが、当該サービスの通訳オペレーターが法テラスのことを知らず、説明に苦労した。 もっと法テラスを多くの人に伝えてほしい。	➡	電話リレーサービスを実施している団体宛てにパンフレットを送付し、通訳オペレーター等への制度周知を依頼した。

	皆様からの声
【感謝の言葉】	離婚について地方事務所の情報提供専門職員に相談したところ、的確な制度や窓口の案内により、無事解決につながった。対応してくれた職員にお礼を言いたい。
	困りごとについて、無料法律相談を受け、助言のとおり対応したところ、無事解決した。相談を担当した弁護士と法テラスに感謝の気持ちを伝えたい。
	弁護士の解任について地方事務所に問合せをしたところ、電話に出た職員が丁寧に説明してくれた。おかげで新しい弁護士に依頼し、無事事件が解決した。職員にお礼を伝えたい。

法テラスでは、これらの苦情等に対応する姿勢を「基本方針」（以下に掲載）としてまとめ、苦情等に対する取組事例等と併せ、ホームページに公表している。

基本方針

法律的なことで悩んでいる方や、困っている方、様々な事情で法律専門家等の援助が受けられない方のために、解決に向けた道しるべとなり、法律専門家等との架け橋となること。これが法テラスの仕事です。

法テラスでは、この仕事を、より多くの方に向けて、より良い方法で行うために、常に仕事のやり方を工夫したいと考えています。このために、法テラスは、ご意見、ご要望、苦情など、法テラスに寄せられる様々な声を、法テラスのみならず、職員全員に宛てられたメッセージとして受け止め、責任ある対応をいたします。

お寄せいただいたご意見、ご要望、苦情をきっかけとして、業務のあり方を工夫するよう心掛けます。

法テラスに声をお寄せいただいた方の個人情報は、保有個人情報保護管理規程に基づいて保護します。

法テラスでは、以上を基本方針として、寄せられる様々な声を取り扱ってまいります。

8－4　審査委員会

（1）審査委員会とは

ア　審査委員会の設置趣旨

法テラスは、政府全額出資により設立された公的な法人であり、公正中立で透明性の高い運営が求められるため、組織形態は独立行政法人に準じた枠組みで作られており、その内部組織の構成は、独立行政法人としての自律性に基づき、自ら決定すべきものである。

一方で、法テラスは、その業務運営に当たり、業務遂行を担う契約弁護士及び司法書士等の法律専門家の職務の独立性などに配慮する必要もある。

そこで、総合法律支援法第29条は、契約弁護士等の職務の特性に配慮して判断すべき事項について、弁護士等の職務の独立性を確保するとともに、その判断の客観性を確保するため第三者機関である審査委員会を法テラス内部に設置し、法テラスが契約弁護士等に対して契約上の措置をとる場合には、審査委員会の議決を経なければならないこととした（総合法律支援法第29条第８項第１号）。契約上の措置は、本来は、法テラスが契約当事者として判断すべき事項ではあるが、半面、契約弁護士等の職務の独立性にも深く関わる問題であることから、この点に配慮し、他の独立行政法人等にはない、審査委員会という独自の組織により審議を行う制度を設けたものである。

イ　法令上の根拠

「支援センターに、その業務の運営に関し特に弁護士及び隣接法律専門職者の職務の特性に配慮して判断すべき事項について審議させるため、審査委員会を置く。」（総合法律支援法第29条第１項）

ウ　構成（資料8-10）

最高裁判所推薦裁判官１名、検事総長推薦検察官１名、日本弁護士連合会会長推薦弁護士２名、有識者５名の計９名で、理事長が任命する（総合法律支援法第29条第２項）。

エ　委員の任期

２年（総合法律支援法第29条第３項）。

なお、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間となる（総合法律支援法第29条第４項）。

資料 8-10　**日本司法支援センター審査委員会委員名簿**（令和８年３月31日現在）

委員長	髙橋　宏志	東京大学名誉教授
委　員	大山　邦士	最高検察庁検事
委　員	岡本　直美	日本労働組合総連合会顧問
委　員	小林　利治	前独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長
委　員	作間　　功	弁護士（福岡県弁護士会）
委　員	土屋　美明	共同通信社元論説副委員長
委　員	平出　喜一	東京地方裁判所判事
委　員	谷萩　陽一	弁護士（茨城県弁護士会）
委　員	山本　一宏	司法書士（三重県司法書士会）

（委員については、五十音順・敬称略）

（2）審査委員会の審議事項

ア　審査委員会の審議事項

審査委員会は、契約弁護士等の法律事務の取扱いについて苦情があった場合の措置その他の当該契約に基づき契約弁護士等に対してとる措置に関する事項（あらかじめ、審査委員会が軽微なものとしてその議決を経ることを要しないものとして定めたものを除く）並びに法律事務取扱規程の作成及び変更に関する事項を審議し、議決するものとされている（総合法律支援法第29条第８項）。

契約弁護士等に対して契約に基づいてとる措置に関する事項について、審査委員会は、当該契約弁護士等に対し、契約に基づいた措置をとるべきか否か、措置をとるとしてどのような措置にするのかを審議し、議決することとなる（総合法律支援法第29条第８項第１号）。

契約弁護士等がその契約に違反した場合の措置については、法律事務取扱規程に定めるとされている（総合法律支援法第35条第２項）ため、法律事務取扱規程の作成及び変更についても、審査委員会の議決を経なければならないこととされている（総合法律支援法第29条第８項第２号）。

イ　審査委員会の運営

委員長は委員の互選によってこれを定め（総合法律支援法第29条第９項）、委員長が審査委員会を主宰する（総合法律支援法第29条第10項）。

ウ　審査委員会の開催頻度等

令和７年度は、毎月１回程度開催した。

エ　審査委員会議決の内訳（資料8-11）

オ　公表事項

審査委員会議事録及び契約弁護士等にとった措置は、法テラスのホームページに掲載している。

資料 8-11　**審査委員会議決の内訳**

年	不措置	契約の効力の停止等	契約解除・契約締結拒絶期間設定措置							合計
			1年未満	1年	1年を超え2年未満	2年	2年を超え3年未満	3年	計	
令和３年度	2	3	1	6	1	9	0	15	32	37
令和４年度	1	2	2	6	3	9	0	8	28	31
令和５年度	3	1	7	8	1	12	5	16	49	53
令和６年度	0	0	1	5	4	12	0	10	32	32
令和７年度	0	3	1	4	2	13	1	12	33	36

8－5　顧問会議

（1）設立の趣旨

法テラス本部では、より一層利用者本位の姿勢で業務を運営するため、各界の有識者から、利用者である国民の立場に立った幅広い意見を聴取し、業務運営にいかすことを目的として、平成20年4月10日、顧問会議を設置した。

令和7年度は下記（3）のとおり1回開催し、令和7年度の業務実績（概況）等について報告を行い、法テラスの将来ビジョンや犯罪被害者等支援弁護士制度について意見を聴取した。

（2）顧問会議メンバー（令和8年4月1日現在、敬称略）

＜座　長＞	村木　　厚子	全国社会福祉協議会会長・元厚生労働事務次官
	坂東　眞理子	昭和女子大学総長
	中山　　弘子	元新宿区長
	北山　　禎介	株式会社三井住友銀行名誉顧問
	松本　　恒雄	一橋大学名誉教授・国民生活センター顧問
	神津　里季生	全国勤労者福祉・共済振興協会理事長

（3）顧問会議の開催状況

第24回　令和8年2月2日（月）

【報告案件】

令和7年度における業務実績（概況）について

【協議案件】

ア　法テラスの将来ビジョンについて

イ　犯罪被害者等支援弁護士制度について

8－6　地方協議会

開催の目的、状況

法テラスは、総合法律支援法第32条第４項で、地域における業務の運営に当たり、協議会の開催等により、広く利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とし、当該地域の実情に応じた運営に努めなければならないとされている。そこで、全国の地方事務所において管内関係機関・団体が参加する地方協議会を開催している。

開催に当たっては、司法ソーシャルワーク、特定援助対象者法律相談援助及び高齢者・障がい者対策に重点を置くとともに、DV等被害者法律相談援助など昨今の問題を踏まえた議題を設定することとした。制度説明以外にも常勤弁護士から活動事例を報告するなど具体的な情報を周知することで、関係機関・団体との更なる連携強化を図った。

令和７年度も、司法ソーシャルワークの一層の展開を図るため、福祉機関・団体を中心に参加を呼び掛けた地方事務所が多くあった。また、複数の地方事務所においてオンライン形式又は集合・オンライン併用形式で開催し、遠方からでも参加しやすくしたほか、集合形式の場合はグループ討議を行うなど、活発な意見交換がなされるよう工夫した。地方事務所ごとの主な内容は、資料8-12 のとおりであり、令和７年度中の延べ開催数は、全国で65回となった。

資料 8-12　**令和７年度地方協議会開催一覧**

地方事務所	開催日	主な内容	参加者数
札幌	令和8年2月24日	・特定援助対象者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて	16名
函館	令和7年10月14日	・犯罪被害者支援制度について	44名
旭川	令和7年10月17日	・特定援助対象者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について	17名
釧路	令和7年12月17日	・犯罪被害者支援制度について	5名
青森	令和7年5月22日	・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて	9名
	令和7年6月24日	・司法ソーシャルワークについて	3名
	令和7年7月24日	・犯罪被害者支援制度について	2名
	令和7年12月8日		20名
	令和7年12月18日	・DV等被害者法律相談援助について	24名
岩手	令和7年12月5日	・犯罪被害者支援制度について	11名
宮城	令和7年12月5日	・犯罪被害者支援制度について ・サポートダイヤル(SD)の概要	28名
秋田	令和7年10月29日	・犯罪被害者支援制度について ・弁護士による犯罪被害者支援について	31名

地方事務所	開催日	主な内容	参加者数
山形	令和7年10月24日	・情報提供業務について ・福祉関係機関における法テラスの利用方法について	17名
福島	令和7年7月11日	・特定援助対象者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・福島地方事務所の取組紹介 ・法テラスに対する意見等	7名
	令和7年11月17日	・犯罪被害者支援制度について ・関係機関との連携スキーム構築について（意見交換）	11名
茨城	令和8年1月19日	・司法ソーシャルワークについて ・「成年後見制度」と「債務整理案件」について常勤弁護士を交えたグループ討議	57名
栃木	令和8年2月3日	・犯罪被害者支援制度について	24名
群馬	令和7年12月23日	・犯罪被害者支援制度について ・地方事務所の活動実績について ・民事法律扶助に係る立替金の免除制度について	34名
埼玉	令和7年10月6日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて	13名
	令和8年2月16日	・常勤弁護士の活動報告について ・総合的な法テラスの業務説明 ・常勤弁護士による事例紹介	56名
千葉	令和8年1月23日	・関係機関での電話等法律相談援助（オンライン）の周知・活用について	33名
東京	令和8年1月16日	・犯罪被害者支援制度について ・弁護士会から被害者支援事業紹介 ・情報提供業務・民事法律扶助制度説明	68名
神奈川	令和8年2月4日	・犯罪被害者支援制度について	10名
新潟	令和7年10日3日	・犯罪被害者支援制度について	10名
	令和7年10日29日	・高齢者・障がい者対策について ・自治体の福祉関係部署、社会福祉協議会、高齢者・障がい者福祉施設等で日常業務において市民からの相談を受けている方の悩み事相談 ・「弁護士・支援者ほっとライン」の利用方法・活用事例の紹介 ・弁護士と関係機関との連携事例の紹介	20名
富山	令和7年11月28日	・犯罪被害者支援制度について	21名
石川	令和7年12月19日	・ひとり親支援の拡充について	66名
福井	令和7年10月27日	・DV等被害者法律相談援助について ・犯罪被害者支援制度について	37名
山梨	令和7年12月15日	・DV等被害者法律相談援助について ・犯罪被害者支援制度について	19名
	令和8年2月12日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて	44名
長野	令和7年11月6日	・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・民事法律扶助について ・開催地における弁護士の役割と活動について	9名

地方事務所	開催日	主な内容	参加者数
岐阜	令和7年11月28日	・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・ひとり親支援の拡充について ・ケース会議支援制度・予算化について	31名
静岡	令和8年1月23日	・高齢者・障がい者対策について	139名以上
愛知	令和8年2月26日	・犯罪被害者支援制度について	23名
三重	令和8年1月15日	・犯罪被害者支援制度について ・業務実績報告	7名
滋賀	令和8年2月17日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・外国人対応について ・常勤弁護士の活動報告について ・ひとり親支援の拡充について	45名
京都	令和7年11月5日	・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について	26名
大阪	令和8年1月23日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・法テラス業務説明	7名
	令和8年2月25日		10名
兵庫	令和7年11月20日	・犯罪被害者支援制度について	62名
奈良	令和7年11月7日	・外国人対応について	41名
和歌山	令和7年12月9日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について	42名
	令和7年12月16日		34名
鳥取	令和7年10月21日	・高齢者・障がい者対策について ・常勤弁護士の活動報告について ・業務説明（離婚事例をもとに法テラス利用の流れをロールプレイ形式で解説）	33名
島根	令和7年11月10日	・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・犯罪被害者支援制度について	49名
岡山	令和7年12月16日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・DV等被害者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・犯罪被害者支援制度について	2名
	令和7年12月25日		5名
広島	令和8年1月28日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・福祉と司法の連携について ・ケース会議弁護士派遣モデル事業について ・出張相談について	27名
山口	令和7年10月2日	・特定援助対象者法律相談援助について ・外国人対応について ・常勤弁護士の活動報告について ・ひとり親支援の拡充について ・犯罪被害者支援制度について ・共同親権制度の導入に関して	8名
	令和7年11月27日	・特定援助対象者法律相談援助について ・外国人対応について ・常勤弁護士の活動報告について ・ひとり親支援の拡充について ・犯罪被害者支援制度について ・法定養育費の導入・先取特権の付与に関して	39名

地方事務所	開催日	主な内容	参加者数
徳島	令和7年11月17日	・犯罪被害者支援制度について	39名
香川	令和7年12月10日	・犯罪被害者支援制度について	16名
愛媛	令和7年12月10日	・犯罪被害者支援制度について ・法テラスの業務について	18名
高知	令和7年9月11日	・犯罪被害者支援制度について	13名
福岡	令和7年7月11日 令和7年7月18日	・法テラスと関係機関の連携について（高齢者支援） ・若年層に向けた法教育について	130名
	令和7年10月22日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について	70名
佐賀	令和8年2月26日	・犯罪被害者支援制度について	15名
長崎	令和7年10月27日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・弁護士・法律事務所と福祉機関等との連携内容と目的の説明、他地域における連携の紹介について ・法テラスの概要、法テラスが運営する制度の利用方法の説明 ・弁護士・法律事務所で実施している他機関との連携内容、連携の必要性と今後の展望の説明	48名
	令和7年11月6日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・犯罪被害者支援制度について ・開催地における司法アクセス障害を考える ・生活困窮者支援について ・成年後見制度について ・アウトリーチについて	50名
	令和7年11月7日		60名
熊本	令和7年12月10日	・犯罪被害者支援制度について	38名
大分	令和8年2月20日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・DV等被害者法律相談援助について ・外国人対応について ・司法ソーシャルワークについて ・犯罪被害者支援制度について ・最近の消費者被害事案の情報共有等	23名
宮崎	令和7年12月8日	・犯罪被害者支援制度について	27名
鹿児島	令和8年2月18日	・犯罪被害者支援制度について	32名
沖縄	令和7年11月17日	・犯罪被害者支援制度について	16名

法テラス用語の解説

概要

1　司法制度改革／司法制度改革審議会意見書

「法の支配」の基本理念の下、「国民の期待に応える司法制度の構築」、「司法制度を支える法曹の在り方」及び「国民の司法参加」の3つの柱を基本理念として取り組まれた司法制度全般に関する改革（司法制度改革）に関し、平成13年6月、司法制度改革審議会が最終意見書を内閣に提出。

同意見書内において、「司法へのアクセスを拡充するため」「民事法律扶助の拡充、司法に関する総合的な情報提供を行うアクセス・ポイントの充実等を図る」ことが提言され、その運営主体等について総合的な検討を求められることから、法テラスの設立につながった。

2　総合法律支援法

司法制度改革審議会意見書を受け、民事・刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することを基本理念とする総合法律支援構想を具体化するため、平成16年6月2日に公布された法律。

法テラスは、この法律に基づき独立行政法人の枠組みに従って設立された法人である。

3　法テラス震災特例法

東日本大震災の被災者への法的支援を目的として、平成24年3月23日に「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（法テラス震災特例法）が制定された。

法テラスはこの特例法に基づき、震災法律援助業務を行った（令和3年3月31日限りで失効）。

4　全国の法テラス事務所

○地方事務所：地方裁判所の本庁所在地に設置。当該都道府県内の支部・出張所・地域事務所を管轄する役割を持ち、法テラスの全ての業務を行う。

○支　　部：人口や裁判事件数が多い都市など、地方事務所だけではカバーしきれない地域の事件を管轄し、法テラスの5つの主要業務を行う。

○出 張 所：民事法律扶助業務を中心に、情報提供業務も行う。

○地域事務所：弁護士・司法書士の数が少ないなどの理由で法律サービスが行き届かない地域に設置し、常勤弁護士が常駐する。

○被災地出張所：東日本大震災の被災者支援のために岩手、宮城、福島の7か所に設置された臨時出張所。いずれも、沿岸部の津波被災地や原発事故の被害者が多く住む地域に置かれ、車内で相談できる移動相談車両を備えた。7か所中5か所が令和3年3月31日をもって閉鎖したが、2か所（岩手県（気仙）、福島県（ふたば））は継続している。

情報提供業務

5　法テラス・サポートダイヤル

全国からの問合せに応じるための、法テラス独自のコールセンター。研修を受けたオペレーターが対応し、電話・メール・有人チャットによる、法的トラブルの解決に役立つ法制度や相談窓口についての情報提供を行っている。

電話番号は「0570-078374（おなやみなし）」。

6　多言語情報提供サービス

外国語話者からの問合せに応じるためのサービス。専用電話番号を設け、利用者、通訳業者、法テラス職員の三者間でつなぎ、法的トラブルの解決に役立つ日本の法制度と相談窓口についての情報提供を外国語で行っている。

電話番号は「0570-078377（おなやみナイナイ）」。

7　法テラス災害ダイヤル

東日本大震災の発生をきっかけに設けられた被災者専用のフリーダイヤル。政令で指定された一定の大規模災害により被災された方に対し、無料で法的問題の解決に役立つ法制度や相談窓口についての情報提供を行っている。

これまでの対象災害は、東日本大震災と被災者法律相談援助の対象となった災害。令和7年度末までに被災者法律相談援助の対象となった災害は、本文「6. 災害対応」を参照。

電話番号は「0120-078309（おなやみレスキュー）」。

8　「よくある質問と答え」（FAQ）

コールセンターや地方事務所に入った問合せに対し情報提供をするために、法制度情報を「よくある質問と答え」として法テラスがデータベース化して整備したもの。令和8年3月31日現在、約5,300件のFAQを整備している。

9　霊感商法等対応ダイヤル

法務大臣主宰による「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議が令和4年9月5日に設置した「合同電話相談窓口」の機能等を継承する形で、法テラスが令和4年11月14日から運用を開始した。霊感商法を始めとする金銭トラブル、心の悩み、家族の悩み、児童虐待、修学、就労、生活困窮など、「旧統一教会」問題やこれと同種の問題でお悩みの方を対象に、無料で相談窓口についての情報提供を行っている。

電話番号は「0120-005931」。

民事法律扶助業務

10　センター相談／事務所相談

○センター相談：法テラスの事務所で実施する法律相談
○事務所相談：契約弁護士・司法書士の事務所で実施する法律相談

11　出張相談／巡回相談／指定相談場所

○出張相談：弁護士・司法書士が出張して実施する法律相談
○巡回相談：地方公共団体等の施設を一時的な指定相談場所として指定し、弁護士・司法書士がその場所に赴いて実施する法律相談
○指定相談場所：地方事務所長が指定し、法律相談援助を行う場所

12　法律相談援助

一般法律相談援助、特定援助対象者法律相談援助及び被災者法律相談援助から構成される。

13　一般法律相談援助

民事法律扶助業務で一般的な法律相談。
収入や資産が一定の基準を下回る方を対象に、弁護士・司法書士による無料法律相談を行う。

14　特定援助対象者法律相談援助

平成30年1月24日施行。
認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある方（特定援助対象者）を対象として、特定援助機関からの申入れにより、資力にかかわらず弁護士・司法書士が出張するなどして相談を行う。
資力が一定の基準を超える場合は、法律相談料は対象者の負担となる。

15　被災者法律相談援助

平成28年7月1日施行。
政令で指定された大規模災害により被災された方を対象として、災害発生日から1年を超えない範囲で、資力を問わない無料法律相談を行う。
令和7年度末までに被災者法律相談援助の対象となった災害は、本文「6. 災害対応」を参照。

16　電話等相談援助

電話やインターネット上のWeb会議ソフト等を用いて行う法律相談。

17　震災法律相談援助

「法テラス震災特例法」に基づき、東日本大震災に際し、災害救助法が適用された区域に平成23年3月11日に居住していた方等を対象として、無料で法律相談を行った。
なお、令和3年3月31日で「法テラス震災特例法」は失効したため、本制度の新規援助申込みの受付も同日付けで終了した。

18　簡易援助

法律相談に付随して被援助者名義の簡易な法的文書の作成をすること。

19　代理援助／書類作成援助

○代理援助：民事裁判等手続に関し、代理人となる弁護士・司法書士費用（着手金・実費・報酬金など）の立替えを行う。
○書類作成援助：裁判所に提出する書類の作成を司法書士又は弁護士に依頼する費用の立替えを行う。
いずれも立替金の償還は原則として援助開始時から始まる。

20　震災代理援助／震災書類作成援助

「法テラス震災特例法」に基づき、東日本大震災に際し、災害救助法が適用された区域に平成23年3月11日に居住していた方等を対象として、震災に起因する事件について、弁護士・司法書士費用等の立替えを行った（震災代理援助、震災書類作成援助）。
いずれも立替金の償還は援助終結後から始まる。
なお、令和3年3月31日で「法テラス震災特例法」は失効したため、本制度の新規援助申込みの受付も同日付けで終了した。

21　援助開始決定／終結決定

○援助開始決定：代理援助・書類作成援助を開始することを審査で決定すること。審査では、立替額や事件の処理方針などを決定する。
○援助終結決定：事件が終了したとき又は援助を継続する必要がなくなったときに、代理援助・書類作成援助の終了を審査で決定すること。審査では、報酬金・立替残金の支払方法などを決定する。

法テラス用語の解説

22　立替金（着手金・実費・報酬金）

法テラスが被援助者に代わって一時的に支払う弁護士・司法書士費用等。被援助者は原則毎月法テラスに償還する。以下の金員を立て替える。

○着手金：弁護士等が事件の依頼を受けたときに支払を受ける金員。事件等の結果の成功、不成功の如何にかかわらず弁護士等が受け取るもの
○実　費：弁護士等が受任した事件の事務の処理に伴って必要となる費用。裁判記録謄写料、照会手数料、出廷・打合せのための交通費、通信費など
○報酬金：弁護士等が一定の成果を得られたときに支払を受ける金員

23　償還

法テラスが立て替えた費用を被援助者が返済すること。

24　免除／猶予

○免除：立替金の償還を不要とすること
○猶予：立替金の償還を一定期間止めること
いずれも、一定の要件がある。

25　ハーグ条約

オランダのハーグで採択された、国家間の不法な児童連れ去り防止を目的とした多国間条約である「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」の通称。法テラスでは、ハーグ条約事件の日本国内における民事裁判等手続について、民事法律扶助業務を行っている。

26　民事法律扶助契約弁護士・司法書士

法テラスとの間で、民事法律扶助業務に係る事務の取扱いについて契約を締結した弁護士・司法書士のこと。

27　特定不法行為等

「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと」を理由とする所轄庁等による解散命令請求等の原因となった不法行為等及びこれらと同種の行為であって、解散命令請求等の対象宗教法人又はその関係者によるもの。

28　特定被害者

特定不法行為等に係る被害者であって、国民又は我が国に住所を有し適法に在留する者。

29　特定被害者法律援助業務

特定不法行為等被害者特例法に基づき、特定被害者が対象宗教法人又はその信者その他の関係者による特定不法行為等に関する裁判その他の法による紛争解決のための手続及び弁護士・司法書士等のサービスを円滑に利用することができることを目的とした業務。

30　特定被害者代理援助

特定被害者を当事者とする特定不法行為等に関する紛争を、業務方法書に定める対象手続において解決しようとする場合の、当該手続の準備及び追行のため代理人となる弁護士・司法書士に支払うべき報酬及び必要な実費の立替えをすること。

31　特定被害者法律相談援助

弁護士・司法書士による、特定被害者に対する法律相談（特定不法行為等に関するものに限り、刑事に関するものを除く。）を実施すること。

国選弁護等関連業務

32　国選弁護制度（国選弁護人契約、国選弁護人契約弁護士）

刑事事件で勾留・起訴された者が、貧困等の理由で自ら弁護人を依頼できない場合に、法テラスとの間で国選弁護人の事務を取り扱う契約（国選弁護人契約）を結んだ弁護士（国選弁護人契約弁護士）の中から、法テラスが指名した弁護士を、裁判所が国選弁護人として定める制度。

33　国選付添制度（国選付添人契約、国選付添人契約弁護士）

少年事件について、一定の事件等の場合に、法テラスとの間で国選付添人の事務を取り扱う契約（国選付添人契約）を結んだ弁護士（国選付添人契約弁護士）の中から、法テラスが指名した弁護士を、裁判所が国選付添人として定める制度。

34　指名通知請求／指名打診／指名通知／選任

個別事件の国選弁護人等を定めるために、裁判所は法テラスに対し、候補者を裁判所に通知するように依頼する（指名通知請求）。法テラスは、契約弁護士の中から候補者を選び、国選弁護人等に指名することを候補者に打診し（指名打診）、承諾を得て裁判所に通知する（指名通知）。

これを受けて、裁判所は、同候補者を国選弁護人等として選任する（選任）。

司法過疎対策・常勤弁護士

35　常勤弁護士（スタッフ弁護士）

法テラスとの間で、総合法律支援法第30条その他法令に規定する法テラスの業務に関し、主として他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士のうち、法テラスに常時勤務する契約をしている弁護士。民事法律扶助、国選弁護及び司法過疎対策等の重要な担い手である。

36　司法過疎地域

弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域。

37　司法過疎地域事務所

法テラスが司法過疎地域に設置した法律事務所。そこに常駐する常勤弁護士が、法律相談や裁判代理等の法律事務を幅広く取り扱う。

38　有償事件

民事法律扶助、国選弁護等関連事件及び受託事件以外の事件で、常勤弁護士が依頼者等から相当の対価を得て取り扱う事件。基本的には、司法過疎地域事務所において取り扱っているが、それ以外の法律事務所においても、例外的に取り扱うことがある。

39　隣接法律専門職者

弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人以外の者であって、法律により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる者。

40　司法ソーシャルワーク

地方公共団体・福祉機関等の職員と弁護士・司法書士とが協働しながら、高齢・障がい・生活困窮等の理由で自ら法的援助を求めることが難しい方々の下に出向くなど積極的に働きかけを行い、その方々が抱える様々な問題の総合的な解決を図る取組。

41　養成事務所・養成常勤弁護士

常勤弁護士が、全国各地の法テラスの法律事務所へ赴任する前に、原則１年間、一般の法律事務所において、経験豊富な指導弁護士による指導を受けながら業務を行うことを「養成」と呼んでいる。養成を行う法律事務所のことを養成事務所といい、そこで養成を受ける常勤弁護士のことを養成常勤弁護士という。

法テラス用語の解説

犯罪被害者支援業務

42　犯罪被害者支援ダイヤル

コールセンターに設置している、犯罪被害に関する問合せ専用の電話窓口。犯罪被害者支援の研修を受けたオペレーターが法制度や相談窓口等の情報提供を行っている。必要に応じ、法テラス地方事務所へ支援の引継ぎを行う。

電話番号は「0120-079714（なくことないよ）」。

43　DV等被害者法律相談援助

平成30年1月24日施行。

特定侵害行為（DV、ストーカー、児童虐待）を受けている方に対し、資力にかかわらず弁護士が再被害の防止に必要な法律相談を行う。

対象者に一定の基準を超える資産がある場合、法律相談料は対象者の負担となる。

44　被害者参加制度（被害者参加人、被害者参加弁護士）

一定の犯罪の被害者等が、裁判所の決定により、刑事裁判に直接参加することができる制度。

刑事裁判への参加を許可された被害者等を被害者参加人、被害者参加人の委託を受けた弁護士を被害者参加弁護士という。

45　被害者参加人のための国選弁護制度（被害者参加弁護士契約弁護士）

経済的に余裕がない被害者参加人に対し、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度。法テラスが、国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約、国選被害者参加弁護士候補の指名、国選被害者参加弁護士に対する報酬の算定・支払等の業務を行っている。

なお、国選被害者参加弁護士となるための契約を法テラスと結んだ弁護士を被害者参加弁護士契約弁護士という。

46　選定請求／指名打診／指名通知／選定通知

被害者参加人のための国選弁護制度を利用する被害者参加人は、裁判所に対し、国選被害者参加弁護士を選定することを請求する（選定請求）。必要書類の提出は法テラスを通して行う。

法テラスは、被害者参加弁護士契約弁護士に対し、国選被害者参加弁護士の候補として指名することを打診し（指名打診）、承諾を得て、裁判所に通知する（指名通知）。

裁判所は、被害者参加人・被害者参加弁護士契約弁護士・法テラスに対し、当該弁護士を国選被害者参加弁護士として選定したことを通知する（選定通知）。

47　被害者参加旅費等支給制度

被害者参加制度を利用して裁判に出席した被害者参加人に、国が旅費・日当・宿泊料（宿泊が必要と認められる場合）を支給する制度。

法テラスが、旅費等の算定・支払等の業務を行っている。

48　犯罪被害者等法律援助（犯罪被害者等支援弁護士制度）

令和8年1月13日施行。

殺人や性犯罪などの犯罪被害にあわれた方やその家族が、刑事・民事・行政その他の様々な手続について、弁護士による法律相談や法律事務等を原則無料で受けられる制度。

和暦西暦早見表

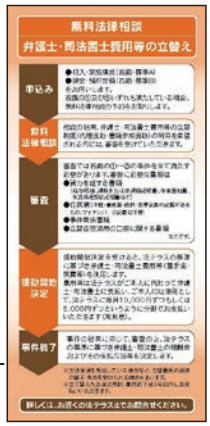
和暦	西暦	和暦	西暦	和暦	西暦
昭和50年	1975年	平成 8 年	1996年	平成30年	2018年
昭和51年	1976年	平成 9 年	1997年	平成31年	2019年 (～4/30)
昭和52年	1977年	平成10年	1998年	令和元年	2019年 (5/1～)
昭和53年	1978年	平成11年	1999年	令和 2 年	2020年
昭和54年	1979年	平成12年	2000年	令和 3 年	2021年
昭和55年	1980年	平成13年	2001年	令和 4 年	2022年
昭和56年	1981年	平成14年	2002年	令和 5 年	2023年
昭和57年	1982年	平成15年	2003年	令和 6 年	2024年
昭和58年	1983年	平成16年	2004年	令和 7 年	2025年
昭和59年	1984年	平成17年	2005年	令和 8 年	2026年
昭和60年	1985年	平成18年	2006年		
昭和61年	1986年	平成19年	2007年		
昭和62年	1987年	平成20年	2008年		
昭和63年	1988年	平成21年	2009年		
昭和64年	1989年 (～1/7)	平成22年	2010年		
平成元年	1989年 (1/8～)	平成23年	2011年		
平成 2 年	1990年	平成24年	2012年		
平成 3 年	1991年	平成25年	2013年		
平成 4 年	1992年	平成26年	2014年		
平成 5 年	1993年	平成27年	2015年		
平成 6 年	1994年	平成28年	2016年		
平成 7 年	1995年	平成29年	2017年		

法テラスの刊行物

法テラスのことをわかりやすく説明したさまざまな刊行物を作成しています。各刊行物については、法テラスのホームページからPDFデータでダウンロードすることができます。

法テラスを利用したい方へ







組織概要を知りたい方へ





利用対象者別パンフレット



高齢者支援パンフレット



知的障がい者支援パンフレット



点字パンフレット

犯罪被害者支援リーフレット



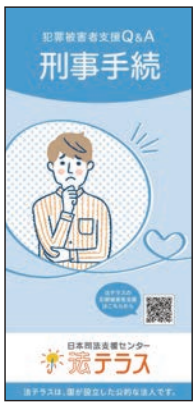












法律問題Q&Aシリーズ





シリーズ内容
離婚問題、相続問題、労働問題、多重債務問題、
成年後見、身近なトラブル

広報誌



調査報告書



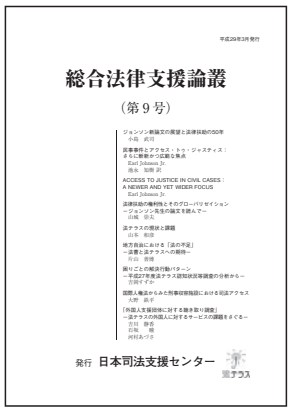


東日本大震災の被災者等への法的支援に関する
ニーズ調査報告書



法律扶助のニーズ及び
法テラス利用状況に関する
調査報告書

紀要



総合法律支援論叢

法テラス白書　令和７年度版

令和８年10月発行

編著・発行者　日本司法支援センター
東京都中野区本町1-32-2　ハーモニータワー8階
電話　0503383-5333
https://www.houterasu.or.jp

印刷・製本　若越印刷株式会社

日本司法支援センター

法テラス

法的トラブルのお問合せは…

法テラス・サポートダイヤル

0570-078374（おなやみなし）

※IP電話からは、03-6745-5600にお電話ください。

犯罪被害者支援ダイヤル

0120-079714（なくことないよ）

※IP電話からは、03-6745-5601にお電話ください。

法テラス災害ダイヤル

（被災者専用フリーダイヤル）

0120-078309（おなやみレスキュー）

※被災者の方専用のダイヤルとなりますので、ご留意ください。

受付時間／平日9:00～21:00 土曜日9:00～17:00

法テラス ホームページ　https://www.houterasu.or.jp

スマートフォンサイト

VEGETABLE OIL INK

日本司法支援センター
〒164-8721　東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8F　TEL0503383-5333（IP電話）